

**Journal
of
Shariah Studies**

**No.7
2010**

Contents

<Thesis>

From Islamic Economy to Islamic Finance:

30 Years of Risk Averse TheoryJunya Shinohe

Causes for the Fight Against Hutheis in Yemen Nobuo Mori

Ahmad Bin Hanbal : Founder of Hnbali School Yoshihide Kashihara

<The Islam world circumstances>

The Conditions of the Tension between Kirgistan and East Turkestan..... Takaharu Nakajima

Visiting the Footprints of Eppei Tanaka in Santo Area of ChinaShigeru Hasebe

System of Halal Certification In Indonesia Toshio Endo

<Reviews>

Lecture in October,2009 “On the Possibilities of Establishing an Islamic Bank in Japan”

Lecture in March,2010 “The Muslims Way of Living in Non-Muslim Countries”

Report of “Tafshir(exegesis)Quran” study

1. Report of “TafshirQuran” study : Surah 5. 1~7 Nobuo Mori

2. Report of “TafshirQuran” study : Surah 5. 8~34 Toshio Endo

3. Report of “TafshirQuran” study : Surah 5. 35~50 Yoshihide Kashihara

4. Report of “TafshirQuran” study : Surah 5. 51~71 Jiro Arimi

5. Report of “TafshirQuran” study : Surah 5. 72~89 KImiaki Tokumasu

6. Report of “TafshirQuran” study : Surah 5. 90~100 Hideomi Muto

7. Report of “TafshirQuran” study : Surah 5. 101~120Junya Shinohe



Shariah Research Institute
Takushoku University
Tokyo.Japan

シャリーア研究

第七号

2010



シャリーア研究

第七号

2010

拓殖大学
イスラーム研究所

慈悲あまねく慈悲深きアッラーの御名において

—目 次—

〈論考〉

イスラーム経済からイスラーム金融へ

一利子回避論の30年—	四戸潤弥	1
-------------	------	---

イエメン・ハウスィー (الحوثي) 派紛争の要因

.....	森伸生	21
-------	-----	----

シャリーア4法学派の系譜(4)

ハンバリー派開祖アフマド・ビン・ハンバル

.....	柏原良英	43
-------	------	----

〈イスラーム世界事情〉

緊迫化するキルギス・東トルキスタン情勢

.....	中島隆晴	53
-------	------	----

中国山東省に田中逸平の足跡を訪ねて ——回族社会管見

.....	長谷部茂	61
-------	------	----

インドネシアのハラール認証システム

.....	遠藤利夫	85
-------	------	----

〈記録〉

平成21年度 第3回イスラーム講演会記録

日本におけるイスラーム銀行設立の可能性について

.....	ワハバ・ズヘイリー博士	201
-------	-------------	-----

平成 21 年度 第 4 回イスラーム講演会記録

非イスラーム国におけるムスリムの生活

…………… アリー・ジュムア博士 219

第 1 回タフスィール研究会報告クルアーン第 5 章食卓章 第 1 節～ 7 節

…………… 森 伸 生 235

第 2 回タフスィール研究会報告クルアーン第 5 章食卓章 第 8 節～ 34 節

…………… 遠 藤 利 夫 263

第 3 回タフスィール研究会報告クルアーン第 5 章食卓章 第 35 節～ 50 節

…………… 柏 原 良 英 283

第 4 回タフスィール研究会報告クルアーン第 5 章食卓章 第 51 節～ 71 節

…………… 有 見 次 郎 305

第 5 回タフスィール研究会報告クルアーン第 5 章食卓章 第 72 節～ 89 節

…………… 徳 増 公 明 319

第 6 回タフスィール研究会報告クルアーン第 5 章食卓章 第 90 節～ 100 節

…………… 武 藤 英 臣 341

第 7 回タフスィール研究会報告クルアーン第 5 章食卓章 第 101 節～ 120 節

…………… 四 戸 潤 弥 359

執筆者紹介

有見 次郎	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
遠藤 利夫	拓殖大学イスラーム研究所シャリーア専門委員
柏原 良英	拓殖大学イスラーム研究所主任研究員
四戸 潤弥	同志社大学神学部教授
徳増 公明	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
中島 隆晴	拓殖大学海外事情研究所助教
長谷部 茂	拓殖大学日本文化研究所主任研究員
武藤 英臣	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
森 伸生	拓殖大学イスラーム研究所所長・教授

(五十音順)

イスラーム経済からイスラーム金融へ ―利子回避論の30年―

四 戸 潤 弥

（１）問題の所在

イスラーム金融と呼ばれるものが、その実際においても、そしてそれに対応する理論と研究においても新たな段階へと確実に移行したように思える。

現在のイスラーム金融の発端となった無利子銀行設立において最大の課題は、銀行の存立に関わる利息収入をイスラームにおいて合法化させるために西欧の有利子銀行をイスラーム化させることにあった（注１）。

合法化の理論はイスラーム初期の時代にイラクで行われていたムダーラバ契約であった。ムダーラバ契約とは「出資者と事業者」との共同交易事業で、出資者が商品買付金を出資、事業者がラクダの隊商を組んで商品を買付け、販売し、その販売代金で新たな商品を買付けて持ち帰り販売して利益をあげ、その利益を出資者と事業者の間で契約時の取り決めによって分配する陸の交易事業であった。後に、海路が開発されるとイタリアの諸都市はこれを海の交易として行い、「冒険貸借」と呼ばれるようになる。ムダーラバの契約形態を典型契約として、それを無利子銀行の貸付と預金契約に適用し、欧米型の有利子貸付と預金契約のイスラームにおける違法性を解消して、イスラーム法から見て合法的な銀行を設立するというものだった。利息は、投資収益の分配と呼ばれるようになると共に、違法性を強く引き出す確定利息利率は廃されることになった。

だが、現在のイスラーム世界における無利子銀行の業務の契約形態は、ムラーバハ（原価と販売価格の差益取得合意契約）、ムシャーラカ（共同出資による共同事業）、イジャラ（賃貸契約）、イジャラ・ワ・イクティーナ（長期リース買取契約）、カルド・ハサン（無利子の消費貸借）と多様化し、

ムダーラバは業務の一部でしなくなっている。それにつれて無利子銀行の実態は、投資、金融サービス事業の営業活動へと移行しているのである。

イスラーム法の適格性が最初から問題とならないムダーラバ以外の契約典型が主要な業務となり多様化していく現在のイスラーム金融の動向からみて、西欧型の金融機関であった銀行をイスラーム化する必要性はどこにあったのか。またイスラーム無利子銀行の核となったムダーラバは、銀行の枠組みでなくとも機能し、事実投資会社がムダーラバの契約を行っているのに、あえて銀行の枠組みに入れる必要性はどこにあったのか。つまりイスラーム無利子銀行はなぜ必要だったのかということが本稿の問題の所在であり、それを検討することが本稿の目的である。

本稿は二つに分かれて考察している。第一は、イスラーム世界における無利子銀行の位置づけである。第2は、利息の検討である。なぜならイスラーム世界の利息理論と、西欧型利息概念の違いが無利子銀行理論を必要としたからである。

(2) イスラームにおける無利子銀行の検討

2-1. 無利子銀行設立の背景

イスラーム世界の無利子銀行の歴史の始まりについては複数の説がある。パキスタンで始まったとする説があれば、イラクで始まったとする説もある。

歴史的事実を見れば、無利子銀行の本格的な事業開始を促進したのは、1973年の第4次中東戦争だった。原油価格は高騰し、同時に OPEC（アラブ石油輸出機構）が打ち出した親イスラエル国に対する「石油禁輸」措置を実施された。これを契機に資源ナショナリズムに拍車がかかり、その結果としてアラブ、およびイスラーム諸国の原油輸出収入は飛躍的に増大した。この原油輸出収入を西欧の銀行に運営を任せたりせずに、開発が遅れたイスラーム世界の産業育成拡大のために投資する構想が生まれた。

73年の第四次中東戦争終了後の70年代後半にドバイ・イスラーム銀行やエジプト・ファイサル・イスラーム銀行、スーダン・ファイサル・イスラーム

銀行などが設立され、80年代になってアラブ湾岸諸国で無利子銀行が営業を開始した。

ファイサル・イスラーム銀行は、サウジアラビアの故ファイサル国王の名前を冠したものであったが、サウジアラビア国内よりエジプトやスーダンなど他のアラブ諸国で先に開設されている。その理由はアラビア湾岸諸国には無利子銀行の合法化の理論を肯定しない人々の方が多くいたからである。サウジアラビア政府や他のアラブ湾岸諸国政府は無利子銀行のイスラームにおける合法性を説明するキャンペーン集会を勢力的に行ったが、説明は違っても、営業活動は西欧型の銀行と同じであって、呼称がどうであれ貸付収益によって運営されているので説得力に欠けるのであった（注2）。我が国の研究者たちは無利子銀行がイスラーム世界で誰もが認める銀行であると思ひ込みがちだがそうはなっていなかった。現在でも疑惑の対象である。

こうした経緯から言えることは、無利子銀行設立には、急激に増大した原油、ガス資源輸出収入の活用がイスラーム世界の事情としてあげられる。「オイルダラー」との俗称を持つ資金をイスラーム世界の殖産興業のための投資に使われるように、それもイスラーム教徒の手を通じて行われることを可能にするためにとの期待を込めての設立だったとすることができる。

2-2. 西欧銀行と無利子銀行

銀行という共通の名称を持つ、これら二つの機関の違いは有利子かそうでないかにあるが、共に殖産興業への寄与が期待されていることに共通性がある。

目的が同じなのに、違いが強調される理由は、言及するまでもなく、聖典クルアーンにある「アッラーは売買を許し、利息を禁じた」（第2章276節）が根拠となっている。

イスラームは利息取得を禁じている。近代以前の西欧では消費貸借における利息取得は宗教的、倫理的に非難されていたが禁止にまでは至らなかった。

しかし西欧では、利息を消費貸借における利息ばかりでなく、産業投資での利息もあるとして、後者を倫理的に非難されないとの歴史的結論づけによって

利息の倫理的正当化が図られた。そうした状況の中で設立されていった銀行は、産業育成と拡大に貢献する機関として必要不可欠の役割を演じ、西欧の産業発展に大いに貢献した。こうした銀行は商業中心のイスラーム世界では不要であった。商人は自己の流動資本を用いて商品を買付、転売して差益を稼ぐだけであり、西欧のように機械化された大工場という固定資本を使って大規模な生産体制が生み出すことはなかった。

オイルダラーを投資して工業国家樹立を夢見ることが極めて自然なことに思えたのは、アラブ世界全体ではエジプト、イラク、シリアなどで豊富な労働力を期待できたからである。それに対応する生産工場としての固定資本をオイルダラーで供給すればアラブ世界に工業国家を樹立することができるのであった。

イスラーム世界は産業発展に貢献する銀行の機能を大いに認めたものの、利息取得を収益とする銀行を受け入れることは宗教上、あるいはイスラーム法上、到底できないことであった。しかし、豊かな資源輸出収入をイスラーム世界の産業育成に投資するためには銀行設立が必要と考えた。実際は、後で分かるように、アラブ産油国には西欧型の工業国家成立させる要素よりも歴史的にみて中継貿易による繁栄の方がはるかにコストパフォーマンスが良かったから、銀行設立は産業育成ではなく、国際投資市場、あるいは国際金融投資市場での投資資金として使われる方向へと向かったのである。

2-3. 無利子銀行と産業育成

ファイサル銀行の目的は実現されたのだろうか。市中の資金を集めて産業育成に投資する銀行が、アラブ湾岸諸国のような産油国に必要なのだろうか。と問いがなされる時期に入っている。つまりサウジアラビアのような原油輸出国の産業は原油、ガスなどの資源関連産業を中心としたものであり、規模も巨大である。原油、ガスの資源は国有であるから、その関連産業も政府が事業主体となる。製造業は輸出産業となるほど成長しなかったし、国内においても市場を占有するまでに成長することなく、市場は価格の高い安いはあるにしても

外国製品で溢れていた。製造業よりも輸入販売業やホテルなど流通・サービス部門が拡大した。

2-4. 近代工業における収益率の飛躍的増大

交易を主とするイスラーム初期の時代にも製造業は存在していたが、主なもののは交易事業に必要なラクダや馬などに必要な道具であった。このような製造業への投資は規模が小さいし、生産機械導入による生産の飛躍的增加などはまったくなかった。そのためイスラーム世界においては交易業に従事する方がより豊かになった。聖書マタイ25章のタラントンの譬え話において1タラントンを埋めておいた僕に対し、主人が言った言葉の中に『それなら、わたしの金を銀行に入れておくべきであった。そうしておけば、帰って来た時、利息付で返してもらえたのに。』とあるが、これは利息よりも商業投資による収益の方がより多かったことを物語るものである。こうした状況は中継貿易によって繁栄してきたアラブ・イスラーム諸国の現代にも通じている。

だが西欧はまったく予想外の成功を収めたと言える。産業革命により製造業による収益が、交易による収益よりもはるかに多いことが証明され、西欧は植民地帝国を形成していった。だがアラブ・イスラーム世界においては製造業の収益が商業による収益よりも多くなることはなかった。世界をリードする産業資本主義は成立しなかったのである。

2-5. 無利子銀行と投資ファンド

今となっては無利子銀行がアラブ・イスラーム世界の製造業と商業の内在的構造を無視して設立されたと言っても過言ではない。無利子銀行を合法化するためにムダーラバ契約が根拠としされた。しかし無利子銀行設立の動きにと併行して、イスラーム世界で多くの投資会社や投資ファンドが設立されていた事実注目しなくてはならないだろう。

工業国家設立構想とは別に、資源による巨大な収入は、イスラーム歴史以来の商業ベースの投資事業に用いられていたことを示すものであることを考慮し

なくてはいけない。

当初殖産興業のために設立された無利子銀行の業務も金融投資が主たるものとなっていき、投資ファンドや金融サービス事業の業務内容と重なっている。それは銀行という公共機関的な色彩を持つ金融機関でなくてもよかったことを意味している。故に実態を反映して、理論や研究もイスラーム経済からイスラーム金融へとシフトしていったのは当然と言えるだろう。

2－6. 商業中心の交易と無利子銀行

無利子銀行は工業国家樹立、あるいは産業育成の目的として、西欧の道を踏襲するために設立されたと言える。しかし最新の科学技術による工業は、すでに西欧が達成していたし、その技術導入と、アラブ人などの国内の技術者育成と生産体制の構築のためには巨大な投資コストが必要であり、仮に生産体制が確立したとしても国際競争において欧米、日本、韓国、中国などを圧倒できるかどうかは確かでなかった。そのため、イスラーム無利子銀行はアラブ・イスラーム世界が従来慣れ親しんできた商業中心の適度な規模を持つ小規模の工業を持った社会に踏みとどまったように思える。これがイスラーム経済からイスラーム金融へとシフトした理由の一つである。

2－7. 無利子銀行潮流の第一段階の終焉

80年代半ばに本格的に活動したアラブ産油国を中心としたイスラーム無利子銀行は90年のイラクによるクウェート侵攻と共に第一段階の終わりを迎えた。国家自体の存立が問題となったのである。クウェート政府は崩壊し、亡命政権となった。イラクはサウジアラビア国家体制存立にも影響を与えそうであった。翌年1月の米国多国籍軍による対イラク戦争によって危機は回避されたが、オイルダラーの資金投資をアラブ・イスラーム世界にのみ投資することは危険であることが判明した。オイルダラーは西欧へシフトし始めたのである。

2-8. 2001年ニューヨーク同時多発テロと無利子銀行 ―第二段階へ―

振り子は元へ戻らず、別な方向へと揺れた。イスラームテロリストの米国内攻撃に対し、米国政府は国内のイスラーム諸国の資産を調べ始めた。過激グループとつながりのある資金や投資活動にはチェックが入った。いつ資産が凍結するかわからない状況となった。こうした時に、米国国内で行き場を失ったアラブ資産の受け皿としてマレーシアやシンガポールなどのイスラーム銀行、金融サービスセンターが注目されたのである。米国からアジアへのアラブ産油国からの投資のシフト、あるいは米国から英国などへの投資のシフトはイスラーム金融を活発化させるものだった。

このようにしてイスラーム無利子銀行が第2段階へ入り、イスラーム経済からイスラーム金融へと移行したのである。

(3) イスラームの利息論

3-1. 利息取得の否定と禁止の背景

利息取得の禁止の根拠とされるのが、クルアーンにある「売買は利息のようなものだ」と彼らは言った。アッラーは売買を許し、利息を禁じた」（第2章275節）であった。

この節の理解は、同じ一文の中に、「売買と利息」が対比されていることから始まる。アッラーは誰に発言に対して抗弁の啓示を下したのかが第1に検討されなければならない。イブンカスィースル(注3)のクルアーン注釈書(注4)においては、「多神教徒である」と記されている。

「それ（売買）を合法としたアッラーの判断に対する彼ら（多神教徒たち）の異議に対して、それ（売買）は彼らに許されたのである。それは、彼らのようにリバーを売買に対する類推適用としたのではなかった。とういのは、『多神教徒たち』はアッラーがクルアーンにおいて合法として売買についての立法を認めないからであった。そうであったなら、類推の適用を行って、『利息は売買のようなものだ』と言っただろう。しかし、彼ら（多神教徒たち）は、『売買は利息のようなものだ』と言っている。すなわち売買と利息取得行為は同じ

だと言うのである。なぜこれ（利息）を禁じ、それ（売買）を許したのか？彼らはアッラーの立法に異議を唱えたのであった。それ（売買）はこれ（利息）のようなものだ。アッラーはそれ（売買）を許し、これ（利息）を禁じた。」（注5）

イブン・カスィールは、この啓示をアッラーの立法に対する異議に反論したものと記している。

第2は、啓示の文脈を通じた検討（注6）である。

本啓示の前後の文脈を見れば、前の文脈は、貧しい者へ施しを奨励するものであるから、啓示の明示性とは異なり、「施しと利息」が文脈上、対比されている。

従って、「施し」と「利息」の共通要素を明らかにしなければならない。共通しているのは相互給付ではない財の一方的給付による財の移転であることである。施しは他人への一方的財の給付の贈与である。利息は、借主から貸主への一方的財の給付である。

ところで、啓示で言及されている多神教徒は「利息」が否定されたことに対して、「売買は利息のようなものだ」として、「利息」を本とし、売買を従としている。そのことは、商業社会マッカに利息を収益の主たる手段としていた多神教徒たちが存在していたことを示すのだろうか、あるいは利息取得行為の非難に対して、「あなたたちとて私たちと同じでしょう。」との単なる反論なのであろうか。当時、アラブ人たちは偶像崇拜者か、あるいは多神教徒で、アラビア半島には彼らの他に、一神教の啓典の民であるユダヤ教徒やキリスト教徒たちがいた。そしてペルシャ（イラン）には一神教かどうかは判断ができないマジ教徒がいた。マッカの多神教徒が発言したとするならば、利息を主たる収益とする金貸しがいたとするには矛盾がある。なぜならイスラームにおける利息は売買の過程で発生するもので、金銭消費貸借で発生するのではないからだ。ちなみに、イスラームでの利息（増加）は、1）支払猶予での増額か、2）支払における代金金種変更かのどちらからである。商業社会マッカでの利息取得者は、同時に売買取引従事者であったのだから、売買の立法化に反対したとするイブン・カスィールの指摘には疑問が呈される。

もっとも合理的な理解は、多神教徒が商業都市マッカの民でなく、商業に従事していない民であるとするところである。そうであれば、売買の合法化に異議を唱えたことが理解できる。商業を生業としない社会における利息取得者であるとするなら、イブン・カスィールの指摘を素直に読み進めることができる。また、この啓示はマディーナ啓示で、そのことは、商業を生業とした民がアッラーの道へ進むため、財産を残したまま故郷マッカを離れマディーナに移住してきたムハージルに触れ、彼らに資金がなく交易が行えない状況が記されていることとも対応する。

ここでの多神教徒とは売買を生業としないで利息を取得していたマディーナの多神教徒とすると、イブン・カスィールの指摘と矛盾しなくなる。

そして後に続く文脈を見ると、同じ節で、「これまで利息を取っていた罪は問われない」（第2章265節）との啓示が続く。その後、利息と施しが対比されて言及され、施しを勧めると共に、善行を積み、礼拝を行い、施しを行えと信者の義務（第2章277節）に言及されている。それでアッラーの命に従わないで「利息」を取り続ける者たちに対して、アッラーから宣戦される（第2章269節）と続いている。

この文脈において、「利息」は、売買を生業とする者も、あるいはそうでない者も対象となっている。つまり、売買取引における利息と、消費貸借における利息が共に含まれている。売買を生業としない者とは、マディーナにいた農牧業を生業としていたユダヤ人たちである。マディーナと交易関係にあったシリア人たちはキリスト教徒が多かった。

さらに、第2章282節には、「期限を決めて貸借を行う場合には、（その貸借契約）を書き留めよ。・・・」とある。

商業社会における消費貸借は返済期限を決めない投資貸付が主たるものであった。返済期限を定めた消費貸借は農牧業社会の慣習だった。従って、「アッラーは売買を許し、利息を禁じた」は、イブン・カスィールの解釈通りにマッカの商業社会における「利息」を主としながらも、マディーナの農耕遊牧社会における消費貸借における「利息」概念も考慮しなければいけない状況がマ

ディーナに移住したイスラーム教徒たちに訪れたことを意味していた。商業における金銭貸借は期限を限定しない投資貸付を基本とし、利益を分配するのが商慣行であった。また売買取引契約時にない支払遅延の増額を利息とする商慣行は、債務履行遅延の商慣習を示すものである。

こうした商慣習は別に、返済期限を定める消費貸借は、いつ利益が生まれるか確定できない商業の性格に合わない。しかし、収穫時期と収穫高が予想できる農耕社会では返済期限を定めることに抵抗はない。返済時期は双方とも期待できるからだ。

また「売買」を引き合いにだした多神教徒に対するアッラーからの強い反論である「アッラーは売買を許し、利息を禁じた」は、商業は断じて利息取得行為ではないし、それは商業において禁止されるべきものであると、はっきりとした「区別」を明確にしたと理解できる。

要約すると、利息禁止の背景には、商業での利息取得禁止、そして商業社会マッカの利息概念に農業社会の金銭貸借概念が加わっていく過度的状況があると言えるだろう。

「利息を禁じ、売買を合法とした」啓示の前後の文脈を見る、「施しと利息」から「売買と利息」へ、そして「あらゆる利息の全面禁止とその施行次第」へと流れていることになる。それを箇条書きにすると次のようになる。

260 節から

1. 貧しい者への施しは、人が知るような形でも、人が気づかない形でも良いことである。
2. 施しの報いは来世の幸福につながる。

275 節から

1. 利息は良くない。彼らは「売買は利息と同じだ」と言うがそうでない。
「あなたがやっていることは、私たちと同じだ」。あなたたちの売買取引は私たちの利息取得行為と同じだ。同類なのだ。
2. 利息は禁止で、売買は合法である。

275 節最後部から

1. これまで利息を取っていた者の来世での罪は問わない。
2. 続けることは許されない。
3. その罪の重さは、アッラーとの戦争をするのに匹敵

282 節から

1. 返済期限限定の金銭貸借では、その証拠を書き留めなさい。
2. 支払いができない状況があったなら猶予を与えるか、免除するか、助けてあげなさい。

こうして利息が禁止された。

3－2. イスラームにおけるリバーの意味

イスラームにおけるリバーの説明については、邦語の事典やイスラーム金融概説書、研究者の論稿などで行われ、ここで新たに稿を起こす必要がないほどであるので、本稿では論旨を明確にするための最小限の記述にとどめる。

アラビア語で利息はリバーで、その語源的意味は、「増加」である。消費貸借における増額返済は、マッカの商慣習とは合わない。マッカの消費貸借は、商業における生産手段（注7）の貸与であるので、増額返済は利益が生じた場合に収益分配となり、西欧では利息だが、イスラームではそれを利息と呼ばず、（収益の）分配（ナスィーブ）と呼び、現代の株式会社組織では、株主配当に相当する。

商業都市マッカでのリバー（増加）とは売買での代金支払い猶予における増額か、あるいは代金支払いにおける金種の変更（金相当を銀で弁済するなど）（注8）かである。そして、この増加も預言者の実際行為で禁止事項として確認された。

3－3. 西欧の利息概念とイスラームの利息概念

利息を不当とする理由は、不労所得に求めることが多い。しかし、それは生産労働を基礎とした社会の倫理観から生じるもので、歴史的にみれば、生産手段を土地とした農業社会に始まり、それから原材料を加工して生産する工業社

会での理由である。イスラームが始まったアラビア半島のマッカは商業都市であり、生産手段は土地ではなく、貨幣と商品であった。貨幣と商品が生産手段というのは比喩的な表現に聞こえるかも知れないが、マルクスが貨幣循環の叙述の中で言及している「買われた商品の資本家による生産的消費」から示唆されるように比喩ではなく、生産の意味を含まざるを得ないのである。これはまた新約聖書マタイ 25 章 26 節～29 節の「タラントンの譬え」が伝えるように、イエスの生きた社会において貨幣経済が発達し、貨幣を生産手段と考えられていたことと重ね合わせて理解できるのである。

西欧とイスラーム世界の利息概念の違いを表で示すと次のようになる。

	西欧	イスラーム
生活のための非生産的消費貸借の返済増額を利子とするか？	する	する
商売のための投資貸付での収益の分配をなんと呼ぶか？	利子	配当
産業投資のための投資貸付の収益の分配を何と呼ぶか？	利子	配当
支払い猶予における増額返済の呼称	遅延制裁利息	利息
支払金種の変更による返済の呼称	相殺	利息

3－4. イスラームと商業

イスラーム世界には産業革命を踏まえた工業国家は成立しなかった。商業資本が常に優位にあり、農業や製造業を圧倒してきた。彼らにとって収益は商業が常に多いとされ、それは中継貿易による繁栄という歴史的経験のなかで信念となっている。

だが工業国家の生産商品が巨大な収益を生み、イスラーム世界の商業資本を圧倒したのが歴史的事実である。その事実がイスラーム世界で実現されなかったため、イスラーム法の法的整備は行われることなく、工業国家の投資枠組みを違法としてきた。

投資家が配当を受け取るのは株式会社方式では合法であるが、銀行が産業に対する貸付から利息を取得する、あるいは預金者が利息を受け取ることは違法とされる。消費者金融の場合を除いて、銀行や預金者が受け取る利息は収益の分配であり、それは株式配当と実質的に違いはない。そのため最初に利率を定めず、収益を配分する契約で銀行をイスラーム化してきたのであった。利息の利率を定める法的違法性と、利息取得の違法性の根拠は同じである。

3-5. 西欧の産業資本とイスラームの商業資本

無利子銀行は結局のところ、イスラーム世界の商業中心の経済において商業資本型の投資銀行として利用され、工業生産のための産業投資銀行としては利用されなかった。そして近代において西欧がイスラーム世界を圧倒したのは、機械化された製造業の収益が商業交易業の収益と比較にならないほど巨大であったからだという事実だ。

西欧は消費のための利子と、機械化された生産基盤のために投資における出資者への利益の配当を利子も利子と呼んだ。後者の利子は西欧も経験した交易によって国の富が増えるという重商主義時代にはなかったものである。このような事実から、イスラームは西欧の工業投資事業における利子を分析し、それが利子でないことに気づき、無利子銀行に思い入れを行ったと言えるが、その前提には大規模な工業化が必要であった。しかし、イスラーム世界にはそれがなかった。理論的にはこの利子の分析が無利子銀行における利子回避論を形成したのである。

(4) 終わりに

無利子銀行設立とその歴史は30年余を経たが、その発端となったのは、イ

スラーム世界、特に、アラブ湾岸（ペルシャ湾）石油産油国のオイルダラーを殖産興業のために投資してイスラーム世界における産業資本主義設立構想だった。そのためには為替業者や個人的投資業者のレベルではなく、産業資本主義の核となる生産基盤がなくてはならなかった。だが無利子銀行はアラブ・イスラーム世界から工業立国を生み出す方向を支援することはなかった。それは世界の中継貿易地として繁栄してきた歴史を継続させる方向へと向かい、現在に至っている。殖産興業銀行は工業国家設立に不可欠な存在であるが、交易国家にとっては必ずしも必要ではない。その理由について考えるならば、経済学者 J・R・ヒックス（注9）が産業革命について述べた指摘が示唆的である。簡単に箇条書きにすれば次のようになる。

1. 工業国家を設立するには、生産基盤である固定資本をその時期の最高レベルの技術で整える必要がある。
2. そのためには投資も巨大なものとなる。
3. 同時にある程度の流動資本を維持しなければならない。
4. 科学の発展がそれを支える。
5. ヨーロッパを工業国家に向かわせたのはその地理的位置である。中継貿易地となることができないヨーロッパは自ら貿易品である輸出品をつくりださなければならなかった。

これとは対照的にアラブ・イスラーム世界の資源輸出国では高い技術を維持しながら運営できる固定資本の形成は始まらなかったし、今も始まっていない。あるのは従来通りの、流動資本をベースとした国際金融市場での投資活動である。

アラブ・イスラーム世界、特に無利子銀行設立に熱心だったサウジアラビア、UAE、カタールなどのアラビア湾岸産油国には石油、ガス資源関連のプラント施設があるが、それらは工業国民国家の形成に寄与することはまったくない。国民の多くは商業に従事している。その中で収益が他を圧倒しているのは欧米、日本企業製品の輸入をある程度独占している総代理店である。これら代理店以外に高い収益を享受しているのは、国際金融市場で欧米企業の株や債

券、為替を行っている政府、王族、有力商人などである。そして彼らの活動を支える流動資本は原油、ガスなどの資源輸出の収入と、長年にわたる資源輸出収入の投資成果の蓄積である。

無利子銀行論はイスラーム経済史の中で講義の中で語られる銀行預金と銀行活動の合法化の動きの話題となってしまったようである。一方、イスラーム金融論で語られるのは、先に銀行活動の合法化の部分と重複するが、それは銀行活動に固有のものでなく、国際金融市場での投資活動である。こうした現実には、イスラーム経済に関する理論や研究がイスラーム金融論へとシフトしたことを裏付けているのである。

最後に、イスラーム世界において無利子銀行が産業支援銀行としての役割を果たしたと言えるのは、トルコ、バングラデシュなどの農業、製造業が設立可能な国であった。ただ、それは産業国家としての規模には至らず、手工業を機械化した程度のものであったのだが、設立資金が必要だった起業家たちにとっては大いなる助けとなった。

これら諸国にあつては、投資収益回収の時期が農業暦や製造予定表によってある程度、予想され、生産高も予想できる状況にあった。

バングラデシュの場合、ノーベル平和賞を受賞したムハンマド・ユヌスが始めたグラミン銀行のマイクロクレジット・システムは有利子銀行であり、その利率は西欧のそれよりも高いものであった。もちろん、これはイスラーム法上、違法行為であり、宗教上非難されるものであった。だが、マイクロ・クレジットは商人たちから搾取同然の取引を強いられていた手工業者や、農業者たちを自立させる目的があった。利息は通常より高い利率であったが、利息は収益から銀行へと支払うものであり、実質的に投資貸付による収益分配であった。問題は借入金で一定利率の金額を加えて返済することで、実質は合法的なのだが、その形式に違法性があるというものだ。これは初期イスラームの商業を主たる生業とするマッカの時代にはなかった事例であるが、生産計画とその収益予想が不確定な商業と違い、農業や工業においては、一定比率を定めることは可能であるという特殊事情を組み入れた場合に、イスラーム法においてそ

れをどのように判断を下すべきかが問題になるだろう。初期イスラームにおける利子取得は、取引の過程で発生する支払遅延による増額や、支払金種変更によって生じる増額であり、農業や工業における生産財に対する投資資本の借入と性格を異にするものである。現代イスラーム法学において著名な法学者であるワフバト・ズヘイリーは彼のクルアーン解釈書『タフスィール・ムニール』で、他に借入方法がなかったなら、利子支払いも許されるとの法的意見を記している。ある特定の状況の下では予想収益の一定比率相当を借入金を基に算定することが認められる余地があるのではないだろうか。

バングラデシュのマイクロクレジットの借り主のほとんどが小規模の農業や製造業であり、自立支援を目指したものであったので、返済期日が確定でき、またその収益も予想できる状態にあったため、確定利子の貸借をしても、借り主はその返済に不安を抱くことなく、その資金を利用できるという状況をイスラーム法的に考慮すべきであろう。

● 注

注1 これについて多くの関係者が証言し、また合法化の理論からも容易に知ることができる。邦語文献においても、その事情を容易に知ることができる。その一つとして次のような発言がある。

「最初の本格的なイスラム銀行は1975年にドバイで誕生した。イスラム金融そのものは1400年以上前のイスラム教の誕生とともに始まっていたが、そこには高利貸しおよび利息の受け取りの禁止事項が含まれていたことから、75年はシャリア適格でかつコンベンショナルな金融システムに適合した新しい金融機関が創設された年ということになる。これは、主にヨーロッパで開発された試験的な金融システムをシャリア適格に再設計することによってスタートした。(ムハンマド・アリー・アルガリー・ギング・アブドルアズィーズ大学教授)」p51 イスラム金融検討会編著『イスラム金融 ―仕組みと動向―』日本経済新聞社 2008

注2 80年代にカタールという国に留学していた著者である私は、このキャンペーン集会に出席した経験がある。数人のイスラーム学者が演壇に控え、無利子銀行が営業活動について説明する。その中で、「リバー（利息）を取ってどうする。それは罪だ。」と大声で怒鳴ったのは、カタール政府宗教省相アン

サーリー翁であった。それに対して答えたのは、当時カタル大学のイスラーム法学部・研究学部長であったユーセフ・カラダーウィー博士であった。持ち前の抑揚のない太く強い声で、「誰もリバー（利息）で、煉獄の懲罰を受けようと思わない。しかし私たちの資金をイスラーム世界の産業を興すのに使わなければ、その資金は西欧の銀行が運用し、イスラーム世界は貧しいままでさらに弱体化し、西欧世界は私たちの資金で益々強くなり、私たちが隷属させる。この資金投資収益はリバーではない。」と答えたが、アンサーリー翁は席を立てて会場を後にしてしまった。この二人はイスラームの深い信仰で結ばれており、この一件で関係が悪化することはなかった。これが示唆するのは、無利子銀行に対する不信任はなかなか解消されなかった事実である。また、エジプトのアズハル大学総長で、今年3月にサウジアラビアで客死したムハマド・タントーウィー師は、国家法判断者（ムフティー・ジュムフリーヤ）の職責にあった時に、確定利付証券を承認するフトワ（法判断）を出した。この法判断については、アルハル大学のイスラーム学者たちや、信仰を強調するジャーナリストたちから激しい非難が浴びせられ、逝去するまで、同師を極悪人呼ばわりする論争が続いた。さらにサウジアラビアよりもエジプトやスーダンでファイサル銀行が先に開設された理由は、サウジ国内での人々の無利子銀行に対する懐疑心が強いことを示すものであったと言えよう。

注3 イスマーイール・ビン・ウマル・ビン・カスィール（ヒジュラ暦700－774）。ダマスカス生まれのイスラーム学者。他に歴史書『初めと終わり』や、ハディース解釈学の『ハディース研究』などがある。彼のクルアーン解釈書は特に有名で、現代においても読み継がれている。

注4 イブン・カスィール『偉大なるクルアーン解釈書』マクタバ・ダール・サラーム社 1999

ابن كثير "تفسير القرآن العظيم" مكتبة دار السلام 1994

注5 同掲 p437 第1巻

注6 「(あなたがたの良い施しは) アッラーの道のために、心をいためながらも、大地を闊歩出来ない困窮者のため(のものである)。かれらは控え目であるから、知らない者は金持であると考え。あなたがたはその様子から察しなければならぬ。かれらはしつこく人びとに請わないのである。あなたがたがよいものを施せば、アッラーは必ずそれを熟知されておられる。273 自分の財を、夜となく昼となく、人目を避けて、またあらわに施す者は、主の御許から報奨が下される。かれらには恐れもなく憂いもない。274 利息を

貪る者は、悪魔にとりつかれて倒れたものがするような起き方しか出来ないであろう。それはかれらが「商売は利息をとるようなものだ。」と言うからである。しかしアッラーは、商売を許し、利息（高利）を禁じておられる。それで主から訓戒が下った後、止める者は、過去のことは許されよう。かれのことは、アッラー（の御手の中）にある。だが（その非を）繰り返す者は、業火の住人で、かれらは永遠にその中に住むのである。275 アッラーは、利息（への恩恵）を消滅し、施し〔サダカ〕には（恩恵を）増加して下される。アッラーは忘恩な罪深い者を愛されない。276 本心に信仰して善行に励み、礼拝の務めを守り、定め喜捨をなす者は、主の報奨を与えられ、恐れもなく憂いもない。277 あなたがた信仰する者よ、（真の）信者ならばアッラーを畏れ、利息の残額を帳消しにしない。278 もしあなたがたがそれを（放棄）しないならば、アッラーとその使徒から、戦いが宣告されよう。だがあなたがたが悔い改めるならば、あなたがたの元金は取得出来る。（人びとを）不当に扱わなければ、あなたがたも不当に扱われない。279 また債務者がもし窮境にあるならば、そのめどのつくまで待て。もしあなたがたが分っているならば、（帳消しにして）喜捨することがあなたがたのために最もよい。280 あなたがたは、アッラーに帰される日のために（かれを）畏れなさい。その時、各人が稼いだ分に対し清算され、誰も不当に扱われることはないであろう。281 あなたがた信仰する者よ、あなたがたが期間を定めて貸借する時は、それを記録にとどめなさい。あなたがたのことがらを公正な記録者に記録させる。記録者は、アッラーが教えられたように記録し、書くのを拒むことは出来ない。それでかれに記録させなさい。債務者に口述させなさい。かれの主アッラーを畏れ、少しもそれを少なく言うてはならない。もし債務者が、精神的に欠けるか幼弱者であり、または自ら口述できない場合は、後見人に公正に口述させなさい。あなたがたの仲間から、2名の証人をたてなさい。2名の男がいらない場合は、証人としてあなたがたが認めた、1名の男と2名の女をたてる。もし女の1人が間違っても、他の女がかの女を正すことが出来よう。証人は（証言のために）呼ばれた時、拒むことは出来ない。事の大小に拘らず、期限を定めた（取り決めは）記録することを軽視してはならない。それは、アッラーの御目には更に正しく、また正確な証拠となり、疑いを避けるために最も妥当である。只しあなたがたの間で受け渡される、直接の取引の場合は別である。それは記録にとどめなくても、あなたがたに罪はない。だがあなたがたの取引にさいしては、証人を立てなさい。そして記録者にも、証人にも迷惑をかけてはならない。もし（迷惑がかかることを）すれば、本当にそれはあなたがたの罪である。だからアッラーを畏れなさい。アッラーは、あなたがたを教えられた方である。アジラーは凡てのことを熟知されておられる。282 あなたがたが旅行中で記録者を求め得ない時、担保を（提供させて）手に入れて置きなさい。だがあなたがたが互いに信用し

ている時、信用された者には託されたことを（忠実に）果たさせ、かれの主アッラーを畏れさせなさい。証言を隠してはならない。それを隠す者は、心を罪で汚すものである。アッラーは、あなたがたの行うことを熟知されておられる。283」日本ムスリム協会『聖クルアーン』

注7 マルクスは「貨幣資本の循環」に触れて、「買われた商品の資本家による生産的消費。彼は資本家的商品『生産者』として行動する・・・」P35 カール・マルクス『資本論』第3巻第1分冊、マルクス＝エンゲルス全集第24巻 大月書店 1955 と述べているが、商品を売る行為を「生産的消費」としていることが興味深い。

確かに、商品流通では生産的労働による剰余価値は生まれないが、剰余価値と、商品売買における儲けである差益は、市場での販売価値で計測される点で共通性がある。そしての計測された価値が我々の生活を維持するために消費され、残りが資本として蓄積させることもまた共通点である。

注8 「金と金は同種同量で、手から手へ（と引き渡し）行え。ファドル（不等による増加）はレバー（利息）である。銀と銀は同種同量で、手から手へ（と引き渡し）行え。ファドル（不等による増加）はレバー（利息）である。小麦と小麦は同種同量で、手から手へ（と引き渡し）行え。ファドル（不等による増加）はレバー（利息）である。塩と塩は同種同量で、手から手へ（と引き渡し）行え。ファドル（不等による増加）はレバー（利息）である。ナツメヤシの実とナツメヤシの実とは同種同量で、手から手へ（と引き渡し）行え。ファドル（不等による増加）はレバー（利息）である。もし品種が違うものであるならば、手から手へと望むように売買しなさい」（預言者のことば）

، المجلد الأول، عبد الرزاق السنهوري "مصادر الحق في الفقه الإسلامي" مجلدان، مكتبة الحلبي الحقوقية ،
pp124-174
1998

注9 J・R・ヒックス『経済史の理論』pp239 - 267、16刷、講談社学術文庫 2010

イエメン・ハウスィー (الحوثي) 派紛争の要因

森 伸 生

1 ハウスィー派・武力紛争の経緯

2009年8月、イエメン北部でハウスィー派武装勢力とイエメン政府軍の戦闘が発生し、激化した。12月まで報道されただけでも、ハウスィー派の死者は230人以上に及び、240の村の住民が離散、国内避難民は推定で約16万人に及んだ。

一方、ハウスィー派民兵は国境を越えてサウジアラビアに侵入したことにより、サウジ空軍が空爆を開始した。それにより、武装勢力側の70人が死亡、100人以上が負傷したとされる。サウジ政府はサウジ治安部隊の死者も73人に上ったことを明らかにした。サウジ政府は、12月下旬、ハウスィー派との戦闘に関し、「(同国の)領土を守り切った」として、国境地帯での大規模掃討作戦の終結を宣言した。この戦闘により、サウジ南部の240村の村人らが家を出てテント生活を送り、50以上の学校が閉鎖に追い込まれた。2010年1月25日、ハウスィー派のリーダー、アブドルマリク・ハウスィーは声明を発出し、同派がサウジ領内から撤退する意向を明らかにした。

2月12日、イエメン政府とハウスィー派は6項目の条件で停戦合意に達した。「1. 攻撃の停止、道路封鎖解除、地雷の撤去、待ち伏せ攻撃の停止、2. 地方官庁からの撤去、地方行政への不介入、3. 政府官庁からの略奪物の返還、4. イエメン人、サウジ人の捕虜の解放、5. 憲法、法律、規則の遵守、6. サウジ領土へ侵入禁止」

イエメン大統領は国営テレビを通じ、「北西部での軍事作戦停止を決断した」と述べ、ハウスィー派の指導者は同条件の受け入れを表明、ウェブサイトを通じ、民兵らに停戦に従うよう指示していた。停戦受け入れの理由は、「これ以上の人的犠牲を避けたい」としている。

ハウスィー派は過去約5年間、イエメン北部の支配権を要求して、イエメン政府としばしば衝突を繰り返してきた。この間、何度か停戦に入ったが、戦闘が再燃していた。

本論考において、イエメン政府に執拗に抵抗するハウスィー派とはどのような組織なのか、同派の目的、信条は何か、さらに、戦闘を継続する背景は何なのかなどを明らかにする。

2 ハウスィー派とは

(1) ハウスィー派

ハウスィーとはアラビア語でハウス出身という意味である。ハウスはイエメンの北部にあるアマラーン州にある町である。ハウスの特徴はその住民に預言者ムハンマドの子孫が多いといわれていることである。歴史的に、ハウスはイスラーム・シーア派の分派であるザイド派の学問の町として知られ、同分派の学者を多数輩出してきた。しかし、ザイド派イマームの統治が終わった1962年以来、ハウスはその学問的地位を失っている。

最近、イエメン政府との抗争により耳目を集めているハウスィー派はバドルッディーン・ハウスィー（1926年生）とその子息フサイン・バドルッディーン・ハウスィー（1956 - 2004）が中心となって組織したザイド派復興主義集団であり、現在、ハウスィー派の活動拠点はサアダである。バドルッディーンは著名なザイド派ウラマーの一人であり、フセインはその後継者と目された。

(2) ハウスィー派の出現

バドルッディーンとフサインが中心となり、1986年に「アッシャバーブ・アルムウミン（篤信者若者）」または「イッティハード・アッシャバーブ（青年同盟）」をザイド派の教義の教育を目的に設立した。このようなザイド派復興運動は、さまざまな教育機関や出版社、礼拝所を舞台とし、サアダ州が中心だったが、首都サヌアでも散発的に起こっていた。

一方、政治的な活動としては、1990年に、イエメンは統一後、政党設立を許可した。そこで、ハウスィー派は「ヒズブ・アルハック」（真実党）を設立

した。「真実党」は設立以来、フサイン・バドルッディーンが指導者となり、1993年に議員となった。

バドルッディーン親子に変化が生じたのは、1994年に起こったイエメン内戦が契機となった。バドルッディーン・ハウスィーと彼の息子フサイン・ハウスィーがイエメン南北分離派たちを支援したとして、イランへ亡命を余儀なくされ、イランで数カ月を過ごしたのちに、帰国した。イラン滞在期間にイランの国教シーア派12イマーム派の影響を受けたとされている。

バドルッディーンらが12イマーム派へ傾倒したのは、1979年のイラン革命以来とみられている。その頃から、すでにイエメンのザイド派ウラマーとの間で国家の統治者の資格について意見の衝突が起こっていた。イエメンのザイド派ウラマーは現在の国家の統治者についてその資格はハーシム家出身を条件とせず、国民が統治に優れた人物を選出することができるとした見解を出した。それに対して、バドルッディーンはあくまでも統治者はハーシム家出身であるべきであり、さらにムハンマドの娘ファティマの子息二人、ハサンとフサインの末裔であることを条件とすべきと主張した。両者の対立は激化していた。

帰国してからのバドルッディーンとフサインは支持者とともにイエメンにおけるスンナ派勢力つまりサラフィー主義者たちの拡大に抵抗する行動を始めた。

1997年頃から、フサイン・バドルッディーン・ハウスィーが中心的に活動を行っていた「信仰者若者」組織は宗教的教育的組織から徐々に政治的運動を行う政治組織へと変化していった。彼の父親、バドルッディーン・ハウスィーはその政治的組織に変化した「信仰者若者」組織における最高権威者（マルジャア）となった。同組織は武装部隊を持つようになり、サアダ州、アマラーン州、ハッジャ州、サナアー州、アルジャウフ州にて軍事的、警察的な機構に支持者を浸透させた。

（3）抗争の開始と活動の武装化

2004年6月、ハウスィー派はイエメンにおけるシーア派の権利と預言者の家系の略奪された権利の回復を主張して、武力的活動を開始した。

イエメン軍とハウスィー派との間で、2004年から2008年まで5回の紛争が起った。今回の紛争は第六回目である。

第一回目の紛争は、2004年6月18日に始まり、2004年9月8日にフサイン・バドルッディーン・ハウスィーの殺害によって終結した。

第二回目は、2005年3月19日にバドルッディーン・ハウスィーの指導によって起こった。イエメン政府軍は3週間で鎮圧した。

第三回目は、2005年末に始まった。アブドルマリク・ハウスィーの指導によって起こった。バドルッディーン・ハウスィーの末息子である。第六回目までの武力紛争は彼の指導である。紛争は2006年1月に停止した。

第四回目は、2007年1月に起こった。2007年6月に、両者はカタールの仲介（ドーハ合意）により、攻撃停止の合意に達した。しかし、合意は数週間しか守られなかった。

第五回目は、2008年2月に始まり、2008年7月17日にサーレフ大統領が30周年記念に際し、サアダでの攻撃停止を宣言し、終結した。

第六回目は、2009年8月、ハウスィー派が50人のユダヤ人をアーリ・サーレム地域にある彼らの住居地区から追い出した、とイエメン政府が疑いをかけた後に勃発した。政府は同様に、6人の外国人誘拐事件にも関与していると疑っていた。

3 今回のハウスィー派紛争の主な要因

(1) 宗派的要因

イエメン政府はハウスィー派の武力的行動の要因をイランの影響と捉えている。同政府はイランがハウスィー派を支援し、レバノンのヒズボラと同様に、中東におけるシーア派の影響力の拡大を狙ったものである、と断言する。さらにハウスィー派の目的については、イマームによる統治と共和制の廃止であり、イスラームの敵として反米、反イスラエルを掲げている、と主張している。

イエメン政府の疑惑に対して、ハウスィー派の報道官、ヤヒヤ・ハウスィーは2009年9月5日のイスラーム・オンラインのインタビューで次のように応

えている。

問：イランからの支援は限りなくあると言われているが？

回答：その情報はまったく正当性はない。我々はイランから全く支援を受けていない。これらのデマはこの戦闘を激化させているサウジの介入を隠すことを目的としている。それどころか、サウジがイエメン軍に武器を支援している。我々はサウジの武器を見つけることができた。サウジこそがサナアにおける実質的な支配者である。サーレフ大統領はサウジの政策を忠実に実行する者である。

問：イエメン軍は戦闘の場所でイラン製の武器を見つけたと言っている。

回答：それは正しくない。我々の武器の出所は、いままでの戦いで戦利品として得たイエメン軍の武器である。それはロシア製、フランス製、英国製である。

問：米国の報告によると、紅海沿岸で港を得るためであるといわれている。それはイランからの物資を調達するためである。

回答：これも全く正しくない。サウジがこのような主張をして、われわれへの攻撃、戦闘を正当化するために作り上げているのである。我々に対して世界を扇動するためにしていることである。・・・我々は自分自身を守るために戦っているだけである。イランとは関係ない。

問：シーア派イマーム国家再建のために何をしているのか？

回答：我々にはイマーム国家再建の希望はない。我々は政権が交代することが許される、民主的な制度を求めているのである。これは基本的な我々の要望である。我々には国家建設のいかなる計画もない。またはそれに似たものもない。我々はイエメンの一部である。我々の要求は一般的な民衆の要求である。我々は政治的な要求で戦ったことはない。ただ、我々自身を守るためである。ザイド派の教育施設を求めることは、イマーム制度の復活を求めることではない。すべての宗派は教育施設にてその後進に知的財産を受け渡していくべきである。

以上がインタビューの回答であるが、これはあくまでも報道官としての回答

であるが、そこにはサウジへの敵愾心が露わにされている。

イエメン政府は10月25日、イラン製武器を積んだ船舶を紅海で拿捕し、対戦車砲弾などを押収したと発表したが、イラン側はハウスィー派支援を否定している。イエメン政府がこのような情報を発表して、イランの干渉を力説するのは、サウジ政権の支援を得るためであり、さらに、米国に対しても、イエメン政府はイランのシーア派拡大政策を阻止するために重要な役割を果たすことができることを示し、交渉のカードにしようと考えている。

ハウスィー派の報道官はイマーム政権の復活を否定しているが、議会の民主化を求めるその先には、政権の奪取があり、さらにその先にはイマーム政権の復活が透けて見えるようである。現在のサーレフ大統領もザイド派であり、国民の三分の一がザイド派であるが、政府としてはザイド派の特殊性を前面に出すことはなく、世俗主義政権を貫いている。いわば、中東におけるイスラーム政権の有り様と変わらない状態であり、サーレフ政権のザイド派の信条はあくまでも信仰の形態だけであり、政治に反映されることはない。それに抵抗して、ザイド派の特徴を極端に実行することを求めているのがハウスィー派の活動であるといえる。そこで、ハウスィー派の報道官の発言もやはり、政治的な発言であり、その真相はイマーム政権の復活にあると考えることができる。そして、教義の特殊性を持ちだすことによって、ハウスィー派の支持者に対して説得力があり、結束力を生み出すのである。

ゆえに、イエメン政府は紛争の原因はイデオロギーであると主張し、共和国と過激な宗教勢力との対立であると世界に公表している。一方、ハウスィー派は宗教的マイノリティーへの抑圧に対する抵抗運動であると主張するのである。

(2) 社会的要因として

ハウスィー派が蜂起する理由のひとつには、中央政府の経済支援に対する不満がある。サアダ地域はイマーム政権崩壊後もイマーム政権支持派が根強い地域であったので、政府による開発政策でも長い間差別されてきた。しかし、政

府は2008年7月の停戦後に大規模な復興計画を進めていると主張しているが、地元住民はまったくその事実はないと反論している。

ハウスィー派への同調者の増加と反政権者との協力関係の強化が行われている。政府軍の北部攻撃によって破壊された部族民地域の住民は当然、政府に対する復讐心と憎悪により、ハウスィー派への加担が進んでいる。旧南イエメンの住民も自分たちを差別の犠牲者だと捉えている向きがあり、旧南イエメンの活動家たちとハウスィー派との間で反政権の意識のもとで協力関係を結んでいる。

紛争を契機として、武器密輸の道を拡大することも重要な紛争長期化の要因となっている。ハウスィー派にとって、サウジ国境の武器密輸ルートは重要な資金源となっている。さらに、それ以外にも紅海への道をつけることによって、アフリカの角の紛争地域への武器密輸を拡大する狙いが紛争の要因となっていると指摘されている。

紛争長期化の要因はハウスィー派からばかりではなく、政権内部の問題もあげられる。例えば、大統領の子息アハマド・アリー・アブドラー・サーレフと北部の司令官アリー・ムフセン・アルアハマルとの対立である。アハマドは共和国防衛軍の指揮官であり、アリーは北部の司令官である。アリーは北部の部族への影響力を持っていて、大統領一族は北部地域の実効支配することを考えており、アリーの部族への影響力をそぐことを目指している。そこで共和国防衛軍はハウスィー派蜂起に対して徹底的攻撃をしかけ、防衛軍の力を北部地域に誇示して、北部地域司令官の影響力をそぐことを考えている。

さらに、サーレフ大統領の長期政権により汚職など腐敗している政権に見切りをつけハウスィー派に同調する者が現れ、内部にハウスィー派支持者が存在することが指摘されている。支持者はハウスィー派に軍部の情報を流しているとみられている。

今回、ハウスィー派がサウジ国境を越えて侵入した事情は、2000年に締結されたサウジ・イエメン国境線に不満を抱いているからである。彼らの土地と思っている部分を削られたからに他ならない。それに対して、サウジ空軍が徹

底した掃討作戦にてハウスィー派を壊滅したのにも、単に領土侵犯に対する対応だけではない。そこには、サウジ国境に緩衝地帯を設ける意図があった。サウジの空爆とともに国境付近の住民を別の場所に居住地を設置して移住させたことから、その意図がうかがえる。

ハウスィー派の武力抗争に関して、過激派の同調が指摘される。2009年初め、ウサーマ・ビン・ラーディンの秘書を務めていたとされるイエメン人のナーセル・アル・ウハイシーが、サウジのグループとイエメンのグループを統合し、「アラビア半島のアルカーイダ」創設を宣言している。イエメンが過激派の巣窟になる危険性を帯びており、イエメン政府はハウスィー派の武力闘争と過激派の攻撃を世界にアピールことにより、過激派撲滅のための支援を獲得する狙いがあり、それが2010年1月にロンドンで開催されたイエメン国際会議などで結実している。

まとめ

ハウスィー派は当初「信仰篤き若者」組織としてザイド派の教義を教える穏健な教育運動をおこなっていたが、1990年代に入りイエメン政府はスンナ派勢力「イスラーフ」の勢力を抑制するために、「信仰篤き若者」組織を支援していた。それに乗じて、ハウスィー派は若者に対しても過激な指導、教育を行うようになり、さらに民兵組織として武器の調達を行うために募金活動を行うようになった。このような状況に対して、イエメンのザイド派ウラマーはハウスィー派の過激性を指摘し、その思想に対して批判的な評価を下すようになった。当然、そこにはイランからの支援が噂されているので、その影響力にもウラマーおよび政府から懸念の声が上がり始めた。ハウスィー派はモスクまで占拠するようになり、その過激性が目立ち始め、イエメン政府との抗争へと発展することになる。つまり、そこにはイエメン政府によりハウスィー派の活動を利用して、最後には増長してきたハウスィー派を攻撃することになった。さらに、イエメン政府はハウスィー派との抗争をサウジアラビア、そして米国から支援を引き出すための材料として利用している。また、ハウスィー派との関係

を疑われているイランにしても、ハウスィー派と、イランの革命防衛隊幹部やレバノンのシーア派民兵組織ヒズボラの指導者と秘密会談したことがアラブ首長国連邦（U A E）の衛星テレビ局アルアラビーヤが2009年12月13日、ロンドン発行のアラブ紙アッシャルクアルアウサトからの報道として報じた。これが事実とすれば、ハウスィー派へのイランの支援が証明されたことになる。やはりイランは中東でのシーア派勢力の拡大の野望のためにハウスィー派を利用していることになる。さらに、サウジアラビアにしても先にあげたように国境線の緩衝地帯設定のためにハウスィー派との抗争を利用したことになる。

イエメンではスンナ派のシャーフィー学派が多数を占めており、シーア派のザイド派は三分の一である。サーレフ大統領もザイド派であるが、政策にザイド派の特徴を出すことはなく、世俗的な政策をとっている。そのような世俗的政権の中で、ザイド派の復興運動が出てきた。それは、1962年にザイド派イマームが支配するムタワッキル朝が倒れ、共和制のイエメン・アラブ共和国が成立したが、そのイマーム制の復活を求める運動である。ザイド派はシーア派の分派の中で最もスンナ派に近い分派であるが、ハウスィー派は尖鋭的になり過激な思想を持つようになってきた。

サアダ地域の部族意識を統一するためにも、ハウスィー派はザイド派の教義的特異性を利用している。さらに、バドルッディー・ハウスィー一族が預言者の末裔であるという特異性も非常に影響力を持っている。統一の権威として、シーア派のイマーム性を持ちだすことが地域をまとめ上げるのにより効果的である。しかし、ハウスィー派が統治する根拠としてはザイド派の穏健なイマーム論では、弱さがあるので預言者の末裔の絶対性を前面に打ち出す必要がある。そのために、ハウスィー派は12イマーム派のイマーム論へと傾倒することになるが、はたして、12イマーム派に転向したかどうかは定かでない。また、12イマーム派に転向しなくても、ザイド派の過激な分派の教義を利用していたともいえる。このような、状況を考え併せると、ハウスィー派の紛争は地域部族による自治確立闘争という地域紛争という状況のなかで、それぞれの当事者および周辺国による利益追求が重なり合うことによって、紛争が拡大し

長期化していると考えられる。

資料1 ザイド派

シーア派は、アリーとその後裔こそが預言者の正当な後継者であり、ウンマ（イスラーム共同体）の指導者であると信じて、彼らに忠誠を誓う人々のことである。シーア派は後裔のうち誰をイマーム（ウンマの長）とするかという系統論とイマームの本質論の違いによって多くの分派に分かれている。

シーア派の多数派はイランの国教となっている 12 イマーム派である。12 人のイマームを信じ、12 番目のイマームは御隠れになり、現世の終わり近くにマハディー（救世主）として世直しのために再臨してくると信じている。12 イマーム派の 5 代目イマーム、ムハンマド・バーキルに対して、その弟ザイドを支持した一派がザイド派である。ゆえに、12 イマーム派のマハディー再臨を否定している。

さらに、12 イマーム派の 7 代目イマーム、ムサー・カーズィムに対して、その兄イスマエイルを支持した一派がイスマエイル派である。

ザイド派をより詳しく知るために、「イスラーム世界における諸学派と諸分派百科事典第六巻」エジプト・宗教省 2009 年のザイド派の項目を基にザイド派の歴史と教義について解説する。

（1）ザイド派

ザイド派はイマーム・ザイド・ビン・アリー・ビン・アルハサン・ビン・アリー・ビン・アビターリブ（698 頃 - 740）を支持する人たちである。第一代イマーム・アリー（- 661）の孫であり、ザイド派にとって第五代目イマームである。ザイド派はシーア派の中でも中庸的であり、スンナ派に近いとみられている。法学的にはハナフィー法学に依拠している。神学的にはムウタズィラ学派の影響を受けている。さらに、第一代イマーム・アリーが真実のイマームとしても、スンナ派の第一代カリフ・アブーバクル（573 頃 - 634）と第二代カリフ・ウマル（592 - 644）の在位を否定することはなかった。

ザイド派は「蜂起」を重視する。「蜂起」とは真理のイマームの樹立するた

めに奮闘することである。イマーム・ザイドはウマイヤ朝の第10代カリフ、ヒシャーム・ビン・アブドルマリク（在位724 - 743）に対して蜂起したことによる。

この「蜂起」はザイド派の中でも重要な教義となっている。ザイド派の主張によると、統治者の不義に対して沈黙することは不正と不義を増大させることであり、さらに、預言者の家系の者たちに侮辱と屈辱を与えることになる。つまり、不義な支配者たちは預言者の家系の者たちを迫害と屈辱で従わせようとするからである。

そこで、ザイド派は第一代イマーム・アリーと息子の第二代イマーム・フサイン（626 - 80）の「蜂起」に従うことが求められている。ゆえに、ザイド派の歴史は「蜂起」と「殉教」によって語られるのである。

（2）「蜂起」と「殉教」の歴史

イマーム・ザイドは先に記したように第10代カリフ・ヒシャームに対し、738年に蜂起し、人々から忠誠の誓いを受けた。

イマーム・ザイドが戦闘に入る前に、仲間を鼓舞するために説教を行ったところ、一部の者がアブーバクルとウマルについて質問をしたので、それに対して、「二人に対して、善きことしか告げることはない」と答えた。さらに、ウマイヤ家の者との戦いについて問われ、「私は不正を働くウマイヤ家に蜂起したのである。彼らは自分自身と預言者の家系の者たちに対して不正を行った。そこで、アッラーの書によって行動するように、アッラーの書に戻るように、スンナにもどり、ビドア（逸脱）を消すため、そしてウマイヤ家の不義と不正を正すために蜂起したのである。」と答えた。しかし、彼の言葉は一部の者たちに受け入れられず、彼らはイマーム・ザイドの許を去った。そこで、彼は彼らに、「あなた方は私を見捨てた」と言った。ゆえに、彼らは見捨てる者（ラーフィディー）と呼ばれるようになった。彼らはイマーム位をすでに死んでいる兄のムハンマド・バーキル（731年没）を通してその子ジャアファル・サーディクに移譲されたとして、その人物を擁立したのである。彼らとは後の12イマーム派の者たちである。

イマーム・ザイドは支持者とともに戦場へと向ったが、一本の矢が彼の額に刺さり、命を落とした。739年12月、クーファにてのことである。

イマーム・ザイドの死後も、ウマイヤ朝のカリフたちに対して、さらにアッバース朝のカリフたちに対してザイド派の蜂起は続いた。イマーム・ザイドの後を継いだ息子イマーム・ヤヒヤーはウマイヤ家第11代カリフ、ワリード・ビン・ヤズィード（在位743-4）に対し蜂起して743年に殺害された。ヤヒヤーの後には、ハサンの末裔であるムハンマド・ビン・アブドッラーがアッバース朝第2代カリフ、マンスール・ダワーニキ（在位754-75）に対して蜂起して762年に、それから彼の弟、イブラーヒーム・ビン・アブドッラーも同年に殺害された。

このように、蜂起はザイド派の人々によって続けられた。785年には、アッバース朝第4代カリフ、ハーディー（在位785-6）に対する蜂起したが失敗に終わり、この闘いの後に、マグリブへ逃げ延びたハサンの末裔イドリース・ビン・アブドッラーの手によって、ドリース王朝が建てられた。

一方、ザイド派の新国家がタバスターンに建設された。ザイド派のイマームの一人、ハサン・ビン・ザイド（通称ウトルーシュ、- 917）がカスピ海南岸の地方を征服し、ザイド派のイマームを称しザイド派の国家を建設した。彼の後には、彼の子孫がその地でイマーム位を保っていた

ザイド派の歴史の中で最も政治的に影響を残した運動は、イマーム・ハーディー・イラルハック（859 - 911）（ヤヒヤー・ビン・フサイン・ビン・アルカスィム・アッラッスィー・ビン・イブラーヒーム・ビン・ハサン・ビン・アリー・ビン・アビーターリブ）の運動である。彼は893年にイエメンに移り、そこでザイド派の教義を広めた。イエメンへ移ったのは、北部山岳地帯の部族間抗争を調停するため、と言われている。しかし、彼は最初の時、イエメン人の間に支持者を見つけることはなかった。それから、4年後に再びイエメンへ戻り、サアダへ移り、ザイド派の宣教を宣言した。彼はそこでイマームとして人々に忠誠の誓いをうけ、ザイド派の統治を行った。一方で、彼はイエメンで広まっていたイスマーイル派のカルマト派に対して闘いを挑み、5年間戦闘

を行った。彼の後を、彼の息子、アハマド・ビン・ヤヒヤーが継ぎ、やはりカルマト派に対して戦闘を25年以上も続け、936年にサアダで死んだ。最後に、イスマーイール派がイエメンを制圧したが、ザイド派思想はイエメンの人々に受け継がれていた。16世紀ころからオスマン帝国の支配下となったが、近現代になり、イマーム・ヤヒヤー・ビン・マンスール・ビン・ハミードッディーン(1869 - 1948)が1904年にトルコ帝国に対して蜂起し、ザイド派のムタワッキル王国(1918 - 1962)を建て、1962年9月のイエメン革命まで続いた。革命は政治的にザイド派国家の終わりを告げたが、ザイド派の宗派が途絶えることはなかった。イエメン人の三分の一がザイド派であり、とくに山岳地域の住民はそうである。

(3) ザイド派の教義

ザイド派の全体的な次の基本的な教義で一致している。

1) イマーム位：預言者は後継者としてイマームを指名した時、名前を示さず、イマームの特質を示した。アリーが示されたイマームの特質を持っていたが、サハーバ(預言者の教友たち)はアリーを預言者の後継者に選ばなかった。彼らはイジュティハード(解釈行為)にて間違いを犯したのであって、そこには墮落や不信があるのではない。

ザイド派はこの基本的な考えによって、他のシーア派(12イマーム派)と見解を異にしている。12イマーム派は、預言者はアリーを名指したと主張している。

2) イマームの条件について、イマーム・アルハーディー・イラルハック、ヤヒヤ・ビン・アルフサイン(859 - 911)は次のように示している。「イマームはハサンとフサインの子孫からである。二人の人生同様に人生を歩んだ者、二人を模範とする者である。イマームは敬虔であり、信仰厚く、正しく、清廉であり、アッラーの道のために奮闘努力する者であり、現世の諸事において禁欲的である。何が必要かを理解している者であり、諸事万端詳細を知り尽くしている者であり、完全な勇敢さを持っており、献身的であり寛大である。このような者がハサンとフサインの子孫から出たならば、忠誠を誓うべきイマームで

あり、ウンマは彼を支援すべきである。」

まとめると、①ハーシム家（ファーティマの末裔）、②敬虔であり信仰心篤く、③禁欲的であり、④勇敢であり、⑤識者であり、⑥寛大であること。⑦これらの条件を備えた者は自ら宣教者となり蜂起することが求められ、ウンマは彼を支援しなければならない。

3) 優れたイマームと劣ったイマームの存在について

ザイド派は優れたイマームがいるのにもかかわらず、劣った者がイマームとなることを可とした。それはザイドが、優れたイマーム・アリーがいるにもかかわらず、アブーバクルがイマームとなったことを受け入れていることによる。ザイド派の知識人は、アリーはアブーバクル、ウマル、ウスマーンよりも優秀であるが、ウンマの公益が彼らのカリフを定めた、と言っている。民衆にとってアリーよりも三人のカリフの方に信頼があったということであろう。

イマーム・ザイド後のザイド派たちの一部は、優れたイマームが存在するにも関わらず劣ったイマームが就任することに対して立場を保留している。優れたイマームがイマーム位に就任することが義務であり、実際に劣ったイマームが就任したことについて黙認することはありえないと彼らは言う。このことによってザイド派の分派の間で、アブーバクル、ウマル、ウスマーンに対する立場が違っている。

4) 二人のイマームの存在

ザイド派は二つの地域に二人のイマームが出ることを認めている。イマームの条件を二人が備えているのであれば、二人への忠誠は正しいとしている。この基本的信条は多くの議論を生んでいる。これはイマーム・ザイド本人が言ったことなのか、それとも、彼以後のザイド派が言ったのか。

イマーム・ザイドは、「私はアッラーの書と預言者のスンナを人々に呼びかけ、そして、スンナを呼び起こし、ビドアを死滅させる。あなた方が聞き入れれば、あなた方にとって統治者は良きものとなるであろう。拒絶すれば、私はあなた方に代理とはならないであろう。」と戦う前に呼びかけているが、この呼びかけがある限り、彼は同時に二人のイマームへの忠誠の誓いを許すとは考え

られない。それは法的に禁じられている分裂を煽ることになるからである。

(4) ザイド派の分派

ザイド派の分派については、神学者アシュアリー（873/4 - 935/6）は著書に、六つの分派があると言っている。それはジャーロド派、スライマーン派、サーレフ派、ブトリー派、ナイーム派ヤアコーブ派である。神学者シャハラスターニー（1086 - 1153）は最初の三派を挙げている。しかし、サーリフ派とブトリー派は同じとしている。

ザイド派各分派は以下の点で異なることはない。イマームはアリーとファティマの子孫であること、クルアーンとスンナの施行をめざして蜂起したイマームに民衆は彼に従うこと、他のイマームの条件や、二人のイマームの出現を認めること、などである。

1) サーリフ派

ハサン・ビン・サーレフ・ビン・ハイイ・アルハムザーニー（718 - 784）を支持する一派である。ハサン・ビン・サーレフは禁欲的で、信仰篤く、法学者であり、ハディース学者であった。

同派は優れたイマームが存在しても劣ったイマームの就任を認めている。アリーは優れたイマームであったが、彼は権利を納得づくで放棄したので、アブーバクルとウマルのカリフ位は正当であると、とらえている。しかし、彼らはウスマーンについては立場を保留している。

シャハラスターニーはそのことについて次のように伝えている。「彼らの見解はスライマーン派の見解と同様である。彼らはウスマーンの件について立場を保留している。彼らの見解は次の通りである。〈彼は信者かそれとも不信者か。彼の権利や、彼が天国を示された 10 人についてのハディースを聞くと、彼のイスラームや信仰の正しさ、天国の一員となることなどを認識すべきである。しかし、彼が行った事を知ると、彼の不信を考えてしまう。彼のことにについて困惑している。彼のことにについて態度を保留している。彼のことをアッラーにお任せするだけである。〉」

彼らはスンナ派の見解に、最も近いシーア派分派であるとみなされている。

二人のイマーム容認について、条件が同じのイマームが二人出た時には、より人徳があり、より禁欲的な者が選ばれる。この言葉は、二人のイマームが出ることを容認している。

最後に、サーリヒーヤはタキーヤ（信仰秘匿）の教義を否定している。なぜなら、真実のイマームはアッラーが命じたことを解釈する者である。彼はアッラーにおいて非難を恐れるものではない。タキーヤをして解釈するものではない。なぜなら、そのことは人々を惑わし、人々をだますことになるからである。

彼らの立場はスンナ派に近いものである。ザイド派の分派の中でも、彼らは最も中庸であるとみられている。彼らはアブーバクルとウマルへの忠誠の誓いを肯定している。サハーバ（教友）を不信者とはしない。ウスマーンについては態度を保留している。

2) スライマーン派

この分派はスライマーン・ビン・ジャリール・アッラキイを支持している。彼らは、イマーム位は協議（シューラー）によると考えている。それはムスリムたちの優れたものたちの中から二人が証人となることによって有効になる。イマーム位は劣った者であっても正当である。しかし、優れたイマームはいかなる状況によっても最も正当である。彼らはアブーバクルとウマルのイマーム位を承認しているが、教友たちはアリーに忠誠の誓いを行うことを怠ったことによって、優れたイマーム位を捨てたことになる。そのことは彼らのイジュティハードの間違いであり、不信でも罪でもない。

この分派の長であるスライマーン・ビン・ジャリールはウスマーンのとった行動により、彼の不信を主張している。同様に、アーイシャ、タルハ、アズズバイルに対してもアリーと戦ったことによって、不信を主張している。当然、この判断はスンナ派の見解と異にしている。

同派は他の分派同様にタキーヤを否定している。

3) ジャーールド派

バトリー派はザイド派の中で最も中庸でスンナ派に近いとしたならば、

参考文献

中村廣治郎「イスラム 思想と歴史」東京出版会、1977年1月

セイイェド・ムハンマド・ホセイン・タバータバーイー「シーア派の自画像」

森本一夫訳、2007年3月

島本隆光「シーア派イスラーム」京都大学学術出版会、2007年4月

資料2 ハウスィー派の教義

サウジアラビア・ウナムルクラー大学宣教・神学部ハーディー・アルマーリキー教授の論考「アルハウスィーユーン」（アブドッラー・アッドメイジー学部長監修）の中なら教義に関する部分を訳出して、理解の参考にする。

<http://www.alrashead.net/index.php?partd=23&derid=1630>

（1）ハウスィー派の教義

1）イマーム位

ハウスィー派では、イマーム位はアリーに対する預言者ムハンマドからの継承であり、統治、支配はファーティマとの間のアリーの子孫にのみ正当性がある、と考えている。ハウスィー派の活動は預言者の家系に対するイマーム位の考え方に依拠している。そのことはムスリム世界における統治及びムスリムのイマーム位において預言者の家系に権利があることを示している。それは彼らにおいて神権の権利であり、神権の選出である。この教義について、「信仰篤き若者」組織の指導者、フセイン・ハウスィーの発言に注目することができる。彼は講演や講義の中で、アリーとその子孫（ファーティマとの間）にイマーム位の資格があると説いている。

ゆえに、イエメンのイマーム位はアリーの系列でなくてはならない。フサイン・ハウスィーは、「私たちの榮譽、我らの模範は預言者の家系からである。彼らは預言者の教えに違反した、汚れた者たちではない、間違いや悪行や悪い立場によって汚れた者たちではない。」と言っている

フセイン・ハウスィーにとって、イマーム位の条件が、現在のイエメン統治を批判する法的根拠となっている。そして、「権利を権利者へ、剣をその鞘へ」と主張している。その権利とはイエメンの歴史の中で数百年が過ぎて、イエメンにおいてアリーの子孫が有していることであった。

彼は次のように主張している。

「イマーム・アリーは1400年前に亡くなったが、我らの現実には彼と結びついている。状況は彼のイマーム位継承と結びついている。・・・あなた方に他の者がアリーの代わりに従うべき人物を示してきたときは、疑義・疑惑が続いているのであり、正しき状況は失われているのである。・・・我々はシーア派であり、他の者よりも先に理解しなければならない。このウンマを破壊した者たちの子孫がそこに入ることは許されない。」

この発言や他の発言から理解されることは、「アリーはイマーム位に最良であり、フサイン・ハウスィーは支配に最良である」との主張である。

このことを証明するものはフサイン・ハウスィーの支持者たちの考えを示した証書の中にある。彼の支持者たちが聴従の誓いをした文書の中に次のような一文を見出す。

「私はアッラーに次のことを宣言します。『私の長、フセイン・ハウスィーはこの時代に彼の土地で、アッラーの証人です。』私は彼に忠誠を誓うことをアッラーに宣言します。私は彼の統治に賛同し、彼に和平を結ぶ者に和平を、彼に対して戦う者に戦いを挑むことを誓います。」

イマーム位の文書からフセイン・ハウスィーは彼の仲間に蜂起することを奨励している。彼の支持者の一人は次のように言っている。「私たちはフセイン・ハウスィーに従うことを学んだ。蜂起に関する彼の知識は宗教の根幹の一つである。国家の悪に対して蜂起することも同様である。我が国家は腐敗した不正な国家である。」

それは海外のハウスィー派の代表、ヤヒヤ・ハウスィーの言葉にも表れている。「スンナ派はイマーム位をクライシュ族に制限している。ザイド派はアリーの血統に制限している。なぜイエメン大統領はイエメンを支配しているのか、

彼には血統もなく、クライシュ族でもないのに。」

2) マハディー・ムンタザル

ハウスィー派はイラン人のアリー・クーラーニー著「アスル・アッズフル(再臨の時代)」の普及に力を入れていた。クーラーニーは著書の中でマハディーの出現する時代のためのイエメンの役割を強調している。そのことが記されている章の題名は「マハディー出現のために準備される、イエメンのイスラーム革命、それは最も導かれた革命」である。クーラーニーはその中で「この革命の指導者はイエメン人で名前をハサンまたはフセインであり、イマーム・ザイドの末裔である。このイエメン人は北部のサアダのハウラーン州のカルアという村から出てくる。」と述べている。

この本は、ハウスィー派の運動で思想的枠組みを形成する中で大きな影響を与えた。ハウスィー派は武力抗争や目的達成のためにこの本の思想を大いに利用し、支持者たちの意識を統一してきた。

彼は講演や小冊子にて「信仰篤き若者」の運動とともに、若者の宗教的な情熱を煽ってきた。支持する若者たちは彼らの長を守ることに命をかけるほどになった。彼を支援し助けることは神聖な宗教的義務とみなされた。

ハウスィー派のホームページにて流されているビデオには、フセイン・ハウスィーについて語られている。彼はマハディーであり、2004年の紛争にて殺害されたが、組織の指導者として再び墓から戻ってくると知らせている。

イエメンのウラマーはハウスィー派の主張や彼らの指導者をマハディーとする主張を否定している。さらに、「彼らの教義は内部だけのことであり、その教義が言われだして5年を超えていない。これはハウスィー派が12イマーム派に影響を受けていることの明らかな証明である。」と語っている。

イエメン軍が最近、紛争跡地から新たな誓約文を見つけた。そこにはフセイン・ハウスィーがマハディーであると示されていた。しかし、それを見つけたのは2009年11月11日であった。この誓約文書はフセインが仲間の中で主張しているイマームの考えを明らかにしている。

(2) ハウスィー派とイランとの関係

・イランがハウスィー派を支援していた証拠は多々ある。たとえイランが認めなくても、最初からこのことは計画されていた。

・フセイン・ハウスィーはホメイニーの伝記に影響を受けていた。彼はイエメンにイラン同様の革命を実行することができると信じていた。

・彼の兄弟の一人が「信仰篤き若者」組織の訓練の中でイラン革命について教科を受け持っていた。

・彼の父親バドルッディーンが、ザイド派のウラマーと意見を異にした後に、テヘランとコムに滞在した。

・ハウスィー派の者たちがイランをたびたび訪問し、イランからもイエメンを訪問し、「信仰篤き若者」組織と秘密の会談を行っていた。

・ハウスィー派とイエメン政府との抗争において、ハウスィー派を支持するイランから声明が「カナート・アルマナール」や「アルアーラム」などのイランのチャンネルから出ていた。

・イエメン政府軍がハウスィー派の抗争地域を攻略したのちに、武器弾薬を押収したが、その中にはイラン製の武器弾薬があった。サナアのイラン病院には、証書が見つかり、ハウスィー派への支援行為があることが証明された。

・イエメン政府を弱体化または分裂させるために、ハウスィー派の紛争と時を同じくして、イエメンの南部、東部の諸州において、紛争などにイランは支援をしている。

・イランの報道によるメッセージやコムやナジャフなどの 12 イマーム派のマルジャアの声明などはハウスィー派を支持する立場を明らかにしている。アルアーラムやアルカウサルなどのチャンネルなどである。

・つまり、ハウスィー派はザイド派のジャーロード派、と 12 イマーム派の影響力の間での生じた結果である。

(3) まとめとして

・ハウスィー派は最近登場した活動組織である。その基本的思想はザイド派のジャーロード分派に依拠している。

- ・ハウスィー派はイエメン北部のサアダに成立し、フセイン・バドルッディーン・アルハウスィーを支持している組織である。
- ・ハウスィー派は思想的、政治的な要素を含んでいる。
- ・「信仰篤き若者」組織は文化的活動として最初は組織されたが、徐々に、ハウスィー派の教義を発信する場所となり、計画を実施する場所となった。
- ・12 イマーム派はハウスィー派の教義に影響を与えた。イマーム位、サハーバへの中傷批難、マハディー・ムンタザル信仰、ガディール祝日など12 イマーム派の教義が基本となっている。
- ・ハウスィー派はクルアーンを彼らの教義に則して解釈し、スンナを完全に否定している。
- ・ハウスィー派の教義は間違っており、スンナ派の教義と異なっている。
- ・イランはハウスィー派を資金的、思想的、軍事的に支援している。それはホメイニー革命のイエメンへの輸出のためである。
- ・ハウスィー派の運動をイスラーム世界へのシーア派拡張計画と離して考えることはできない。
- ・ハウスィー派の目的は、世界のイマーム位の実現であり、スンナ派の壊滅である。

参考文献

- 大塚和夫ほか編集「岩波イスラーム辞典」岩波書店 2002 年 2 月 項目「ザイド派」関連
- モハンマド＝ホセイン・タバータバーイー「シーア派の自画像―歴史・思想・教義」森本一夫訳、慶應義塾大学出版会 2007 年 3 月
- 中村廣治郎「イスラム思想と歴史」東京大学出版会 1977 年 1 月

シャリーア 4 法学派の系譜（4） ハンバリー派開祖アフマド・ビン・ハンバル

柏 原 良 英

はじめに

イスラームのスニー派で認められている 4 法学派で一番新しい学派は、ハンバリー派である。この派の特徴として、イスラームの過激派が支持する学派であると言われることがある。それはこの派がイスラームの基本であるクルアーンとスンナ（預言者ムハンマドの言行）を重視し、法学者の意見であるラアイを認めないことから、クルアーンとスンナに帰れをスローガンにするイスラーム過激派には受け入れられ易い面があるからである。それは特に、開祖であるアフマド・ビン・ハンバルが、預言者ムハンマドの言行であるハディースを求めて各地を旅しそれを集めて「ムスナド」と言うハディース集を編纂したことから次の世代でブハーリーやムスリムらによる正伝ハディースの編纂のきっかけとなったことから分かるように、出来る限り正しいスンナに従うことを追求する姿勢がそこに見られるからである。その基本は他の法学派でも変わることはないが、それぞれの法学派の開祖の時代的背景や環境、資質などによって重点の置き方が微妙に異なっていてそれがそれぞれの学派の特徴になっている。例えばハディースを重視すると言う点では、マーリキー派の開祖マーリク・ビン・アナスも同じだが、マーリクはマディーナの法官であった立場から預言者の町マディーナで主に伝えられていたハディースを採取し最初のハディース集「ムワッタア」を編纂した。この時代は、ハディース収集の気運が高まっていた時期になっており、アフマド・ビン・ハンバルは自ら各地を訪れてより多くのハディースの収集に勤めるようになっていた。それは出来る限りスンナに従った生き方を求める、アフマド・ビン・ハンバルの姿勢であり、ハンバリー派の基本になっている。ここでは彼の生き方を通して時代の中で彼の

思想が以下に受け入れられていったか、またその特色は何かを考察してみたい。

アフマド・ビン・ハンバルの誕生と家系

アフマド・ビン・ハンバルは、ヒジュラ暦 164 年（西暦 780 年）3 月バクダッドで生まれた。彼の父親はムハンマドと言ったが、軍隊の指揮官の一人だったとも戦場で戦うムジャーヒド（聖戦を行う者）の一人だったとも言われている。アフマド・ビン・ハンバル（ハンバルの息子のアフマド）の正式な名前は、アフマド・ビン・ムハンマド・ビン・ハンバル・・・となり、彼の名前アフマド・ビン・ハンバルは、祖父の名前にちなんだもので正しい系図を示すものではない。これは祖父のハンバルが、ウマイヤ朝時代ホラサーンのセルケジェの太守に任命されていたことで、祖父の方が父親より有名だったことからこの名前が通り名になったものだ。祖父はその後、当時ホラサーンでアラブ人を優先するウマイヤ朝に反逆しイスラームの平等を掲げて起きた預言者ムハンマドの縁戚にあたるアッバース家の反乱に同調しそれに加わった。そしてアッバース朝がバクダッドを中心に建設されるに従い、アフマドの両親はそれまで住んでいたムルの町からバクダッドへ移住した。その時アフマドは、母親のお腹の中にいて、彼はバクダッドで誕生したと言われている。

アフマドの家系は、遡ると預言者ムハンマドと同じアドナーン族に繋がる。また彼の母親の出身も同じであるシャイバーン族がルーツになっている。このシャイバーン族は名門で、カリフ・アブーバクルの時代にイラクに進出したイスラーム軍を率いたサハーバ（教友）のアルムサンナー・ビン・ハーリサを輩出している武勇に優れた部族として知られている。このシャイバーン族は、元々イラクのバスラに住んでいた。アフマドは後に、バスラを訪れた際、シャイバーン族のモスクで礼拝し、「ここは私の祖先のモスクだ」と語っている。

また彼の母親（サフィーヤ）も同じシャイバーン族の出身で、名門の一族の中で彼は生れたことになる。しかし、彼は預言者ムハンマドと同じような運命をたどる。彼がまだ幼いころに父親が 30 歳の若さで亡くなってしまう。アフ

マドは、孤児として母親の手で育てられることになった。母は、父親の残したいくらかの不動産収入で息子を育てざる得なくなった。

アフマド・ビン・ハンバルの成長

名門の家柄とは言え、物質的には恵まれない家で母親一人の手で育てられたアフマドは、早くから勉学の道を目指すことになった。一般的に家柄がよくて、貧しい家庭で育て育てられた子供は、先祖に対する誇りから、誠実な性格をもち、困難にもよく耐えしのぶ力と理想に向かって進む強い意志を身に付けると言われている。アフマドもこの例にもれず、その姿勢や性格は、この時期に培われて行った。また貧しい生活は、アフマドに彼の周りにいる彼と同じ貧しい人々に対する同感や親しみや同情感をもたらした。

彼の母と一族は、彼が教理やクルアーン暗唱やハディース学やサハーバ（教友・第1世代）やタービウーン（第二世代）の伝承学における学者になることを望んだ。そこでこれらの学問の基礎であるクルアーン暗唱とアラビア語の習得から彼の勉学の生活が開始された。彼の母親の熱心な指導と彼自身の熱意から、ある時には、まだ夜が明ける前から読み書きの勉強に向かおうとする息子を母親が息子の服を掴んで明るくなって人々が出歩くまで待たせたほどだった。その結果、彼が14歳にならないうちにその読み書きの能力は、自由には様々な種類の手紙をかき分けることができるくらいになっていた。それは彼の品行の正しさと信仰心の強さから男女限らず信頼を得ていたことと相まって、当時アッバース朝の辺境を守護する兵士たちが彼らの妻や親族に書き送る手紙の代読を頼まれたり、逆に妻や親族から兵士に送る手紙の代筆を頼まれるようになっていた。

アッバース朝の文化状況

アフマドが育ったアッバース朝は、アラブ優先のウマイヤ朝に対抗して出現した背景からそこには外国文化の要素が多く取り入れられる傾向は必然的なものであった。まずは国を作り上げる上で協力したシーア派の影響は無視できな

い。それから歴代のカリフによって行われたギリシャ哲学や芸術や科学などの翻訳が盛んに行われた結果、文化的には一つの頂点を迎えた時代であった。しかし一方では、様々な思想やグループがそれぞれの主張を始めて論争が絶えなくなった。それは同時にイスラーム法学の分野でも発展が見られ、ハディース学やクルアーン学が盛んになった時代でもあった。

アフマド・ビン・ハンバルの師

アフマドは学問の基礎である読み書きを習得した後、最初に向かった学問は法学だった。彼は、それを当時バクダッドの大法官であったアブー・ユースフ（ヒジュラ暦 182 年没）に師事した。アブー・ユースフは、ハナフィー法学派の開祖であるアブー・ハニーファの一番弟子であった。アフマドはハディース学へ行く前に法学を学んだ。当時のそれはハディースとラアイ（個人的見解）を合わせたものだった。しかし、アフマドの興味はそこからハディースそのものへと向かっていった。それは彼が 16 歳の時でそれから 4 年間彼はハディースの師ハシーム・ビン・バシール・ビン・アブー・ハーズィム・アルワースィティー（ヒジュラ暦 183 年没）の元で師が亡くなるまで師の暗記しているハディースを全て書きとめた。その後もバクダッドで 3 年間に渡ってアフマドは、出来る限りのハディースを集め書きとめた。そしてヒジュラ暦 186 年からハディース収集の旅をバクダッド以外に向かって始めた。まずバスラへは 5 回行っている。時にはそれが半年に渡る場合やそれ以上になることもあった。またヒジャーズには、187 年から 5 回行っており、初めての年にシャーフィイー派の開祖シャーフィイーに会っている。シャーフィイーとはその後彼がバクダッドへやって来た時に再開している。シャーフィイー派ハディースの信憑性に就いて時々アフマドを頼っていて、「あなたのところでハディースが正しいと分かれば、教えてください。それがヒジャーズでもシリアでもイラクで何処でも出かけていきますから」と語っていた。またイブヌ・カシールは、このヒジャーズの旅に就いて次のように解説している。「アフマドは、『私は、マッカへ 5 回巡礼しています。その内の 3 回は徒歩で行いました。1 回の巡礼には

30 デイルハム（銀貨）を使いました。私が歩いていて道に迷った時には、誰か私を正しい道に連れて行ってくださいと言い続けて正しい道に立てたのです。』と語った。」（イブヌ・カスィールの歴史：第10巻326ページ）

またクーファへ旅をした時には、距離的には近いにもかかわらずお金がないためにレンガを枕にするような厳しい滞在を経験している。

このようにハディースを求める旅では困難を喜ぶ所が見られる。彼には用にやってくるものはすぐに忘れてしまうものだと言う思いがあった。彼がヒジュラ暦198年に巡礼に行ってもその後でイエメンのサヌアにいるハディース学者のアブドゥッラーズィク・ビン・ハマームに会いに行こうと決めていたところ、偶然同行していたヤヒヤ・ビン・ムエインが巡礼に来ていたアブドゥッラーズィク師と会って同行者のアフマドが会いたがっているからと言って会う約束をした。しかし、アフマドはこの話を断って、サヌアまでわざわざ出かけて行って師と会見している。しかもその時、アフマドは、ほとんど路金を使い果たして同情した師が彼に援助を申し入れたのにそれを断っている。これはアフマドが、ハディースを求める旅で安易な方法に慣れる事を恐れていたためである。これに慣れてしまうと直接自分の目でハディースを伝える人に会って直接聞いたもので正しいと判断したもののみを書きとめるという彼の基準が曖昧になってしまう事を恐れていた。

アフマド・ビン・ハンバルのハディースに対する扱い

彼は、自分の集めたハディースはすべて暗記し書きとめていたが、それを話す時は書いたものを見ながら出しか話さなかった。これは暗記したものを話すことは、言い間違えや忘れることがないとは言えないからでその恐れがないように、書いたものを読む事を徹底していた。

また、この知識を求めるためなら何処までも行くと言う姿勢は、終生変わらなかった。彼の友人がハディースを求める旅の多さに驚いて「もう十分にあなたはその知識を得たでしょう。いつになったら終るのですか？」と尋ねたら、彼は『墨壺と共に墓場までです』と答えた。この話は、アフマドが知識を求め

ることに貪欲であり、特に預言者のハディースを求めることに就いては終ることとは無かった事を表している。

アフマド・ビン・ハンバルのハディース授業

アフマドはハディースを求めて各地を歩き回った後、教える立場になったのは 40 歳になってからである。これは預言者ムハンマドが初めて啓示を受けてイスラームの富強を始めたのが 40 歳の時だったのに習ったものと思われる。しかし、一部の人は、彼が教えを受けた師がまだ健在でそれを差し置いて教えることに羞恥心が働いたからと言う。その当時、イエメンにはアブドッラーズィク師が健在だった。

アフマドはバグダッドの大モスクでファジュル（夜明け）の礼拝後、授業を開始した。その授業には、様々な階層の人や、様々な分野の専門家や、ハディースの収集家など数千人の人が聴講した。人々はそこで話されるハディースを書きとめたり、彼の話す法学の規則を書きとめたりした。この公共の講義とは別に、アフマドはアスル（午後）の礼拝後に、自宅で彼の弟子たちの質問に答える私的な勉強会も行った。

彼の授業の特徴として、(1) その場は静寂と真剣さに覆われていた。それは彼が、ハディースや法の規則を聞いている時の態度と一致するものである。何故ならアフマドは、知識を求める場は信仰の場であると考えていたのでそこにはふざけたり騒がしさとは無縁の場であると考えていたためである。(2) 質問に対する答えの正しさは揺るぎのないものであること。そのためにハディースはその伝承が正しく伝えられていることが必要であり、その答えが記憶によるものではなく、書かれたものでなければならなかった。そのためアフマドは弟子達に本に書かれたこと以外に話す事を禁じていた。(3) 授業は純粹にハディースとサハーバたちの解釈による法規則とサハーバや次の世代の生きかたの指針に特化していた。それはその当時の社会はペルシャ的要素がアラブ的要素を支配し各地で分派や見解の相違が多数表れていたからである。それらはイスラーム法規から離れた方向を目指していた。

事実、アッバース朝のカリフ・マームーンなどは彼を支持するペルシャ勢力を強化していた。このような混乱した社会の中で、アフマドはサハーバ時代の生き方を選択した。そのため彼の知識や法規則はスンナに則ったものであり当時の混乱した思想からは離れた純粋なものであった。

アフマド・ビン・ハンバルの弟子達

アフマド・ビン・ハンバルの教えを聞き、それを書きとめて彼の精神を引きつぐ弟子達は数多くいた。彼らの中では、ヤフヤー・ビン・アードム、アブドッラフマーン・ビン・マフディー、アブーハーティム・アラーズイー、ムーサー・ビン・ハールーン、ハンバル・ビン・イスハークなど多数いる。彼らはハンバリー派の法学を伝えていった。中でもアフマドの長男であるサーリフ（ヒジュラ暦 266 年没）やアフマドの息子でハディース学者のアブドッラー（ヒジュラ暦 290 年没）やアフマドの法解釈を集めそれを広めたアフマド・ビン・ムハンマド・アルヒラール（ヒジュラ暦 310 年没）などが有名である。

アフマド・ビン・ハンバルの試練

アフマドが 54 歳のとき大きな試練が彼を襲った。それはクルアーンが創られたものかどうかと言う試練であった。この言葉は、カリフ・マームーンが公認したムウタズィラ派の主張するものでカリフは考えを強制しこれを受け入れないものを迫害した。アフマドはこれを拒否した。そのため迫害を受けるが耐えた。しかし次のカリフ・ムウタスィムの治世でアフマドは牢屋に入れられ、この思想を受け入れるよう強制された。それでもアフマドは拒否し続けた。カリフ・ムウタスィムは彼にクルアーンに就いて尋ねると、彼は「それはアッラーの言葉だ」と答えた。すると「それは創られたものか？」と尋ねられ、「それはアッラーの言葉です」と答えそれ以上何も言わなかった。このようにアフマドは彼の主張を変えなかったために次のカリフ・アルワースィクのときも同じような迫害を受けた。アフマドがこの試練から解放されたのは次のカリフ・アルムタワッキルになってからだった。アフマドに対するこの試練は 14

年が続いた。この間アフマドは牢の中でひたすら迫害に耐え続けたのである。彼が牢屋から出てモスクで授業を再開したときには数千人の人がやって来た。

アフマド・ビン・ハンバルの法学

アフマドはハディースの収集と暗記に多くの努力を払っていたが、一方では法学者としての一面も持っている。その法学は、彼が学んだシャーフイイーの法学に似ていると言われる。またイブヌ・カィイムはその著書でアフマドのファトワー（法解釈）の基礎はつぎのようなものであるとしている。

- (1) クルアーンと正しい伝承によるハディース。
- (2) 教友たちの法解釈。
- (3) 教友たちの中で意見が違った場合はクルアーンとスンナにより近いものを選ぶ。
- (4) ハディース・ムルサルかハディース・ダイーフをとる。このダイーフは、間違いと言う意味のダイーフではない。
- (5) キヤース（類推）・これは他に選択の余地がないときに行われる。

アフマド・ビン・ハンバルの法学の特徴

彼の法学におけるイジュティハード（法的解釈努力）の特徴は次の2つに現れている。

- (1) 清浄と不浄に関して特に厳しい。他の学派では、スンナ（勧められる行為）である起床後の手洗いなどは、義務行為とされている。
- (2) 契約やムアーマラート（日常行為）に関しては、容易さを優先する。

例えば契約に関して、妻が夫に旅行に同行しないと条件をつける事を認めるとか、妻が夫に財産がある事を条件付けて、それが無いことが発覚した時には妻にその契約を解消するかどうかの権利があるなどである。これは夫についても同様で、妻に対して禁止されているものを合法にしたり、合法的なものを禁止したりしない限り条件をつけてそれを妻が破れば、夫はその契約を解消するか続けるかの権利を持つと言う。これは一般の法学者達の契約条件と異なっている。

おわりに

ハンバリー法学派開祖アフマド・ビン・ハンバルには、預言者ムハンマドと共通した点が見られる。まず預言者ムハンマドと同じアラブの祖先につながり、部族の中で名門の家柄に属し手いることが上げられる。また境遇についても早くに父親を亡くし孤児として育てられていることも共通する。このことはアフマドを物質的に恵まれない中でも、イスラームの知識を求める上で高い意識と情熱を持って取り組む原動力になっていたことは間違いない。更に、彼が生きたアッバース朝の様々な文化が入り、預言者や教友達が作り上げた本来のイスラームの信仰にも影響を及ぼしている状況の中で、本来の正しい姿を確立するために必要なものを求めたのがハディースの収集であり記録だった。そしてその結果として彼の法学が出来上がっていったと考えられる。それは彼が本格的な学問を始めた時、最初に向かったのがハナフィー学派の基礎を作ったと言われるアブーユースフへ師事し法学を先ず学んだ後、ハディース学のほうへ関心が向かって言ったことから分かる。当時の法学はハディースの不足をラアイ（学者の個人的見解）で補うものだったことから、ハディースの不足を切実に感じていたことは容易に想像できる。また法学に対する関心は、ハディース収集で訪れたマッカで当時法学の体系を確立しつつあったシャーフイー法学派開祖のシャーフイーに会い、法学を学んだことからその基礎を作り上げていったと考えられる。

このようにハンバリー法学派の特徴であるハディースや教友達の言動うに対する重視や、シャーフイー法学の類似性は、アフマド・ビン・ハンバルの人生の中から作り上げられていったものである事が分かる。またイスラーム社会が混乱した時に、常に原点へ帰れと言う運動が起き、そのたびに彼の思想が見直されるのである。

参考文献：

1. مناقب الإمام أحمد لابن الجوزي
2. تاريخ ابن كثير
3. أبو زهرة كتاب تاريخ المذاهب الإسلامية للإمام محمد
4. محمد أبو زهر كتاب (ابن حنبل -حياته وعصره -آرانه) للإمام

緊迫化するキルギス・東トルキスタン情勢

中 島 隆 晴

本年4月7日にキルギスで発生した政変から4カ月、同国ではオトゥンバエフ暫定政権が成立したものの依然不安定な状況にある。暫定政権内部での主導権争いに加えて、キルギス・ウズベク両民族の民族対立がキルギスの未来を一層不明瞭なものとしている。

また昨年7月に東トルキスタンで発生した中国政府によるウイグル人に対する大規模な弾圧から1年、現地では依然中国政府による弾圧の継続に加えウイグル人やイスラーム過激派組織によるテロが頻発、状況の悪化が一層懸念される。本校では近年のキルギス・東トルキスタン情勢に焦点を当て、政情不安が続く中央アジアの現状を考察してみたい。

キルギスの政変

本年4月7日、キルギスの首都ビシケクで大規模な反政府デモが発生、これに治安部隊が発砲し、80名以上の死傷者が発生した。このデモの直接的な原因は大規模な電気料金の値上げで、これに反対するデモ隊への弾圧と政府が野党指導者を拘束したことが政権転覆へと繋がることとなった。もっともキルギスにおける政権崩壊がこれが初めてのことでない。2005年3月、当時のアカエフ政権が野党勢力から「議会選挙の結果を捏造した」と糾弾され、大規模なデモによって政権が転覆したチューリップ革命の先例がある。

キルギスは独立後中央アジア各国の中で最も積極的に民主化を推進した。天然資源にもこれといって外資を誘致する産業にも恵まれなかったキルギスは民主化を推進することで米国をはじめ西側各国から経済援助を引き出すことを画策したのである。

民主化政策によってアカエフ政権の思惑通り西側各国から多額の援助が供与

されたが、一方で経済は一向に好転せず「中央アジアで最悪」とも言われる貧困が長期化した。一方でアカエフ大統領一族をはじめとする汚職・腐敗体質が強まり、政権末期には野党主導の反政府デモが頻発するようになった。しかし建前上「中央アジアの民主化先進国」を標榜していたアカエフ政権はこれに積極的な弾圧を加えることに躊躇し、結果的に政権崩壊を招くこととなったのである。

アカエフ政権崩壊後、政権の座に就いたのが今回の政変で追放されたバキエフ大統領だった。バキエフ大統領は「経済の回復」、「腐敗・汚職体制の一掃」を掲げながら皮肉にもアカエフ前大統領と同様の運命を辿った。

バキエフ大統領は弟のシャニベク・バキエフを大統領警護隊長、長男のマラト・バキエフを国家保安局の副長官に就任させるなど一族支配を強め、特に次男マクシム・バキエフを国家投資発展委員会の委員長に就任させて国家のあらゆるビジネスを手中に収めた。マクシム氏は他人の会社や事業を一方的に篡奪するなど専横の限りを尽くしたとされ、今回の政変の背景にはこうしたバキエフ一族の国家の私物化に対する国民の激しい怒りも指摘されている。

首都ビシケクにおける政変の翌日、バキエフ大統領は自らの支持基盤である南部のオシュ市に脱出し、臨時政府を非難した上で「私を支持する多くの国民がいる」として自らの大統領辞任を否定した。オシュではバキエフ大統領支持派のデモが活発化したが、キルギス臨時政府はバキエフ大統領の息子2人と弟を殺人罪で指名手配し、バキエフ大統領の不逮捕特権を剥奪した上で「バキエフ氏拘束に向けて特殊作戦を準備中」と発表した。こうして次第に自らに不利となる情勢を考慮したバキエフ大統領は「自らと家族の安全と治安の回復」を条件についに大統領を辞任するに至ったのである。

南北対立

キルギスの政変の背景にあったもう一つの重要な要素は、同国における「南北対立」ともいうべき伝統的な地域対立であった。一般的には「工業的に発展したビシケクを中心とする北部」、そして「産業が立ち遅れ、イスラーム的な

慣習が強く残る南部」という図式で説明されることが多いが、南北の伝統的な部族対立の存在も見逃せない。

実際に旧ソ連時代、ソ連中央政府はキルギスを一定期間北部の部族に統治させ、その後南部の部族に統治させるなどして両部族の対立を招かないよう安定化に苦心してきた。しかしソ連崩壊後こうした図式は崩壊し、まず権力の座に就いたのが北部出身のアカエフ大統領であった。アカエフ大統領は一族支配の強化と同時に自らの出身部族にも権力と特権を与え、南部部族出身者を意図的に排除した。こうした処遇に南部では不満が高まり、強力な野党勢力が結成されアカエフ政権の打倒の原動力となったのである。

今回追放されたバキエフ前大統領は南部の有力な政治家であった。彼は政権の座に就いた後、アカエフ時代と同様に北部部族出身者を権力の座から意図的に追放した。このため今度は北部部族出身の有力政治家がバキエフ政権に不満を抱き、政権打倒を画策していたとも指摘される。いずれにせよ伝統的な南北の地域・部族対立の構造が今回の政変の背景の要因であった点に着目しなければならない。

オトゥンバエフ新政権の発足と民族対立の再燃

今回の政変で新たに政権の座に就いたのは元外相オトゥンバエフであった。政権獲得に至るまでの動きは極めて迅速であり、デモ発生の翌日8日には国営テレビ、議会、最高検察庁などを次々に占拠し臨時政府の樹立を宣言、自らも臨時政府代表に就任した。6月27日にはキルギスの憲法改正案とオトゥンバエフ暫定大統領の2011年末までの任期の是非を問う国民投票を実施し、9割以上の支持を獲得して暫定大統領に就任した。

オトゥンバエフ暫定大統領はバキエフ政権内の有力政治家の一人で、女性の大統領就任はキルギスでは初となる。しかし新政権は当初から大きな問題に直面することとなった。南部を中心に発生したキルギス・ウズベク両民族の大規模な武力対立である。

5月19日、キルギス南部の中心都市ジャラルアバドでキルギス、ウズベク

両民族の武力衝突が発生、衝突は6月に入り急速に拡大の様相を見せ、8日、両民族の衝突によって75名が死亡、1000名近くが負傷する事態へと発展した。キルギス暫定政権は対応に乗り出したがその後も武力衝突は拡大し、13日に死者113名、負傷者1400名、翌14日には死者124名、負傷者は1700名を超え数万人のウズベク系住民がウズベキスタンへと脱出した。一方、避難民向けに国連を中心に米国、ドイツ、ロシアが支援に乗り出し、食糧支援と住民50万人向けに7100万ドルの緊急支援を行うことを決定した。非常事態宣言が出されたジャラルアバドでは両民族の長老が和平会談を行い、暫定政府も調停に乗り出したが14日には再度武力衝突が発生、22日、キルギス保健省は「これまでに死者251名、負傷者2192名が発生しているが、実際の死者はその10倍にも達するとも考えられる」と発表した。

キルギス南部では1990年にもオシュ市を中心にウズベク、キルギス系の両民族が大規模な武力紛争を繰り広げた「オシュ事件」が発生したが、今回の衝突はそれをはるかに上回る惨事となった。今回の両民族の衝突の原因には「比較的経済的に恵まれたウズベク系住民に対するキルギス系住民の不満」や、「著名なウズベク人ビジネスマンがテレビでキルギス人に述べた侮辱的発言」、または「イスラーム過激派組織の関与」など様々指摘されているが、はっきりとした原因は不明のままである。暴動の中心となった若者が重武装していた点から国外の何らかの勢力が今回の事件に関与していた疑惑が強まっているが、元来存在していた両民族の対立感情が今回の政変を期に暴発した点是否定できない。一方で「キルギス軍がウズベク系住民の弾圧に関与していた」とする証言もあり、事件の真相究明が急がれる。

米・露・中の対応

一方、今回のキルギスの政変と政情不安の拡大は米・露・中といった大国も大きく注目するところとなった。

米国は今回の政変に関し、オトゥンバエワ暫定政権を早急に承認し、事態の収拾に協力する旨を表明した。米国はキルギスのマナスにアフガニスタン軍事

作戦遂行上の基地を保有し、多数の兵員も駐留している。キルギスの騒乱が長期化することで万一キルギスの軍事基地を失えば米国の地域戦略は重大な影響を被る。

米国はかつて2001年の9.11テロ事件を期に、ウズベキスタン・キルギスの両国に軍事基地を設置することに成功したが、ウズベキスタンのカリモフ政権との対立の結果同国のハナバード基地を閉鎖され、中央アジアに残る唯一の拠点はキルギスのみとなっている。キルギスのマナス基地はアフガニスタンをはじめ、イラン・イラク・パキスタン方面での軍事作戦に不可欠となっており、またロシア・中国に対しても米国の中央アジアにおける影響力を誇示すると共に睨みを利かせる最重要拠点でもある。

こうした地域戦略面から米国はキルギスの新政権を承認することとなった。また近年米国は中央アジアにおける影響力拡大競争において露・中両国に経済面から後れをとっており、キルギスにおける橋頭堡を確固たるものにしておきたいとする思惑も見える。

同様にキルギスに CIS 緊急展開軍の基地を有するロシアもいち早くオトゥンバエワ新政権を承認した。またキルギスには多数のロシア系住民が居住しており、その保護の名目で4月8日、150名の空挺部隊を派遣している。ロシアはキルギスを含む中央アジア地域を自らの「影響圏内」と見なしており、今回の政変において自らの存在感を示すことに成功したと言えるだろう。

国境を接する中国にとってもキルギスは近年重要性を強めてきている。中国にとってキルギスは中央アジアの玄関口であり進出の拠点となっている。またキルギスはその貿易輸入の75%以上が中国を占める有力な市場でもある。今回の騒乱で多数の中国人経営の店舗が放火・略奪にあったこともあり、中国は中国系住民を保護するためチャーター便4機を派遣している。

このように米・露・中いずれもが今回のキルギスの政変に対する高い関心を示したが、三大国は共通の脅威としてイスラーム過激派の動静を注視している。アル・カーイダやタリバン残党、そしてIMUなどは中央アジアを拠点に米国・ロシア・中国に対するテロ活動を強化させてきた。キルギス南部におけ

る武力衝突にイスラーム過激派の関与が疑われているように、イスラーム過激派は常に社会的混乱に乗じて勢力を拡大し、テロ活動を活発化させてきた経緯を持つ。キルギスの混乱が長期化するほどその危険性は増加する。三大国の共通見解は早急にキルギスの混乱が沈静化することだが、一方で今後のキルギスにおける影響力拡大を狙った駆け引きが活発化している。

東トルキスタン情勢

一方昨年（2015年）の中国政府による弾圧事件から1年、多数の死傷者が発生した東トルキスタンでは依然中国政府による弾圧とそれに対するテロ事件が頻発している。

昨年6月25日から26日にかけて中国の広東省の玩具工場でウイグル人と漢民族間の衝突事件が発生、この工場で「漢民族の女性がウイグル人から暴行を受けた」という噂が流れ、両民族の衝突が惹起し、ウイグル人79名を含む死者118名が発生した。この事件の公正な調査と解決を求めるウイグル人達は7月5日にウルムチ市内で3000人規模のデモを行ったが、これに対して中国の治安部隊が発砲、中国政府の公式発表によると約200名の死者、さらに約1800名の死傷者が発生したという。

しかし、この「ウイグル人の漢民族に対する暴行」という中国政府の説明には疑問点が多く、むしろウイグル人弾圧を正当化するために意図的に中国政府が流したデマであると指摘される。東トルキstanは中国の一部を成す自治区の一つで、中央アジアのカザフスタン・キルギス・タジキスタンと国境を接している。人口およそ2000万人、人口構成ではウイグル人が45%、漢民族40%、その他をカザフ族7%、回族5%などが占めている。ウイグル人はトルコ人・中央アジアのトルコ系民族と極めて近い関係にあり、民族的・言語的なルーツを共有している。

またウイグルは天然資源にも恵まれており、ウイグル自治区内に存在する石油・天然ガスはそれぞれ中国の埋蔵量の30%近くを占めているともいう。中国政府はこうした東トルキstanの戦略的重要性に目を付け、強制的な中国併

合以来、積極的な漢民族移住政策やウイグル人への弾圧を継続してきた。ウイグル人達は自らの文化を抑圧され、労働力としての強制徴集や差別などに耐えてきたのである。

現在ウルムチでは24時間体制でのウイグル人監視が継続されている。事件から1年、中国政府は東トルキスタンを「対テロ対策の重要拠点」と位置づけ、治安部隊を5000名増強、警察も1000名が増員された。市内にも監視カメラが4万台設置され、年内には6万台に増強されるという。

こうした一連の対策に関してウルムチ市長は「我々はテロに対し高圧的であるべきである」と述べたが、自らをのみ正義と見なす漢民族側の傲慢な対応はウイグル人の怒りを招いている。中国政府は今年2月に「民族団結教育条例」を施行し、政府の少数民族政策をわずかでも批判すると民族団結を妨げる行為として処罰されるようになった。また東トルキスタンの小中学校では愛国教育の時間が増え、ウイグル族の児童に「愛国歌50曲を覚えること」を義務づける学校もあるという。

一方で中国政府はウイグル人が多数居住するカシュガル自治区を経済特区に指定し、税制面での優遇措置や所得引き上げ政策を実施するなどしてウイグル人の不満解消に努めるなどの対応を見せているが、その効果は疑問視される部分も多い。

一方で国内外における漢民族を狙ったテロ事件も頻発している。昨年のウイグル人弾圧事件を「ムスリムに対する弾圧」と見なしたアル・カーイダをはじめとする国際テロ組織は主に中東、アフリカ、南西アジア地域で中国人の殺害、拉致事件を頻発させている。また東トルキスタンでも爆発物を用いたテロ事件を発生させているが、こうした行動は中国政府にかえってウイグル人弾圧の口実を与える結果ともなっている。

キルギスと東トルキスタンの今後

このように現状ではキルギス、東トルキスタンとも安定にはほど遠く、依然中央アジアの不安定要因となり続けることが予想される。

キルギスに関しては上述した民族衝突の問題に加え、政権内部の対立問題も指摘されている。オトゥンバエワ暫定大統領には権限はなく、北部出身の6名の副代表が新政権の実質的な権限を掌握しており、暫定大統領の任期終了後の主導権を睨んで水面下での権力争いが活発化しているとの報告もある。

6名の副代表はそれぞれが米・露・中の異なった大国の支持を取り付けているとされ、三大国にしても自らの息のかかった人物を権力の座に就けるべく活発な動きを展開している。現在沈静化しているキルギスの権力闘争はいずれ再開するとみられる。しかしどの人物が権力の座に就いても、一定の国民生活の向上と腐敗・汚職体制の改善に成功しなければ再び政変によって短期間で政権が崩壊する事態に直面する可能性が高い。キルギスの国民は過去2度の政権交代を実現しており、不満があればいかなる政権であれその打倒に躊躇しない。いずれにせよキルギスの安定化には地域・部族主義にとらわれず、改革に強固な意志を持つ人物が必要であろう。

キルギスの混乱が長期化した場合、東トルキスタンに与える影響は少くないであろう。キルギス国内の混乱の拡大はイスラーム過激派組織に格好の活動拠点を与え、国境を接する東トルキスタンへの越境武力攻撃やテロ活動が一層活発化することが予想される。キルギスの不安定化は単に一国だけの問題ではなく中央アジア地域全体の安全保障に関わる重大問題なのだ。

中国山東省に田中逸平の足跡を訪ねて ——回族社会管見

長谷部 茂

1. はじめに

昨年（西暦 2009 年）11 月 8 日～12 日、中国山東省青島市で開催された世界ハラル評議会（WHC）第 7 回年次総会への出席、及び中国イスラーム事情の調査のために、拓殖大学イスラーム研究所からの派遣メンバーの 1 人として参加した。

ムスリムでもなく、イスラームについて格別の知識があるわけでもない筆者が、このような機会を得られたのは、ひとえに田中逸平の縁による。

拓殖大学第一期生・田中逸平（1882～1934 年）は、言うまでもなく拓殖大学イスラーム研究の草分けであり、また日本イスラーム界の先駆者である。筆者は、兼務する創立百年史編纂委員として、卒業生の足跡と拓殖大学地域研究のルーツを探る編纂作業の中で田中逸平に出会い、専門としている中国哲学の視点から、田中逸平の、儒教を始めとする中国古代思想に対する独創的な解釈にひかれた。そこにイスラーム思想の影響を仮定したが、そのイスラーム理解にもまた独自のものが見え隠れすることを、拓殖大学イスラーム研究所の森伸生所長や武藤英臣教授からご教示いただいた。

逸平は、十数年に及ぶ中国滞在で「管子」研究や山東省でのフィールドワークを経て、山東省済南のムスリム社会の中でイスラームに触れ、そして入信した。逸平の思想は、中国で千数百年の風雪に堪えて形成された中国イスラームと不可分の関係にあるのではないか？その疑問から出発して筆者は、逸平が入信前に訳出した『天方至聖実録』（劉智訳ペルシャ語「ムハンマド伝」）を手がかりとして、中国イスラーム、殊に漢族社会に浮島のように点在する回族の研究に足を踏み入れた。逸平の思想を解く鍵はその辺りにあるはずである。

2009 年の WHC 開催地に山東省が選ばれたことは天佑であった。逸平がイスラームに入信した済南清真南大寺（以下に南大寺と略す。清真寺とはモスクのこと）の教長（イマーム）金述龍氏一行も、WHC の参加メンバーに名を連ねていた。金述龍教長は山東省伊斯蘭（イスラーム）協会副会長でもある。宿泊先も同じく WHC の開催される青島市シャングリラホテルであった。

筆者は、青島到着後ただちに金教長と連絡をとり、ホテルの部屋をお訪ねした。南大寺訪問の意向を伝え、早速受入れの快諾を得た。金教長にはその場で、中国語で作成した田中逸平の履歴（日本穆斯林田中逸平生平）¹と、筆者が2008年に中国泉州市で発表した中国語論文「试论伊斯兰对宋明儒学的影响」（宋明儒学はイスラームの影響を受けたか）をお渡しし、逸平と南大寺の淵源、及び劉智（1664～1730?）を始めとする回儒（儒教的教養をもったムスリム）に対する筆者の見方と、用意してきた質問事項の概要を説明した。

筆者の目的は主に次の三点であった。

（1）逸平の著『白雲遊記』²には、逸平がイスラームに入信し、第1回のマッカ巡礼を行った大正13（1924）年当時の済南ムスリム居住区の様子が描かれている。南大寺や逸平の旧居（歴下書院）等、逸平の記した済南とその今昔の変化を調べたい。

（2）済南の回族事情（信仰、教育、生活等）を知りたい。

（3）逸平が強い影響を受けた劉智を始めとする回儒の文献、またその研究の状況を知りたい。

11月10日午後、筆者は単身、済南に向かった。その日は済南市内に一泊し、翌朝8時半、南大寺を訪れた。金教長のはからいにより、筆者は、南大寺の長老で民主管理委員会の李安良主任（78歳）、教学の責任者（アホン）である済南伊斯蘭経学院の王官明常務副院長と、筆者の訪問に合わせてわざわざお出でいただいた馬明先生の御三方に温かく迎えられた。馬明先生は、当地の歴史に詳しい済南回民小区（ムスリム居住区）の退職学校教員である。

訪問は3時間に及んだ。懇談のあと李安良主任のご案内で南大寺周辺を散

策。南大寺の裏手にある大きな回民食堂で昼食をご馳走になった。

筆者は、拓殖大学創立百年史編纂室刊行の『田中逸平』全5巻³、同第1巻アラビア語訳⁴、田中逸平研究会編『ユーラシア東西文明に影響したイスラーム』⁵『近代日本のイスラーム認識』⁶の計8冊を南大寺に寄贈した。南大寺からは、豪華装丁の『古蘭経（クルアーン）』、「南大寺簡介（パンフレット）」、『伊斯蘭基礎知識』の寄贈を受けた。

以下に、『白雲遊記』の記述を追いながら、南大寺における懇談と南大寺周辺・済南回民小区での見聞を、関連資料で補足しながら、報告する。もとより筆者の限られた知識と短時間の訪問で完璧は期せないのが、副題を「管見」とした。



左から、王官明アホン、筆者、李安良主任、馬明先生

2. 『白雲遊記』 旅程

『白雲遊記』は、田中逸平が大正13（1924）年、済南でのイスラーム入信、中国各地モスクの歴訪、マッカ巡礼の経緯を、自身で日記紀行文にまとめたものである。翌大正14年に刊行された。

同書冒頭に掲げる「白雲遊行日程」から見てみよう。

大正 12 年 12 月 11 日 東京出発

28 日 青島着、青島神社に参詣す。

31 日 済南着、清真南大寺に入る。

大正 13 年 1 月 11 日金曜 アホン曹鳳麟に就き受戒、イスレーム教徒となる。
満三十日間寒行を修す。

2 月 13 日 清真小学教師にして、余の門生たる支那人周硯坡
を伴ひ、済南を出発。北支那回教現勢踏査の途に
上る。

逸平と済南との関わりは、逸平が『済南日報』主筆に任じた大正 6 年に遡る。
彼が『済南日報』を辞してこの地に居を構えて学究生活に入ったのは大正 8 年、
入信の 5 年前である。済南は、マッカ巡礼の出発点であると同時に、ムスリム
田中逸平の後半生の出発点であった。

逸平は入信するや、直ちに滄州（現河北省）、天津、北京、張家口、奉天、
大連等中国東北部を巡歴し、各地の清真寺を訪問している。その数 46 箇所
に及んだ。また巡歴の途中、天津で王静斎、北京で王振益、大連でクルバンガ
リーに会見している。いずれも当時の中国イスラーム社会のリーダーである。
3 月 14 日にいったん済南に帰り、改めてマッカ巡礼の旅に立つ。

3 月 30 日 済南出発、回民僧俗百数十名の見送あり、青年回
僧馬錦章を従ふ

まず南京で劉智の墓参りをし、ここでも清真寺 30 箇所を訪問。4 月 8 日上
海で甘肅、四川等からのマッカ巡礼者と落ち合った。その後杭州にも足を伸ば
し鳳凰寺（モスク）も訪問している。上海から出航したのは 5 月 2 日。シンガ
ポールで巡礼船に乗り換えた。

6 月 15 日 ジュツダ上陸。

18日 駱駝に騎しメツカに向かう。

20日金曜 メツカ聖地に入る。直ちに天房（カルベ）に単朝修礼す。午後支那回教徒来着、総て八十九、（内二十九人の死者を生ず）日々酷熱と戦ひ天房に厳行す。

帰還の途上、逸平はインドを訪問。シンガポール、香港、長崎を經由して青島港に到着したのは11月1日であった。

11月5日 済南に着す、同地回教徒多数の歓迎あり。眼と齒を病み、済南病院に入院加療すること十日間

『白雲遊記』の記述は、翌12月19日で終わっている。

3. 済南清真南大寺

南大寺内に残る「礼拝寺重修碑」によれば、南大寺の創建は元代（1271～1368年）の初期、貞元元年（1295）のことであるが、さらに古い時代に、ここから遠からぬ歴山にあったモスクを移転したものだという。歴山は済南の南郊の小山、別名千仏山ともいう。「舜歴下に耕す」とあるとおり、古の帝王・舜の居処であったと伝えられる。逸平がこの地に設けた歴下書院の「歴下」は、歴山の麓の意である。南大寺は、明、清兩代を通じて、改修を重ねたが、1495年の拡張によって現在の規模になったという。

モスク正面には、高さ5メートルほどの石造の影壁（衝立）がある。外から見ると影壁に遮られて一階部分は隠れているが、その後に大門がある。大門は二階建てで、ミナレットを兼ねており、邦克楼と呼ばれる。大門から中に入ると、前庭があり、左右に沐浴室と教長室がある。前庭を突っ切ると二階建ての望月楼があり、その下をくぐると正面に大殿（礼拝堂）が姿を現す。大門から大殿に向かう中心軸は真西の方角で、緩やかにせり上がっている。大殿の周り

には回廊があり、大殿脇に配殿と呼ばれる東西に長い建物がある。現在、講堂として使われている。ちょうど著者が訪問した日の午後に、山東省の今年のマッカ巡礼団の結団式があるということで、その準備がなされていたが、優に二百人は収容できる。ちなみに巡礼団の参加費は一人三万元（日本円で約37万円）だという。大殿の正面脇に経堂があり、ムスリム師弟の教育の場になっている。モスクの敷地は約2000坪。中国の宮殿建築を模した壮大な伽藍である。なお望月楼の二階は展示室になっている。



済南清真南大寺前景

逸平のイスラーム入信の儀式は、この大殿で行われた。『白雲遊記』は、その模様を次のように伝えている。

正月の十一日、此日は金曜にてイスラム教徒には主馬（チュマー）聖日である。午後一時より遠近の教民聚まり来りて所謂主馬聚礼を行ふのである。余は此朝沐浴斎戒して只一人趙三掌教に従ひ、五百畳もある広き大殿内に入りて聖座（ミヘラアブ）の前に跪坐した。

曹先生は卓上に香を炷き厳然として余に対して座つてゐる。徐に天経（コロアニ）の一節を読み了りて天を指し

アシヘド、アンリヤイラヘ、ラインラ、ホ、ワホデホ、リヤセリカラホ、アシヘド、アンラモハメデノ、アブドフワレスルホ。

と念じた。予も亦天を指し従ふて之を頌した。即ち清真言である（46、47頁）。

大殿は約 400 坪の広さで、「五百畳」は誇張でない。一度に 1000 人の礼拝が可能であるとの説明を受けた。「清真語」はシャハーダのこと。信仰宣言には「作証言」という漢訳が当てられる。曹先生とは、逸平の師・曹鳳麟のこと。掌教とはイマーム、現在の教長である。

この同じ年か、又は翌大正 14（1925）年に、日本の東洋学者・桑田六郎が、南大寺を訪問している。桑田は中国各地のモスク歴訪の途上、済南に立ち寄ったもので、その時の報告である「礼拝寺巡り」の「済南」の項には、「済南の回々に就いては此の地で回々教に帰依せられた川村、田中両氏があり、筆者は詳しく述べない、田中氏の説は、同氏主筆山東第五号及び同氏著白雲遊記に見えて居る」⁷とあり、逸平イスラーム入信のニュースは、日本の東洋学界へかなり早い時期に伝えられ、その著作もまた読まれていたことが分かる。但し逸平が創刊した雑誌『山東』は、残念ながら現存を確認できない。なお「川村」とあるのは、最初期の日本人ムスリムの一人であり、のち中国甘粛のムスリム社会で活動した川村狂堂のことと思われるが、謎の多い人物で、その入信地にも諸説がある。

南大寺は近年に入ってから改修を加えているが、モスク内の様子は逸平がたびたび訪れた 90 年前とほとんど変わらないという。市街地の喧騒は 90 年前の比ではないだろうが、一度モスク内に足を踏み入れると、そこは寂しいほどの静けさで、まさに別世界の感がある。

4. 済南回民小区

南大寺を中心として済南には今も、回民小区の称するムスリム居住区がある。小区内のモスクは、今は三箇所であるが、90年前には6、7箇所あったと、逸平は記している。

寺は南大寺と北大寺との外四五の小寺がある（37頁）。

済南、南大寺はスインニ派に属し北大寺はケデyim派に属してゐる。後者は清真古教と云ひ、前者は正統新教とでも謂ふべきか。与（とも）にスインニ派で之を区別する理由は両者大差はない。外に西寺と云ふ一小清真寺がある。俗に搖頭教と云ふ。（67頁）

北大寺は、南大寺から北に200メートル足らず、道路の同じ側にある。南大寺に比べるとかなり規模は小さいが、同じく中国宮殿式の構造をもつ。南北両寺の間に清真女寺がある。創建は清代というから、逸平も知っていたはずだが、記録は残していない。女性信者専用のモスクは、世界でもあまり例がないという説明であった。南・北大寺は完全に中国風の建築であるが、この女寺には近年建てられたドーム屋根があり、一目でモスクであることが分かる。「西寺」は「搖頭教」のモスクであったというが、現存しない。「搖頭教」とは、頭を振りながら声高にズィクルを唱えるところから命名されたスーフィー教団の俗称である。

「スインニ派」は言うまでもなくスンニー派のこと。「ケデyim派」とはカディーム派のことで、中国では「老教」とも呼ばれた。唐宋の時代に中国に移住したころの伝来の教を厳守するところからこの名前がある。ちなみに中国におけるイスラーム教派には大きく分けて「三大教派四大門宦」があるという。三大教派とはカディーム派、イフワーン派、西道堂。四大門宦とはジャフイーリーヤ、フフィー教団、クブラヴィー教団で、説明は略すが、四大門宦はまた四大スーフィズム学派とも言われる。

逸平はここに私塾を兼ねた住居を構えた。百数十坪の瀟洒な屋敷であった。

歴下書院と称した。

余は暫らくの安居にとて精舎を構へた。礼拝寺街より石畳の小路を入ること数十歩、瀟洒たる門を構へ、門壁には日東田寓と赤い紙に認めて表札を出してある。門扉の上にはアラビア字にて吉慶の意を認めてある。門を入れば一老槐、龍の如く蟠居して枝繁り、石磴数階、南面の日当よき中西折衷の客室がある。中庭を過ぎて廂房と臥房とを設く、正堂には自己の礼拝壇を設けてある。中には一抱に余る榆樹が亭々として枯幹を天に冲してゐる。鵲が其上に巣うてゐる。早晚喜々として寂寥の園に鳴く。別に厨房あり茅廁あり屋宇凡そ十六間、百数十坪の地に煉瓦建草屋根、自ら風情がある。……（56、57 頁）

現在、南大寺は東西を走る大通り・濼源大街と、そこから北に入る永長街の角に東向きに建っている。「南大寺のすぐ前の小路」はかつて礼拝寺街であったが、現在の礼拝寺街は、東西方向に南大寺の北側を通っている。李安良主任によれば、これは路標を掲げる際に誤ったもので、本来は、東向きの南大寺の門の前を南北に走っている道、つまり「南大寺のすぐ前の小路」を礼拝寺街と呼んでいたという。この道、つまり現在の永長街は、6、7メートルの車道になっているが、以前はわずか2、3メートルの道であったという。

南大寺の正面は、拡幅された永長街（旧礼拝寺街）と建設用地と思しき一片の更地になっている。李安良主任の記憶では、正面から道路に沿って南に連なる一群の富裕ムスリムの邸宅があったという。「百数十坪」の屋敷はその一つと考えられるが、真正面であれば如上の更地であり、その南は濼源大街であるから、歴下書院に当たる建物はいずれにしても現存していない。なお濼源大街より南は現在、回民小区ではない。したがって現在のムスリム居住区は、逸平が住んでいた当時より、少なくとも南の部分が縮小されていることになる。

なお槐や榆の大本はまったく姿を消していた。そもそも木そのものがほとんどない。区画整理や建て替えで切られてしまったという。

済南の南関より西門にかけて城垣の内外凡そ三万の教徒がある（52 頁）。

現在、回民小区の住民は 2 万人に満たない。しかもこの数はここ数十年少しづつ増加を続けており、小区発展の証ともなっている。1920 年代に 3 万人いたとすると、逆にこの 90 年で 3 分の 2 に減っていることになる。李安良主任はじめ皆驚いた様子であった。ただ逸平のいう「三万」の根拠は分からない。

済南城內三十万の都会、恐らく日本人は余一人のみであろう。而して現居の周囲は皆教民なれば、済南にあるものゝ実は西域に生活してゐるのと同じことである。嘗て西使記であつたか、西域の国風を記して「街路を行く者皆ソレアム、アレクムを唱すとありし」と記するが、吾等も一日の間何回之を繰返すか寺へ五回の往来だけにてても或は沐浴場の出入にても、道路の散歩にても、如何にも親しげにソレアムアレクムを一撈して過ぐるのは、とても異教徒に見ざる温か味である。

ソレアムアレクムに対してワレカムソレアムと応ずる。（56 頁）

旧市街は二重の城郭をもち、内側の城郭の中を内城、その外周に外側の城郭に囲まれた外城があった。但し内城の北は有名な大明湖で尽き、大明湖の北側は二重の城郭が狭い間隔で平行に走っていた。ムスリム居住区は内城の西南の外側に当たる外城にあった。現在、城郭はなく、したがって内城から外に抜けるための門もないが、逸平の当時、ムスリム居住区は西関外という位置づけであった。

「城内」は、内城と外城を併せて言っているものと思われる。済南は当時、東半分の旧市街（城内）と、諸外国に開放されている西半分の新市街とに峻別されていた。「城内」に住もうという物好きな外国人はいなかっただろうし、実は許されてもいなかった。ちなみに現在の済南市人口は 250 万を超える。

「ソレアムアレクム」と「ワレカムソレアム」は言うまでもなくアラビア語

の挨拶である。小区のムスリムは日常、すべて中国語（普通話）を話す、ムスリム同士の挨拶の言葉は、今でもアラビア語である。ただ、彼らの話す中国語にはアラビア語、ペルシャ語由来の語彙が少なくないという。逸平は次のようにも述べている。

教門と支那語で謂へば、そは直ちに回教徒を意味するのである。(51 頁)
回教徒のムスリンは皆親類同胞である。異教徒に対する団結心が強固である。支那語では老表を以て教門の家族を意味する語としてゐる。(52 頁)

「教門」「老表」は今でも普通に使われているという。「表」は中国語で母方の従兄弟姉妹関係を指す。

筆者が南大寺の門を外に出ると、早速、一老女が笑顔で近づいてきて、逸平が慣れ親しんだ「ソレアムアレクム」の挨拶を受けた。「教門」でないと知ると少しさびしそうな顔をしたが、それでも遠来の客に対する熱烈歓迎の気持ちは伝わった。「教門」であつたら、どこまで親切に世話を焼くか分からない。異国にあってほとんど日本人と交際のなかった逸平にとっては、なおさらに温かく感じられたことだろう。

永長街（旧札拝寺街）を北に向かって歩いて行くと、両脇にはムスリムのための食料品店や食堂が立ち並び、アラビア語の看板が目立つ。そこに三三五五、白帽を被った男たちが行き来する。試しに逸平がよくかよつたというイスラーム料理店「青山居」を尋ねてみたが、残念ながら今はない。

彼らの住居は商店街の裏側に広がっている。といっても永長街はわずか700メートル程度であり、小区は、周辺部分を含めても1平方キロにも満たない広さである。

逸平がマッカ巡礼へと出発するその日、大勢のムスリムが彼を見送った。

南大寺の僧俗郷老の大衆に、北大寺、西寺所属の諸子を挙げ二百余名、日本の一書生送つて歴城西関外遠く迄来た。(134、135 頁)



旧礼拝寺街のイスラーム商店

この「二百余名」はおそらく回民小区の西約2キロの新市街にある済南駅に向かったのであろう。回民の墓地は北郊にあった。葬送でもないにわかの行列に、周辺の漢族住民は奇異の目を向けたことだろう。

5. 回族社会の今昔

『新イスラム辞典』（平凡社、2002年3月）によれば、回族の定義は、「おもに唐朝から元朝にかけて西域から中国に移住した外来ムスリムおよびこれと通婚したイスラム改宗者の末裔である。長年の通婚の結果、形質的に漢族と明確な差異はない」。用語的には、「回族」とは、「宗教をとくに強調しない場合」に回教徒を指していた「回民」を、共産党政権になって一民族として認めることとなって成立した言葉だという⁸。

自ら中国に客たるを以て任じ。中国人で無いことを言明してゐる。勿論其服装住居等支那人と異なるなきも、教門の人間の異人種たることは一見明白なるの少なくない。(52頁)

一目で漢族でないと分かる回族は今も少なくない。李安良主任は、かなり西域風の風貌をもっている。済南のムスリムにはトルコ系民族はほとんどいない、いずれも西域系であると自覚されている。

現在、中国においてイスラームと見なされている民族は10民族。トルコ系のウイグル、カザフ、キルギス、ウズベク、タタール、サラル、イラン系のタジク、モンゴル系の東郷(トンシャン)族と、来歴不明の保安(ボウナン)族、そして回族である。

このうち最大の人口をもつのが回族で、2000年の人口統計では981万6800人。中国55の少数民族中、チワン族、満族に次いで第3位である。しかし上記の定義でも分かるように、回族のルーツにはアラブ系、ペルシャ系、トルコ系及び漢民族が含まれており、厳密に言えば民族ではない。

しかも回族の中にはイスラームの信仰をすでに失った人々がかなりの割合で存在する。2008年、福建省泉州の清浄寺(モスク)を調査した際、約5万人とされる泉州在住の回族のうち信仰をもっているのは500人に満たないのではないか、という話を、他でもない回族の方から聞いた。その人自身は、泉州定住後二十二代目の「回族」であるが、実は六代目から信仰を失っている。そこからでも四、五百年は立っているはずである。つまり回族は、ムスリムである(であった)諸民族の末裔ということになる。

一方、他の9民族は、回族とは違い、民族が形成されてからイスラームに入信又は改宗した民族である。そのうち最大の民族はウイグル族で人口は839万9400人⁹。9民族を合わせるとほぼ回族と同数になり、両者合わせて約2000万の人口を有する。つまり現在の中国には来歴の異なる2つの大きなムスリム集団がいることになる。逸平は「支那在住四千万の回教徒」(54頁)と言っている。

今でも、祖先を遡って一族中にムスリムがいれば、回族と認められる。入籍の際は漢族よりもむしろ回族を選ぶ場合が多いという。これは中国政府の実施している少数民族優遇政策と関係がある。王官明アホンの説明でも、回族には一人っ子政策が適用されないことから、済南の回民小区でも人口は増加しており、また大学入試に優遇(一定の点数、下駄を履かせてもらえる)があるため

漢族住民より教育機会に恵まれ、大卒も多いとのことであった。また現在、中国人の埋葬は基本的に火葬で行っているが、回族には専用の墓地が割り当てられている。泉州では、回族も火葬であると聞かされていたので、それはむしろ信仰を失ったことの証左であり、中国政府の政策とは関係ないようだ。

回族以外のムスリムはウイグル自治区のように、民族ごとに大きな集団で暮らしているが、回族の場合は、中国のほとんどの省に、都市、農村の別なく小集団で暮らしており、「大分散、小集中」といわれる。

この二種類のムスリム集団が、お互いどのような関係を持っているのか、興味があったので、王官明アホンに尋ねてみたが、基本的に交流はないという。もちろん同じムスリムとしての親しみはあるが、言語の問題が大きいという。

回族は、主に中国西北地域で自治区を形成するイスラーム民族に対して、「内地回族」と自称する。たびたび紛糾が伝えられるウイグル族の独立運動等反政府的な言動については懐疑的であり、「内地回族」は、中国政府に対して常にそのことを表明している。したがって「内地回族」については何ら宗教上の活動の制限はないという。

逸平の入信から 20 年後のこととなるが、1944 年夏、日本の回教調査団が、内蒙古、長城地帯の清真寺調査を行った。同行した佐口透は、「中国ムスリムはその勤行・礼拝の上に不可欠な回教寺院即ち清真寺を中核として都市・農村の諸地区にそれぞれ共同体を形成して宗教的生活秩序を営んでゐる」¹⁰と述べている。

これは、逸平の描く 90 年前の回族にも今の回族にも当てはまる。佐口は、この共同体の維持に果たす教長の役割を強調する。佐口によれば、教長には「宗務管理と教学研究」の二つ仕事がある。宗務管理としては「ムスリム共同体所属のムスリムの礼拝を指導し、教義を宣伝し教律（シャリーア）を実施しムスリムの冠婚葬祭を司り、その他の宗教儀礼・祭典・行事に際して誦経し祈祷する」ばかりでなく、ムスリム生活の聖俗両方面にわたる全般的指導者である」。また教学研究としては「清真寺内において将来アホンたらんことを欲する青少年を徒弟的な学生として養育し、これを経典講演を通じてコーランを始

め教義・教律、アラビア・ペルシア語学などの教学や實際儀礼を授け、一定年限の修行の後これを卒業せしめてアホンの資格および称号を授け」と。

教長の役割は、逸平の当時の「掌教」と同様であり、今もほとんど変わっていない。ただ、共産党政権になって、縦割りの広域組織である民主管理委員会と経学院が設けられ、教長のもとで、宗務管理を民主管理委員会が、教学研究を経学院が分掌している形になっているようだ。筆者の訪問に当たって、李安良主任が回民小区について、王官明アホンがムスリム師弟の教育について紹介してくれたのは、そういう役割分担になっているからであろう。

回族がムスリムたる所以は、食習慣（豚、酒、タバコの禁忌）、婚姻（宗教内婚）、葬儀（土葬）の三つが厳格に守られていることにある。また済南の回族は現在、多くが商業に従事しているが、これは伝統的にムスリムの職業であると自覚されている。

6. イスラーム研究と教育

逸平は、回儒の著作によってイスラームを知り、傾倒していった。

余の回教に就いて智を得るは、此地道尹唐柯三君より其祖父の著たる清真積義一本を贈られしに原因し、次で劉介廉先生の天方性理、典礼、至聖実録等の良著を得るに於いてイスラームを略ぼ理解したので、是れ漢訳回書のありし賜物である。（68、69 頁）

道尹は地方の首長である。唐柯三は官の立場からムスリムの啓蒙活動に従事した。近代四大アホンの一人・馬松亭とともに 1925 年、済南に成達師範学校を設立した（のち北京に移転）。国民としての意識と回民としての宗教意識を備えた新時代のアホン養成機関であった。唐柯三は『白雲遊記』に序文を書いている。『清真積義』¹¹は、劉智の後、最も著名な回儒と言われる金天柱（1690～1765）の作である。なお「劉介廉先生」とは劉智のことである。

『中国伊斯蘭思想研究』第 1 号の中で、雲南省のムスリムが今でも回儒の著

作を読み継いでいるという報告を読んで、筆者は、回儒劉智からイスラームを理解した逸平ゆかりの南大寺では当然、回儒の研究が為されていると考えていた¹²。

筆者は、スーフィーを劉智等の回儒思想の源泉ととらえ、それによって中国イスラームの12世紀以降の独自の展開、宋明儒学とイスラームとの関係、逸平の独自の中国観、さらには、のち五教帰一を提唱するに至る逸平の宗教観を解明することをテーマにしてきた。今回の訪問では、スーフィーの影響等について、回儒の著作を繰りながら、南大寺のアホンと意見交換ができるものと期待していたのである。

しかし残念ながら、筆者の期待は、二重の意味で裏切られた。第一に、南大寺所蔵の伝来の書籍は文化大革命の時にすべて失われていた。望月楼2階の展示室に展示されている貴重書籍は、すべて解放後（1949年以降）のものであった。

第二には、王官明アホンの説明によって、南大寺では伝統的に漢文のイスラーム經典が読まれていなかったらしいということである。逸平が劉智の著作を他ならぬ済南の地で読み、翻訳さえしているために、筆者は逸平が当然に、それらを南大寺で読み、曹鳳麟から指導を受けたものと思い込んでいたのである。

王官明アホンによれば、アホンになろうとするほどの人は昔も今も、かえって漢文の知識をもつことを潔しとしないという。もとより一般の回族では、中国語は話せても読み書きのできない人が大半であった。

王官明アホンの話は、先に引いた1944年夏の回教調査団による内蒙古、長城地帯の清真寺調査の報告と符号する。曰く「アホン層でも漢文はほとんど読めず中国的教養は乏しい。アホンの多くは高等の漢文を読めないことを別に恥ぢない。アラビア語を絶対神聖視しアラビア語經典のみを研学し漢文の經典など全くない」、「明末清初の回儒の文献もアホンの多くにはほとんど知られてゐない」¹³

確かに逸平も次のように記している。

余は大学生（ハリファイ）の請に応じて日本語の教習を開始してゐる。学生は遠く蒙古より、南京より陝西より、或は山東各地より、曹先生の道行学徳を慕ひて来てゐる者だ。其学ぶ所は勿論コロアニの研究にてアラビアの学のみである。（60、61 頁）

この一文を前の一文と併せて虚心に読めば、回儒の書は、当時においても南大寺では教えられていなかったと見るべきであった。だからこそ逸平は、回儒の系譜に連なる唐柯三から回儒の書を入手したのであろう。

逸平が中国イスラームに傾倒しはじめた 1920 年代は、中国イスラーム 1300 年の歴史の中で、極めて特殊な時期であったのかもしれない。中国語ばかりでなく、それを通じて近代西洋思想まで学んでいこうとする新しい形のイスラーム知識層の出現は、伝統的な回族社会にとって、回儒の出現以上に衝撃的であったかもしれない。これ以前でも以後でも、漢文のイスラーム知識から入信するようなことはほとんど不可能であったと言える。

逸平の師・曹鳳麟は、実はそういう新しいムスリム知識人の一人であったと思われる。逸平の漢学の素養を見て取った曹鳳麟が、南大寺の教育とは関わりなく、むしろ深遠な回儒の著作を逸平に薦めたのではないか。

馬明先生は、現在でも回族が学ぶイスラーム教典にはスーフィーのものが多くと認めているが、ほとんどの回族はそのことを知らないし、そこまでの勉強をする人はほとんどないと述べている。回儒とスーフィーの関係について語れるアホンとなると、その数は非常に限られることになる。

回民小区では現在、夏休み等の休暇を利用してイスラームの宗教知識とアラビア語教育を行なっている。中国の法律により、初等教育で宗教教育ができないからである。回民小区の師弟は基本的に全員、参加するという。ただし強制してはいない。他の回族地域ではあまり積極的でないところも増えているという話であった。

王官明アホンから、俗に「阿文小学」（阿文はアラビア語の意）といわれる

イスラーム基礎教育のテキストをいただいた。夏期学校の教科書である。その開巻劈頭には清真語（シャハーダ）を始めとする基本的なアラビア語の章句が並んでいるが、アラビア語に続けて、訳文とともに、意味不明の漢字がならんでいる。これはアラビア語の音を漢字で表記したもので、アラビア語学習の便宜をはかったものと思われるが、本来のアラビア語の音とはかなり違っている。読み方には特別な約束事があるようだが、少なくとも北京語にない促音の発音は表すことができない。回族が「アッラー」を「アンラー」と発音する所以である。

先に引いた逸平の信仰宣言の部分とその表音漢字で読むと、逸平がカタカナで記した「アシヘド、アンリヤイラヘ、ラインラ、ホ、ワホデホ、リヤセリカラホ、アシヘド、アンラモハメデノ、アブドフワレスルホ」とぴったり合う。即断はできないが、逸平はアラビア語の音を漢字の表記で覚えた可能性がある。

7. 逸平ゆかりの人々

逸平は南大寺で入信するや、中国のイスラーム事情調査のため直ちに滄州に向かう。滄州は特に大きな都市ではないから、おそらくはそこが師・曹鳳麟の故郷であったためだろう。

大正十三年甲子正月十一日、大日本武州小金井村一農夫の子たる余は、支那山東省済南南大寺に於て、阿衡曹鳳麟先生に由り回教徒として入教することゝなった。(40 頁)

曹アホンは直隸滄州の人、滄州と云へば水滸伝の読者は直ちに林冲配処の地として記憶に存すべく、今津浦鉄路上の一都邑である。年齢未だ五十に達せず、軀幹長大美髯胸に垂れ、堂々たる偉丈夫である。其前は勿論西域の人。一見して支那人でない事は分る。(45、46 頁)

逸平の師であり、イスラーム入信の証人ともなった曹鳳麟は、すぐれた掌

教（現在の教長）として今も記憶されているが、その名はかろうじてモスク内の大殿改修を記録した碑文に残されているのみで、あとは言い伝えである。王官明アホンによれば、曹鳳麟は河北滄州の人。家はもと李姓で、父の代に済南に移ってきた。父は李義仁（漢字の綴りは音から推測。著者）。兄弟と二人で済南に来て、曹氏の妻を娶り、その姓を名乗った。曹鳳麟は1910～20年代に掌教の職にあったが、その後、別のモスクに移ったという。掌教は世襲ではない。彼に限らず掌教が一所に留まることは稀で、招きに応じて処々のモスクを渡り歩く。

したがって、曹鳳麟に子孫がいたとしても、他所に移ったと考えられる。現在、済南に曹姓の家はほとんどないという。逸平入信のもう一人の証人となった趙三アホンも、同様にその後の足跡はつかめない。

逸平が滄州の次に訪れたのは天津の王静斎である。王静斎は、前述の馬松亭と並び近代四大アホンの一人。「中（漢語）阿（アラビア語）兼修」を唱え、イスラーム經典の漢訳事業に取り組み、政治運動にも熱心であった。曹鳳麟の紹介と思われるが、そこから逆に曹鳳麟という人の立場も見えて取れる。

王君の著書は嘗て読んだこともある。又此頃は同君が西方巡礼より帰来、回教改革上の論議などを試みてゐるのも、支那新聞上で承知してゐるので、此会見は甚だ有意義の者であつた。端的に云へば君は蓋し我国の耶蘇教界に於ける内村鑑三氏の立場にある。（76頁）

逸平が当時活発であった中国イスラームの政治、社会運動にじゅうぶん注意を払っていたことが分かる。逸平が回儒に興味を持つきっかけとなった『清真釈義』を逸平に贈った唐柯三もまた、官吏の立場ながら、近代意識をもつ新しい形の中国人ムスリムであったことは前述した。

南大寺のアホンがムスリム子弟を進んで逸平のもとに預けて日本語を学ばせるばかりでなく、逸平から最新の世界情勢を知りたがったのも、曹鳳麟の影響であったかもしれない。

余に日夕侍する童生は趙アホンの第二児十九歳の青年である。彼はアラビア字を知るも漢字を知らない。……其弟の十四歳なる者性伶俐、最もよくコロアニを唱す、又日夕来て余に仕へてゐる。趙アホン亦屡々来て教を垂れて去る。(58 頁)

曹、趙二アホンは此頃屢余の門を訪ふ。一青年を拉し来り、恭しく門生の礼を執り此青年を改めて余に隨身せしめた。姓は周、号は硯坡、回漢の学に通じ通じてゐる。(70 頁)

残念ながら、逸平の門下生として名前の分かっている周硯坡も、マッカ巡礼に従った馬錦章も、その後の足跡はつかめなかった。

もう一人、ムスリムではないが、逸平と親交があった道士、聞盛捷について、彼が住持となっていた天后宮を訪ねてみた。天后宮は、青島市の西南、旧ドイツ人街に近い海辺に面して立っている。敷地は広くないが、落ち着いた佇まいである。現在は馬祖廟の一つとして栄えている。廟内に民俗博物館があり、詳細に参観し、宮の管理者にも話を聞いたが、同宮の住持に関する資料は皆無であった。

8. 結語——中国イスラームの謎

イスラームと中国との関わりは、イスラーム成立からわずか半世紀後、唐の時代に始まる。私見では、イスラーム世界の中国への影響には、歴史的に次の三つのファクターがあった。

第一に武力。イスラームの領土拡張の前線は、西暦 8 世紀には唐の版図に達した。アッバース朝軍はタラス河畔の戦い（751）で唐軍・高仙芝を破り、中央アジアでの覇権を確立したが、そこに勢力の均衡が生じ、中国へのさらなる侵攻は行われなかった。

第二に貿易。周知のようにムスリム商人はシルクロードを通じて地中海地域と中国を結んで活発な貿易活動を行った。海路においても、12～13 世紀、イ

インド洋から東アジア海域にかけて各地に拠点を持ちながら、ヨーロッパ～北アフリカ～東アジアを結んで一大交易システムを構築した¹⁴。ムスリム商人は、その交易システムを通じて富を蓄積すると同時に、イスラームの普及に一役買った。

第三にスーフィー。中国との交渉は、十分に明らかになっているとは言えないが、スーフィーが、ことに12世紀以降のイスラーム東漸を牽引したことは間違いない。教会を持たないイスラーム世界において、師承相伝（スィルスィラ）による強靱な教団組織を形成し、異教徒を積極的に教化していった。

スーフィーは、中央アジアばかりでなく、インド、そしてマレー、インドネシアをも席卷した。このスーフィーがまた中国を席卷した事実がある。

それを確認できるのは、明末清初の中国にイスラーム經典の漢訳活動が澎湃として起こったからである。その担い手となったのが、のちに回儒と称されるムスリムの一群であった。

回儒がスーフィーの影響を強く受けていたことは、1910年代に始まる日本人学者による現地調査を含む研究でも、明らかになっており¹⁵、現在では回族自身もそれを認めている。

中国へのムスリムの移住という面では、もう一つ政治的な要素があった。モンゴル帝国の版図は中央アジアからペルシャに及び、同地から多くのムスリムが中国に移住させられた。ムスリムは色目人として統治階級の一角に属し、技能をもってモンゴル人の中国支配に奉仕した。もとよりモンゴル人の統治階級にも多くのイスラーム改宗者があった。この時の移住が最大規模のものであったと思われ、回族の祖先の多くはこの時に中国に定住した。中国社会への浸透は広範囲に及んで、「回回満天下」と呼ばれる状況を呈したが、それはあくまで受身であり、「イスラームの影響」とは言えない。

イスラームの伝来から現在まで1350余年、中国歴代の王朝・政権は、イスラーム世界と頻繁に交渉をもち、不即不離の関係で共存しつつ、領内には「大分散小集中」の形態で各地に生活するムスリムを抱えている。ところがイスラームとの交流を物語る文献はあまりにも少ない。

南大寺の王官明アホンは、事もなげに「漢族が回族を排外したように、回族もまた漢族を排外した」と語った。漢と回は、互いに排外しながら、1350 年余の歳月を隣人として生活してきたことになるわけである。謎は深まった。回族社会が、逸平が入信した 90 年前の状態とほとんど変わっていないのは、むしろ当然かもしれない。回族は唐、宋代から始まり元、明、清、そして民国革命を経てきたのである。社会の変革を言えば、色目人として支配階級にあった元代から、漢族中心主義といわれる明朝に交替した 14 世紀の方が激しかったであろう。

中国にとって同じく外来宗教であった仏教は、インドで生まれ、世界各地に伝播し、多くのバリエーションをもつ仏教文化を形成し、ほぼ 2000 年にわたって中国に深く根を下ろし、中国文化を構成する重要なファクターとして認識されている。

中国における仏教とイスラームの存在感はなぜこうも懸け離れているのか？ イスラームはなぜ仏教のように中国文化を構成するファクターと見なされなかったのか？ 互いに排外しながら、しかも一方の圧倒的な優勢の中でどうして 1350 年余を過ごすことができたのか？ 私はむしろ中国文化の中核の部分のどこかに、イスラーム・ファクターが隠されていると考えたいのであるが、まだ確証を得るには至っていない。

付録

南大寺金述龍教長にお渡しした田中逸平履歴は、次の通り。

日本穆斯林田中逸平生平

田中逸平（1882 — 1934）生于日本武州小金井村，号天鍾道人。郁文馆中学毕业后，于 1900 年首届考入台湾协会学校（现为拓殖大学）。在校期间，1902 年 9 月跟随日本汉学家服部宇之吉出任京师大学堂速成师范馆总教习同往北京，寄居服部公馆学汉语。因家故未逾半年回日本复校。1904 年日俄战争暴发，他以从军翻译身分再度前往中国大陆，战后留在当地从事资源调查工作。回国后 1907

年出任北海道函馆商业学校教师，次年娶其汉学老师盐谷青山之女。

1914年第一次世界大战发起，9月随日军攻打驻山东德军前往青岛，1915年官拜青岛軍政署調查部主任兼教育课主任一职，1916年又任山东湾关东顾问。战后定居山东济南，1917年8月创办汉文杂志《济南日报》。1919年5月该报废刊，当地创立“历下书院”，从事研究、教学工作，并时时出游山东各地考察历史文物，著有《管仲と東方文化の新建設》(1922年)分期刊登在《日本与日本人》杂志。历下书院位于伊斯兰南大寺附近礼拜寺街巷内，田中日常与当地回民交往，尤对当地南大寺阿衡·曹凤麟先生学识渊博佩服倾心，拜他为师钻研伊斯兰教义，在他教导下，田中对清代回儒刘智著作颇有心得，于1923年，译出《天方至圣实录》(出版在1931年)，及至1924年1月田中皈依伊斯兰教，同年携其一位学徒(穆斯林青年)前往麦加完成朝觐。朝觐路上记录所感著《伊斯兰圣地朝觐白云游记》(1925年)。11月回济南，将书院迁移历山西麓。

1925年在日本开展回教振兴活动走遍日本各地。1926年受聘担任大东文化学院(现为大东文化大学)教职，培养一批下一代日本穆斯林青年。于1934年3月再度前往麦加，完成第二次朝觐并拜见了沙乌地国王。回国途中患病，同年9月在日本去世。

田中逸平自幼从父修行神道洁教，少时就读四书五经，后从日本著名汉学家盐谷青山授以中国儒家、兵家、地志等各部门学术，尤其在盐谷家学《管子》的研究上，潜心钻研、颇有成就，汉学造诣精深。且对佛教、基督教都有常师教诲，都有深刻体会。他走遍整个亚洲，精通各宗各派宗教教义，及至晚年主张五教(回、儒、道、佛、基督)合一，并提倡日本与伊斯兰国家结成同盟合力对抗西欧帝国侵掠亚细亚，即他所谓“大亚细亚建设”。

田中逸平自1920年至去世之年，分别在日本《日本与日本人》《斯文》《大东文化》等多种杂志发表言说将近四百篇，所论涉及颇广泛。拓殖大学作为百年校庆活动之一，从2002年到2005年之间，前后刊行《田中逸平》共5卷。第1卷有阿拉伯语译本于2004年刊行。单行刊物还有《伊斯兰与大亚细亚主义》(1924年)。

有关他的事迹，黑龙会编《东亚先觉志士记传》有他的列传，大东文化学院志道会亚细亚部刊有《天鍾田中逸平先生追悼录》。

● 注

- 1 「日本穆斯林田中逸平生平」は本稿末尾に「付録」として収録した。
- 2 『白雲遊記』歴下書院発行、大正14年7月。文中の引用ページは同著。
- 3 拓殖大学創立100年記念出版『田中逸平』全5巻、学校法人拓殖大学、平成14～17年刊行。
- 4 拓殖大学創立100年記念出版、学校法人拓殖大学、2004年刊行。
- 5 田中逸平研究会編、自由社、2008年3月。
- 6 田中逸平研究会編、自由社、2009年3月。
- 7 桑田六郎「礼拝寺巡り」『東洋学報』第16巻第1号、1926年。
- 8 『回教から見た中国』（張承志著、中公新書、1993年）。
- 9 2000年の中国国勢調査（人口普查）。
- 10 佐口透「中国イスラムの経典」『東洋学報』第32巻、昭和25年4月25日。
- 11 『清真釈義』（1690年）は、海正忠の校訂・翻訳で2001年11月に寧夏人民出版社中国回族古籍叢書として刊行された。海正忠氏は「ムスリムに対してこれまで誤解を生んできたのは先人が大作大言ばかり（教義の深い解釈）で日常の問題に顧みるのを潔しとしなかったためである」とし、「イスラームは、楊子、墨子や仏教、道教が人倫を廃するのとは異なり、隋唐以来、国に貢献してきた。（『清真釈義』は）イスラームが儒教となんら異なることがないことを説明するための書である」と序文に述べている。
- 12 「フィールド調査の足跡——雲南編 その1——」『中国伊斯蘭思想研究』第1号、中国伊斯蘭思想研究会、2005年3月。「この一帯（雲南省巍山県の晏旗廠村）では、馬徳新（1794～1874）の『四典要解』や『大化総帰』の古版本（光緒二十年の刊本）や馬聯元（1841～1903）の天方性理阿文注解（『性理微言注解』の別称）を所蔵している家が多く、いずれも複数のてになる熱心な書き込みが施されており、「回儒」の著作が読み継がれている様が窺えた」とある。
- 13 前掲、佐口透「中国イスラムの経典」『東洋学報』第32巻。
- 14 ジャネット・L・アブー＝ルゴド（Jnet L. Abu-Lughod）著『ヨーロッパ覇権以前』（Before European Hegemony）（岩波書店、2001年）は、ヨーロッパ人が16世紀に始めると主張する世界システムが、すでに13世紀においてイスラーム世界を通じ8つのサブシステムを連絡する形で作られていたとする。
- 15 桑田六郎著「明末清初の回儒」『東洋史論叢：白鳥博士還暦記念』（池内宏編、岩波書店、1925年）、藤田豊八著「宋代の市舶司及び市舶条例」（『東洋学報』第7巻第2号、1917年）、田坂興道著『中国における回教の伝来とその弘通』（東洋文庫、1962年）他。

平成 21 年度 第 3 回イスラーム講演会記録 日本におけるイスラーム銀行設立の可能性について

シリア・イスラーム銀行シャリーア監査局長
ワハバ・ズヘイリー博士

日 時 平成 21 年 10 月 10 日

場 所 拓殖大学文京キャンパス C 館

はじめに

ご出席の皆様方にごあいさつ申し上げます。

現在、世界には 2 種類の銀行制度があります。それは伝統的な商業銀行とイスラーム銀行です。西暦 16 世紀から知られている商業銀行に対し、イスラーム銀行は 20 世紀の後半 4 分の 1 の 1976 年に知られるようになりました。その年に、初めて組織だてられた本格的なドバイ・イスラーム銀行「ドバイ・イスラミック・バンク」が登場したからです。それ以前にも、イスラーム銀行業務の分野では小規模な試みが行われていましたが長くは続きませんでした。

銀行つまり「バンク」の由来について申しますと、アラビア語では「マスリフ」といいますが、イタリア語でテーブルを意味します。中世の両替商は金銭取引のための公共スペースに座っており、彼らの前には貨幣をのせるバンコと呼ばれる小机がありました。そこでこの言葉の使用が世界的に広まり、広く銀行・金融業を行う商業機関を意味するようになりました。また銀行は各国の経済発展の程度を表す計りとみなされており、国家経済において銀行が有する重要性ゆえに、国は銀行の活動を監視するための政策や倫理規則を設けて、非常事態時には必要な保護を行います。また銀行は国家間を結びリンクであり商取引の基礎となりました。第二次大戦以後、銀行の形態は多様化し、中央銀行、

商業銀行、農業、不動産、工業、そしてイスラーム銀行ができました。これらの銀行の各々は、開発事業でそれぞれの役割を担っています。

さてイスラーム銀行についてお話ししますと、それはいわゆる伝統的な銀行業務の大半を行います、その方法はイスラーム法上禁じられている利子つまりリバー制度に則った銀行取引を禁じるやり方で行います。また、その活動は基本的業務である金銭取引のみならず、工業や農業投資、金融サービスなどを中心に行われています。それらは4つの業務に分けられます。一般的銀行としてのサービス、金融・投資サービス、社会サービス、マーケティング・サービスの4つです。

これらの業務のうち特に金融・投資サービスに就いて申しますと、これがイスラーム銀行の基本業務であり、投資はイスラームが推奨する合法的事業です。

そのためにイスラームで合法的な契約を通じ出資者と預金者の資金を投資します。

その契約には次のようなものがあります。

ムダーラバ契約：一方が資金を提供し、もう一方が労働を提供する契約です。

ムシャーラカ契約：銀行と事業者との共同出資契約で、これには、ムシャーラカ・ムタナーキサ契約と呼ばれる事業者が銀行の出資分を買い取るにより不動産などを所有することで契約が終了するものや、イジャーラ契約と呼ばれるリース物件の所有により終了する契約などがあります。これは一般に知られるリースと同様ですが、リース料が通常より高く、貸主は借主に対し賃料とは別の契約も行います。リース期間終了後、形だけの値段を払うか、もしくは無料で、借主がリース物件を所有することができるというものです。

また、売買契約としては、バイウ・サラムと言う先物売買契約があります。これは購入者が一度に代金の全額を支払う事により、将来取り決めによって保証された品物が購入者の手に渡されるというものです。

またバイウ・ムラーバハと言う利益を見越して再販する売買契約があります。

これは銀行がある物を実際に所有するか法的に所有するかした後、一定の利益を原価に加算して販売する売買です。買い手はその代金を通常分割払いで行い、支払いが終了した後の当該物件の所有につき双方で契約が交わされます。

またバイウ・タクスイートと言う分割払い売買契約があります。これはある物を丸ごと売る売買で、当該物件は一度に渡されるが、支払いはその後に期日を設定した分割払いにより行われます。車のような物の売買に用いられ割賦販売です。

また銀行業務の社会サービスについてお話しすると、それは、環境対策サービスのような社会事業の立案、寄付や社会奉仕の提供、各種会議やミーティングの開催、義務の喜捨（ザカート）の募集（これは出資者、預金者の商業利益の2.5%を、貧しい人や困窮者に分配するためです）、また無利子ローンの提供などを行うことです。何故なら、イスラーム銀行は、経済発展と共に社会発展も実現させるからです。

利子による商業銀行とイスラーム銀行との主要な相違点

（1）基本的な相違点

1）利子の有無：

通常の銀行は、ほとんどが利子付で貸すか借りるかという方法でのみ資金を扱います。銀行側が借りる場合、例えば最低4%程度の利子を払い、顧客が銀行から借りる場合だいたい7%以上を利子として支払います。その差額が銀行の利益となる仕組みです。つまりこれらの銀行は、資金を集め、それを利子と引き換えに事業や個人に融資する訳です。

ところがこれは、イスラーム法においては禁じられているのです。なぜなら、金銭は金銭を生み出さないと、至高なるアッラーが聖典クルアーンで以下のように語っています。「アッラーは商売を許し、利息を禁じておられる。」（雌牛章 275/2）、「アッラーは利息を消滅させ、施しを増やしてください。」（雌牛章 276/2）、「アッラーを信仰し畏れるもの者たちよ、利息の残額を帳消しにせよ。」

(雌牛章 278/2)。つまり、アッラーは物を売ることは、たとえそれで利益を得たとしても許可されたのです。なぜなら生活費をまかなうために品物や資産を売買するのは人間に必要なことだからです。しかしアッラーはリバーを禁じました。この利子の部分は、損得のリスクを負うことがなく、そのようなリスクと関わりをもちません。それは、顧客が行う経済活動に関心を持たず、怠惰に投資し金を融通することにより得られる利益です。これはアッラーに祝福されず、それに関わる者は、利子を得る者も与える者も等しくアッラーのもとでの報酬の増加はないのです。リバーはイスラームにおいて、多くても少なくとも禁じられています。利子はゼロであることは、社会主義制度の基本であるように、またアダム・スミスやケインズのような何人かの資本主義経済学者の考えでした。何故なら結局は、弱い消費者が、商品の価格に含まれる利子という重荷を背負うことになるからです。

イスラーム銀行は、このリバー制度は用いず、商品や資産に関わるプロジェクトに預金や出資者の資金を投資することにより利益を得ようとしています。これは、イスラーム法やその他の法令で合法とされる投資契約により行われます。通常イスラーム銀行は集めた資金の、約7%以下と定められた割合の取り分を条件としてこれを投資します。これは資金運用の結果生じる損得が銀行にも影響するシステムです。

2) リスクの有無：

イスラーム法で合法とれる投資契約は全て、損得のリスクあるいはその可能性にさらされています。伝統的な普通の銀行による信用貸し（貸し借り）のやり方は、取引の中の利潤を得る要素にのみ集中し、リスクにはさらされません。それは貸し借りという概念でのみ業務活動をしていることになります。これに対しイスラーム銀行は、投資家あるいはパートナー、または手数料をもらって請け負う代理人として業務を行います。

3) 収益方法：

リバー的銀行では、預金者と銀行は債権者と債務者の関係となり、利子（リバー）が債務の額です。

イスラーム銀行は、二つの製造的要素（労働と資本の双方）にも積極的に関わり、労働が行われ用務が果たされた後でなければ出資者が利益を得ることはありません。リスクをおかさず資本から利益を得ることはないのです。リバー的銀行が損失には関わらず利潤のみを得るのとは対照的です。

4) インフレの危険性：

利率制度を用いる通常の銀行はインフレ（購買力に対し貨幣価値が下落し力が弱くなること）を引き起こしますが、顧客と銀行が損得を共にするイスラーム銀行は、インフレという現象とは無縁です。

（2）利子制度とクレジットカード

普通銀行のサービス：

普通の銀行ではサービスのほとんどを利子制度に依拠し、預金者に決まった利子を提供します。また様々に異なる利率でローンを提供し、そのローンが、消費されるものか、何かを生産するものかについては関知しません。

また、ほとんどの普通銀行のクレジットカードも、清算が遅れた場合に顧客が支払う利子により一部利益をあげています。

イスラーム銀行ではカードの持ち主が利子を負う事はなく、持ち主は期日どおりに清算するか、さもなければカードが無効になるかのどちらかです。

イスラーム銀行の利点

イスラーム法の原則に立つイスラーム銀行には、具体的利点があります。リバー的利子を避け汚職行為に関わらないことがその基本です。それは以下の理由によります。

(1) イスラーム法の特徴

イスラーム法は、慈悲と公正、友愛、公明正大さ、協力強調を基礎としており、信者間の同胞意識、互いに善を施し害悪を遠ざけるという考え方に発しています。それは、裁きの日の苦しみと罰への恐怖と責任感を呼び覚ますことにより、宗教と現世、見える世界（この世）と隠れている世界（あの世）の橋渡しをする法です。

(2) イスラーム銀行と顧客との関係は社会的連帯のうえに成り立つ イスラームの投資制度

イスラーム銀行とその顧客との関係は連帯のうえに成り立ちます。状況がどうであれ、あるいは、いかなる困難にあっても清算しなければならないというリバーの利子を付す貸し借りの関係ではないのです。イスラーム銀行は顧客の資産をムダーバ・パートナーシップ（投資家が資金を銀行が労力を提供し利益を共有する）の原則に立って受け取ります。

イスラーム銀行の制度では、時間を経ることにより金銭そのものの価値が変わるという考え方はしません。「利益は損失に基づく」、得られたものは別の投資で失ったものに等しいとの理解のうえで利益にも損失にも関わる事を原則とします。

(3) 債務者の支払延期の可能性

困難にあるものに対しては、利子を課すことなく支払えるまで待つ（つまり期限を延長する）との原則も働いています。コーランに言われるように、¹「債務者が窮地にあるならば、そのめどのつくまで待て。」² [雌牛の章 280/2] という事です。現在の金融危機において、債務者が支払いを停止するため利子が重なっていきます。債権者は支払えない債務者の期限を延長してさらに利子を上乘せし、より高利のローンに変え、また、担保を取ったり差し押さえを実施することにより社会的、人道的危機をもまねきます。

(4) イスラーム銀行のシャリーア監督委員会設置

イスラーム銀行は全て、三名以上の専門法学者からなるシャリーア局の監査を受けなければなりません。内部シャリーア監査委員は、行員が故意または過失によりシャリーアに反しないようにすることも含め、銀行業務の全てを監査します。また、毎年外部によるシャリーア監査も行われ、総会においてシャリーア局が銀行の年次活動報告を行い、シャリーアにどの程度沿っているかの声明が出されます。ここでの決議は、総会によるもので銀行経営側や行員は一切関係しません。

(5) イスラーム銀行の目的

必要とする者に喜捨をする社会的互助の原則を実践し、結婚、教育、住居、医療等に無利子ローンを提供します。イスラーム銀行の目的が経済開発と共に社会開発でもあるためです。

イスラーム銀行業務の問題

(1) 短期あるいは長期ローンの不活発

しかしイスラーム銀行の業務に問題がないわけではありません。短期あるいは長期ローンに動きが欠けています。

(2) イスラーム的金融による利益解明の必要

それから内外でイスラーム銀行の評判を落とすような危険な動きがあります。普通の伝統的銀行と同じように営業しリバーの利子以上の利益をあげたなどと言われることもあります。これは、銀行の活動を利益という側面だけで見ると起こり得ることです。しかし、実は大きな違いがあります。ムラーバハによる証券、分割払い売却には利子は決して含まれませんし、イスラーム的に合法的な、許されるやり方と禁じられたやり方の区分ははっきりしています。外側だけ見て、その両者の間に共通点があるなどというのは間違いで、ハラームく

イスラーム的禁忌>とハラール<許された正当なもの>の違いははっきりしています。ハラームは神に祝福されず、その関係者受取人を破滅させます。ハラールは善であり、神の御利益があり安定しています。

(3) 債務者の期限引き延ばしには処罰

もし債務者があまりに<期限を>引き延ばすようなら、善行に反したという点で処罰されなければなりません。

(4) シャリーアに則った伝統的銀行の代替物を創出の必要性

イスラーム金融が直面する問題には、シャリーアに則った伝統的銀行の代替物を創出しなければならないというのがありますし、まだ登場してから日が浅く、この分野を専門とする学者が少ないというのも弱みです。

シャリーアの適用の問題点

(1) シャリーア原則や規範の適用範囲

どの程度までシャリーア的原則を適用するのかといった点も明白とはいいがたく、実際には利子を付すローンを含む活動を行う所もあります。

(2) イスラーム法の諸見解の解明

それをよしとしない人の見解も様々で、イスラーム金融は、宗教的あるいはビジネス面で十全とは言えないのに加え、学問的にも満足のいく状況ではありません。

また、イスラーム金融活動をカバーするような金融商品、投資の機会が少ないことも問題です。車や家庭用品のムラーバハ販売に限らず躍進できるような大プロジェクトへ投資できる手段を探すと、証券取引、商業手形割引等々も関わってきます。先物取引やデリバティブなどリスクを含むものも同様です。銀行が所有していないもの、あるいは所有したことがないもの、たとえ持っていたとしてもその代理人であるなどの物を売り、他国からの輸入品を買ったりします。そこでは高利のリバー的利子で取引する企業の活動に参加することになりま

す。

日本におけるイスラーム銀行設立の可能性

最後に、この講演の標題であ「日本におけるイスラーム銀行設立の可能性について」です。日本にとっては一見異質にみえるイスラーム金融制度ですが、可能性はあります。イスラーム金融はアラブ、イスラーム世界の全国各地で成功していますし、欧米、例えばロンドン、合衆国の幾つかの州、フランス、スイス、オランダ、また、シンガポール、南アフリカ、ボスニア等で成功しています。

この分野では非ムスリムの経済専門家も多く活動しており、彼らはイスラーム銀行の構成要素、法則、原則、制度、また伝統的金融機関との違いも正確に理解しています。

イスラーム式銀行を設立するには次のステップが必要とされます。

(1) 衛星放送により各種メディアでプロジェクトを広告する。その際の名称は、連帯、もしくは共同銀行、あるいは日本金融機関などとなるでしょう。

(2) 資金調達は二つの方法で行われます。第一段階として5千万ドルほどの銀行資本をカバーする出資者、そして、1年か半年で預金してくれる投資信託者が必要です。

(3) 口座の開設

口座を開設してもらい、銀行がそこから投資すると利益の一定率をその持ち主に渡します。

(4) イスラーム銀行独自のオフィス

通常の銀行が、業務形態を真似てイスラーム窓口のようなものを開設することは許されていません。しかるべき建物をヘッドオフィスとして、成功すれば日本各地に支店を立ち上げられるでしょう。もちろん財源は合法的な銀行業で得られる手数料です。

コンピューターやプリンターのような各種設備も必要です。

(5) イスラーム銀行運営の指導

運営体制は、銀行制度専門家の頭取と副頭取、行員には銀行業務訓練をうけてもらいます。

(6) シャリーア監督委員会の設置

少なくとも3名からなるシャリーア局が銀行の様々な問題に対処し、合法的やり方を設定し、緊急時も含め各種の問題に法的見地からのアドバイスをを行います。また全てが合法的に執り行われているかを監査するため、シャリーアに精通した人が任命されるべきです。

(7) イスラーム金融業の理解

イスラーム金融業を理解してもらうため、日本の経済関連公的機関から法令を出してもらう必要があるでしょう。イスラーム銀行業が行われている各国で法律がガイドラインとなるかもしれません。

銀行の資本と預金を投資する分野、投資市場への参入方法、日本における銀行業などについての知識は必須です。

また、銀行の活動内容やその構造が健全であることを知ってもらい取引先に安心してもらうため、刊行物を出す必要もあるでしょう。どんなプロジェクトでも大規模に出資するまでには1年以上必要で、それまでは利益は限られます。

イスラーム銀行が援助基金だと思える人はいないでしょうが、それは存続するために利益をあげなくてはならない投資会社のようなものです。

様々なプロジェクトへの投資用基金を設置するというのも、銀行を成長させ成功、継続させる次段階では重要です。職務に忠実なものに神は味方してください。

- (3) وكموم ؤهاز إءارم مراءه مءمر ؤبم بمؤوم نمزم المسمم، ونبب له، وموظفم وموظفام تعمء لهم ءورام ءربممة على أعمالم المسمم.
- (4) الإعلام عن المسموم فم مءمف أؤهزة الإعلالم المرممة من القنوام الفضائمة باسم: بنك التضامن أو التعاون أو المؤسمة المالمة فم الوبان، ونؤ ذلك مملاً.
- (5) ءءقق وسائل التمومل من طرمقن: المساهمم المزم مغطون رأس مال المسمم بما بقارب ؤمسمن ملوم ءولار فم المرملة الأولى، ثم مرمب المومعم المسممزم بماءاع وءاعم لمءة قصمرة أو طوملة كمسة أو نصف سمءة، وفتح ؤسابام ؤارمة،
- (6) فإءا اسسممها المسمم أعطم أصحابها نمبة من المرم كأصحاب الوماع،
- (7) ولا بمسم للبنوك المقللمة بفتح نوافء إسلاممة صوممة العمل، وطمئة بناء مناسب بمكون فرعاً رمسمم، وممكن بعء نؤامه إنشاء فروع أخرى، فم مءمف أنءاء الوبان. ولا بمفم أن من مصادم التمومل أؤور المءمام المسمممة المسمومة.
- ولا بع أيضاً من ؤؤمزم المسمم بمءمف الأءوام والوسائل المطلومة من كمبمومرام وطابعام ونؤوها.
- ولا بع من مءرفة مءالات المسمم لمرأس مال المسمم والوماع ومفممة المءول لسمق المسمم والمءمام المسمممة فم الوبان.
- وممءام الأمر أيضاً لوضع منمورام معمف بمصامص المسمم ومبام أنمطمئه وسلامة بنمئه والمعمرف على طرمق نؤامه، ومطمم الممعملمم مع المسمم على سلامة عملهم وأرباحهم ءون قلق، ءمى وإن امءام كل مسموم فم بعامه أمره لسنة فأكمم إلى الإنفاق السؤم، وكون المرم مءوماً فم هءة المءة كأم مسموم اسسممرم ءؤارم.
- ولا بمصوم أءء أن المسمم الإسلامم هو مءرم صءوق إعامام، وإنما هو بمءامبة شمكة اسسممرمة ءءام لءءقق المرم ءمى سمسم.
- واللؤوء إلى إمءام صناممق اسسممرمة للمسمومام أمر مهم فم مرملة مالممة لنمؤوء المسمم وبلورمه وإقلامه ومكمممه من ءءقق نؤام واطرام مسمرمه، والله معالى مع المملمصم فم أعمالمهم⁴

بعض المعاملات لتغطية القروض بفائدة ، وعدم توافر القناة العلمية بالصيرفة الإسلامية، وليست مجرد القناة الدينية أو التجارية.

ومن هذه التحديات نقص التمويلات السلعية المغطاة لأنشطة الصيرفة الإسلامية، والمشاركات الاستثمارية، والبحث عن مجال الاستثمار من المشروعات الكبيرة التي تعد قفزة جريئة وكبيرة، دون الاقتصر على بيع السيارات بالمزايدة أو السلع والحوائح المنزلية، والتورط في بيوع الديون أو السندات أو خصم الكمبيالات ونحوها من الأوراق المالية. وكذا في نظام المستقبلية والمشتقات التي تتعامل بالمخاطر، وبيع ما لا يملكه المصرف أو ما لم يقبضه ولو قبضاً حكماً في وكالات البيع وشراء المستوردات من بلد آخر، والمشاركة في نشاط شركات تتعامل بالفوائد الربوية بنسبة كبيرة.

وأخيراً هل يمكن إنشاء مصرف إسلامي في اليابان؟ وهو عنوان المحاضرة بعد البيانات السابقة؟

ذلك أمر ممكن على الرغم من غرابة نظام الصيرفة الإسلامية لأول وهلة عن اليابان، فقد نجحت الصيرفة الإسلامية في مختلف أنحاء وبلاد العالم العربي والإسلامي، وكذا الأوربي والأمريكي، في لندن وبعض ولايات أمريكا، وفرنسة، وسويسرة، وهولندة، وسنغافورة، وجنوب إفريقيا والبوسنة.

وشهدت ساحة الصيرفة الإسلامية وجود عدد من خبراء الاقتصاد غير المسلمين، فهموا بدقة مقومات المصرف الإسلامي وقواعده ومبادئه ونظامه والفروق بينه وبين الصيرفة التقليدية.

وبداية تكوين مصرف على الطريقة الإسلامية تتطلب المراحل الآتية:

(1) ويحتاج المصرف إلى استصدار قانون أو نظام من السلطات الاقتصادية المختصة باليابان تتفهم طبيعة أعمال الصيرفة الإسلامية، ويمكن الاسترشاد بما يوجد من قوانين في كل دولة تمارس العمل المصرفي الإسلامي.

(2) ووجود هيئة شرعية من ثلاثة أعضاء على الأقل تجيب عن مشكلات المصرف، ووضع البدائل المشروعة، والإفتاء في المسائل الجزئية الطارئة والدائمة.

ولا بد من تعيين مدقق شرعي يراقب العمليات الجارية حتى تكون كلها على النحو الشرعي المطلوب

شركة المضاربة (المشاركة فف الربح بفءقءم المال من المسمثمر؁ والجهء أو العمل من المصرف).

ولا فعرف النظام المصرفف الإسلامف مفهوم اءءلاف قفمة النقء لءائف فف المسمقبل؁ وإنما فعتمء على مباء المشاركة فف الربح والخسارة المسمبنء إلى مفهوم قاعءة "الغنم بالغرء" أف النفع فف مقابل الضرر إلى جانب صبغ الاسمثمر الأءرى.

(3) إعمال قاعءة إنظار (أف إمهال) المعسر إلى وقت الفسار من غير ءمفله أف فائءة؁ عملاً بالآفة القرآففة: (وَإِنْ كَانَ ذُو عُسْرَةٍ فَنَظِرَةٌ إِلَى مَيْسَرَةٍ) [البقرة: 280/2] علماً بأن من أسباب الأزمة المالية الءالففة ءوقف المءفن عن السءاء وضم فوائء عفله؁ ورفع الءائن سعر الفائءة بعء ءلول أءل السءاء من المءفن العاءز عن الءفع؁ وءءوفر القرض بفائءة أعلى؁ وءنففء الرهن أو الءجز على المءفن؁ ونءو ذلك مما فوءف إلى أزمة اءءماعفة وإنسانفة.

(4) لاء فف كل مصرف إسلامف من الرقابة الشرعة المءمءلة بهفئة شرعة لا ءقل عن ءلاثة أءضاء من الفقهاء المءءصفن؁ وءعفنن مراقب شرعى ءاءلف فراقب جمفع عملفاء المصرف؁ ءءى لا فقع موظف فف مءالفة شرعة عمءاً أو ءءاً؁ ومراقب شرعى ءارءف فف آءر كل عام؁ وءقءم الهفئة الشرعة للجمعة العمومفة ءقرفراً سنوفاً عن أنشءة المصرف وبعان مءى ءقفءه بأءكام الشرفعة.

لكن لا ءءلو أعمال المصارف الإسلامفة من مشكلاء أهمها: نقص ءركة القروض القصرفة الأءل أو الطوفلة؁ والءءففاء الءاءلفة والءارءفة بنءشوفه سمعة هءه المصارف؁ والءلبفس بأنفا ءمارس أعمال البنوك ءقفلففة نفسها وقء ءأءز ربءاً أكءر من نسبة الفائءة الربوفة؁ وهءا قء فكون صءفءاً فف الظاهر؁ لاشءمال أعمال المصارف على الربءفة؁ لكن هناك فروق كءفرة منها أن الءفن المسمءق فف المرابءة وبعء ءقسفط مقءوع المقدار؁ لا فضم إلفه أف فائءة؁ ومنها أن هناك فرقاً واضءاً بفن طرفق ءلال مشروع؁ وطرفق ءرام ممنوع؁ فالنظرة الظاهرفة بالقول بالءسوفة بفن الءالفن ءءاً؁ لأن الءقفة مءءلفة ءاماماً بفن ءرام وءلال؁ والءرام لا فبارك الله ففه؁ وفءمر صاءبه والمسمففء منه؁ والءلال ففه الءفر والبركة والاستقرار.

ومن الءءففاء للصرفة الإسلامفة إءاء بءائل شرعة عن المصرفة ءقفلففة؁ وقصر مءة ظهور هءه المصارف؁ وقلة المءءصفن العالمفن بنظام هءه الصرفة؁

أن البنوك التقليدية تتعامل في الغالب بالنقود فقط عن طريق الإقراض والاقتراض بفائدة، بصفة وسيط بين المقرض الذي يدفع له البنك فائدة أدنى مثل 4% وبين المقرض الذي يدفع فائدة أعلى مثل 7%، والفرق بينهما ربح للبنك، أي إن هذه البنوك تجمع الأموال وتمول المشروعات والأفراد مقابل فائدة.

وهذا في الشريعة الإسلامية محظور، لأن النقود لا تولد النقود، قال الله تعالى في القرآن الكريم: (وَأَحَلَّ اللَّهُ الْبَيْعَ وَحَرَّمَ الرِّبَا) [البقرة: 275/2]، (يَمْحَقُ اللَّهُ الرِّبَا وَيُرْبِي الصَّدَقَاتِ) [البقرة: 276/2]، (يَا أَيُّهَا الَّذِينَ آمَنُوا اتَّقُوا اللَّهَ وَذَرُوا مَا بَقِيَ مِنَ الرِّبَا) [البقرة: 278/2]، أي إن الله تعالى أباح بيع الأشياء ولو بربح لحاجة الإنسان إلى البيع والشراء في السلع والأعيان لتغطية حوائجه المعيشية، وحرم الله تعالى الربا (وهو الفائدة المضمومة إلى المتاجرة بالنقود المحضنة) من غير تحمل أعباء مخاطر الربح والخسارة ولا المشاركة فيها، فهو كسب يعتمد على الكسل والاستغلال والتمويل دون عناية بما يمارسه العميل من نشاط اقتصادي، وهذا لا يبارك الله فيه ولا ينمي له صاحبه، سواء بأخذ الفائدة أو إعطائها، والربا محظور في الإسلام قليله وكثيره، أي إن الفائدة هي صفر كما هو أصل النظام الاشتراكي وهو رأي بعض الاقتصاديين الرأسماليين، مثل آدم سميث زعيم الاقتصاد الحر، وكينز، لأن المستهلك الضعيف في النهاية هو الذي يتحمل عبء الفائدة التي تضم لسعر السلعة.

وأما المصارف الإسلامية فلا تلجأ لنظام الفوائد الربوية، وإنما تعتمد على استثمار الأموال المودعة لديها وأموال المساهمين في مشاريع تتعلق بالأعيان والسلع لثباتها وبقيائها ذات قيمة دائمة، عن طريق عقود الاستثمار المشروعة في الشريعة الإسلامية وفي الشرائع والأنظمة الأخرى، إن هذه المصارف تجمع الأموال وتستثمرها مقابل حصة أو نسبة محددة مثل 7% أو أقل، فهي تشارك في الربح والخسارة الناجمة عن تشغيل الأموال.

وجميع عقود الاستثمار المشروعة في الشريعة تتعرض لمخاطر واحتمالات الربح والخسارة، أما وساطة البنوك التقليدية في الائتمان (الإقراض والاقتراض) فترتكز فقط على عامل الربحية في جميع المعاملات، دون التعرض للمخاطر. وهذا يعني أن البنوك الربوية تنفذ أعمالها وتمارس أنشطتها بصفة مقرض ومقرض فقط، وأما المصارف الإسلامية فتتخذ أعمالها بصفة تاجر مستثمر أو شريك، أو وكيل بأجر.

وهي تمارس أربع وظائف هي: الخدمات المصرفية، وخدمات التمويل والاستثمار ، والخدمات الاجتماعية، والخدمات التسويقية¹.

أما **خدمات التمويل والاستثمار**: فهي أساس عمل المصارف الإسلامية، والاستثمار عمل مشروع رغب الإسلام فيه، وذلك باستثمار أموال المساهمين والمودعين، من طريق العقود المشروعة في الإسلام، ومنها: عقد المضاربة (تقديم المال من جانب والعمل من جانب آخر) والمشاركة بين المصرف والعمل، ومنها المشاركة المتناقصة (وهي المشاركة المنتهية بالتملك لعقار وغيره بين المصرف والعمل)² الإجارة المنتهية بالتملك (وهي الإجارة المعروفة، والأجرة فيها عادة أكثر من أجرة المثل، مع وعد المؤجر للمستأجر بسند منفصل عن الإجارة، يتمكن في نهاية المدة تملك المأجور إما بثمن رمزي أو مجاناً).

وبيع السلم (وهو بيع شيء موصوف في الذمة بحيث يسلم المبيع في المستقبل على أن يدفع المشتري في الحال جميع الثمن) وبيع المرابحة للأمر بالشراء (وهو بيع شيء لعمل بمثل ثمنه الأصلي مع إضافة ربح معين بعد تملكه وقبضه حقيقة أو حكماً، والثمن مقسط عادة، مع مواعدة بين الطرفين على تملك الشيء بعد سداد المستحقات) وبيع التقسيط (وهو بيع شيء ناجز، يتم فيه تسليم المبيع في الحال، مع وفاء الثمن على أقساط معينة في آجال معلومة في المستقبل، كبيع سيارة ونحوها).

وأما **الخدمات الاجتماعية**: فهي إقامة مشروعات اجتماعية، مثل خدمة البيئة، وتقديم التبرعات، والمساعدات الاجتماعية، وإقامة المؤتمرات والندوات، وتجميع الزكاة (وهي في أموال التجارة 2.5% من المساهمين والمودعين، وإنفاقها للمستحقين من الفقراء والمساكين ونحوهم) ومنح القروض الحسنة بدون فائدة. ولأن المصارف الإسلامية تقوم بتحقيق التنمية الاقتصادية والتنمية الاجتماعية.

أهم الفروق بين البنوك التقليدية الربوية والمصارف الإسلامية:

الفروق بين هذه البنوك كثيرة أهمها³:

مءاءرة ءول إمكائة إناءاء مءارف إسماءم فم الالباب الأساءء الأءءور وهبة الزءلم رئسم هبئة الرقاءة الشرعة فم بئك الشام الإسماءم

السبءاء والساءة الءضور: آءة طببئة وبءء:

بوءء فم العالم نزامان للصبرفة وهما البئوك الآءاربئة النقاءببئة والمصارف الإسماءم. وقء عرفء البئوك الآءاربئة فم القرن السادس عشر الملباءم؁ وعرفء المصارف الإسماءم فم الربع الأخير م القرن العشرين فم عام 1976؁ وكان أول بئك إسماءم منظم وشامل هو "بئك ءبم الإسماءم" وسببءه آءارب صعبرة فم العمل المءارفم الإسماءم لم آسأم.

أما البئك فهم لفظة إباءلمة؁ الءم بقاءلمها فم العرببئة: مءارف؁ مأءوءة م الكلمء "بانكو" وآعئم بإباءلمة المائءة؁ لأن الصبارفة فم القرون الوسطى كانوا بلسون فم الموائى والأمكنء العامة للآءارب بالنقوء؁ وأمامهم مناضء؁ علبها نقوءهم آسمى بانكو؁ فشاع اسأمعال هءم الكلمء على المسآوى العالمم. وأصبءء هءم الكلمء آعئم آلك المؤسسة الآءاربئة الءم تقوم بأعمال مءارفبئة لا ءءوء لها؁ وتقءم نشاطاء مالمبة عءبءة؁ وآعآبر البئوك مبزان الآقءصاءم للءول؁ وتقوم الءول بوضع السباساء والضوابط للرقابة على البئوك ومآببئة أنشطءها؁ وقء تقءم لها ءمالمبة اللازمم فم وقت الأزماء؁ لما للبئوك م أهمبم فم الإقآصاء الوطنم للءول؁ وأصبءء البئوك ءلقم الوصل الءم آربط ببم الءول أصول الآبالب الآءاربم؁ وآعءء أنواع البئوك فمما بعء الحرب العالمبم الآانبئة فأصبء هناك بئوك مركزبئة؁ وبئوك آءاربم؁ وزراءبم وعقاربم وصناعبم وإسماءم؁ لكل منها ءور فم عملبئة الآنمبئة.

أما البئك الإسماءم: فهو المؤسسة الءم آمارس معظم أعمال البئوك النقاءببئة بطربئة آمآع عن المعاملاء البئكبئة المءرمة شرعاً القاءمة على نزام الفاءئة الربوبم وآآركز أنشطءها فم الاسأمآمار الصناعم والزراعم والءماء المالمبة ونءوما على أساس العمل لا بمبءر المآآربة بالنقوء.

平成 21 年度 第 4 回イスラーム講演会記録 非イスラーム国におけるムスリムの生活

エジプト・アラブ共和国最高法官
アリー・ジュムア博士

日 時 平成 22 年 3 月 10 日

会 場 拓殖大学文京キャンパス F 館

まず始めにこの講演に呼んで頂いた拓殖大学の関係者の皆様に感謝申し上げます。そして、アッラーが彼らの努力を祝福されますよう、また私たち全員がその言動において誠実であるようにして下さいようアッラーに祈ります。さて、本日の講演テーマは「日本のような非イスラーム国において、いかにムスリムが生活するか」です。

最初に、皆様に強調しておきたいことは、ムスリムはいかなる場所にあっても彼らの宗教を護り続けなければならないということです。

つまり宗教は彼らの生きることと生存することの支えであり、すべての悪から彼らを保護するものだからです。そしてこのことは、たとえどこにあっても少数派ムスリムの権利であることは疑いないことです。

彼らが様々な異なる文化環境の中で暮らしている状況下では、自らの宗教を守り続けることが彼らの生活の中で優先されることであり、特に新世代の子供たちに係ることでは最優先されることとなります。

ムスリムが宗教を守る方法はまず信仰で始まります。真の信仰は誠実さと慈悲と情に満ちた正しい行いによって実現するものです。そしてアッラーは、わたしたちにアッラー自身が慈悲深い者であることと、私たちムスリム同士の間

でも、その他の人たちとの付き合いの中でも慈悲深く接することを常に忘れないように望んでおいでです。

それではイスラームの歴史を覗いて見ましょう。そこには、どんな国でも、イスラームと確かな信仰が存在するところには、人間のあらゆる事柄において幸せや繁栄が見られます。このことは、アラビア半島や、西アフリカや、インドネシアや、インドをイスラーム以前と以後で比較した時、明らかになります。そしてあなたが視線をめぐらせた所はどこでも、信仰がこれらの国々に美しい姿を与え、そしてそれぞれの国はイスラームの統治の下にあって、黄金期とよばれる時代を経てきたことを見出すでしょう。

信仰は心をそれで飾ることなくして、決して心に入るものではありません。信仰厚き人々は、社会を美しくすることなくして、その社会の中で発展することはありません。しかし、ここで言っている美しさとは、芸術や建築や音楽や詩のような文化的な美しさを意味している訳ではありません。お話しするのは、行動や倫理・道徳についてです。

真の信仰とは、あなたも他の人たちも文化的な人間として生きることを意味しています。預言者（彼の上に平安あれ）は「私は倫理道徳の高潔さを完成するために遣わされたのです」と語っています。

預言者が送られた目的は人間の行動の改善、そして正しい倫理・道徳の強化にあります。そして預言者は人類全体に送られました。決してアラブだけに送られた訳ではありません。彼は私達の最も素晴らしい模範とするものです。

私達は、今暮らしている社会の幸福実現のために積極的に関らなければなりません。また、私達の立居振舞いや内面的な倫理的価値観を改善し、その後で、この倫理的改善を私達の家族や社会に広めなければなりません。私達はこの倫理的指針の再強化と倫理の新たな行動計画を定めるために、お互いに協力しな

ければなりません。

イスラームは行動の宗教です。私達の周りの人すべてが安楽な生活がおくれるよう、人生をよりよくさせるために積極的に活動し続ける宗教です。ここにクルアーンの一節があります。それは私達がムスリム以外の人たちとの関係においていつも注意を向けておくべきものです。アッラーはその節で次のように語っています。

「アッラーは、宗教のことであなたがたに戦いを仕掛けたり、またあなたがたを家から追放しなかった者たちに親切を尽し、公正に待遇することを禁じられない。本当にアッラーは公正な者をお好みになられる。」(60章8節)

この「親切」とはアラビア語で、善行の中でも最高に位置づけられるものです。アッラーはこのクルアーンに述べられているようなイスラームに敵意を持たない人たちとの付き合いにおいて、ムスリムが彼らに善行を行うことを禁じてはいません。

さらに、彼らに対してムスリムが財産の一部を与えることさえ、禁じていないのです。それがこのクルアーンの「公正に待遇すること」の意味です。

このことについては、アルカーディー・アブーバクルや、イブン・アティヤやその他の学者たちも「ムスリム以外の人に公正に待遇することの意味は、彼にあなたの財産の一部を与えることである」と述べています。イスラーム草創期におけるこのような行為は「心を結び付けるもの」と呼ばれていました。それは初期のムスリムたちが人々の心を近づける事を願って行った手段の一つです。

またそれは預言者が行った模範の一つでもあります。預言者は次のように言っています。

「お互いに贈り物を交換し合いなさい、お互いに愛し合いなさい。」

つまり、贈り物を受けた人は自然と影響を受け、送り主に対して好感を抱くようになるということです。

また、重要なこととして、私たちが全ての人に対して敬意を示すということです。イスラームは敵意を向けてこない者に対して、敵意を示すことを禁じて

います。また相手がムスリムであってもキリスト教徒であっても、盗みや誤魔化しや詐欺を禁じています。

あなたがムスリムに対して行ってはならないことは、ムスリム以外の人に対しても許されることはありません。これを裏付ける預言者の言葉があります。「あなた方は自分を愛するように同胞を愛するようにならない限り、まことの信仰を持ったとは言えません。」

またイマーム・イブン・ラジャブ・アルハンバリー師やその他の人が次のように言っています。「ここで言う『同胞』とはムスリムだけを指しているのではない。我々全ての祖先であるアダムからみた同胞としての広い意味であり、その意味において『同胞』にはすべての人が含まれる。」

このような真実は私達に次のようなことを気付かせます。つまり、人類はたとえ遠く離れていても、そこには人類すべてを結び付けている紐があるということと、私達はムスリムと付き合うようにそれ以外の人とも付き合うべきであるということです。それについて、アッラーは次の様にクルアーンで語っています。

「英知と良い話し方で、(凡ての者を) あなたの主の道へと呼びかけなさい。最善の態度でかれらと議論しなさい。」(16章 125節)

この節の意味は、対話をする時はけんか腰や乱暴な態度を避け、相手を悪く言ったり、けなしたりすることなく、真実を知ることを目的として対話を行い、相手に敬意をはらってそれを行うことです。故に、私達は平和を呼びかける者とならなければなりません。

また同様に私達は正しい行いをする住民とならなければなりません。なぜならば、真の信仰者は必然的に、彼が住んでいる社会で、正しい行いをする者であり、真の信者になるべきだからです。これは、私達がマイノリティーとして住んでいる社会で、ムスリムの本質を無くすことや、すべてに同化してしまうことを意味しているわけではありません。私は決して、そのようなことを呼びかけているわけではありません。

私達は社会においてムスリムを特徴づけるものをしっかりと保持すべきで

す。また同時に、社会には私たちには関係ないものもあるが、多くの物事は人類全般が共通して持っている事柄であることを理解すべきです。私達はそのことに知らない振りをしたり、無視したりすることはできません。

私達は自分達の基本をしっかりと掴んでおかなければなりません。つまり自分自身の中にしっかりとした揺るぎなき信仰を持っていることです。それと同時に、この信仰の深さを知ってもらうように、他の人に対しても心を開くようにしなければなりません。

また信すべきこととして追加して申し上げますと、アッラーの創造は多様性を基本にしているということです。この多様性は私達の周りに存在する被造物の種類の多さに現れています。アッラーは一種類の樹木しか創造しなかったわけではありませし、一種類の動物しか創造しなかったわけでもありません。つまりアッラーの創造は多様性を基本にしているということです。人間も言語や肌の色、宗教、考え方などすべてにおいて異なって創造されています。

これらすべてはアッラーの英知によるものです。至高なる創造主はその創造がこのようになる事を望まれたからです。アッラーはおっしゃっています。「彼らはまだ反目し合っている。だが、あなたの主が慈悲をかけた者は別である。それはそうなるように彼らを創造されたからである。」(11 章 118 節、119 節)

つまり、アッラーは私達を相違するものとして創造されたのです。またアッラーの慈悲が私たちと共にあることを明らかにするために私達を創造されたのです。これは私たちに与えられた大きな試練であり、私達はこの試練に対して立ち向わなければなりません。

またもう一つ伝えなければならないことがあります。それはイスラームの中庸性についてです。私達、ムスリムは両極端な者達のちょうど中間に位置しています。預言者も「極端な者達は破滅する」とおっしゃっています。極端な者とは過激な者ということです。

また預言者は、「あなた方は注意なさい。宗教における過激について」と語っておいでです。預言者は自らが嫌う過激性について警告し、また、過激性

によって、人間が理性を失い、物事を計ることができなくなる、と注意しているのです。

つまりあなたが極端に傾くだけで、物事を正しく判断できなくなるということです。何故ならあなたが、中庸から遠ざかってしまったからです。たとえば、他の人があなたを間違わせた時でも、あなたは自分の行いが正しいことのように考えるでしょう。

ここに、物事がイスラーム法の基準と自然でバランスのとれた中庸な人間的理解によって、計られることがいかに重要であるかが明らかになります。これは私たちが（イスラームの教えを実施することを）恐れることなく、また限度を超えるべきではないことを意味しています。つまり、正しいことに対して臆病者にならないこと、また過激にならないこと、一方的に極端な側に傾かないことです。

例を上げるなら、無実な人々を殺害したり、宗教の教えから程遠い行いをして罪を犯す人たちのことです。その結果、彼らは最終的にイスラームの歪んだ姿を人々に与え、人びとをイスラームから遠ざけ、離れさせることになります。預言者は次のように言っています。「物事の最も良きことはその中庸にある。」また同様に大切なことは、あなたが住んでいる国の法律を遵守することです。それは数ある注意すべきものの中でも最も重要な「ムスリムは自分自身を辱めない」ということに関ります。例えば、法律を守っている人々の中であなたが生活していて、もしあなたがその法を犯して犯罪者となったとしたら、あなたは裁判にかけられ、牢屋に入れられ、あなた自身を屈辱に晒すことになるでしょう。

同様に、必要なことは、隣人にはあなたに対して権利がある事を知ることです。これはムスリムであってもなくても同じことです。それについて、多くの例があります。ここでは今私の心に残っている話を紹介します。それはハナフィー学派の祖師であるイマーム・アブーハニーファとその隣人についての話

です。アブーハニーファは毎晩、夜中の礼拝をし、クルアーンを朗読して夜を過ごしていました。しかし、彼には酔っ払いの隣人がいました。隣人は夜毎酒を飲み、卑猥な歌を歌っていました。当然、そのことはイマームを困らせていました。ある夜、イマームはいつものような隣人からの雑音を耳にしませんでした。そこで、イマームは彼について尋ねました。すると、彼は牢屋に入れているのを知りました。そこで、イマームは彼に面会しに牢屋に行きました。そこで、その地域の知事はイマームが牢屋を訪問したことを知り、その理由を尋ねました。すると、彼は、アブーハニーファが隣人の入牢について心配していることを聞かされました。それを知った知事はその隣人を釈放するよう命じました。釈放された隣人はイマームに会いにきた理由について尋ねると、彼は「あなたには私に対する権利があり、私はその権利を拒否することはできません」と隣人に言いました。そして、このことによって、隣人は改悔し、アッラーの教えを守るようになったということです。

私たちは隣人に対して友好の手を差し伸べ、彼らを私たちの家やモスクに招かねばなりません。先に述べましたように、私たちは社会の繁栄を強化するため、様々な取り組みを支援しなければなりません。私たちは地域の慈善団体や奉仕団体へどのように支援ができるかを、またそれらに参加できるかを、知るべきです。

私たちは若者の犯罪や薬物乱用や家庭崩壊を見つけた時にも、または貧困やホームレスを見つけた時にも支援の手を差し伸べなければなりません。

それは預言者の慣行であり、預言者は次のように言っています。

「平安を広め、食べ物を与え、人々が眠っている夜に礼拝をしなさい。そして平安とともに天国に入りなさい。」

これは預言者がマッカからマディーナへ移住した旅の後、マディーナへ入って行った最初のメッセージです。

本日のテーマ、非イスラーム世界に暮らしているムスリムの問題は決して珍しい問題ではありません。それどころか、私たちの宗教の中で最もよく知られている問題です。その、三つの例を皆様にご紹介いたします。

一番目は預言者ユースフ（彼に平安あれ）の例です。彼はエジプトで非ムスリムの統治者の下で生活していました。しかし、そのような状況下でも、彼の行動は人々の模範となりました。彼はあることから牢屋に入れられ、困難に見舞われました。しかし、統治者のアルアジーズが彼に助言を求めると、ユースフは助言を与えました。

二番目の例は、マッカにおける、預言者（彼の上に平安あれ）と彼の教友たちの話です。ムスリムたちはマディーナへ移住する以前は、迫害されていました。しかし、ムスリムたちは敵意に対して敵意で対応しませんでした。また、預言者はマッカの住民の間で信頼できる正直者として知られていました。彼の性格は決して変わることはありませんでした。そのことを敵対者の誰もが否定することはありませんでした。

三番目の例は、迫害から逃れてアビシニア（エチオピア）へ移住した教友たちの例です。預言者は彼らをそこへ送ったのは、そこにはキリスト教の王がいて、彼の下では誰一人として不当に扱われることがなかったからです。教友たちはその地で、預言者の教えを守って暮らし、行動や倫理道徳において最も素晴らしい模範を示しました。そしていかなる問題や混乱も起こすことはありませんでした。アビシニア王のアンナジャーシーはムスリムたちが彼の国で暮らすことを許可しました。そして、キリスト教徒のアンナジャーシーは教友たちがやって来て数年後にイスラームに改宗しました。

この三つの例が示すことは、ムスリムはどんな状況にあっても、彼らの宗教の代表者であり、その責任を背負っていたということです。今日、この時代における私たちムスリムの責任は、時代とともに誠実なムスリムたちが背負ってきた責任そのものです。

ご清聴、ありがとうございました。

アッサラーム アライクム 皆様に平安とアッラーのご慈悲と祝福がありますように。

وقدموا أروع الأمثلة في الأخلاق والسلوك، ولم يحدثوا مشاكل أو فوضى. سمح لهم النجاشي بالعيش في بلاده، ثم أسلم بعد مجيئهم بسنوات.

تشير الأمثلة الثلاثة إلى أن المسلمين برغم الظروف كانوا سفراء لدينهم وكانوا يحملون في أعناقهم مسؤولية، ومسئوليتنا في هذا العصر هي نفس المسؤولية التي حملها هذا المسلمون الصادقون على مر التاريخ

شكرا لكم على حسن استماعكم
والسلام عليكم ورحمة الله وبركاته

الأمم للسجن، سأل عن سببها، وقيل له إن أبا حنيفة كان مهتماً بأمر لسجن جاره، وأطلق سراح الرجل بناء على أمر الحاكم، وعندما سأل الجار الإمام عن سر صنيعة، قال له: "إن لك علي حقاً وما كنت لأنتكر لهذا الحق" وكان هذا سبباً في توبة الجار وعودته إلى الله سبحانه وتعالى.

إن علينا أن نمد يد الصداقة لجيراننا وأن ندعوهم لبيوتنا ومساجدنا، وعلينا – كما قلت آنفاً – أن ندعم المبادرات التي تعزز من رفاهية المجتمع.. علينا أن نعرف كيف يمكننا مساعدة الجمعيات الخيرية المحلية والجماعات التطوعية، ولندخل في شراكات معها. علينا أن نمد يد العون حيثما وجدت جرائم الشباب، أو تعاطي المخدرات، أو الانهيار الأسري، وحيثما وجد فقر أو تشرد.. تلك هي سنة النبي محمد صلى الله عليه وسلم الذي يقول في حديثه: "أفشوا السلام، وأطعموا الطعام، وصلوا في الليل والناس نيام تدخلوا الجنة بسلام.. كانت هذه هي رسالته الأولى ساعة دخوله المدينة المنورة بعد رحلة الهجرة إلى المدينة

إن ما نندارسه اليوم من قضية المسلمين الذين يعيشون على أراض غير مسلمة ليس أمراً غريباً، ولكنه أمر شائع غاية الشيوع في ديننا، وسأعطيكم ثلاثة أمثلة لأجلي لكم الأمر أكثر

أول مثال هو مثال النبي يوسف عليه السلام الذي كان يعيش تحت حاكم غير مسلم، ولكنه مع ذلك كان سلوكه مثلاً يحتذى به. وزُج به في السجن وتعرض للعنت ولكن عندما سأله العزيز النصح أسداه

أما المثال الثاني فهو النبي صلى الله عليه وسلم وأصحابه في مكة. اضطهد المسلمون قبل الهجرة إلى المدينة اضطهاداً شديداً، غير أن المسلمين لم يبادلوه شراً بشراً، وعرف النبي بين المكيين بالصادق الأمين، ولم تتغير هذه الصفة عنده أبداً ولم ينكرها حتى ألد أعدائه.

المثال الثالث هو جماعة المسلمين من الصحابة الذين هاجروا إلى الحبشة هرباً من الاضطهاد، أرسلهم النبي إلى هناك لأن بها ملكاً مسيحياً لا يُظلم عنده أحد. عاش هؤلاء بالحبشة وفقاً لوصايا النبي

التحدي.

وثمة أمر آخر من الضروري تذكره وهو وسطية الإسلام. إننا كمسلمين نقع موقعاً وسطاً بين المفرطين والمفرطين، يقول النبي صلى الله عليه وسلم: "هلك المتنطعون" والنتنع هو المتطرف، ويقول: "إياكم والغلو في الدين" فالنبي يحذر من الغلو الذي كرهه النبي. ويلاحظ على المتطرف أنه يتسبب في أن يفقد المرء عقلانية فلا يستطيع أن يزن الأمور، فبمجرد جنوحك إلى الطرف فلن يمكنك وزن الأمور لأنك بعدت عن الوسط، وتظن أن ما تفعله هو الصحيح في حين يخطئك الآخرون

وهنا تبرز أهمية أن توزن الأمور بميزان الشرع الحنيف وبفهم بشري وسطي ذو طبيعة متوازنة وهذا يعني أن علينا أن لا نخاف، وأن لا نعتدي، أو بمعنى آخر، يجدر بنا أن لا نكون جبناً وأن لا نتطرف ونجنح إلى أقصى الجانب المقابل، ومثال ذلك أولئك الناس الذين يقتلون الأبرياء ويرتكبون أفعالاً أبعد ما تكون عن تعاليم الدين، والنتيجة أنهم يكونون في نهاية الأمر صورة مشوهة عن الإسلام تجعل الناس يبتذلون الإسلام و ينفرون منه، وكما يقول النبي صلى الله عليه وسلم: "خير الأمور أوسطها"

من الأهمية بمكان أيضاً أن تحترم قوانين البلاد التي تعيش فيها، لا اعتبارات عدة أهمها أن "المسلم لا يذل نفسه". إنك تعيش بين ظهرائي قوم يحترمون القوانين التي ان انتهكتها صرت مجرماً وستحاكم وتودع السجن، وستعرض نفسك للمهانة

ومن الضروري كذلك أن تعرف أن لجارك حقوقاً عليك، وهذا يشمل المسلم وغير المسلم، وهناك العديد من الأمثلة على ذلك، ولكنني سأذكر قصة جالت بخاطري الآن، وهي قصة الإمام أبي حنيفة المعروف بالإمام الأعظم مع أحد جيرانه. عرف أبو حنيفة بأنه كان يصلي التهجد كل ليلة، وكان يقضي ليله في قراءة القرآن، لكن جاراً له سكيراً، كان يقضي الليل شرباً وغناءً فاحشاً، الأمر الذي كان يزعج الإمام. وفي ليلة من الليالي لم يسمع الإمام الصخب الذي اعتاد على سماعه من جاره، فسأل عنه وعرف أنه اقتيد إلى السجن، فذهب لزيارته في السجن. وعندما علم الحاكم بنبا زيارة

أم بمسلم،

فما لا يجوز لك أن تفعله بمسلم، لا يجوز لك أن تفعله بغير المسلم، مصداقاً لقول الرسول: "لا يؤمن أحدكم حتى يحب لأخيه ما يحب لنفسه".

وقد ذكر الإمام ابن رجب الحنبلي وغيره أن "الأخ" هنا لا تنصرف فقط "إلى المسلم ولكن يدخل فيها كل ما يندرج تحت المعنى الأوسع للأخوة ليشمل جميع بني آدم، فهي إخوة من جهة أننا جميعاً من أب واحد هو آدم.

مثل هذه الحقيقة تؤدي بنا إلى إدراك أن هناك روابط – ولو من بعيد- تربط البشر عن بكرة أبيهم، وأن علينا أن نعاملهم كما نعامل المسلمين.

لأجل هذا يقول الله سبحانه في كتابه: "ادع إلى سبيل ربك بالحكمة والموعظة الحسنة وجادلهم بالتي هي أحسن" ومعنى هذا أن نتجنب المراء والقسوة في الحوار فلا نسيئ ولا نتجاوز مع من نحاور، وأن نحاورهم بسبل هدفها الوصول إلى الحق واحترامه، ولذا علينا أن نكون دعاة سلام.

وينبغي علينا أيضاً أن نكون مواطنين صالحين، لأن المؤمن الحق لابد أن يكون بالضرورة مؤمناً حقاً وصالحاً في المجتمع الذي يعيش فيه، وهذا لا يعني أن نفقد هويتنا ونذوب كلية في المجتمع الذي نمثل فيه أقلية.. أنا لأأدعو أبداً إلى ذلك.

علينا أن نتمسك بما يميزنا كمجتمع، وعلينا في الوقت ذاته إن ندرك أن هناك أشياء أخرى ليست خاصة بنا ولكنها أشياء عامة يشترك فيها عامة البشر، وليس لنا أن نتجاهلها أو نهملها.

ومن الواجب أن نتمسك بجذورنا، فنحن عندنا أيمان راسخ في نفوسنا، وفي الوقت ذاته، ينبغي أن ننفتح على الآخر حتي يرى هذا العمق الإيماني.

أضف إلى ذلك ضرورة الإيمان أن خلق الله عز وجل مبني على التنوع، ويتجلى هذا التنوع في الألوان التي يظهر فيها الخلق من حولنا. إن الله لم يخلق نوعاً واحداً من الشجر، ولا صنفاً واحداً من الحيوانات، فخلق الله مبني على التنوع، حتى البشر مختلفون في لغاتهم وألوانهم، وأديانهم وتوجهاتهم،

وكل هذا لحكمة، فالخالق سبحانه وتعالى شاء أن يكون خلقه على هذا النحو، فهو يقول سبحانه: "ولا يزل لون مختلفين إلا من رحم ربك ولذلك خلقهم" أي أن الله خلقنا للاختلاف، وخلقنا ليظهر لنا رحمته بنا، وهذا تحد كبير وعلينا أن نصمد أمام هذا

المجتمع، ونحن لا نغنى بالجمال الثقافي منه كالفن والمعمار والموسيقى والشعر، وإنما نتحدث عن السلوك والأخلاق.

إن الإيمان الحقيقي هو أن تعيش و تدع الآخرين يعيشون كأدبيين متحضرين، يقول النبي صلى الله عليه وسلم: "إنما بعثت لأتمم مكارم الأخلاق".

لقد كان القصد من مبعثه هو تحسين السلوك الإنساني و تعزيز الخلق القويم، وقد كانت بعثته للناس كافة و ليس للعرب خاصة، وهو أسوتنا الحسنة.

إن علينا أن نسعى حثيثاً لرءاء المجتمع الذي نعيش فيه، علينا أن نحسن أوضاعنا وقيمنا الأخلاقية داخلنا ثم نعمم هذا الإصلاح الأخلاقي على أسرنا و مجتمعاتنا. يجب علينا أن نساعد في إعادة تقويم البوصلة الأخلاقية ، وفي وضع أجندة أخلاقية جديدة.

إن الإسلام هو دين العمل.. دين الحركة الدؤوبة الرامية إلى تحسين جودة الحياة كي ينعم كل من حولنا

ثمة آية في القرآن ينبغي أن نضعها نصب أعيننا في علاقتنا مع غير المسلمين، هذه الآية يقول الله فيها " لا ينهاكم الله عن الذين لم يقاتلوكم في الدين ولم يخرجوكم من دياركم أن تبروهم وتقسطوا إليهم إن الله يحب المقسطين" ،

والبر في اللغة العربية هو أعلى مراتب الإحسان، فالله لا ينهى المسلمين عن الإحسان إلى من وصفتهم الآية في المعاملة،

وبل ولا حتى عن إعطاء المسلمين جزءاً من أموالهم لهم، وهذا هو معنى " تقسطوا إليهم " كما ذكره القاضي أبو بكر وابن عطية وآخرون، حيث قالوا: " أن تعطي غير المسلم قسطاً، فمعناه أن تعطيه جزءاً من مالك".

كان هذا الصنيع في صدر الإسلام يسمى "تأليف القلوب" وهو من الأساليب التي

استخدمها المسلمون الأوائل رغبة في التقريب بين الناس

وقدوتهم في ذلك النبي الذي قال: " تهادوا تحابوا". إذن فبطبيعة الحال يتأثر الشخص الذي يتلقى الهدية، وتتولد لديه مشاعر حب تجاه من قدم له الهدية،

ومن الأهمية بمكان أن نبدي أحترامنا للناس جميعاً، فالإسلام ينهى عن الاعتداء على من لا يعتدي علينا، ويحرم أيضاً السرقة والغش والتدليس سواء ما يتعلق منها بمسيحي

محاضرة فضيلة المفتي بعنوان " كيف يعيش المسلم في بلاد غير إسلامية كاليابان " فى جامعة تاكوشوكو بالتعاون مع مركز دراسات الشريعة

الحمد لله والصلاة والسلام على رسول الله

بداية أشكر القائمين على هذه الجامعة المباركة لهذه الدعوة الكريمة وأدعو الله العلي
القدير أن يبارك جهودهم ويمن علينا جميعا بالإخلاص في القول والعمل
حديثي معكم في هذه الندوة المباركة " كيف يعيش المسلم في بلاد غير إسلامية كاليابان

بداية أؤكد لكم أن المسلمين في كل مكان يجب عليهم أن يحافظوا على دينهم، فهو عماد حياتهم وبقائهم، والعاصم لهم من كل سوء، ويتأكد هذا في حق الأقليات المسلمة حيثما كانت، باعتبار أنها تعيش في بيئات ذات ثقافات متباينة، الأمر الذي يجعل المحافظة على دينهم من الأولويات في حياتهم، خاصة ما يتعلق بأبنائهم من الأجيال الجديدة

وطريق المحافظة المسلم على دينه يبدأ بالإيمان والإيمان الحقيقي يتحقق بالإخلاص والعمل الصالح المفعم بالرحمة والشفقة. والله لا يريد منا أن ننسى أبداً أنه الرحيم، وأن نكون رحماء بيننا نحن المسلمين وفي تعاملتنا مع الآخرين،

ولننظر إلى التاريخ الإسلامي وسنرى أنه حيثما وجد الإسلام والإيمان الحقيقي في وطن من الأوطان، وجدت معه الرفاهية والرخاء في كل شئون البشر.

ويتجلى هذا إذا قارننا الجزيرة العربية أو غرب أفريقيا أو إندونيسيا أو الهند قبل وبعد الإسلام، وحيثما درت ببصرك، ستجد أن الإيمان قد أضفى على هذه الأمم مسحة من الجمال، وكل دولة كانت تحت الحكم الإسلامي مرت بما يسمى بالعصر الذهبي،

ولا يدخل الإيمان قلباً إلا زينه. والشعب المؤمن لا يتقدم في مجتمع إلا وهو يُجمل هذا

第1回タフスィール研究会報告

クルアーン第5章食卓章 第1節～7節

森 伸 生

日 時 2009年5月18日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

章の説明：

本章はマディーナ啓示であり、120節ある。112節に、イーサーの弟子たちが最後の聖餐にあたり、イーサーに向かって天から食卓が下るよう求めたことにちなみ食卓章と名付けられる。

テーマ（1）「契約の履行、規範破りの禁止、善行への協力、アッラーの定めた行事の重要性」

1節 「あなたがた信仰する者よ、約束を守りなさい。あなたがたに対し、今から読みあげるものを除いた家畜は許される。ただしあなたがたが巡礼着の間、狩猟は許されない。本当にアッラーは、御好みになられたことを定められる。」

内容と解釈：

1. 「約束」：

人々がアッラーと結んだ誓約、または人々がお互い結んだ契約である。アッラーが人々に課した事柄であり、アッラーが定めたハラールとハラームの規定である。それらすべての「約束」を守ることが義務となる。それに関して以下のハディースがある。

ハディース「ムスリムたちは彼らの条件を遵守する。」

ハディース「アッラーの書に書かれていない条件はすべて無効であり、たとえ 100 個の条件であっても。」

契約や誓約は、シャリーアに即した内容でなければならない。それに違反しない内容でない限りは義務となる。

2. 「家畜」:

ラクダ、牛、羊であるが、それに属する水牛、ヤギなど。あなたがたにイスラーム法に即して屠畜したのちに、食することが許される。

3. 「巡礼着」:

巡礼または小巡礼のために禁忌状態になり身につけている巡礼着。巡礼者は禁忌状態を解いた後に家畜をシャリーアに即して屠畜して食する。

狩猟は禁忌（イフラーム）状態で禁じられるが、マッカの聖域、マディーナの聖域でも禁じられる。

「聖地：ハラムの原意は“禁じる”であり、転じて聖地の意味になる。聖地では一般の地で許されることが“禁じられる”ゆえである。イスラームの二大聖地はマッカとマディーナであり、ハラマーンという。二大聖地では狩猟や自然草木の切断が禁じられる。現在は、非ムスリムが両聖地へ入ることは禁じられている。ハディースに、イブラーヒームがマッカをハラムと宣言し、ムハンマドがマディーナをハラムと宣言した、とある。ムハンマドはイブラーヒームが定めたマッカのハラム領域を再確認して聖域とし、マディーナのハラム領域は新たに定め、聖域とした。マッカのハラム領域は、聖モスク（マスジド・ハラム）から東に約 30km、西に約 35km、南北に約 20km に広がり、マディーナのハラム領域は預言者モスクを中心にして約 8 - 10km 四方に広がる。マッカの住人は、ウムラの時にハラム領域から出てイフラームに着替える。第3の聖地としてエルサレムがある。『岩波イスラーム辞典』（同項目執筆者：森伸生）より抜粋」

「イフラーム：巡礼の際の禁忌の状態。また、巡礼着。原意は禁止であるこ

とから転じて、ハッジおよびウムラを行う前に禁忌の状態になることをイフラームという。さらに、イフラームの状態に入った時に着用する、縫い目のない男性用の2枚の白布をさす。上下2枚の白布はアッラーの前に全人間が平等であることを示している。巡礼の時にミーカートからマッカへ入る前にイフラームに着替える。グスルを行ってから着用する。1枚を腰に巻き、もう1枚を左肩から掛け、右肩をあける。頭に被りものをしてはいけない。着用後2ラクアの礼拝を行い、巡礼の意思表示を行い、禁忌状態になる。イフラームを解くまで香水、性交、結婚、動物の殺生、爪や髪の毛を切ること、髭を剃ることなどは禁じられる。女性は巡礼意思表示を行い、イフラームの状態になるだけで、巡礼用の特別着はなく、全身を覆う服を着るが、顔だけは出す。『岩波イスラーム辞典』（同項目執筆者：森伸生）より抜粋」

禁じられた動物は次の3節に記されている。

4. 「本当にアッラーは、御好みになられたことを定められる。」:

規範について、アッラーは意義と価値を知っているからである。

2節 「あなたがた信仰する者よ、アッラーの聖い表徴を冒とくしてはならない。また聖月、(犠牲の) 捧げ物、(それを標示する) 首飾り、また主の恩恵と御喜びを求めて、聖なる家 (カアバ) に参った者を犯してはならない。だが、(巡礼着を) 脱いだならば、狩猟してもよい。かつて聖なるマスジドから追放した者たちへの憎悪があなた方に法を越えさせるようなことがあってはならない。むしろ正義と篤信のために助けあって、信仰を深めなさい。罪と恨みのために助けあってはならない。アッラーを畏れなさい。誠にアッラーは懲罰について厳重であられる。」

内容と解釈:

1. 「アッラーの聖 (きよ) い表徴」:

宗教の諸行事であるがここでは特に巡礼の諸行事のことである。巡礼の諸行

事を遂行する中で、イフラーム（禁忌の状態）のままに狩猟をすることによって、イフラームを解くようなことをしてはならない。

「アッラーの表徴」について他の見解：

(1) 聖地にて犠牲とされる家畜とそれにつける徴のことを意味する。それは、ラクダのこぶを切りつけ血を流すことにより、そのラクダが犠牲の家畜と示すことである。

(2) アッラーが命じたこと、禁じたことのすべてである。

(3) アッラーの宗教、イスラーム全般のことである。22章32節「以上（が定め）である。アッラーの表徴を尊重する態度は、本当に心の敬虔さから出てくるものの。」

2. 「聖月」：

戦いが禁じられた聖なる月（ラジャブ、ズルカアダ、ズルヒッジャ、ムハッラム）の中で戦いを行って神聖さを犯してはならない。また、ジャーヒリーヤの人々が行っていたように、聖なる月を他の月に変更してはいけない。

「聖月」はイブラーヒームの慣行として、ジャーヒリーヤ時代からイスラームへと受け継がれた慣行である。聖月には戦いは禁じられるが、敵からの攻撃に際して応戦することは除外されている。聖月での善行は倍加され、悪事も同様に倍加される。

聖月について、タフスィール学者・アルカターダ（ヒジュラ暦117年没）は次のように説明している。「アッラーは天使から使者を選んだ。人々からも使者を選んだ。言葉の中からアッラーを讃える言葉を選んだ。大地からモスクを選んだ。一年の月から聖月を選んだ。日々の中から金曜日を選んだ。夜の中からカドルの日を選んだ。アッラーがそれを善きものとしたように、あなたがたもそれを善きものとすべきである。」

3. 「(犠牲の) 捧げ物」：

多神教徒がカアバ聖殿にささげる家畜を持参するのを奪ったり、通行をじゃ

ましたりしてはならない。

4. 「(それを標示する) 首飾り」:

ジャーヒリーヤ (イスラーム以前の時代) の人々は聖地から出ていく時に、聖地の木の一部を体や家畜に首飾りにしていたが、それを付けることによって安全とされていた。

イスラームの時代になり、この慣習を否定して、聖地の木を切ることを禁じた。

5. 「主の恩恵と御喜びを求めて」:

商売における利益を望むことも許されることが示されている。

6. 「聖なる家 (カアバ) に参った者」:

カアバ聖殿に参る者を邪魔してはならない。なぜなら、聖地に入る者はすべて安全とされているからである。これは9章28節「この年以後、かれらを聖なるマスジドに近付かせてはならない。」にて破棄された。

7. 「犯してはならない。」:

巡礼の行事を行う者が安心して行えるように、生命と財産の安全を保障されている状態を守らなければならない。

8. 「(巡礼着を) 脱いだならば」:

イフラーム (禁忌) 状態を解いたならば、狩猟をしてもよい。

9. 「マスジドから追放した者たち」:

アルフダイビーヤのときのこと。ムハンマドは、628年3月に3,000人前後のムスリムを引き連れてマッカに小巡礼を行うために向かった。これを阻止しようとしたマッカのクライシュ族は、マッカ郊外のフダイビーヤで交渉を行

い、両勢力間における10年間の休戦などが確認された。

10. 「法を越えさせる」:

彼らを襲撃して憎悪を表わしてはならない。

11. 「憎悪があなた方に法を越えさせるようなことがあってはならない。」:

不法なことによって法を超えてはならないと示している。つまり、憎悪があなた方に正義を不正義へと、また公正を不正へとさせることがあってはならない、という意味である。

ハディース「あなたを信頼した者にその信頼に応えなさい。あなたを裏切った者にでも裏切ることはないように。」

ハディース「危害を加えてはならない。また、害に対して害で対処してはならない。」

12. 「正義」: シャリーアで定めたすべての善行

「罪」: シャリーアが禁じたすべての悪行

「懲罰」: シャリーアの規範に違反した者に対して

「アッラーを畏れなさい。」: 畏れ従う事によって身を守りなさい。

「正義と篤信のために助けあって、信仰を深めなさい。」: 人々の間で正義と篤信のために助け合うこと、そしてアッラーが禁じたことを遠ざけるために助け合うことを義務としている。そして、不忠と悪行のために助け合うことを禁じている。

ハディース「善行へ導くものはそれを行った者と同じである。」

3節「あなたがたに禁じられたものは、死肉、(流れる) 血、豚肉、アッラー以外の名を唱え(殺され) たもの、絞め殺されたもの、打ち殺されたもの、墜死したものの、角で突き殺されたもの、野獣が食い残したものの、(ただしこの種のものでも) あなたがたがその止めを刺したものは別である。また石壇に犠牲

とされたもの、くじで分配されたものである。これらは忌まわしいものである。今日、不信心な者たちはあなたがたの教え（を打破すること）を断念した。だからかれらを畏れないでわれを畏れなさい。今日われはあなたがたのために、あなたがたの宗教を完成し、またあなたがたに対するわれの恩恵を全うし、あなたがたのための教えとして、イスラームを選んだのである。しかし罪を犯す意図なく、飢えに迫られた者には、本当にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる。」

内容と解釈：

1. 啓示の下った状況：

ハディース：「教友のハッバーンは次のように伝えた。『私たちがアッラーの使徒と一緒にいたときに、私は死肉を入れた鍋を火にかけた。その時、死肉を禁じる啓示が下った。そこで、私は鍋をひっくり返した。』」

2. 禁止された10種類

(1) 「死肉」：

イスラーム法的な屠畜されなかった動物の肉。完全に血を抜き取ることで腐敗を防ぐことにもなる。

1) 死肉の骨について：

ハナフィー学派：清浄 他の学派：不浄

2) 死肉の毛について：

ハナフィー学派、マーリク学派、ハンバル学派：清浄

シャーフィイー学派：不浄

3) 死肉の皮について：

ハナフィー学派、シャーフィイー学派：（なめし革）清浄

マーリク学派、ハンバル学派：不浄（なめしても）

4) 死んでいるもののうち、魚とイナゴは許可された。

ハディース「我々には死肉二つと血二つが許された。血肉二つとは魚とイナ

ゴで、血二つは肝臓と脾臓である。」

ハディース「アッラーの使徒が海の水について尋ねられたとき、『海の水は清浄であり、その死肉は合法である』、と言われた。」

(2)「血」:

流れる血。動物から流れ出る血。肝臓と脾臓にあるような固まった血ではない。屠畜後に体内に残った血ではない。他の節にも「または流れる血」(6章145節)とある。

イブン・アッバースは脾臓について尋ねられて、「食べなさい」と言った。彼らは「それは血です」と尋ねたが、彼は「あなた方に禁じられたのは流れる血です」と答えた。

流れる血が禁じられる理由：それは自然に腐敗し、雑菌や毒性物の温床となるからである。

(3)「豚肉」:

豚の脂肪や皮などすべてを含む。豚肉と記してあることについて、それが最も重要であるからである。他の節「豚肉——それは不浄である」(6章145節)とある。

ハディース「アッラーの使徒は次のように言われた。『アッラーは酒、死肉、豚肉、偶像の売買を禁じた。』そこで、次のように尋ねられた。『アッラーの使徒さま、死肉の脂を見ましたか、船がそれで塗られています。皮はそれを塗っています。人々はそれをランプに使っています。』彼は次のように言った。『だめです。それはハラームです。』」

だが、預言者は人々が必要に迫られ、数珠に豚の毛を使うのを許した。必要はその使用を可能にしたが、現在は技術が進んで、それを必要としていない。

豚肉禁止の理由は不浄によるが、豚には回虫、食中毒原因菌などがいて、生で食することは危険である。

(4)「アッラー以外の名を唱え（殺され）たもの」:

アッラー以外の名、たとえば、キリストの名によって、または誰その名によって、またはアッラーの名と誰その名によって、などと唱えて屠畜したもの。

しかし、「アッラーの名によって。キリストはアッラーの預言者である。」などや「アッラーの名によって。ムハンマドはアッラーの預言者である。」などと言った場合には、ハナフィー学派では屠畜された家畜はハラールとみなされる。「キリストはアッラーの預言者である。」などの第二の文は別の文とみなすからである。しかし、続けて述べることは避けるべきことであるとしている。

禁止の理由：アッラー以外を偉大化し、アッラー以外の信仰を表明することになり、多神教徒の神に屠畜した家畜によって近づこうとする行為となるからである。ジャーヒリーヤの人たちは屠畜のときに偶像の前でアッラートとアルウッザーの名によって、またはホバルの名によって、と声をあげていた。それらは禁止行為であり、イスラームはアッラーの名によって屠畜することを義務付けたのである。そして、動物の生命を断つ時には、創造主アッラーの名によって、アッラーの許しのもとで命を絶つことを念じて、屠畜する。

(5)「絞め殺されたもの」:

窒息して死んだ家畜、それが偶然であろうが、人に手によろうが同じ規定である。

それはイスラーム法的に屠畜されていないからである。この肉が死肉の部類に入るにもかかわらず、特にこのことを挙げているのは、死肉を自然死だけではなく、屠畜以外の方法で死んだものもすべて、死肉となることを知らせるためである。重要なことはイスラーム法的に定められた屠畜が重要であり、それが行われなかったということである。

(6)「打ち殺されたもの」:

木材や石や他の鈍器で殴られ殺された家畜である。

それはイスラーム法的な屠畜ではなく、死肉となる。

動物を打ち殺すことは、イスラームでは動物への虐待であり、それは禁止行為である。

ハディース「屠畜するときには、良き方法で屠畜しなさい。刃を研ぎなさい。家畜を楽にさせなさい。」

狩猟の道具が銃などの場合には、法的に許される。

ハディース「ハーティムが預言者に次のように言った。『アッラーの使徒さま、私は槍を投げて狩りをして、仕留めました。』預言者は次のように言われた。『槍を投げて仕留め、刺さったのであれば、食べなさい。しかし、やり先でなく他の部分があたって仕留めたのであれば、それは打ち殺されたものとなるので、食べてはいけない。』」

(7)「墜死したもの」:

高い場所から落ちて死んだり、井戸に落ちて死んだ家畜。死肉同様に屠畜なしで死んだ家畜を食することは許されない。

(8)「角で突き殺されたもの」:

他の動物が角で突き殺した家畜。これは死肉同様の規定である。

(9)「野獣が食い残したもの」:

ライオン、トラ、狼、豹などの肉食野獣が襲って殺した動物である。食べ残したものは食することは禁じられている。たとえ、血が流れていたとしてもである。

「(ただしこの種のものでも) あなたがたがその止めを刺したものは別である。」「絞め殺されたもの、打ち殺されたもの、墜死したもの、角で突き殺されたもの、野獣が食い残したもの」でまだ命があった場合に、イスラーム法的に屠畜を行った場合には、それを食することは許される。

同様に「アッラー以外の名を唱え(殺され)たもの」でも、まだ命があった

場合には、それをイスラーム法的に屠畜することによって食することが許される。命があるかないかについては、目の動きとか尾の動きで判断する。

アリーが次のように言った。「絞め殺されたもの、打ち殺されたもの、墜死したもの、角で突き殺されたものを見つけたときに、手または足が動いていたならば、それを食しなさい」。

しかし、死肉、流れる血、豚肉については根本から許されないものである。

動物が事故にあい、まだ命がある場合には、イスラーム法的な屠畜をして食は許される。

(10)「石壇に犠牲とされたもの」:

石壇とはカアバ聖殿のまわりに敷かれている石である。その数は360個。ジャーヒリーヤ時代のアラブはこの石壇で偶像に捧げるために屠畜し、肉を割いて、石壇の上に並べていた。石壇は偶像ではない。石壇は彫刻されていない。偶像は彫刻されている石である。アッラーは信徒にこの行為を禁じた。石壇で屠畜することも禁じた。たとえ、屠畜のときにアッラーの名前を言ったとしてもである。それはシルク（多神崇拜）を遠ざけるためである。

3. 病気の家畜と胎児について

イスラーム法的に屠畜を、健康な家畜にも病気の家畜にも行う。病気の家畜には尊厳をもって死を与えることである。

家畜の母親を屠畜した場合には、その胎児にも通じると考える。預言者の言葉「胎児の屠畜はその母親の屠畜である。」による。

アブーハニーファは別の見解を出している。胎児が母親の体内から死亡状態で出てきたならば、それを食することは許されない。なぜなら、一回の屠畜は一生命に対してであり、ふたつの生命に対してではない。

4. 他の禁止事項「くじで分配されたもので」:

くじで分配を決めること、または善悪を決めるためである。ジャーヒリーヤ

時代のくじとは矢じりがついていない矢である。

くじで決める行為は二通りあり、精神的 content と物質的 content がある。

精神的意味とはそれは凶兆を見る行為である。ジャーヒリーヤ時代に、仕事や旅行を始めるときに、カアバ聖殿に行き、偶像のもとにある占い矢、つまりホバルの7本の矢があり、それには判断がかかれてあり、それを引いて、凶兆を占っていた。

別の伝承では、占い矢は三本の矢のことであり、一つには行う、二つには行わない、三つ目には何もなしであり、三つの矢の中から一本を選び、行うか、行わないか、または何もなしであれば、再度選ぶことになる。かれらはこのようにして、旅や戦い、結婚、商売などを決めていた。

物質的意味とは賭け矢のことである。矢の数は10本あり、そのうち7本は当り、3本はハズレである。ジャーヒリーヤ時代において、アラブ人達はらくだを後払いで購入し、矢でくじを引く前に、それを殺して、それを10に分ける。当たりを引いた者はただで受け取り、ハズレを引いた者はハズレの者同士で全額を払うことになる。

イスラームは占いや賭け事を禁じている。人生の先のことを祈る方法として、イスラームではそれに代わることを規定している。それは善事を求める礼拝である。2ラクアが定められている。礼拝直後に定められた祈りを行う。心を開いて結果を待つのである。

5. 「これらは忌まわしいものである。」:

それらの行為はすべて禁じられた行為であり、違背行為である。宗教の道からの逸脱である。アッラーの定めから逸れて不忠行為へと傾くものである。英智や智慧から離れる行為である。

アッラーは信者に記述の禁じられたものを食することを忠告したとき、彼らに定めたことを忠実に守るように命じた。そして、彼らの決意が強いことによって勝利を得ることを伝えた。

6. そこで、別れの巡礼の年、アラファの日に以下の啓示を下した。

「今日、不信心な者たちはあなたがたの教え（を打破すること）を断念した。」:

「今日」とはヒジュラ暦10年別離の巡礼アラファの日のことである。金曜日であった。それはこの節が下った日でもある。多神教徒たちはあなたがたムスリムの宗教を捨てさせ、もとの多神教徒にもどすことを望んだが、イスラームの力を見てあきらめた。

7. 「だからかれらを畏れないでわれを畏れなさい。」:

彼らと対立しても彼らを恐れることはない。アッラーを畏れよ、つまり、アッラーを信じよ、アッラーはあなたたちを助け、勝利を与え、現世においても来世においても彼らの上にあなたたちを位置させる。

8. 「今日われはあなたがたのために、あなたがたの宗教を完成し、」:

(1) あなたがたの宗教、つまり、イスラームを完成した。すなわち、アッラーはムスリムたちが必要とするハラールとハラームのすべてを明らかにした。すべての規範が明らかになり、不明瞭なことはなく、かけた部分もなく、完全なものとなった。

(2) 「あなたがたの宗教を完成し」とある意図は、今後諸規定が破棄される対象とはならないとのことである。

宗教の完成とは：内がわにむけての完成と外がわにむけての完成、とに分かれる。内がわにむけてとは、義務事項、ハラール、ハラームを明らかにしていることであり、教義の根本、シャリーアの基本などの規定の記述である。たとえば、112章1節、42章11節、6章73節、16章90節、91節、3章159節、42章40節、6章164節、5章2節など。

一方、外にむけての完全とは、イスラームの宣教を世界に発信したことであり、社会の発展に貢献し、中庸を旨として、個別的公益と全体的公益の調和をはかることのできる教えとなっている。

9. 「あなたがたのための教えとして、イスラームを選んだのである。」:

イスラームは来世で人の裁きの基準となる。「イスラーム以外の教えを追求する者は、決して受け入れられない。また来世においては、これらの者は失敗者の類である。」(3章85節)

10. 「しかし罪を犯す意図なく、飢えに迫られた者には、本当にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる。」:

アッラーは全体的な規定から例外として、ダルーラ（絶対必要状態）について語った。先にあげた禁止事項はすべてのムスリムにとっていかなる状態であろうともハラームである。ただし、ダルーラの状態を除く。その状態とは、ハラームのものでも食べなければならない状態に追い込まれたときである。空腹で死にそうになり、ハラームなものを食べることを余儀なくされたとき、罪を犯す意思でなく、ハラームなことに傾く意思ではなく、罪を犯すことに満足することを望んでいることなく、さらに味わうためでなく、必要以上のものを食べることなく、食することが許される。

つまり、そこには二つの条件がある。一つは絶対的最悪状態から脱するため、に食することを目的とすること、二つ目は命をつなぐ最低基準を超えないこと、である。

「罪を犯す意図なく」とは『『だが故意に違反せず、また法を越えず必要に迫られた場合』は罪にはならない。』(2章173節)に説明してある通りである。

テーマ（2）「合法的な食べ物と啓典の民の女性との結婚」

4節「かれらは何が許されるかについて、あなたに問う。言ってやるがいい。『(すべて) 善いものはあなたがたに許される。あなたがたがアッラーの教えられた仕方によって訓練した鳥獣があなたがたのために捕えたものを食べなさい。だが獲物に対して、アッラーの御名を唱えなさい。アッラーを畏れなさい。本当にアッラーは清算を極めて速くなされる。』」

内容と解釈：

1. 「かれらは何が許されるかについて、あなたに問う。」：

アディー・ビン・ハーティムとザイド・ビン・アルムハルハルが預言者に尋ねた。「アッラーの使徒よ、われわれは犬と鷹を使って狩りをしている。ゾライフ部族の犬は牛やラクダや鹿を捕まえている。アッラーは死肉を禁じた。その中から我々に何が許されるのか」

そこで、「かれらは何が許されるかについて、あなたに問う。言ってやるがいい。(すべて) 善いものはあなたがたに許される。」が下った。

2. 「善いもの」：

本性としてまっすぐな感性で良いと思うものである。不浄なものではない。クルアーンまたはスンナにて禁じられた以外のものである。禁じられているものは、クルアーンの中に先にあげられていた10種類である。イブン・アッバーズが伝えるハディース「アッラーの使徒は牙のある動物、鉤爪をもつ鳥を禁じた。」

しかし、海にいる動物はすべてハラールである。地上の動物は草食の動物だけである。両生類を食することは許されない。

3. 「アッラーの教えられた仕方によって訓練した鳥獣」：

訓練された狩猟動物（犬、肉食獣、鷹など鳥）による狩猟の許可。

「アッラーの教えられた仕方」とあるのは、アッラーの定めた規定に即してとの意である。

(1) 狩猟動物の条件：狩猟動物が欲望を抑制させることができるように訓練されていること。

1) 犬の場合：獲物を捕獲した時、それを食べないこと。主人が呼んだ時、戻ってくること。

2) 鷹の場合：主人が呼んだ時、戻ってくること。

(2) 狩猟に関する他の規範：

1) 狩猟動物が獲物を捕獲し傷を負わせて、ムスリム猟師がその獲物を殺害した場合、その捕獲動物を食用として許可できる。ただし、狩猟動物が捕獲動物を食べていないことが条件である。なぜなら、狩猟動物が自分のために捕獲したのであり、主人のためではない。狩猟鳥の場合は別であり、それが食べても食用とされる。

2) もし、捕獲動物が捕獲した傷が原因ではなく、犬の口で死んだ場合には、それは食用としては許可されない。なぜなら、それは窒息死したことになる。刃のつぶれたナイフで屠畜したときも、それは喉を切る前に死んだ場合と同様である。

3) 猟師が自分の猟犬と一緒に他の犬がいる場合には、その獲物は食用として許可されない。

4) 矢を投げて、山または水中に沈んだか、または3日間見失ったのちに、獲物が死んでいるのを見つけた場合には、それが射止めた傷で死んだことが分からなければ、食用として許可されない。水中のものは食用とはならない。なぜなら、それが窒息死かもしれないからである。

5) 猟犬を放す時に、アッラーの御名を唱える。シャーフイー学派は推奨行為としている。獲物に息がある場合には、イスラーム法的に屠畜すること。

ハディース「あなたが矢を射た時はアッラーの御名を唱えよ。それで、もしその矢で獲物を射殺したのが分かったら、それを食してよい。だが、それが水中におちていた場合は別である。それは獲物が水中で死んだのか、それともあなたの矢で死んだのか分からないからである」

4. 「あなたがたのために捕えたものを食べなさい。」：

鳥獣が食べることなく、捕まえたのであれば、それを食べなさい。もし、鳥獣が食べたのであれば、残りのものを食べるのは許されない。

5. 「だが獲物に対して、アッラーの御名を唱えなさい。」:

訓練された鳥獣を放す時には、アッラーの名によって放すこと。

6. 「アッラーを畏れなさい。」:

アッラーの定めた規定についてアッラーを畏れなさい。アッラーが導いた規定に違反しないように注意しなさい。アッラーが命じたことを守ることによって、また禁じたことを避けることによって、アッラーからの罰から身を守るようにしなさい。

7. 「本当にアッラーは清算を極めて速くなされる。」:

アッラーはあなた方をあなた方の行動すべてで判断する。たとえ、どんな些細なことでも見逃すことはない。あなた方は自分の行動によって評価され、現世と来世においてその結果を受けることになる。すべての者は審判の日に裁きを一度に受けることになる。アッラーの裁きは迅速である。アッラーが人々にハラルとハラームを明らかにしたことによって、アッラーは彼らの行為を、審判の日に迅速に裁きをすることを、知らしめている。

5 節「今日（清き）良いものがあなたがたに許される。啓典を授けられた民の食べ物、あなたがたに合法であり、あなたがたの食べ物は、かれらにも合法である。また信者の貞節な女、あなたがた以前に、啓典を授けられた民の中の貞節な女も。もしあなたがたが（貞節な）女に姦淫や密通をせずに、きちんと婚資を与え妻に迎えるならば許される。およそ信仰を拒否する者は、その善行も虚しく、来世においては、失敗者の類である。」

内容と解釈:

1. 「今日（清き）良いものがあなたがたに許される。」:

今日、あなたがたにアッラーから良きものが許される。それは信仰あるものにとって食欲も味も満足させるものである。

2. 「啓典を授けられた民の食べ物は、あなたがたに合法であり」:

啓典の民が屠畜した動物はムスリムに許される。啓典の民とはユダヤ教徒とキリスト教徒であり、アッラーから啓典を授かった者たちである。

多神教徒の屠畜した肉は許されない。マギ教徒（拝火教徒）の屠畜した肉は許されない。

3. 「あなたがたの食べ物は、かれらにも合法である。」:

ムスリムの食べ物は啓典の民にも許される。つまりムスリムの屠畜した肉は啓典の民にも許される。つまり、ムスリムはその肉を彼らにも分け与えたり、売ったりすることができるということである。ここで注意することはムスリムの側からと啓典の民からの両方の面から述べられていることである。つまり、屠畜と婚姻における規定が違うことに注意が必要である。婚姻については一方からである。

4. 「また信者の貞節な女、あなたがた以前に、啓典を授けられた民の中の貞節な女も」:

ムスリムにはムスリマの自由人、ユダヤ教徒とキリスト教徒の女性、との結婚が許される。たとえ、彼女たちが庇護民であっても、戦闘員であっても同様である。

5. 「もしあなたがたが（貞節な）女に姦淫や密通をせずに、きちんと婚資を与え妻に迎えるならば許される。」:

ムスリムが彼女たちにマハル（結資）を与えることによって婚姻が許可されるのである。ここで許可がマハルの誓約をつけているのは義務の確認であり、許可の条件ではない。自由人のことが記されているのは、彼女たちのなかでそのほうが優先されるからである。自由人女性以外は許されないということではない。奴隷ムスリマであっても結婚は合法である。

ムスリムに自由人ムスリマとの結婚を許すとあるのは、シャリーアに則って結婚するとのことを意味しているのである。シャリーアの義務としてマハルを与えるのである。シャリーアに則って結婚することは欲望だけを意図した行為ではないことを明らかにしている。

6. 「およそ信仰を拒否する者は、その善行も虚しく、来世においては、失敗者の類である。」:

アッラーはハラールの規定を示したにもかかわらず、それに違反する者たちに警告した。イスラームのシャリーアを否定し、信仰の根本も細則も否定する者は、彼の行為に対する報償をなくし、現世においても来世においても失敗する者となる。現世において彼の行為の方針を失うことになり、その価値を見いだせなくなる。来世においては損失と地獄にて破滅を得るだけである。

ここで「信仰」と表現されているが、比喩的な表現であり、それはシャリーアと義務規範のことである。他の見解では、信仰の主を拒否する者とある、それは省略の文法的技法である。この節の意味は、アッラーが許可したものと禁じたことの重要性を示すことであり、その違反に対する厳しさを示すことである。

テーマ（3）「小浄（ウドゥー）、大浄（グスル）、清め（タヤンマム）の方法とアッラーの恩恵」

6 節「信仰する者よ、あなたがたが礼拝に立つ時は、顔と、両手を肘まで洗い、頭を撫で、両足を踝まで（洗え）。

あなたがたがもし大汚の時は、全身の沐浴をしなさい。またあなたがたが病気にかかり、または旅路にあり、また誰か廁から来た者、または女と交わった者で、水を見つけられない場合は、清浄な土に触れ、あなたがたの顔と両手を撫でなさい。

アッラーは困難を、あなたがたに課することを望まれない。ただし、あなたがたを清めることを望み、またあなたがたへの恩恵を果される。恐らくあなたがたは感謝するであろう。」

内容と解釈：

1. 啓示の下った状況：

ヒシャームの父はアーイシャについてこう伝えている。「彼女は姉妹のアスマーから首飾りを借りたが、それを落としてしまった。アッラーのみ使いは人々をおくってその首飾りを探させた。彼らは定め時刻には、水のない処ゆえウドゥーもせずに礼拝を行ったが、預言者の処に戻った時、そのことについて不満を述べた。その折、ラヤンムムに関する聖節が啓示されたのである。」この話に関連して、ウサイド・ビン・フダイルはアーイシャに対し、「アッラーがあなたによき報償を給わらんことを、あなたが困難に会われ、アッラーがあなたの紛失物を発見せしめなかったのは、この機会にムスリムたちに恩寵をあたえようとなさったからです。」と述べた。

この啓示が下ったのはムライスィーウの戦いのときである。ヒジュラ歴5年、ムスタラク部族との戦いである。

2. 「信仰する者よ、あなたがたが礼拝に立つ時は、顔と、両手を肘まで洗い、頭を撫で、両足を踝まで（洗え）。」：

ムスリムが礼拝を思い立ったならば、小汚であるならば、ウドゥーが必要である。アッラーは礼拝を清浄なしに受け入れることはない。ウドゥーをしている者はさらにウドゥーをするのは推奨行為である。ハディース「ウドゥーにさらなるウドゥーは光にさらなる光である」

（1）ウドゥーの義務行為はこの節の中に4か所の洗浄が示されている。それは顔の洗浄、ひじまでの腕、頭の撫でること、くるぶしまでの足の洗浄である。「頭を撫でる」：撫でることの範囲に意見の相違：

シャーフィイー学派の意見：頭の一部を撫でるだけで十分であるので、髪の毛

毛一本でも可能。

マーリク学派とハンバル学派の意見：頭すべてをなぜるのは義務。文法的に前置詞ビは付加的前置詞である。頭を全体としてとらえる。そこで、すべてを撫ぜる。

ハナフィー学派の意見：頭の4分の1を撫でるのは義務、手で撫でるのでその範囲はほぼ4分の1である。文法的に前置詞ビは分割を示す。ハディース「預言者はウドゥーで頭の前部を撫でた。」

シャーフィイー学派以外は、両耳は頭部の一部であるとした。

ハナフィー学派は頭部と一緒に両耳をさする。マーリク学派、シャーフィイー学派、ハンバル学派では、新たに水をつけてさする。

全学派：足はくるぶしまでこすって洗う。さするだけではない。

(2) ウドゥーの方法：

ハディース

「ウスマーンの元奴隷はフムラーンは、こう伝えている。ウスマーン・ビン・アッファーンは、水を運ばせて後、ウドゥーを次の順序で行った。まず両手を三度洗い、口をすすぎ、次で鼻孔を清めたのち、顔を三度洗った。そのあと、右腕を肘まで三度、ついで左腕を同様に三度洗った。それから頭部をぬぐい、そのあと、右足をくるぶしまで三度、ついで左足を同様に三度洗った。

ウドゥーを終えたのち、彼は次のように語った。

私はアッラーのみ使いがウドゥーを、私が今行ったのと同様になさるのを見たことがある。その時、み使いは『私のやり方に従ってウドゥーを行い、そのあと、立ちあがって二ラカートの礼拝に専念する者は、過去に犯した罪全てを許される』と言われた。」

(3) ウドゥーの方法で学派間の相違：

ハナフィー学派を除いて、ウドゥーの義務行為の中で意志表示が追加されている。ハンバル学派はウドゥーの初めにアッラーの名を唱えることを義務とし

た。

シャーフィイー学派とハンバル学派は順序を義務としている。

マーリク学派、ハンバル学派は時間をおかずに続けて行うこととしている。
途切れた場合にはやり直しする。

マーリク学派：手のひらでこすることを義務とした。手の甲ではない。

ハンバル学派は口ゆすぎを義務とした。

(4) ホッファーニ（くるぶしまで覆うことができる、革や厚手の生地のできた靴下）の使用：

足の洗浄において、ウドゥーを行った後にホッファーニをはき、次にウドゥーを行う時には、ホッファーニの上から撫でるだけである。滞在者は一日間、有効であり、旅行者は三日間有効である。

全学派の見解はホッファーニの上からさするだけである。

ハナフィー学派、シャーフィイー学派では、皮製以外の靴下の上から撫でることは許可していない。教友の多くは厚手靴下の上を撫でることを許可していた。

(5) ウドゥーの失効事項：

放尿、放便、放屁、嘔吐、大量の出血、睡眠（立ったまま、座ったままのうたた寝を除く）、失神、異性に欲望をもってふれた場合（シャーフィイー学派では普通の状態でも、ハナフィー学派では異性との接触によって失効しない）、陰茎を掌で触れた場合（ハディース「陰茎にふれた者はウドゥーなしには礼拝はできない」）（ハナフィー学派では失効しない、ハディース「男が陰茎にふれた場合、彼にはウドゥーが必要ですか？と尋ねられ、アッラーの使徒は『それはあなたの一部である。』と答えた」）

3. 「あなたがたがもし大汚の時は、全身の沐浴をなさい。」：

大汚の時には、水で全身を清めなければならない。その方法はウドゥーを行

い、全身を水で清める。

大汚は性交、夢精などによる精液の放出、たとえ射精しなくても性交だけでも、月経、悪露（おろ）の状態である。

大汚の状態ではイスラーム法的な意味では、礼拝、クルアーンの読誦、ムスハフの接触、モスク入場などを遠ざけることになる。

グスルの必要な他の状態：不信仰者の入信、遺体洗淨を行った者。

4. 「またあなたがたが病気にかかり、または旅路にあり、また誰か廁から来た者、または女と交わった者で、水を見つけられない場合は、清浄な土に触れ、あなたがたの顔と両手を撫でなさい。」：

（1）病気にて水を使えない者や、旅人や、廁から出てきた者つまり小汚になった者、女と交わった者つまり大汚になった者には、水を見つけることができない場合に、タヤンムム（土ウドゥー）が許される。

（2）タヤンムムは小汚にてウドゥーの代わりに行う。大汚にてもグスル（全身洗淨）の代わりに行う。これには預言者の教友の間で意見の相違がある。アリー、イブン・アッバース、ほか多数の教友の意見はグスルの代わりになる。ウマルとイブン・アッバースでは、グスルの代わりにならない。

（3）タヤンムムの方法：タヤンムムの意志表示、清浄な土の上を両手でたたき、顔をこすり、右手をこすり、左手をこする。この場合、ひじまでこするのは、ハナフィー学派、シャーフィイー学派である。なぜなら、ウドゥーの代わりであるから。

（4）水を途中で見つけた場合：

マーリク学派：そのまま礼拝を続ける。タヤンムムを行うことで水が存在したものであるとして礼拝するから。

ハナフィー学派：タヤンムムが失効し、礼拝を中止して、ウドゥーを行い、

礼拝する。実際の水の有無によって判断するからである。そこには、水があったものとはしないからである。

(5) 水がウドゥーに足りない場合：

ハナフィー学派、マーリク学派：水を使わずに、タヤンムムをする。

シャーフィイー学派、ハンバル学派：一部だけウドゥーをして、タヤンムムをする。なぜなら、水がないと規定されないからである。

(6) 土を肌につけるか否か：

ハナフィー学派、マーリク学派では義務ではない。

シャーフィイー学派では義務である。

意見の相違の原因は前置詞ビの理解の違いにある。それは分割の意味、開始の意味、種類の意味がある。シャーフィイー学派では分割の意味にとったので、ウドゥーでは水の一部をつけるので、タヤンムムにおいても土の一部をつけるべきとした。

ハナフィー学派、マーリク学派では開始の意味、種類の意味にとった。なぜなら、タヤンムムする者は手を振り払い、土を落とすからである。顔と腕を汚すことなくこする。預言者はタヤンムムを行うときに、壁に手を二回たたき、顔と腕をこすった。そのことから分かることは、手の平には土が残っていないと判断される。

(7) ウドゥーをする時間がないときでも、タヤンムムを行うことができるかとの問いには、多くの学者はタヤンムムを行うことができないと回答している。なぜなら、タヤンムムの節では水が見つからないときと条件が付いているからである。

マーリクはこのような状況でもタヤンムムを行うことを許している。なぜなら、タヤンムムは基本的に礼拝時刻を守るために行うためである。もし、そうでないならば、水を見つけるまで礼拝を遅らせればよいことである。

(8) ウドゥー、グスル、タヤンムムなどのタハーラ（浄化）の意義：

タヤンムムの意義は人々によりたやすい方法を示し、困難なことを退けるためである。なぜなら、アッラーの定めた規定は善きことと、ためになることを人々に与えるためである。

タハーラは汚れを取り払うことであるが、不浄となる行為のあとの精神的な汚れ、つまり怠慢さやけだるさを取り払うことでもある。それは活気の再生である。アッラーの助けによって、精神を純化することである。タハーラによって、肉体的なタハーラと精神的なタハーラを合わせて行う方法をアッラーは人々に授けた。人々はそれを行うたびにアッラーからの恩恵に感謝する機会でもある。

7節「あなたがたに対するアッラーの恩恵と、かれがあなたがたと結ばれた約束を心に銘じ、あなたがたが、『わたしたちは聴きました、従います。』と言った時を思い、アッラーを畏れなさい。アッラーは、あなたがたが胸の中に抱くことを熟知なされる。」

内容と解釈：

1. 「アッラーの恩恵とかれがあなたがたと結ばれた約束」：

ここには二つの約束がある。一つはアッラーからの恩恵であり、二つ目は人々の忠誠、服従の約束である。

恩恵：イスラームの預言者を遣わし、生活規範（シャリーア）をムスリムに与えたこと。

忠誠、服従の約束：たとえば、ムスリムがアカバの夜の忠誠（マディーナの住民の代表団が預言者をマディーナに迎えるためにマッカを訪れる彼に忠誠を誓った）、及び木の下で交わした約束（フダイビーヤの所で預言者に忠誠を再確認した）も同様である。

2. 「あなたがたが、『わたしたちは聴きました、従います。』と言った時を思い、アッラーを畏れなさい。」:

「わたしたちは聴きました。従います。」: 私たちは信仰への呼びかけを聴きました。呼びかける者に従い、そして彼の教えを受け入れ、それを実行します。

「アッラーを畏れなさい。」: アッラーが命じていることや禁じていることに、アッラーへのタクワー（畏怖）が義務である。いかなる状況でもすべてのことで、アッラーを畏れなさい。どの約束もたがえることなく実行しなさい。

3. 「アッラーは、あなたがたが胸の中に抱くことを熟知なされる。」: アッラーは心に秘めていることも、もちろん明らかにしていることもすべてをご存じである。

4. 6節、7節の持っている意味合い:

(1) ここにはムスリムとアッラーとの間に二つの約束がある。アッラーが果たす「約束」、つまりアッラーからの恩恵と、ムスリムがアッラーに対する忠誠を果たす「約束」である。アッラーが食物や結婚でハラールとハラームを示し、ムスリムに最初の「約束」を果たした後に、アッラーはムスリムに第二の「約束」の実行を求めた。それは忠誠の約束である。信仰の次にある、最大の服従は礼拝であり、礼拝は清浄である以外に受け入れられることはない。そこで、アッラーはウドゥーの義務規定を定めた。それによって、アッラーはムスリムに「約束」実行の義務を思い起こさせた。それはアッラーと使徒に対する完全な服従である。ハディース「天国の鍵は礼拝である。礼拝の鍵は清浄である。」

(2) 人間には本能的な欲望があり、それは食物規定と婚姻規定において制限される。人間には節度をもってそれらを楽しむことができる。そこで、人間には行うべき義務がある。アッラーが人間に食と婚姻でハラールとハラームを明らかにした後に、人間がアッラーに対して行うべきことを明らかにした。アッ

ラーからの恩恵に対するアッラーへの感謝である。この節に含まれている内容はアッラーが命じた約束と法的規定であり、恩恵を完全に行っていることであり、そのひとつにタヤンムム（土ウドゥー）がある。

第2回タフスィール研究会報告 クルアーン第5章食卓章 第8節～34節

遠藤利夫

日 時 平成21年7月25日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

**8節～11節：テーマ 公正な証言と公正な裁決、信仰者の約束と
不信仰者たちの拒絶、そしてアッラーの恩恵を想起すること**

本文 8. あなたがた信仰する者よ、アッラーのために堅固に立つ者として、正義に基いた証人であれ。人びとを憎悪するあまり、あなたがたは（仲間にも敵にも）正義に反してはならない。正義を行いなさい。それは最も篤信に近いのである。アッラーを畏れなさい。アッラーはあなたがたの行うことを熟知なされる。9. 信仰して善い行いに励む者に、アッラーは約束なされた。かれらには、御赦しと偉大な報奨がある。10. だが信仰を拒否してわが印を偽りであるとする者、これらは火獄の住人である。11. 信仰する者よ、あなたがたの授かったアッラーの恩恵を心に銘じなさい。人びとがあなたがたに向かって手を出そうとした時、あなたがたのためにその手を押えられた時のことを。アッラーを畏れなさい。信者たちは、一生懸命にアッラーを信頼しなさい。

啓示の理由：（8節）ユダヤ教徒のナディール部族が預言者暗殺の陰謀を企んだが、預言者は啓示で知らされたので彼らの計略から逃れることが出来た。それから預言者は教友たちを集め、ユダヤ教徒らを6夜包囲した。その後、預言者はユダヤ教徒からの和議を受け入れた。

（11節）預言者がアブー・バクル、ウスマーン、アリー、タルハ、アブドル・ラフマーン・ビン・アウフラと共にユダヤ教徒でナディール部族のアリー・カアブ・ビン・アルアシュラフの許に行き血の代償（殺人に対する補償）を求めた。

ユダヤ教徒らは、「わかりました。お座りください。食事を出し、あなたの求められるものを出しましょう。」と言った。それで座ったが、ユダヤ教徒の仲間が預言者に大きな石を投げて殺害しようとした。彼らは悟られないようにして、ひきうすを運んできたがアッラーは彼らの手を抑えられた。そして(天使)ジブリールが来てそのことを預言者に告げたため立ち去ることができた。それで「信仰する者よ、あなたがたの授かったアッラーの恩恵を心に銘じなさい。人びとがあなたがたに向かって手を出そうとした時」との啓示が下りた。

また、カタードによると、この節が預言者に下りたのは第7回目の遠征の時に、サアラブ部族とムハーラブ部族が預言者暗殺を企て一人のベドウィンを送った。ベドウィンは預言者がナツメヤシの木のそばで休んでいたときに剣を出して「誰が私とあなたの間を妨げるか。」と言うと、預言者は「アッラーが。」と言われた。それでベドウィンは剣を鞘に入れ危害を加えなかった。

またジャービル・ビン・アブドッラーによると、ムハーラブ部族の男がムハンマドを殺害すると言って、アッラーの使徒に近づいた。預言者は壁に剣をつるしていた。男は「ムハンマドよ、これはお前の剣か。」と言って預言者の剣を取り預言者に向かって振り下ろしたが、至高なるアッラーが預言者を守られた。男は「ムハンマドよ、俺が怖くないのか。」と言うと、預言者は「いいえ」と答えられた。男は「俺が怖くないのか、俺の手には剣があるのに。」と言うと、預言者は「いいえ、アッラーがお前から私を防いでくれるのです。」と言われた。それで男は剣を鞘に納めるとそれを預言者に渡した。

解説：

あなたがた信仰する者よ、人々や世間の評判のためではなく至高なるアッラーのために堅固に立つ者であれとは、日常の些事や宗教的事柄などすべての行いに対してアッラーに誠実であることである。

不正や己の欲望ではなく、真理と公正の証人たること。即ち公正な証言を実行すること。何故なら公正は法の秤だからである。国に不正がはびれば国中が腐敗だらけになる。この公正さはクルアーンの中で述べられている。「証言にあたってアッラーのため公正さを堅持しなさい。」(4章135節) また、証言

者とは裁定者の前で事実を話し、真理を表明する者のことである。一部の者や敵対する者に公正さを無視するようなことをしてはならず、親しい者であろうと敵対者であろうとすべての者に公正さを適用しなければならない。

アッラーを敬うとは全ての行為についてアッラーの懲罰からの保護を得ることである。アッラーはあなたがたの行うことに通曉されている故、あなたがたの行いを隠し立てしてはならない。アッラーはあなたがたの行ったことを知り報酬を与えられる。善事を行えば善なるものを、悪事をなせば悪いものを。

それで二つの集団に対する報酬を明らかにしている。ある一団は信仰し人々を正し善行を行い、公正さに重きを置く者たちでかれらの報償はかれらの罪を隠し許してくれることである。その報償は大きく、アッラーの慈悲と恩恵により天国に入り、善行と信仰の報償を倍加される。反対の一団はアッラーを信ぜずアッラーの使徒に背信する者で集団でまたは一部の者と一緒に背信するものたちである。彼らはアッラーの徴を嘘呼ばわりするものたちで、かれらの報酬は地獄であり、かれらの行為は無益なものになってしまう。これが至高なるアッラーの公正と知恵である。

本節の教え

- 1、アッラーため誠実に公正さを堅持する必要性。
- 2、アッラーの敵に対しても公正に審理し証言を行う。クルアーンで「アッラーのため公正を堅持しなさい」と命じられている通り、敵を嫌悪してはならない。
- 3、不信仰者が罪をあがなうのであれば公正に対応し、たとえ不信仰者が残虐なことをしても、同じ方法で不信仰者を害してはならない。
- 4、証言が不公平にならないようにする必要性。これはクルアーンの婦人章(4章)の節にある通りである。「あなたがた信仰する者よ、証言にあたってアッラーのため公正を堅持しなさい。仮令あなたがた自身のため、または両親や近親のため(に不利な場合)でも、また富者でも、貧者であっても(公正であれ)。アッラーは(あなたがたよりも)双方にもっと近いのである。だから私欲に従って、(公正から)逸れてはならない。」(4章135節)

5、すべての人 ―敵であろうと友人であろうと― に対し公正であることの必要性。

6、敵の計略から預言者を守られたように信仰者に対するアッラーの恩恵を想起する必要性。

7、現世と来世で幸福を得るためのアッラーへの敬神と信頼を持つ必要性。

8、自分自身と同胞たちのために誠意ある行いと、善を行う信仰者への報償。それは信仰者の罪を許し天国に入ることである。それに対しアッラーの徴とその使徒に反抗する不信仰者は地獄の業火に入れられ、そこから逃れることはできない。

公正に関するクルアーンの章句例（訳者による追加）：

「またあなたがたが人の間を裁く時は、公正に裁くことを命じられる。」（4章58節）

「誠にわれは、真理をもってあなたに啓典を下した。これはアッラーが示されたところによって、あなたが人びとの間を裁くためである。」（4章105節）

「わたしの主（アッラー）は、正義（公正）を命じられる。」（7章29節）

公正に関するハディースの例（訳者による追加）：

「偽善者の印は三つある。それは話しをすれば嘘をつき、約束すればだまし、信頼されれば裏切る、ということである。」（アル・ブハーリー、ムスリム）注一偽善者とはイスラームの信仰を口で表明しておきながら、その教えには従わない者をいう。

「裁判官は、怒っているときには二人の間を裁決してはならない。」（アル・ブハーリー、ムスリム）

「裁判官には三様の人物がいます。一人は天国に入り、二人は地獄に入ります。真実を知っていて、それに基づいて裁決を下した者は天国に入ります。真実を知っていながら裁決において不正を行った者は地獄に入ります。真実を知らずに裁決を下した者も地獄に入ります。」（アブー・ダーウード）

証言者と裁判官に要求される公正さとは。（訳者による追加）：

1）証言者は目撃証言や対象人物について偏見を持つことなく真実を話すこ

と。一地位の高低や富者と貧乏人の間に差別を設けることなく公正さや正義が求められる。

2) 人物鑑定をもとめられた場合は、先入観にとらわれない評価をすること。

3) 裁判官はシャリーアに精通し、誠実、穏健、冷静、沈着で外部からの圧力に屈しないこと。特定の者たちの立場で判断してはならない。万人平等の立場からすべての当事者を平等に処遇しなければならない。

4) 裁判官は出来る限りすみやかに訴訟を決着しなければならない。正義を遅らせることは不正の一部となる。

12 節～ 14 節：テーマ ユダヤ教徒とキリスト教徒の誓約の破棄

本文 12. アッラーは、以前にイスラエルの子孫と約束を結ばれ、われはかれらの中から 12 人の首長を立てた。そしてアッラーは仰せられた。「本当にわれはあなたがたと一緒にいるのである。もしあなたがたが礼拝の務めを守り、定め
の喜捨をなし、われの使徒たちを信じて援助し、アッラーによい貸付をするならば、われは、必ずあなたがたの凡ての罪業を消滅し、川が下を流れる楽園にきっと入らせよう。今後あなたがたの中、これ（約束）を信じない者は、正しい道から迷い去る。13. しかしかれらはこの約束を破ったので、われは見限って、かれらの心を頑なにした。かれらは（啓典の中の）字句の位置を変え、与えられた訓戒の一部分を忘れてしまった。それでかれらの中の少数の者以外は、いつも契約を破棄し、裏切りに出るであろう。だがかれらを許して見逃しなさい。」本当にアッラーは善い行いをする者を御好みになられる。14. われはまた、「わたしたちは、キリスト教徒です。」と言う者とも約束を結んだ。だがかれらも授けられた教訓の一部分を忘れてしまった。それであれば復活の日まで、敵意と憎悪の念とをかれらの間にこびりつかせた。アッラーはかれらに、その行ったことを間もなく後で告げ知らせられるであろう。

啓示の背景：本節の主題は誓約（約束）の想起である。アッラーはわれわれに合法なことと禁じられた事柄に従う約束事の履行や、実行者に対する恩恵を預言者ムハンマドを通して想起させている。またユダヤ教徒とキリスト教徒と取

り交わした誓約をわれわれに明らかにされた。そして誓約を破る者には現世と来世での懲罰がある。これらの民族の例はイスラムに対しての忠告になっている。

アッラーは預言者ムーサー（モーゼ）を通してイスラエル族に彼らのために選んだ律法をトーラーとする約束を交わされた。

イブン・イスハークやイブン・アッバースの語ったところによると、イスラエル族はファラオとその仲間から逃れたとき、アッラーは巨人のカナン人が住む聖地に向かうよう命じた。アッラーはイスラエル族に言われた。「なんじらのために国を与えよう。そこに行ってそこに住む者たちと戦え。われはなんじらを勝たせよう。」ムーサーが巨人との戦闘を指揮したとき、アッラーはムーサーにイスラエルの各部族から12人の首長を選ぶよう命じられた。ムーサーは彼らをムーサーの命令を実行する責任者とした。聖地に近づくとムーサーは情勢を調べさせるために首長たちを派遣した。かれらは屈強な体と強固な武器を目にした。首長たちは戻ってくると民の者たちに見てきたことを話してしまった。ムーサーはこのことを他言してはならないとしていたが、かれらは2人の首長を除きその約束にそむいてしまったのである。この2人についてはクルアーンで言われている。「主を畏れる2人は言った。—アッラーは2人を御恵みになられる—「(村の) 正門から入ってかれらに当れ。」(5章23節)

解説：

イスラエルの民との契約の中に①定期的な礼拝の遂行、②喜捨の支払い、③神の道のために出費することがあった。それらを遂行することにより彼らの罪や悪行が消され天国に入ることが約束されたにも関わらず、その契約を破ったため真実と善の道は閉ざされ、誤りの道に入ってしまった。

キリスト教徒とも契約したが彼らもそれらを無視しユダヤ教徒と同じく預言者の伝えた律法と福音を歪曲してしまった。

本節の教え

1、ユダヤ教徒が契約破棄したこと。破棄の報いは呪いとアッラーの恵みの消失。

- 2、ユダヤ教徒によるトーラーとして下されたアッラーの言葉の歪曲情報。
- 3、障害、戦闘、殺害に対する許し。
- 4、決定が必要な場合は族長の指示に従う。宗教的事柄や日常で決めごとの必要性。このことに関し、預言者からハワーズイン族に対する言葉がある。「戻って、あなたがたの長老たちの決定をわれわれに知らせるように。」
- 5、諜報活動は族長の指示に従う。
- 6、礼拝を捧げ、ザカート（喜捨）を支払い、アッラーを信仰し、預言者たちを信じ、不信心な悪行の罪の許しを得るためにアッラーの道に出費し天国に入ること。これらからそれることは真実の道を誤ることであり、導きを誤りに変えるものである。
- 7、キリスト教徒も誓約し約束を破棄したこと。キリスト教徒は經典で命じられていたことなどを無視し、禁じられていたことを禁ずることもなくインジール（福音書）やそれ以前のトーラー（律法）をもたらした預言者たちを信じなかった。アッラーとの誓約を破ることに於いて、キリスト教徒の道はユダヤ教徒の道と同じであった。

15 節～ 16 節：テーマ クルアーン啓示の目的

本文 15. 啓典の民（ユダヤ、キリスト教徒）よ、使徒（ムハンマド）が正にあなたがたの処へ来た。あなたがたが啓典（律法、福音）の中の隠してきた多くのことをあなたがたに解明し、また多くのことをそのままにした。アッラーからの御光と、明瞭な啓典が今正にあなたがたに下ったのである。16. これによってアッラーは、御好みになる者を平安の道に導き、またその御許しによって、暗黒から光明に連れ出し、かれらを正しい道に導かれる。

解説：

啓典の民、即ちユダヤ教徒とキリスト教徒に対し聖典は一つとされたと呼びかけられた。何故ならその啓典は人種・民族の枠を超えるからである。われわれの預言者ムハンマド（彼にアッラーの祝福と平安あれ。）が全ての民族と国に導きと真理の宗教をもたらしたからである。そして彼は真理と虚偽の違いを

明らかにするために遣わされたのである。

ここでは使徒の特徴が二つあげられる。

①多くの隠されている物事を明らかにされたこと。何故なら使徒は書を読むことが出来なかったし、誰からも知識を学ばなかったからである。従い、使徒が啓典の中で秘密のことを告げた時、その内容は誰も知らなかったことなので奇跡であった。

②人々が隠していることや不名誉なことを明らかにされることはなかった。宗教においては顕にする必要がないからである。従い、有益になることを除き、多くのことは伏せたままにされたのである。

また、高貴な預言者に降ろされたクルアーンについて、啓典の内容は明解であり、ムハンマド（彼にアッラーの祝福と平安あれ）またはイスラームは光であり、人々が必要とされることを明らかにし人々を導くものである。即ちアッラーを受け入れ宗教に従うことを望む者たちを啓典によって平安と成功の道へ導く。またアッラーの許しによって滅亡から救い出す。また不信仰者の暗闇から信仰の光へと救い出し、光明の道へ導く。

17 節～ 19 節：テーマ ユダヤ教徒とキリスト教徒の言い分

本文 17. 「アッラーこそは、マルヤムの子マスィーフである。」と言う者は、確かに不信心者である。言ってやるがいい。「誰がアッラーに対し、少しでも力があるか。もしかれがマルヤムの子マスィーフ、その母と地上の凡てのものを滅ぼそうと御考えになられたら、誰が制止出来よう。」天と地、そしてその間の凡てのものは、アッラーの大権に属する。かれは御考えになられたものを創造なされる。アッラーは凡てのことに全能であられる。18. ユダヤ人やキリスト教徒は言う。「わたしたちはアッラーの子であり、かれに愛でられる。」言ってやるがいい。「それなら何故かれは、あなたがたの罪を罰されるのか。いや、あなたがたは、かれが創られた人間に過ぎない。かれは、御望みの者を赦し、御望みの者を罰される。」天と地、そしてその間の凡てのものは、アッラーの大権に属し、またかれこそは帰り所なのである。19. あなたがた啓典の

民よ、使徒たちが中断された後わが使徒がやって来て、あなたがたに対し（事物の）説明をする。これはあなたがたに、「わたしたちには吉報の伝達者も警告者も来ない。」と言わせないためである。今、吉報を伝え警告を与える者が、正にあなたがたの処に来たのである。誠にアッラーは凡てのことに全能であられる。

啓示の理由：

（18 節） イブン・イスハーク及びその他の伝承学者の伝えるところによると、イブン・アッバースはこう語った。「預言者のところにユダヤ教徒のイブン・アビー、ニウマーン・ビン・カスィー、バハリール・ビン・アムル、シャース・ビン・アディーが来た。話し合いの中で預言者は彼らをアッラーへと導かれ、アッラーの報復を警告された。すると彼らは「ムハンマドよ、どうして我々が彼を恐れることがあろうか。我々はアッラーの子であり、アッラーに愛されている。」とキリスト教徒のように言った。それで至高なるアッラーが啓示を降ろされた。「ユダヤ教徒やキリスト教徒は、わたしたちはアッラーの子であり、かれに愛でられる。・・・」

（19 節） イブン・イスハークその他の伝承学者の伝えるところによると、イブン・アッバースはこう語った。預言者がユダヤ教徒にイスラームを伝導した時、かれらが「ムーサー（モーゼ）の後に啓典は降ろされず、吉報伝達者も送られてこず、警告者も来なかった。」と答えたので啓示された。

この「使徒たちが中断された後わが使徒がやって来て」とは預言者イーサー（イエス）から最後の預言者が来る迄を言っている。預言者ムハンマドとイーサーの間隔は 569 年あったと言われている。

解説：

キリスト教のヤコブ派はイエスキリストの神性説を唱えていた。その後キリスト教は大きく三つのグループに分かれた。カソリック、ギリシャ正教、プロテスタントである。今日キリスト教の多くの宗派は次のように唱えている。イーサーはマリヤムの子であり神である。また、初めに言葉があり、言葉は神と共にあり、神は言葉であるとの福音書の説明を支持している。そして注釈に

よとその言葉とはイーサーのことである。

このイーサーを神とする主張に対しクルアーンに記述がある。アッラーはこのような無益な主張を拒否された。アッラーは次のように言われている。「預言者よ、これらキリスト教徒たちに言え。もしアッラーがイーサーや彼の母、その他創造物すべてを滅亡させようと欲したら、誰がそれを防ぐことが出来るか。誰もこのようなことは出来ない。アッラーのみができるのである。イーサーは自分自身を守ることができなかったばかりでなく自分の母の死さえ防ぐことが出来なかった。それなのにどうしてイーサーを神といえようか。」

アッラーこそはすべてのものに対し絶対的な権能の所有者であり、天にあるもの地上にあるものを自由自在にあやつり、存在するすべてのものが彼のものであり彼の創造物である。アッラーはいつでも御自身のお望みのもの創造されるお方である。アッラーはすべての権能者であり、すべてを創造され、天上、地上において不可能なことは何もないお方である。

アッラーはムーサーに杖と高度な術を与えられた。その時代、魔術には権威があったからである。またイーサーには治癒能力を授けたので、らい病や死人を生き返された。その時代、医術は進歩的なものだったからである。アッラーはムハンマド（彼にアッラーの祝福と平安あれ）には多くの奇跡を授けられたが、最大の奇跡はアラビア語の修辞と正則語の基準となる永遠のクルアーンであった。

20 節～ 26 節：テーマ 自分の民に対するアッラーの恩恵とイスラエルの民たちの聖地への移住とムーサー（モーゼ）の想起

本文 20. またムーサーが、自分の人びとにこう言った時を思い起せ。「わたしの人びとよ、あなたがたが授かったアッラーの恩恵を心に銘じなさい。かれはあなたがたの中から預言者たちをあげ、あなたがたを王となされた。外のどの民にも授けられなかったものを、あなたがたに授けたのである。21. わたしの人びとよ、アッラーがあなたがたのために定められた、聖地に入れ。あなたがたは、踵を返して退いてはならない。そうしたらあなたがたは失敗者になる。」

22. かれらは言った。「ムーサーよ、本当にそこには、巨大な民がいる。かれらが出て行かなければ、わたしたちは決してそこに入ることは出来ない。もしかれらがそこから去ったならば、わたしたちはきっと入るであろう。」23. 主を畏れる2人は言った。—アッラーは2人を御恵みになられる—「(村の) 正門から入ってかれらに当れ。一度入れば、本当にあなたがたこそ勝利するであろう。あなたがたがもし(真の) 信者ならば、アッラーを信頼しなさい。」24. だがかれらは言った。「ムーサーよ、本当にわたしたちはかれらがそこに留まる限り、決してそこに入れない。あなたとあなたの主が、2人で行って戦え。わたしたちはここに座っている。」25. かれは申し上げた。「主よ、本当にわたしはわたし自身と兄弟の外は制御出来ません。ですからわたしたちを、この逆逆の民から引き離して下さい。」26. (主は) 仰せられた。「ならばこの国土を、40年の間かれらに禁じよう。かれらは地上をさ迷うであろう。だからあなたがたは主の掟に背く民のことで悲しんではならない。」

解説：

本節ではムーサー(モーゼ)が彼の民に言った(12節にある、アッラーは、以前にイスラエルの子孫と約束を結ばれ、)アッラーの恩恵や、ムーサーが民たちに巨大な民との戦いを命じたことに対して、彼の民人は誓約に反対し、また聖地(パレスチナ)に入って巨大な民との戦いに反対したことが語られている。

ムーサーはファラオによる不当な扱いからイスラエルの民を救い出した際に、彼の民たちにつぎのようなアッラーの恩恵を述べた。

①イブラーヒームの後、諸預言者たちに従ったことに対しアッラーからの恩恵があること、そしてイブラーヒームの子のイスマーイールの子孫に最後の預言者を送られること。

一かつて、ムーサー後の諸預言者はトラーにより統治を行っていた。一般に預言者とは靈感などによって未知のことを知らせる者である。アッラーはイスラエルの子孫に遣わしたような預言者たちを他の民に送らなかった。一

②あなた方(イスラエルの民)を王とした。すなわちコプト人(エジプト人)

の奴隷から解放された。—ここでの王とは自分の家と召使を持つ者のこと。また財産があり働く必要のない者のことを意味している。即ち彼らは自由の身となり、妻や召使、家などを持てるようになった。アブー・ダーウードの伝承によると、アブー・サイード・アルフドリーは預言者がこう言われたと伝えている。「かつて、イスラーイールの子孫は誰でも召し使いと家畜と妻を持つ者は王と書きとめられた。」また同じく、アブー・ダーウードの伝承によると、ザイド・ビン・アスラムはこう伝えている。「かつて、家と召使を持つ者は王とみなされた。」—

③世界の誰にも授けられなかったものを彼らに授けた。—彼らの時代に海を分けたり、敵を溺死させ、雲の陰を作り、マンナやサルワー（食べ物の名）を降らしたことなど。—

そして、ムーサーは民にパレスチナの地に入り、敵との戦いを命じた。ムーサーは民たちに言った。「民よ、聖なる地（清らかな地）に入れ。」聖地とはイエルサレムの地、またはパレスチナのことで、住むためであり所有するためではない。何故ならイエルサレムは預言者たちの地であり、（アッラーがあなたがたのために定められた、）(21 節) 信者たちの住まいとして分け与えられたからである。アッラーはイブラーヒームに聖地に住む権利を約束されたが、所有を約束されたのではなかった。ここに見解の相違がある。ユダヤ教徒は聖地の所有者として戻ることをアッラーは約束されたと考えているが、これは正しくない。なぜなら、その後アッラーはこう言われたからである。「ならばこの国土をかれらに禁じよう。」(26 節)

本節の教訓：

本説はユダヤ教徒の不誠実さとアッラーと使徒への不服従が内容となっている。ユダヤ教徒の祖先はムーサーに反抗したように、その子孫はムハンマドに反抗した。ムーサーがかれらに対するアッラーの三つ恩恵を想起させたにもかかわらず、アッラーの命令から逸脱した。三つの恩恵とは次のことである。

①イブラーヒームの子孫から多くの預言者を遣わした。

②彼らを王（住居と召使を所有する者）とした。すなわちファラオの奴隷身分

から救い出し、敵を溺れさせた。

③世界の誰にも与えたことがなかったものを彼らに授けた。

ムーサーの死についてのハディース：

アブーフライハは預言者がこう語ったと伝えている。「死の天使がムーサーのもとに遣わされた。そして天使がやって来たときムーサーは彼を殴り彼の目をえぐり取ってしまった。そこで天使は主のもとに帰り次のように言った。「あなたは死を望んでいない下僕のもとに私を遣わしました。」それでアッラーは彼に目を与えて次のように言いました。「彼の所に再び行きなさい。そして彼にこう言いなさい。「もし彼が生を望むのならば、彼の手を雄牛の背に置き、彼の手が覆い隠す毛の数の一本につき一年の生を許すであろう」さてムーサーは「はい、我が主よ、それからどうなるのでしょうか？」と言った。すると天使は「それから死です」と言った。そこでムーサーは「では只今より」と言い、彼は石を投げればとどく程の聖地（イエルサレム）の近くに連れて行って下さるようにアッラーに頼んだ。ここでアッラーの使徒は次のように述べた。「もし私がその場所にいるのであるならば、私はあなた達に道のわきの盛り上った細長い赤い砂地の下に彼の墓を見せることができたのだが。」（ムスリムによる伝承）

27 節～32 節：テーマ カービール（カイン）とハービール（ハベル）の物語と現世での殺人の罪

本文 27. （ムハンマドよ）アードラムの2児の物語の真実を民に語れ。かれら両人が犠牲を捧げた時、1人は受け入れられたが、外は受け入れられなかった。言った。「わたしはきっと御前を殺してやる。」かれは（答えて）言った。「アッラーは、唯主を畏れる者だけ、受け入れられる。」28. 「仮令あなたが、わたしを殺すためにその手を伸ばしても、わたしはあなたを殺すため、手を伸ばしはしない。わたしは万有の主アッラーを畏れる。29. 本当にわたしは、あなたがわたしの（先に犯した）罪と、あなたの（殺人の）罪とを負って、あなたが火獄の住人になることを望む。そしてこれは不義を行なう者の応報で

ある。」30. しかしかれの（利己的な）心は、その弟を殺すのを望ましいこととし、遂にかれを殺害（人類最古の殺人者と）して、失敗者の1人となった。31. その時アッラーは、1羽の大カラスを遣わして地を掘らせ、その弟の死体を、如何に覆うべきかをかれに示された。かれは言った。「ああ情けない兄弟の死体を葬るのに、わたしはこのカラス程のことさえ出来ないのか。」こうしてかれは後悔する者の1人となった。32. そのことのためにわれはイスラエルの子孫に対し、掟を定めた。人を殺した者、地上で悪を働いたという理由もなく人を殺す者は、全人類を殺したのと同じである。人の生命を救う者は、全人類の生命を救ったのと同じである（と定めた）。そしてわが使徒たちは、かれらに明証を齎した。だが、なおかれらの多くは、その後も地上において、非道な行いをしている。

解説：

至高のアッラーはこの物語を嫉妬や憎悪の影響を説明するために引用された。嫉妬や憎悪は危機や破滅や醜悪な行為を導き、二人の兄弟の団結を終わりにし、かれらを流血へと導いた。これらの例は多く、アッラーは預言者の殺害を目論んだユダヤ教徒の嫉妬を想起せられた。ここではアードムの息子の二人の兄弟が嫉妬により兄が弟を害したように、ユダヤ教徒が誓約や約束に背いたことに対する警告となっている。二人の息子（兄カービールと弟ハービール）の物語、兄弟への妬みが人類最初の殺人につながったことが主題となっている。物語の概要：兄弟二人はアッラーへの捧げ物を用意した。アッラーの指示によりアードムは二人の息子（農夫のカービールと羊飼いのハービール）を結婚させることにしたが、カービールは相手の姉妹に不満であった。それでアードムは、二人にアッラーに捧げ物を差し出させ、受け入れられた方に美しい姉妹と結婚させることにした。アードムは捧げ物が受け入れられると空から火が降りてその捧げ物を焼き尽くすだろうと述べた。三人は山に登り、ハービールは敬神の念から肥えた上等な羊を捧げたが、カービールは不誠実だったので痛んだ小麦を捧げた。捧げ物を置いて見守っていると天から火が下り羊を焼き尽くしたが、小麦はそのまま放置された。それで兄カービールが弟ハービールにお前

の捧げ物が受け入れられ、俺のものは拒否されたと言った。ハービールは、私は自分の財産の中で最高の物を捧げたのだ、アッラーは善い物しか受け入れないと答えた。（これはクルアーンで「あなたがたは愛するものを（施しに）使わない限り、信仰を全うし得ないであろう。あなたがたが（施しに）使うどんなものでも、アッラーは必ず御存知である。」（3章92節）と言われていることである。）カービールは怒って鉄でハービールを殴った。こうして人類最古の殺人が行われた。一預言者の言葉。「誰も不当に殺されることはない。さてしかし（もし殺人を犯した場合は）その血の一部（殺人の一部）はアードムの最初の子（カービール）が負っている。なぜならば彼は殺人を行った最初の人類であるからだ。」（ムスリムによる伝承）—また、死者が出たのも初めてなので、埋葬の仕方を知らないカービールはアッラーが送ったカラスの仕草を見て遺体を埋めることになった。これが埋葬の起源となる。その後カービールは後悔する者の一人となった。

兄カービールの殺人の原因は弟への妬みであった。（妬み（ハサド）とは、他人のすぐれた点に引け目を感じたり、人に先を越されたりして、うらやみ憎むこと。（訳者注））

妬みはアッラーが自分以外のものに恩恵を与えたことが気に入らないことになり、それはアッラーの御意志に反対することにつながるので一種の背信となる。恩恵の付与者はアッラーなのである。

預言者の言葉。「嫉妬を避けなさい。嫉妬は火が薪を食うように善きものを食う。」（イブン・マージャ、アブー・ダーウード）

この妬みについてはユダヤ教徒が預言者に見せた態度としてクルアーンの中で言及されている。「啓典の民の多くは、あなたがたが信仰を受け入れた後でも、不信心に戻そうと望んでいる。真理がかれらに明らかにされているにも拘らず、自分自身の嫉妬心からこう望むのである。だからアッラーの命令が下るまで、かれらを許し、見逃がしておきなさい。本当にアッラーは凡てのことに全能であられる。」（2章109節）「それともかれらは、アッラーが恩恵を施されたために、その人びと（アラビア人）を妬むのか。まさにわれはイブラーヒー

ムの子孫に啓典と英知とを授け、且つ偉大な王国を与えた。」(4章54節)

「一人を殺した者、地上で悪を働いたという理由もなく人を殺す者は、全人類を殺したのと同じである。一人の生命を救う者は、全人類の生命を救ったのと同じである。」(5章32節)

クルアーンでは「一」が全体と同じ価値があるとしている。これはアッラーが人間一人ひとりの生命をいかに大切にしているかを示している。そして、「また、アッラーが神聖化された生命を、権利(正義)のため以外には殺害してはならない。」(6章151節)とあり生命が神聖であることが説かれ、この生命の神聖さは最後の審判まで保持されるものである。

人命尊重の啓示的解釈：

1、正当な理由なく人を殺すなということは、人命はアッラーから付与された尊いものであり、アッラー(神)の戒め・命令として人間は服従しなければならない。アッラーの存在が殺人禁止の根拠となる。人間の命の大切さは人間を創造したアッラーがいて初めて理解されるものである。生命はアッラーの恩恵の賜物である。このことから命はアッラーに属するもので自殺はアッラーから頂いた恩恵(命)を傷つけ否定する行為となる。

2、アッラーは人間を地上の代理者として派遣された。('・・本当にわれは、地上に代理者を置くであろう。・・')(2章30節)「われはアダムの子孫を重んじて海陸にかれらを運び、また種々の良い(暮らし向きのための)ものを支給し、またわれが創造した多くの優れたものの上に、かれらを優越させたのである。」(17章70節) 人間は創造されたものの中で最高の地位を与えられている。人間の暮らしに必要な資源を有効活用し社会を改善していくように託された存在である。このアッラーからの信託は神聖な義務であり、その使命を取り上げることは誰にも出来ない。従い、殺人はこの信託を実行する機会を人間から奪う行為であり、人間に地上の管理を委託したアッラーの計画に対する冒涇となる。

3、人間はアッラーによって最も美しく創造された存在である。「本当にわれ

は、人間を最も美しい姿に創った」(95章4節)、「(かれは)真理によって天と地を創造なされ、あなたがたを形作って美しい姿になされた」(63章3節)

この人間とはアードムとその子孫、即ちすべての人類のことである。そこには、人種の色や民族の違いはなく人間は皆等しく美しいのである。従い、殺人はアッラーの創造物と美の創造を破壊する行為である。

4、人間はアッラーから魂を吹き込まれ、魂を清め磨くことをこの世での目的とされた。「それでわれが、かれ(人間)を形作り、それに霊を吹き込んだならば、あなたがたは伏してかれにサジダしなさい。」(38章72節)、「われはかれを(完全に)形作った。それからわれの霊をかれに吹込んだ時、あなたがた(天使)はかれにサジダしなさい。」と(命じた。)(15章29節)、「礼拝の務めを守り、定めの手を離れなさい。あなたがたが自分の魂のためになるよう行ったどんな善事も、アッラーの御許で見出されるであろう。誠にアッラーは、あなたがたの行うことを御存知であられる。」(2章110節)、「魂と、それを釣合い秩序付けた御方において、邪悪と信心に就いて、それ(魂)に示唆した御方において(誓う)。本当にそれ(魂)を清める者は成功し、それを汚す者は滅びる。」(91章7～10節)

従い、殺人は人間の霊的成長を奪う行為であり、人生の意味をないがしろにする。アッラーが人間に与えた霊性を否定する行為となる。

人間の尊厳について、預言者はヒジュラ暦10年(西暦624年)の最後の巡礼においてアラファート平野の慈悲の丘から歴史的な説教を行っている。「・・・人々よ、あなたがたの生命、財産、名誉は主の御前に立つ日まで、この聖なる場所、この聖なる月の聖なる日、あなたがたの町のように、神聖で不可侵のものである。あなたがたは近いうちに主の御前に立ち、あなたがたの行為について問われるであろう。・・・」(ブハーリー、ムスリム)

33節～34節：テーマ 地上を攪乱する者へのハッド(固定)刑、あるいは窃盗に対する刑罰 (訳者注：ハッド刑とは、クルアーンに明示されている刑罰。)

本文 33. アッラーとその使徒に対して戦い、または地上を攪乱して歩く者の応報は、殺されるか、または十字架につけられるか、あるいは手足を互い違いに切断されるか、または国土から追放される外はない。これらはかれらにとっては現世での屈辱であり、更に来世において厳しい懲罰がある。34. だがあなたがたがとり抑える前に、自ら悔悟した者は別である。アッラーは寛容にして慈悲深くあられることを知れ。

啓示の理由：

本節は強盗殺人について啓示が降りたもので、多神教徒や背教者に対してではない。

ハディースによると、アナスは次のように伝えている。「ウクル部族とウライナ部族の幾人かの人々がアッラーの使徒のもとにやって来て彼にイスラームへの忠誠を誓った。しかし彼らはマディーナの地に馴染まず、健康を害して病気になるってしまった。そこでアッラーの使徒は彼らに搾乳用のラクダの所に行き、その尿と乳を飲むように命じた。それで彼らは出て行きその尿と乳を飲んで元気になった。ところが彼らはラクダ飼いを殺してイスラームから離反してしまった。そしてこのことがアッラーの使徒に伝えられたので彼らを追うため人々を送った。そして彼らは追いつかれ連れ戻された。そこで預言者は彼らについて命令を下したが彼らの手と足は切断され、彼らの目はめぐり取られた。それから彼らは死ぬまで地面に投げ出された。」(アル・ブハーリーとムスリム)

解説：

至高のアッラーは殺人の重大性を明らかにされている。一人を殺した者は人類全てを殺すことと同じである。(5章32節)といわれる通りである。そして殺人については処罰があることを、地上を攪乱する者に懲罰があることを知らしている。またアッラーの使徒に戦いを仕掛ける者はアッラーに反抗する行為となる。

地上を攪乱する者の罪とはアッラーの使徒を通じて啓示された正義や公平さに対する罪で、たとえば利息について「もしあなたがたがそれを（放棄）しないならば、アッラーとその使徒から、戦いが宣告されよう。」(2章279節)と

ある。また「本当にアッラーと使徒を悩ます者には、アッラーは現世でも来世でも激怒なされ、かれらのために恥ずべき懲罰を準備される。」(33章57節)とある。しかし、告発される前に自ら過ちを認める者にはアッラーの慈悲があることも説かれる。

強盗や追いはぎの条件：

- 1、殺人の罪を犯すが財産（金品等）をとらない。
- 2、殺人を犯し財産（金品等）を強奪する。
- 3、財産（金品等）を強奪するが、殺人は犯さない。
- 4、殺人や財産（金品等）の強奪の罪を犯していないが、殺人や強盗未遂で拘束される。

強盗や追いはぎに対する現世でのハッド刑：

- 1、死刑（磔刑にしない。）：殺人を犯した場合のみ。
- 2、磔刑による死刑：殺人と強盗を犯した場合。
- 3、手足の交互切断刑（右手、左足）：金品の窃盗。
- 4、追放処分：殺人や窃盗をしていない場合。

第3回タフスィール研究会報告

クルアーン第5章食卓章 第35節～50節

柏原良英

日時 平成21年9月26日

会場 拓殖大学文京キャンパス

1 概説

- (1) 35節～37節：タクワー（敬神）とジハード（努力）は来世での成功の基礎。
- (2) 38節～40節：窃盗の刑罰（ハッド）
- (3) 41節～43節：偽信者（ムナーフィク）とユダヤ人の不信仰
- (4) 44節～47節：タウラート（律法）は導きと光である。キサース（同害報復）
- (5) 48節～50節：クルアーンによる裁き

2 解説

(1) 35節～37節

タクワー（畏神）とジハード（努力）は来世での成功の基礎となる

35節 「あなたがた信仰する者よ、アッラーを畏れ自分の義務を果たしてかれに近づくよう念願し、かれの道のために奮闘努力しなさい。あなたがたは恐らく成功するであろう。」

この節で信者は来世での成功を得るために3つのことが求められる。それはタクワー、ワスィーラ、ジハードである。

一つ目はタクワー（畏怖）で、これはアッラーの罰を恐れアッラーの命に従

うことで自らを護ることを意味する。

二つ目はワスィーラ（近づくこと）である。この「近づく」はアラビア語で「ワスィーラ」と言い、それによってアッラーの満足を得るもの、彼に近づくものの意味の他に天国における最高の地位、住処の意味もある。それは次のハディースによる。

アブドッラー・ビン・アムル・ビン・アースは預言者が次のようにいったことを聞いたとして伝えている。

「あなたたちはムアッジン（礼拝の時を呼びかける者）の詠唱を耳にした時には彼の言っていることを同じように繰り返しなさい。それから私（預言者）を祝福しなさい。私を祝福した者は誰でもアッラーより10倍の祝福をうけるだろう。それから私のためにワスィーラをアッラーに請いなさい。ワスィーラとはアッラーの下僕（信徒）達の中でただ一人のために用意された天国での特別席ですが、私はそのただ一人になることを望んで止みません。私のためにこのワスィーラをアッラーに請うた者は誰でも最後の審判の際には私からの執り成しが保証されるでしょう。」

このワスィーラは別の単語でタワッスル（仲介）とも言われ、この節を根拠に徳の高いものによるアッラーとの仲介を認める者がいる。これについてクルアーン解釈学者、アルूसィーは彼の注釈書でこれを三つに分ける。一つは本来の意味で、自らの信仰や善行によってアッラーに近づくことである。この節やハディースの洞窟に閉じ込められた3人の男の話などがその例として上げられる。二つ目は人に祈ってもらうことである。その場合その人は生きていることが求められる。かつて預言者はウマルがウムラ（小巡礼）に行く許可を求めた時ウマルにマッカで預言者への彼からのドーア（祈り）を求めた。しかし死者を通じての祈りは認められない。それは預言者が墓参した時には死者に対する挨拶をするように言っただけで、死者に祈りを求めることはなかったからである。三つ目はアッラーに誓う時に誰それによって誓うということ。これはアブーハニーファもイブンティミーヤも認めていない。アブーヤズィード。アル

バスターミーは、人が他の人の仲介でアッラーに助けを求めることは、囚人が他の囚人を通して助けを求めるようなものと言っている。つまり、結論として、「アッラーへの祈りは直接行われるもので仲介を必要としない」ということである。クルアーン40章60節「それであなたがたの主は、仰せられる。「われに祈れ。われはあなたがたに答えるであろう。」2章186節「われのしもべたちが、われに就いてあなたに問う時、（言え）われは本当に（しもべたちの）近くにいる。かれがわれに祈る時はその嘆願の祈りに答える。」

三つ目はジハードである。この節の「奮闘努力」はジハードのことで、その本来の意味は困難や苦勞のことで、精神的には様々な欲望に耐えることであり、社会的には公正さを保つよう努力することであり、対外的にはイスラームを攻撃する敵には立ち向かっていくことになる。いかなる状況においてもアッラーの道即ちイスラームを守るための努力が求められる。

これら三つのこと（タクワー、ワスィーラ、ジハード）によってムスリムは来世における成功者となる。

36節 「信仰を拒否する者は、たとえ地上にある一切のもの、更にこれに等しいものを積み重ねて復活の日の懲罰をあがなおうとしても、決して受け入れられず、痛ましい懲罰を受けるであろう。」

前節での信者の成功に対して、ここでは不信者に対して用意されている来世での罰の厳しさが語られる。それがあまりにも痛ましいものであるために彼らはそこから抜け出すためには何でも代償として払う。たとえそれが地上にある全ての財宝であっても、いやそれと同じものを更に加えてもそれから逃れたいと切望する。しかしそれは受け入れられることは無い。ここで言う「あがなう」はフィドヤと言って、代償として支払われるものを言う。例えば殺人のフィドヤ（代償）としてラクダ100頭というふうになる。しかし地獄の懲罰にはいかなる代償も受け入れられない。

ハディース「地獄の住人の一人が連れてこられて、尋ねられた。『アードム

の息子よ、あなたの寝床はいかがですか』彼は言った。『最悪です』すると再び尋ねられた。『この大地ほどの金でも償いたいですか？』彼は言った。『主よ、その通りです。』そこでアッラーは言った。『あなたは嘘を付いた。かつて私はそれより少ないものを求めたが、あなたはそれを行わなかっただけだ。』それで彼は地獄へ行く事を命じられたのです。」

37節 「かれらは、業火から出ることを願うであろうが、決してこれから出ることは出来ない。懲罰は永久に続くのである。」

懲罰の地獄の業火に不信者は常に晒され、そこから抜け出せない。

クルアーン「苦しみのため、そこから出ようとする度に、その中に押し戻され、『火炙りの刑を味わえ。』（と言われよう。）」（22章22節）

不信者の地獄での懲罰の永久性は同時に信者の天国での安楽の永久性をも示している。

預言者の教友が「あなたたちは地獄から出る者がいる」と言っているが、このクルアーンの節「決して出ることは出来ない」と矛盾していると非難された時、彼は答えている。「あなたがたは一般的な事柄を個別の事柄に当てはめ、個別の事柄を一般のことがらに当てはめようとしている。」

この節は不信者に限定されたものである。逆に、この節を「アッラー以外に神は無い」と本心から言ったものは、地獄に入ってもそこから出されるとする根拠にしている。何故ならこの節は不信者に限定されるからで、それ以外の者はこの永遠の懲罰に当てはまらないとする。

(2) 38節～40節 窃盗の刑罰（ハッド）

38節 「盗みをした男も女も、報いとして両手を切断しなさい。これはかれらの行いに対する、アッラーの見せしめのための懲しめである。アッラーは偉力ならびなく英明であられる。」

「両手」は右手の意味。アラビア語のクルアーンでは手の複数形を用いていて、

二人の手を切断せよとなっている。アラビア語では双数を表す場合、複数の形でも双数の形でも、単数の形でも認められる。手の切断は手首から先になる。

窃盗は保管されているところからこっそりとお金を取ることである。保管されている意味は金庫など場所をいう場合と守衛など人によって守られている所の二つある。窃盗罪は大人であって理性的判断が出来る者に適用。

刑罰の対象になる盗みの最低額については、

①アルハサン・バスリーはこの節から分かるように盗みの額が多くても少なくとも罰を受ける。ハディース：アッラーは卵一個盗んだ泥棒を呪って、彼の手は切断される。またラクダを盗んでも彼の手は切断される。②一般的には4分の1ディーナール（金貨）以上か3ディルハム（銀貨）以上の場合としている。ハディース：人の手は4分の1ディーナールかそれ以上の窃盗でない限り切断されない。ハディース：アッラーの使徒は3ディルハムの価値がある盾を窃盗した犯人の手を切断した。③ハナフィー派は1ディーナールか、10ディルハム以上になる。ハディース：「10ディルハムにならないものには切断はない」、何故なら盾の値段はそれぞれ異なり、3ディルハムか、4ディルハムか確定しないからシュブハ（疑義）を避ける原則により一番大きい数にする。

この罰の意図する所は、彼らの行いに対する報い（ジャザーウ）であり、人々がこの罪を犯さないようにする見せしめ（ナカール）である。

啓示の背景：

トゥウマト・ビン・ウバイラクが隣人のクターダト・ビン・アンヌウマーンの穴の開いている小麦袋に入れてあった鎧を盗んだ。彼はそれをユダヤ人のザイド・ビン・アッサミーンのところに隠した。その時小麦粉がクターダの家からザイドの家まで落ちていた。泥棒に気づいたクターダはトゥマの家を捜したが見つからなかった。また彼も取っていないと誓った。そこで小麦粉に気づいてそれを辿って行ったところ、ザイドの家に到着した。そこでクターダは鎧を取り戻した。ザイドはトゥウマが置いていったと主張し、回りのユダヤ人もそ

れを証言した。預言者は鎧が他のところから見つかったことでトゥウマを擁護した。その時アッラーから啓示が降りた。「自らの魂を歎く者を弁護してはならない。」(4章107節) その後でこの節が盗みの罰の規定を明らかにするために下された。

39節 「だが悪事を行った後、罪を悔いてその行いを改める者には、アッラーは哀れみを垂れられる。アッラーは寛容にして慈悲深くあられる。」

啓示の背景：預言者の時代、ある婦人が盗みを働いた。それで彼女の右手は切断された。すると彼女は「アッラーの使徒よ、私に悔悛がありますか？」と尋ねた。そこでこの節が下った。

シャーフィイー派とマーリキー派では悔悛(タウバ)はアッラーの権利(来世での懲罰)を取り消すが、人間同士の権利(切断、盗品の返還)を取り消さない。しかしスennaは裁判に上げる前に被害者が犯人を赦せば切断はない。

ハディース：イブヌ・アッパースが伝えた。「一人の泥棒がサフワーン・ビン・ウマイヤがモスクで枕にして寝ていた外套を盗んだ。サフワーンは目覚めるとその泥棒を捕まえてアッラーの使徒の所へ連れて行った。預言者は手の切断を命じた。するとサフワーンは「私はそれを望んではいません。その外套は彼に寄付します。」と言った。するとアッラーの使徒は言った。「なぜ彼を連れてくる前にそれをしなかったのですか？」

ハンバリー派は悔悛で切断は無くなるとする。「アッラーは寛容にして慈悲深くあられる。」は罰の取り消しを示しており、それは手の切断を意味すると考えられる。

盗品の返還については、その物があればそれを戻すが、壊れていたり、無くなった場合はその価値を測って返還しなければならないとするのはシャーフィイー派とハナフィイー派。

ハディース：「手が取ったものはそれを戻すまで義務である。」

ハナフィー派では無くなったものについてはその価値を返すことは義務ではない。これはハッド刑とダマーン（保障）は一緒にはならないからである。ハディース：「泥棒がハッド刑を実行されたら罰金はない。」

マーリキー派は、泥棒が楽な暮らしをしていれば切断と返還は義務だが、苦しければ切断だけで返還は免除される。

ハナフィー派は裁判に上げられた後でも被害者が犯人に対し盗品をヒバ（贈与）すればこの罪は消える。

40節 「あなたは天と地の大権がアッラーに属することを知らないのか。かれは御望みになっている者を罰し、御望みになっている者を御赦しになれる。アッラーは凡てのことに全能であられる。」

あなたは天と地の大権がアッラーに属することを知らないのか：これは特にユダヤ人が自分達がアッラーから選ばれた民であるという主張に対する反論になる。すべてはアッラーによって決められることで誰もそれに対して優先しないからである。

ここではアッラーは盗みの刑罰の公正さを云う。つまりアッラーは望むままに、あらゆる物を創造し管理し裁くとき、そこには慈悲と英知と公正さがある。刑罰を定める時、そこには人間の自由と財産の神聖さを求める。悔悛を受け入れることで、犯人が行動を改め社会の不安を取り除くことになる。刑罰の目的は罰することだけではなく行いの改善であり、それによる社会の安全が保たれ、人々が安心して暮らせるようになることにある。

窃盗者の条件：①大人②理性③盗品の所有者でないこと④奴隷と主人のような保護関係に無いことである。

もし窃盗者からその盗品を盗んだ時はどうなるか？

マーリキー派は手の切断。何故なら元の窃盗の罪は消えていないから。シャーフィイー派は、手の切断は無い。それは所有者のものではなく、護られていなものを盗んだから。

盗品の条件：①最低限度額以上であること②売買が赦されているもの。酒や豚肉のような禁止されているものは罪にならない。ただし自由人の子供についてはマーリキー派以外はそれが売買が赦されるものではないから切断は無いとするが、マーリキー派はそれは最も重要な財産であるとし、そのものでは切断されないが人間に関っていることと自由人であることで切断されるとしている。また犬や犠牲に捧げられた肉などの所有は赦されるが売買は禁じられるものについては、マーリキー派は売買が赦されていないから手の切断はないとするが、それ以外の学派はその価値が3デイルハム以上あれば切断される。

窃盗品が自分の所有物でないこと：それが担保に出したり、リースしたりしているものを盗んでも切断されない。それに似たものとして自分の権利がある戦利品。

盗品は保管されていること：それは常識的に保管された場所か、それを監視する人に護られていること。例えば家はそこに住人がいてもいなくてもその中は保管場所になる。墓やモスクは保管場所になる。ハナフィー派を除いて墓荒らしは切断されるが、ハナフィー派は墓は保管場所ではなく所有者もいないから切断されない。また物を運ぶ動物の背は保管場所。縛られた動物や道路の自動車はそこは保管場所になる。船はそこは保管場所だが、それ自体は繋がれていなくて人もいなければ動物と同じ保管されていないと見做される。

両親は子供のお金を取っても切断されないこと：ハディース：「あなたとあなたの財産はあなたの父親のものである」息子が親のお金を取るとマーリキー派の大多数は切断されるが、ハナフィー派と一部のマーリキー派は切断されない。何故なら一般的に息子は親からお金をえているから。またマーリキー派では祖父は父になるから切断されない。またハナフィー派では叔母、伯母や姉妹は切断されないがそのほかの学派では切断される。

クルアーンを盗むと、それが価値があれば切断されるとするのはシャーフィ

イーとハナフィー派のアブー・ユースフで、切断されないとするのはアブー・ハニーファである。

集団窃盗の場合：それぞれ一人一人が裁定限度額をこえて手に入れば全員切断。もし盗品を各自で分けると限度額にならないが一つなら限度額になる場合は、ハナフィー派とシャーフィイー派は切断されない。マーリキー派は一人で運べるものであれば切断はないが、協力しなければ運べないものなら全員切断される。ハンバリー派は財産保管の必要性から切断される。

二人で穴を掘り協力して盗んだ場合マーリキー派とハンバリー派では二人は切断されるがそれを持ち出したのが一人だけなら、出した者だけが切断される。シャーフィイー派は穴を掘っても盗まなければ切断されないが、他人の穴から取ったり、一人が入ってドアの所まで持って来たところを他の人間がそれをとった場合は、とった人が切断される。ハナフィー派は切断されない。

もし間違って右手の代わりに左手を切断してしまったら、それ以上は切断しない。

盗んで殺人を犯した場合は：マーリキー派は殺されるだけで切断はその中に含まれる。シャーフィイー派は切断されて殺される。何故なら二つの罪を犯したことになる、それぞれの罰を受けなければならないから。

(3) 41節～43節 ムナーフィクとユダヤ人の不信仰

41節 「使徒よ、互いに不信心に競う者のためにあなたの心を痛めてはならない。かれらは口で、「わたしたちは信仰する。」と言うが、心では信じてはいない者達（ムナーフィク・偽信者）。またユダヤ人で、虚偽を聞き出すことばかりに熱心な者や、あなたの処に全く寄りつかない者のために盛んに聞いてくる者達である。かれらはその（タウラートの）言葉を（アッラーによって）定められた後に歪めて言う。「もしそれが、あなたがたに与えられたもの（律法

と同じである) ならば、受け入れなさい。だがあなたがたに与えられたものでないならば、用心しなさい。」その時、アッラーが試みようとする御望みになった者には、あなたはかれのため、アッラーに対し何の権威もない。これらの者は、(試みの後で) アッラーがその心を清めるのを、望まれない者たちである。かれらは現世において屈辱を受け、来世においても酷い懲罰を受けるであろう。」
不信心に競う者：何かのチャンスがあれば直ちに不信仰に落ちるか、それを明らかにする者。

虚偽を聞き出す：ユダヤ教の学者から。

寄りつかない者：ハイバルのユダヤ人。

歪めて：言葉を変えたり、言葉を加えたり、削ったり、別の意味に変えたりして。

与えられたもの：既婚者の姦通に対するムハンマドの裁き「その裁きが顔を黒く塗って鞭打ちなら受け入れるが、石投げの刑であったらその受け入れには注意しろ」との意である。

権威もない：アッラーが彼の信仰を試され、その結果、不信仰が明らかになった時は預言者にもそれを防ぐことが出来ないし、彼を正しく導くことも出来ない。これらの偽信者やユダヤ人たちは自分達の欲望のために嘘を受け入れ正しい規則を変えてしまったことで不信仰が確定した以上、あなたは彼らの事を悲しむことも彼らの信仰を望むこともなくなった。

現世において屈辱を受け：偽信者達は信用を失ったり、預言者に対する嘘が明らかになったりすること。ユダヤ人たちは彼らの啓典の既婚者の姦通の罰が石投げであることを隠したことが明らかになって名誉が傷つけられること。

啓示の背景：

①イブヌ・アッパースに拠ると、これはユダヤ人の中の二つのグループに下さ

れたもので、ジャーヒリーヤ時代、一方が他方のグループを支配し双方は強い方が弱い方の人の殺害には50ワスウ（60サーア＝2751グラム）を賠償として払うが、弱い方が強い方の人を殺害した時の賠償は100ワスクで合意していた。ムハンマドがマディーナに来了時、弱い方が強いグループの人を殺害した。強いグループは弱いグループに100ワスクを要求した。弱いグループは「それは二人分の賠償ではありませんでしたか？宗教も同じ、家柄も同じ、国も同じなら血の代償は半分だったはず。我々が倍払ってきたのはあなた方が暴力を恐れていたからで、ムハンマドが来たからにはもう払う必要はない」と言って拒否した。そこで双方で戦いになろうとする所まで行っただけで、ムハンマドに裁いてもらうことで合意した。彼らはムナーフィクの男を預言者のところに送り彼の考えを試すことにした。そのときにこの節が下された。

②この節は、ユダヤ人の姦通の罪について下された。ハディース：「バラウ・ビン・アズィブは次のように伝えている。預言者のそばを顔を黒く塗られ、鞭打ちにされたユダヤ人が通った。

それで預言者は彼ら（ユダヤ人達）を呼び「あなた達の啓典に姦通を犯した者への刑罰がこのように書いてあるのですか？」と尋ねた。すると彼らは「その通りだ」といった。そこで彼は彼らの中の学者の一人を呼んでこう言った。「私は、モーゼに旧約聖書を下したアッラーの御名において、尋ねます。あなた達の啓典で姦通を犯した者への刑罰が書かれていますか？」すると彼は答えて次のように語った。「いいえ。でももし、あなたがこのようにアッラーの御名によって、私に尋ねなければ、私はあなたに知らせはしないでしょう。そもそも私達はそれが、石打ちの死刑であったと見ています。つまりそれ（姦通罪）が私達の金持ちの間で多くなりますと、私達は裕福な者を（その罪で）捕まえたとしても私達は彼をみのがしました。そして私達が貧しい弱い者を捕まえたときには、彼に対してその刑罰を執行していました。そこで、私達はこう言いました。身分の高い富める者にも、身分の低い貧しい者にも私達が執行できる処罰を決めようではないかと。そして、私達は石打ちの刑の代わりに顔を

黒く塗ることと、鞭打ちとを決めました」そこでアッラーの使徒は「アッラーよ、私は彼らがあなたの命令を反古にして捨て去った後に、それを最初に蘇らせる者です」と言った。そして、彼は命令を下して、彼（罪人）は石打ちの死刑にされた。

そこで、アッラーは次のような啓示を下した。

「使徒（ムハンマド）よ、互いに不信を競う徒輩のために心を痛めることはない……『もし君達（ユダヤ人）に（たまたま）それ（ユダヤの律法と一致するもの）が与えられたならばその時はそれを受け入れればよいさ』」（クルアーン 第5章 41節）

かくして彼（ユダヤ人）はこう云っている。「あなた達はムハンマドのところに行きなさい。そしてもし彼があなた達に、顔を黒く塗ることと、鞭打ちを命じたならばそれを受け入れなさい。だがしかし、あなた達に石打ちの死刑で裁いたならば、用心しなさいよ」。

そこで、またアッラーは次のように啓示を下した。

「もし、アッラーが下したもの（聖典）で裁判しない者がいれば彼は不信心者である」（第5章 44節）

「アッラーが下したもので裁判しないものは、不義を行なう者である」（第5章 45節）

「アッラーが下したものによらず、裁く者は主の裁きに背く者である」（第5章 47節）

これらすべての節は不信者達についてのものである。

ハディース：「アブドッラー・ビン・ウマルは伝えている。アッラーの使徒のもとへユダヤ人の男性と女性が連れてこられた。彼ら二人は姦通の罪を犯していた。そこでアッラーの使徒はユダヤ人達の所に出かけて行き、「あなた達の聖典には姦通を犯した者について何と書いてありますか？」と尋ねた。すると彼らはこう言った。「私達は二人の顔を黒く塗り、（ロバに乗せて）運び、二人を背中合わせにして（町中）引っぱり廻します」そこで彼は「もしあなた達が

正しければ、その聖典を持って来なさい」と言った。それから彼らはそれを持ってきて、読み始めた。そして、彼らが石打ちの死刑の一節まで来たとき、読んでいた少年は彼の手をその一節に置いて隠した。そして彼は手元にある部分とそれに続くところを読んだ（その一節を飛ばして読んだ）。そのとき、預言者と一緒に居たアブドッラー・ビン・サラームは「手を上げるように彼にお命じなさい」といった。それで少年は手を上げたが手の下には石打ちの死刑の一節があった。それでアッラーの使徒は彼ら二人に関して、その命令を下した。そして、彼ら二人は石打ちの死刑にされた。」

42節 「かれらは虚偽ばかりを聞き、禁じられたものを食べる。かれらがもしあなたの許に来たならば、かれらの間を裁くか、それとも相手にするな。もしあなたが相手にしなくても、かれらは少しもあなたを害することは出来ないであろう。またもし裁くならば、かれらの間を公平に裁決しなさい。アッラーは公平に行う者を愛でられる。」

ここでユダヤ人たちの性質を繰り返すことで、その意味を決定し強調する。

禁じられたものを食べる：禁じられたお金、賄賂や犬や豚や酒のお金を得ること。

もしあなたの許に来たならば：裁きのために来た場合、ムハンマドには選択が赦される。彼らの間を裁くか、それを取り上げず彼らの指導者や学者の判断に任せるかのどちらかを選べる。しかしシャーフィイー派は、これは後に49節「アッラーが下したもので彼らの間を裁け」によって取り替えられたとした。これは同盟を結んだユダヤ人の場合で、ズィンミー（庇護民）の場合はイスラームの規則で裁かれる。既婚者の姦通の石投げの刑についてハナフィー派とマーリキー派は石投げの刑はないとする。何故ならこの刑の条件にイスラーム教徒であることがあるから。シャーフィイー派とハンバリー派は刑があるとする。根拠は預言者がそれを命じたことと、イスラームは条件になっていないか

らとしている。

害することは出来ない：アッラーが護るから。

公平に裁決して下さい：ムスリムの間でもたとえ敵の間でも。

43節 「かれらにはアッラーの（公平な）裁決がその中にあるタウラート（律法）があるのに、どうしてあなたに、裁判を仰ぐのであろうか。それから、その後で背き去る。これらの者は（真の）信者ではないのである。」

そこにはアッラーの裁きが記されている啓典を持っているユダヤ人が、どうしてあなたの裁きを求めてきて、それからその裁を受け入れないのはどうしてか。

信者ではない：彼らの啓典を本当に信じていないし、アッラーも信じていない。

（4） 44節～47節 タウラートの中のキサース（同害報復）

44節 「誠にわれは、導きと光明のあるタウラート（律法）を、（ムーサーに）下した。それで（アッラーに）服従、帰依した預言者たちは、これによってユダヤ人の為に裁いた。聖職者たちや律法学者たちも（裁いた）。アッラーの啓典の護持を託されていたからである。かれらはそれに対する証人でもあった。だからあなたがたは人間を恐れず、只われを畏れなさい。僅かな代価で、われの印を売ってはならない。そしてアッラーが下されたもので裁判しない者は不信心者（カーフィル）である。」

啓示の背景：

これは自分達の啓典の石打の刑を鞭打ちに変えたユダヤ教徒に下された。またアルバラウ・ビン・アーズィブの伝えるハディースでは預言者がユダヤ人の男女を石打の刑にしてから次の3つのクルアーンの節

「もし、アッラーが下したもの（聖典）で裁判しない者がいれば彼は不信心者である」（第5章44節）

「アッラーが下したもので裁判しないものは、不義を行なう者である」（第5章45節）「アッラーが下したものによらず、裁く者は主の裁きに背く者である」（第5章47節）を詠んでから、「これらすべての節は不信者達についてである。」と語ったと伝えた。

導き：規則と儀礼を明らかにして迷いから導く

光明：神の唯一性や預言者などの基本教理

預言者たち：ムーサー以降イーサーまでユダヤ人に遣わされた預言者たち。彼らが服従、帰依した（イスラーム）とあり、ユダヤ教とかキリスト教になるとは言っていないところに注意。

ユダヤ人の為に裁いた：タウラートはユダヤ人のための法であってすべての民族を裁くものではない。

聖職者たち：ラッバーニーと言うが元はラップ（主）から来ていて知識で人々を管理する者。

律法学者：アフバル（単数はヒブル）法学者

証人でもあった：啓典の変更や改ざんを監視したり、それが主からの真実であることの証人であった。

あなたがたは人間を恐れず：あなた方、預言者時代のユダヤ教の学者達はユダヤ人の指導者たちを恐れるあまり真実を隠したり改ざんしたりしたことに對し、本当の恐れはアッラーに對してであることを言う。

僅かな代価で、われの印を売ってはならない：アッラーの印（節や規則）をわずかですぐに無くなってしまう利益、賄賂、地位などと交換することを禁じる。

不信心者（カーフィル）：真理を隠す者。

シャーフィイー派以外の学派は「導きと光明のあるタウラート（律法）を、（ム

ーサーに)下した」の節により、イスラームでも規則がクルアーンによって変更されていないものに就いてはそれを受け入れる義務があるとする。何故ならもしタウラートがすべて変更されたものであるならそこに「導きと光明」があるとは言わないから。

ハワーリジュ派は「アッラーが下されたもので裁判しない者は不信心者（カーフィル）である。」の部分の根拠として、アッラーに従わないものはすべて不信者だとした。それに対してスンナ派はこの節は、心から否定し口でも拒否する者の事を意味し、心で受け入れ、口でも指示するが行動が伴わない者は裁かれる者だが、それを放棄しているだけで、不信者ではないとする。

45節 「われはかれらのために（次のことを）律法の中で定めた。『生命には生命、目には目、鼻には鼻、耳には耳、歯には歯、凡ての傷害にも、（同様の）報復を。』しかしその報復を控えて許すならば、それは彼の罪の償いとなる。アッラーが下されるものによって裁判しない者は、不義を行う者である。」

律法の中で定めた：タウラートで義務とした。

生命には生命：意図した殺人。ハナフィー派はムスリムがズインミーを殺した場合も同じとしたが、他の学派はムスリムはズインミーで殺されないとしている。何故なら、これはイスラーム以前の規則であり、ハディース「ムスリムは不信者で殺されない」にあるから。

目には目：目をえぐられたら同じ目を取る。右目を取られたら相手の右目を取る。右目で左目を取られることはない。これは意図した場合で。過失による場合は、ディヤ（償い）になる。眼の場合はそれぞれ半ディヤずつになる。もし片目に人が正常な眼を取られたら、ハナフィー派はキサースになるが、マリーキー派はキサースか両目分のディヤを取るか選べる。ハンバリー派はディヤを取る。何故ならキサースでは片目の人の視力を失うことと同等でなくなるから。以下鼻や歯や耳などについても同じ。舌の場合はディヤでアルファベット

28文字のどこまで話せるかでその額を決める。話せなくなった場合は全額になる。怪我については同じ分の怪我になる。

報復を控えて許す：アッラーはこのキサースでは赦しを勧める。アラビア語はサダカ（寄付）をするという言葉で表現し、キサースの権利を寄付するつまり赦すことになる。それはカフファラ（償い）になる。アッラーはそれによって彼の罪を償い赦す。

ハディース：「自分の体の一部をサダカする者は、彼がサダカした分だけのものが与えられる」

不義を行う者である：前節ではカーフィルであったが、ここではザーリム（不義を行う者）となっている。自分自身にも他人にも不正を行う者であり、アッラーの法を犯す者である。

シャーフィイー派とハナフィー派は、怪我をし手や耳が落とされた後に殺された場合は、規程通り怪我をさせ耳や手を取ってから殺すとするが、マーリキー派はそれらが戦いのなかで起きた場合は剣による殺害だけで終るとする。

46節 「われはかれら（預言者たち）の足跡を踏ませて、マルヤムの子イーサーを遣わし、かれ以前（に下した）律法（タウラート）の中にあるものを確認するために、導きと光明のある、福音（インジール）をかれに授けた。これはかれ以前に下した律法への確認であり、また主を畏れる者への導きであり、訓戒である。」

前節までアッラーはタウラートがユダヤ人たちのシャリーアであることを明らかにし、ここではそれにユダヤ人の最後の預言者イーサーを継がせ、タウラートの確認としたことを言う。

足跡を踏ませ：跡に従わせた

確証するために：同じ確証が二回出てくるが、最初のはイーサーがタウラートの確証で、次のはインジールがタウラートの確証の意味。

47節 「それで福音の信者（キリスト教徒）にはアッラーがその中（福音書）に示されたものによって裁かせなさい。凡そアッラーが下されるものによらずに、裁く者は主の掟に背く者である。」

前節でのインジールの特徴が明かされた後、アッラーはそれによる行為を命じる。

裁かせなさい：クルアーンが下された後の彼らの裁きはインジールのなかにあるものの改竄や隠蔽などを抑止することにある。

主の掟に背く者：アラビア語は「ファースイク」と言ってアッラーの規則や信仰からはずれた者の意。前の節のそれぞれカーフィルとザーリムとこの節のファースイクは同じ者か別の者かで意見が異なる。イブヌ・アッバースはこれらはユダヤ教徒とキリスト教徒のことだとし、またこれらはアッラーの規則を否定し嫌う者はカーフィル、それによって裁かず放棄する者をザーリム、ファースイクとする意見もある。

(5) 48～50節 クルアーンによる裁き

48節 「われは真理によって、あなたに啓典を下した。それは以前にある啓典を確証し、守るためである。それでアッラーが下されるものによって、かれらの間を裁け。あなたに与えられた真理に基づき、かれらの私慾に従ってはならない。われは、あなたがた各自のために、聖い戒律と公明な道とを定めた。もしアッラーの御心なら、あなたがたを挙げて1つのウンマになされたであろう。しかし（これをされなかったのは）かれがあなたがたに与えられたものによって、あなたがたを試みられたためである。だから互いに競って善行に励め。あなたがたは全て、アッラーに帰るのである。その時かれは、あなたがたが論

争していたことに就いて、告げられる。」

前節ではムーサーに下されたタウラート（律法）とイーサーに下されたインジール（福音）に就いて語られそこには導きと規範が示されていた。この節ではその二つの啓典の後に下されたクルアーンに就いてそれが前の啓典に対する確証であり、監視するものとする。まずアッラーが真理によってあなた（ムハンマド）にクルアーンを下したということはそれ以前のムーサーとイーサーがアッラーからの使徒であることが疑いがないように預言者ムハンマドもアッラーから使わされた使徒である事を言う。そしてそれはアッラーの教えの完成のためのである。クルアーンが前の啓典の正しさの確認とそれを護るために下されたということについて、イブヌ・アッバースなどなどは、「啓典の民が彼らの啓典に就いて語った時、クルアーンと同じことが語られていればそれを信じるが、そうでなければ受け入れない」と語っているように最終的なアッラーからの啓示はクルアーンにあるということになる。ここからアッラーが下した規則によって啓典の民も全ての人も裁けという命令が下った。それはそれ以前に下された規則は新たな啓示によって変えられた事を意味する。

あなたに与えられた真理に基づき：クルアーンとクルアーンで確認されたそれ以前の使徒に下された啓典のなかにある規則によって。

かれらの私慾：本来アッラーが命じたものを彼らが自分達で勝手に変えてしまった石打や殺人の代償などの規則。

各自のために：それぞれのウンマ（国、共同体）に対して

聖い戒律：シャリーア（アッラーが定めた法規）

公明な道：人々がたどるべき道をそれぞれの民族や時代の状況に合わせて定めた。それは同時にムハンマドの時代の規則はクルアーンに現れたものであり、その時代のユダヤ人達もそれに従うべきであり、また全ての人もそれに従わなければならない。何故ならムハンマドは最後の預言者であり、クルアーンは最後の啓典であるからである。

あなたがたを挙げて1つのウンマ：一つの信仰と一つのシャリーアにすること

もアッラーには容易なことだ。

なたがたに与えられたもの：それぞれの使徒によって異なるシャリーアを与えたのは、それによって試すためである。それに従う者には報酬を与え、逆らう者には罰を与えるため。

競って善行に励め：アッラーへの服従、シャリーアの実行、最後の啓典クルアーンへの受け入れそれら全てはあなた方にとって善いことであり、アッラーの恩恵を得る。

アッラーに帰る：審判の日すべての人はアッラーに戻される。

論争していたこと：宗教について異なっていたことについて、それを正しいと信じたものは報酬を得、それを嘘呼ばわりした者は罰せられる。

49 節 「それでアッラーの下されるものによって、かれらの間を裁き、決してかれらの私慾に従ってはならない。アッラーが、あなたに下される（教えの）どの部分についても惑わされないよう、かれらに用心しなさい。かれらがたとえ背き去ったとしても、それはアッラーがかれらの犯した罪の一部を、（現世で）罰する事を望んでいるからと知れ。人びとの多くは本当にアッラーの掟に背く者である。」

アッラーは前節で語ったことの確認をここでする。

啓示の背景：

イブヌ・アッパースによると、カアブ・ブン・アスィードとアブドッラー・ブン・スウリヤーとシャース・ブン・カイスが語った。「ムハンマドのところへ行こう。恐らく彼をそそのかして彼の宗教を辞めさせられるだろう」そこで彼のところにやって来ると言った。「ムハンマドよ、我々はユダヤ教徒の学者であり、名門であり、有力者達であるもし我々があなたに従うなら、ユダヤ教徒は我々に従い、背くことは無い。そこで我々と仲間の人々の間で揉め事があってあなたに彼らを裁いて欲しい。我々のために彼らを裁いてくれ。そうすればあなたの事を信じよう。」するとムハンマドはそれを拒んだ。そこでこの節と次の節が下った。

部分：ここでは全ての意味。

背き去ったとしても：あなたの裁きに反抗しても気にする必要はない。そこにアッラーの意図がある事を知れ。

犯した罪の一部を、(現世で) 罰する事：これはナディール族をマディーナから追放し、クライザ族を殺害したこと。一方残りの罪については来世で罰せられる。

掟に背く者：真理を拒み、信仰から外れる者。これは預言者ムハンマドに対する慰めの言葉でもある。

50節 「かれらが求めるのは、無明（時代）の裁判であるのか。だが信心堅固な者にとって、アッラーに優る裁判者があろうか。」

この疑問文はユダヤ人たちの行動に対する驚きと非難を表す。彼らは啓典の民であるにもかかわらず、アッラーから下されたものによって裁くあなたの裁定に従わず、ジャーヒリーヤ時代の自分達の欲望をもとにした裁きを求める。この非難の疑問文とアッラーより裁決において優れたものがあるかと言う文は共に確かな信仰を持つ者に向けられている。

第4回タフスィール研究会報告 クルアーン第5章食卓章 第51節～71節

有見次郎

日 時 平成21年11月21日
会 場 拓殖大学文京キャンパス

テーマ

- 1－ユダヤ教徒とキリスト教徒たちの追従者。
- 2－背教者とムスリムの敵。
- 3－不信仰者に追従してはならない。その理由。
- 4－ユダヤ人の醜悪なことばと彼らの間に投じられた敵意と憎悪、啓典の民の信仰の代償。
- 5－使徒は啓示の伝達を命じられ、人びとからそれを守る。
啓典の民をそのメッセージで信仰へ導く。
- 6－ユダヤ人が使徒たちを嘘つき呼ばわりし、殺害したこと。

その1－ユダヤ教徒とキリスト教徒たちの追従者。

51節 あなたがた信仰する者よ。ユダヤ人やキリスト教徒を仲間としてはならない。かれらは互いに友である。あなたがたの中誰でも、かれらを仲間とする者は、かれらの同類である。アッラーは決して不義の民をお導きにならない。

52節 あなたは、心に病ある者がかれらの許に走るのを見るであろう。かれらは、「わたしたちは災難にあいはしないかと恐れる。」と言っている。だが、アッラーは、恐らく（あなたがたに）勝利を与え、または御許から聖断を与え

られよう。かれらは心の中に秘密を抱くもののために、酷く後悔することになるであろう。

53節 信仰する者は言う。「これらの者は、あなたがたと一緒（の協力者）だと、アッラーにかけて、力をこめて誓った者ではないか。」かれらの行いは虚しく、必ず失敗者となるであろう。

啓示の事由（背景）

ハズラジュ族のイバーダト・イブン・アッサーミトと不信心者アブドッラー・イブン・ウバイイが口論した時、イバーダは「わたしには多くのユダヤ教徒の味方がいる。人数は多く、武器は強力だ。しかしわたしはユダヤ教徒の味方と決別し、アッラーとその使徒に従う。わたしの守護者はアッラーとかれの使徒だけである。」といった。するとウバイイは、「わたしはユダヤ教徒を味方にして分かれる。わたしは運命が変わることを恐れる。わたしにはかれらの仲間が必要である。」といった。

●使徒の敵となった当時のマディーナのユダヤ教徒たち

- ・カイスカーウ族：パドルの戦い後。（ヒジュラ暦2年9月、西暦624年3月）
- ・ナディール族：ウフドの戦い6ヵ月後に協約反古。（ヒジュラ暦4年3月、西暦625年8月）
- ・クライザ族：ハンダク（塹壕）の戦い（ヒジュラ暦5年11月、西暦627年3月）に出征した時に協約反古。

法的根拠

1－信仰心の失われたユダヤ教徒、キリスト教徒に従う者とは、「かれらを仲間とする者は、かれらの同類である」という明文を根拠にしている。それは彼らが信者を支配することや、勝利を取めることに関心を示し、彼らに下された宗教に縋るのではなく、彼らの慣習にとらわれているためである。彼らは啓典を改竄し、作り上げた規範が真理に取って代わっていたのである。

11章113節にも次のように明かされている。

「あなたがたは悪を行う者を頼りにしてはならない。さもないと業火があなたがたを捉えるであろう。」（11章113節）彼らとの関係については、来世に持ち越され問われることになる。

「信者たちは、信者を差し置いて不信心者を親密な友としてはならない。」

（3章28節）

「信仰する者よ、あなたがたの仲間以外のものと親密にしてはならない。」

（3章118節）

信者たちに反目する不信心者を仲間とするなどは、彼らがアッラーとその使徒に従わないためである、つまり遵守すべきシャリーアを反古にするからである。アッラーが彼らに約束されたように、地獄の業火が用意されるということ。

2－背教者たちの恐れることは、かれらの計画の挫折、失墜を前に追従者たちが四散することである。それはアッラーの計画により援助、支持する者がなく、アッラーの敵として打ち破られることになるからである。

3－信者たちの視野に背教者たちの真の姿が現れる。彼らの身の上について驚き互いに語り合う。「あの者たちは見通しのきかない信仰でわれわれを助けると見せかけていたのか？」またユダヤ人に語る者。「おまえたちは、信仰に励むことをアッラーに誓いムハンマドを援助していたのか？」

その2－背教者とムスリムの敵。

54節 信仰する者よ、もしあなたがたの中から教えに背き去る者があれば、やがてアッラーは、民を愛でられ、かれらも主を敬愛するような外の民を連れてこられるであろう。かれらは信者に対しては謙虚であるが、不信心者に対しては意思堅固で力強く、アッラーの道のために奮闘努力し、非難する者の悪口を決して忘れない。これはアッラーがお好みになられた者に与えられる恩恵である。アッラーは施し厚く、全知であられる。

55節 誠にあなたがたの（真の）友は、アッラーとその使徒、ならびに信仰

する者たちで礼拝の勤めを守り、定め of 喜捨をなし、謙虚に頼づく者たちである。

56節 アッラーとその使徒と、信仰する者たちを友として助ける者は、アッラーの党で、必ず勝利を得る者たちである。

啓示の事由（背景）

この章句は預言者の時代に棄教した3つの部族について啓示されている。

- ・ イエメンのアル・アスワドを族長とするムドゥリジュ部族。かれは聖職者（カーヒン）ファイルーズ・アル・ダイラミーに殺害された。
- ・ ヤマーマ（半島中央部）ハニーファ部族の偽預言者ムサイリマの民。かれは預言者に書状を送りその中で、「彼に同等ゆえ土地の2分割を」伝えた。そこで預言者はムサイリマに手紙を書き、「アッラーの使徒ムハンマドよりムサイリマへ。大地はアッラーのもの。信徒の中から望むものが受け継ぐ。その成り行きはアッラーを畏れる者のためにある。」アブーバクルが討伐に出かけ、預言者のおじハムザを殺したワハシーが彼を殺害した。彼は常に語っていた。

「わが暗黒（ジャーヒリーヤ）の時代に善き人物を殺し、わがイスラームの時代に悪しき人物を殺した。」

- ・ アサド族のトライハ・イブン・フワイリド。預言者時代に棄教。アブーバクルの治世に討伐。シリアへ逃れた。

法的根拠

1ーこの章句は、以前に知識を与えられた者が、秘められた情報として預言者の死後背教者となることの兆しが示唆されている。また以前に知識を得て、啓示を改竄せず、教えを据え曲げず、棄教しない者にたいし、アッラーからの約束が示された。アッラーが彼の預言者を召された時、ある部族の者が棄教した。そこでアッラーは信者たちを彼らより善い立場に置き、信者たちに約束を果たされる。また彼らのうち棄教者には結果として彼の脅しがもたらされた。

カターダが伝えることをイブン・ジャリール・アッタバリーが述べている。「アッラーがこの章句を啓示されたのは、人びとの中からは背教者がやがて棄教することをすでにご存知であった。アッラーが彼の預言者ムハンマドを召された時、3箇所のマスジドを除いて多くのアラブ人がイスラームから離反した。3箇所とは、アルマディーナの人びと、マッカの人びと、そしてアブド・アルカイスのアル・バハラインの人びとである。」

背教者たちは次のように言った。「われわれは礼拝するが喜捨（ザカート）は払わない。アッラーはわれわれの財産を取り上げたりはしない。」

そこでアブーバクルが、そのことについて「彼らがたとえそのことについて、どう判断したとしてもそれを抛出させ、蓄えねばならない。アッラーに誓って物事の間に区別があってはならない。アッラーはその間を集められる。たとえ彼らがアッラーとその使徒が定められたことを拘束されるものとして先手を打ったとしても、われわれは必ず彼らに戦いを挑むであろう。」と述べた。

そこでアッラーはアブーバクルと一団を派遣し、アッラーの預言者に敵対する者と戦わせた。

2－「やがてアッラーは、民を愛でられ、彼らも主を敬愛するような外の民を連れてこられるであろう。」この啓示はイエメンから海路やって来たアルアシュアリー部族に啓示されたものである。彼らは預言者の時代、大胆さで名を馳せていた。預言者はこの章句が啓示された時アブー・ムーサー・アルアシュアリーを指して、「彼らとはこの民のことである。」と言った。

3－信者たちは互いに慈悲と思いやりをかけあい、やさしく接する。不信仰者に対しては、イブン・アッバースが伝える「彼らにとって信者とは子供にとっての親、奴隷にとっての主人のようなもの。不信仰者に対しては厳しく接し、」とある。

4－「アッラーの道のために奮闘努力し、非難する者の悪口を決して忘れない

い。」この章句は背信者と反対の立場である。預言者の後を継いだ正統カリフのアブーバクル、ウマル・イブヌ・アルハッターブ、ウスマーン・イブヌ・アッファーン、アリー・イブヌ・アブーターリブのことであり、預言者の時代においてはアッラーの道に邁進し、預言者亡き後は背教者と戦った人物たちのことである。

5－アッラーが信仰する者たちの味方となることがここで語られる。「誠にあなたがたの（真の）友は、アッラーとその使徒、ならびに信仰する者たち」イブン・アッバースによれば、アブーバクルのために下されたと伝えている。また他の伝承によれば、アリー・イブヌ・アブーターリブのためと伝えている。さらにこの明文は、信者全員への啓示ともいわれる。

ジャービル・イブン・アブドッラーが伝えるところでは、アブドッラー・イブン・サラーム（ユダヤ教からイスラームへの改宗者）が預言者に「われわれの民のクライザ族とナディール族がわれわれ（改宗者）を差別し遠ざけ『われわれを同席させないよう、友として同席できないように』と彼らは誓っている。」と言った時、この章句が啓示された。そこで彼（サラーム）は「わたしはアッラーと、その使徒と、信者たちが仲間であることに満足する。」と語った。アッラーの仲間とは、礼拝を守り喜捨を払いアッラーを畏れる者である。

6－「アッラーとその使徒、と信仰する者たちを友として助ける者は、アッラーの党で、必ず勝利を得る者たちである。」アッラーの党とはアッラーの命令に従う兵であり、勝利がもたらされる。「本当にわれの軍勢は必ず勝利を得るのである」（37章173節）

その3－不信仰者に追従してはならない。その理由。

57節 信仰する者たちよ、あなたがたの教えを嘲笑し、戯れごとにする者を友としてはならない。それは先に啓典を与えられた者の中にいるが、信者を拒

否する者たちの中にもいる。もしあなたがたが信者ならば、アッラーを畏れなさい。

58節 あなたがたが（人びとを）礼拝に招く時、かれらはそれを嘲笑し、戯れごとにする。それはかれらが理解しない民のためである。

59節 言ってやるがいい。「啓典の民よ、あなたがたがわたしたちを非難するのは、只わたしたちがアッラーを信じ、またわたしたちに下されたもの（クルアーン）、また以前に下されたもの（律法、福音）を信じるためであるのか、只あなたがたの多くがアッラーの掟に背く者たちであるためではないか。」

60節 言ってやるがいい。「アッラーの御許の応報で、それよりも悪いものを、あなたがたに告げようか。それはアッラーが見放した者、御怒りを被った者、サルまたはブタとされた者、そして邪神に仕える者、かれらは、最悪の境地におり、（正しい）道から遠く迷い去った者たちである。」

61節 かれらがあなたがたの許に来た時、「わたしたちは信仰する。」と言った。だがかれらは実に不信心で入り、また不信心で出て行く者たちである。アッラーはかれらの隠すことを熟知なされる。

62節 かれらの多くが、互いに競って罪惡と叛逆に走り、禁じられたものを、貪るのを見るであろう。かれらの行うことの何と醜惡なことよ。

63節 なぜ聖職者や律法学者は、かれらが罪深いことを語り、または非法なものを貪るのを禁じないのか。かれらの行うことの何と醜惡なことよ。

法的根拠

この章句は、前節の不信仰者全般への追従を断つことがより明確に強調されている。なぜなら彼らはイスラームの法と規範を嘲笑するからである。とりわけ呼びかけの時、礼拝のアザーンについてである。アルカルビーによれば、ムアズズィン（礼拝の時を知らせる者）が時を知らせるとムスリムたちは礼拝に立ち上がる。ユダヤ人は立ち上がりずムスリムたちが屈礼、平伏するのを嘲り笑っていたものだった。

そして彼らはアザーンについて、「何か目論んでいるのか？われわれは過去

の世界の中で聞いたこともない。どこからおまえにロバのような嘶きで叫んでいるのだ。何と醜い不快な声であることよ。何と奇妙なことよ。」と言っていた。

アザーンの法制化はウラマーによれば、ヒジュラ（マッカでの迫害を逃れマディーナへ遷移）以前のマッカにおいては「アッサラート・ジャーミア」と呼びかけられていたにすぎない。預言者がヒジュラしてキブラ（礼拝の方向）がマッカのカアバ（アッラーの館）に変更されアザーンが命じられた、とのことである。

「アッサラート・ジャーミア」という呼びかけは、葬儀の礼拝、祭りの礼拝、日月蝕の礼拝に名残をとどめている。また預言者は、夜間飛行の折、アザーンを空で聞いたとされている。さっそく預言者はその日、ビラールに礼拝の呼びかけにアザーンを命じた。ビラールは暁の礼拝に「礼拝は眠りに優る」を付け足した。アッラーの使徒はそれを認めたとのことである。

アザーンの由来については諸説あり、サヒーフ・ムスリムによれば、イブン・ウマル（アブドッラー）は次のように伝えている。ムスリム達（マッカの信徒ら）がマディーナにやって来た時（西暦 622 年のヒジュラ）彼らは皆集まって礼拝時刻到来の告知を待っていた。しかし誰もその時刻の到来を知らせる者はいなかった。そこで某日、人々はこのことについて話し合うことになったが或る者はキリスト教徒が用いている鐘のようなものではどうかといい、また或る者はユダヤ教徒が用いる角笛のようなものではどうかといいだした。するとウマル（後に第2代カリフに就任）はこう云った。「誰かに皆さんが委任してその者に礼拝時刻の到来を肉声で呼びかけてもらうべきではないでしょうか。」かくしてアッラーの使徒はこう仰せられた。「ビラールよ、立って人々に礼拝への呼びかけをせよ。」（ビラールとは、美声で知られたエチオピア系元奴隷の黒人ムスリム）

その4－ユダヤ人の醜惡なことばと彼らの間に投じられた敵意と憎惡、啓典の民の信仰の代償。

64節 ユダヤ人は、「アッラーの御手は縛られている。」と言う。縛られたのはかれらの手で、そう言ったことによってかれらは見限られた。いや、かれの御手は広く開かれて、御心のままに、惜しみなく与えられる。だがかれらの多くは、主からあなたに啓示が下されるのを見て、きっと反抗と不信心を増長しよう。われがかれらの間に投じた敵意と憎惡とは、本当に復活の日まで続くであろう。かれらが戦火を燃やす度に、アッラーはそれを消される。またかれらは、地上において害悪をしようと努める。だがアッラーは、害悪を行う者を御愛でになられない。

65節 啓典の民がもし信仰して主を畏れるならば、われはかれらのすべての罪障を抹消して必ず至福の樂園に入らせるであろう。

66節 もしかれらが律法と福音、そして主からかれらに下されたものを順奉するならば、かれらの上からも足許からも、必ず（豊かに）糧を与えられるであろう。かれらの中には、正義を行なう一団もいる。だが多くの者の行なうところは、邪惡である。

法的根拠

預言者たちを受け入れず殺害してしまうどころか権利侵害を蔓延させ、アッラーの名を汚すのである。彼らの或る者は、「アッラーはわれわれに対する贈りものを、出し惜しみをする。アッラーの手は枷がはめられている」と言う。

しかし、彼らが来世で枷をはめられるのである。現世において、アッラーは慈悲と憐れみを彼らに与えず、「縛られたのはかれらの手で、そう言ったことによってかれらは見限られた。」と啓示で伝えたように、彼らを呪いかれの慈悲から排除したのである。彼らの言うようではなく、アッラーの望むように、人々の要求と知識に即してご好意は限りなく注がれ、多くを与えられる。アッラーの恩恵は、あなたがたが理解することを超えている。

アッラーに誓って、彼らは預言者を嫌うことこの上なく敵対行為をとり、彼がもたらす啓示を拒否し、クルアーンが啓示されるとそれを拒否し不信仰さが促進された。

アッラーはユダヤの一团に敵意と憎悪を投げかけたのは、「**あなたは彼らが団結していると思うであろうが、その心はばらばらである。**」(59章14節)と言っているように彼らは団結していないし、互いを嫌っているのである。したがって彼らは墮落するたびに人を唆し、集合し敵対する。アッラーは彼らの集まりを分散させ彼らを消散させた。彼らがパレスチナに集合したことについて言えば、これは、決められたことなのである。我々が我々の教えに戻ることを刺激しているのである。

ユダヤ人は不正を働き、アッラーの書に従わなかった時、アッラーは彼らにペルシャ、ビザンチン、マギ、そしてムスリムを遣わしたがことごとく跳ね除け、人びとを扇動した。彼らは預言者と戦うために集まったが、アッラーがその火を消し抑制し弱体化させた。しかしイスラームを無効にしようとすることは、この上ない不正である。

不正を正すためとして、アッラーは悔悟の章句を開示した。「**啓典の民がもし信仰して主を畏れるならば、われはかれらのすべての罪障を抹消して必ず至福の樂園に入らせるであろう。**」これはユダヤ、キリスト教徒の反逆、数々の悪に対するものである。

もし彼らがタウラートとインジールに従い、そこから知識と知恵とイスラームのメッセージによる信仰への呼びかけに応じていたなら、アッラーは彼らに多くの糧を与え恩恵を増やしたことであろう。「**アッラーを畏れる者には、かれは(解決の)出口を備えられる。かれが考え付かないところから、恵みを与えられる。**」(65章2-3節)

「**もし彼らが正しい道を守るならば、われは必ず豊かな雨を彼らに恵む。**」(72章16節)

「**これらの町や村の人びとが信仰して主を畏れたなら、われは天と地の祝福**

の扉を彼らのためにきっと開いたであろう。」(7章96節)

「『もしあなたがたが感謝するなら、われは必ずあなたがたに対する恩恵を増すであろう。』」(14章7節)

その5－使徒は啓示の伝達を命じられ、人びとからそれを守る。

啓典の民をそのメッセージで信仰へ導く。

67節 使徒よ、主からあなたに下された(凡ての)ものを、宣べ伝えなさい。あなたがそれをしないなら、かれの啓示を宣べ伝える使命は果たせないであろう。アッラーは、(危害をなす)人びとからあなたを守護なされる。アッラーは決して不信心の民をみちびかれない。

68節 言ってやるがいい。「啓典の民よ、律法と福音と主からあなたがたに下された、(凡ての)啓示を順守するまでは、あなたがたが立つ拠り所はないのだ。」ところが主からあなたに下ったものは、かれらの多くの者に、頑固な反抗と不信心を増長させた。だからあなたは不信心の民に就いて、心を悩ましてはならない。

69節 本当に(クルアーンを)信じる者と、ユダヤ人、サービア教徒、キリスト教徒で、アッラーと終末の日を信じて善い行いに励む者には、恐れもなく憂いもないであろう。

法的根拠

「預言者は宗教事項の一部を隠した。」と反抗する者は言ったことに対する布教の明文である。このような無益な言葉に対し啓示されている。また預言者が、宗教事項について何一つ隠していないことへの証明でもある。つまり、「主からあなたに下された(凡ての)ものを、宣べ伝えなさい」が意味することで明らかである。

イブン・アッバースが伝えている。「『主からあなたに下された(凡ての)ものを、宣べ伝えなさい』という意味は、もし何かを隠していたらメッセージは

伝わらなかったのである。」これは預言者を正しているのであり、正すこととは、法的事項の一部を隠さず凡ての知識を共同体に伝えることである。アッラーはかれの預言者が天啓を何も隠さないことをよくご存知である。

「アッラーは、(危害をなす) 人びとからあなたを守護なされる。」預言者への啓示であり、アッラーはムハンマドを守っていることを知らせた。アッラーが彼に命じた布教を放棄することは出来ないのである。

「アッラーは決して不信心の民をみちびかれない。」アッラーは、彼らが不信仰であるため至福、成功へと導かずそれらを隠される。不信仰であるためにアッラーの慈悲に、彼らが覆いをかけたのである。

「言ってやるがいい。『啓典の民よ、…』」この章句はユダヤ教徒、キリスト教徒に対し下された。タウラート、インジール、クルアーンについて知っていて、またムハンマドを信じ、彼らに2つの新旧聖書がもたらされたことを知っていないが何も宗教的立場をとらないことを示している。

「本当に(クルアーンを) 信じる者」この章句はアッラーの教えに従わず、天啓の書を保管せず、目先のものに捉われるばかりか、不埒な解釈を行い、アッラーと来世を信じず、正しいことを行なわなかった啓典の民へのシグナルである。

その6－ユダヤ人が使徒たちを嘘つき呼ばわりし、殺害したこと。

70 節 われは且つて、イスラエルの子孫と約束を結び、使徒たちを彼らに遣わした。ところが使徒が、彼らの好まないものを齎す度に、彼らはある者を嘘付きと呼び、ある者を殺害した。

71 節 そして彼らは(そのために) 試み(の懲罰) がないものと考えていた。それで彼らは盲目や難聴者となったが、その後アッラーは、彼らの悔悟を許しなされた。それでも彼らの多くはまたも、自ら盲目や難聴者となったが。アッラーは彼らの行なうところを、御存知であられる。

法的根拠

アッラーを崇めないイスラミール部族との盟約、協定が繰り返された。このことについては食卓章で啓示され明らかにされている。しかしアッラーと人びとの敵であるユダヤ人たちは、盟約、協定を反古にした。そして彼らは使徒たちを嘘つきであるとし、妨害し、遠ざけたのである。イーサーや預言者たちの或る者を嘘つきであると判断し殺害した。また彼らは預言者のザカリーヤ、ヤヒヤーこの両者以外にも預言者たちを殺害したのである。

人びとと協定を結んだ彼ら（ユダヤ教徒やキリスト教徒）は、アッラーからの試練や厳しい苦難が下されないと考えていた。

『わたしたちはアッラーの子であり、かれに愛でられる。』（5章18節）これは彼らの無益な言葉である。導きに溢れ猶予があると思い違いをしていたのである。彼らは真理を心から学ぶことはなく、また知ったことを役立たせず、聞く耳を持たなかったのである。そこでアッラーは彼らに試練を与えた後、彼らに深い悲しみと苦痛を明示され後悔させた。やがて彼らは墮落し反逆した。彼らの多くの者は真理に目を開けず、ムハンマドがもたらした真理を明かされると、それを語ろうとしなかった。また説教を聞き入れず決して学ぼうとしなかったばかりか、いかなる真理や啓示の是正も、明証を聞くことを拒んだのである。このようにユダヤ人たちは、後悔と反逆、救いと破滅の間をさ迷い、多くの者は不義を犯すものとなり、僅かな者だけが従う者となった。

歴史上のいかなる民族もユダヤ人ほど理解を難しくする民はなく、混乱と心細さを味わった民もないであろう。彼らは常に用心深さと恐怖を見出すものの決して状況は、心静かではいられないであろう。また安定と安寧を決して与えられないであろう。

第5回タフスィール研究会報告 クルアーン第5章食卓章 第72節～89節

徳 増 公 明

日 時 平成21年12月19日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

テーマ：

- 1－マスィーフ(キリスト、救世主)は使徒であり、(単なる)人間であるにもかかわらず、キリスト教徒はかれを神格化している。
- 2－キリスト教徒のイーサー(イエス)の神格化についての議論。啓典の民へアッラーの教えの法を越えないように(要求)。不信心を捨てないイスラエルの民への呪い。
- 3－ユダヤ人、キリスト教徒と(真の)信仰者との関係。ユダヤ人の敵意とキリスト教司祭と修道士の信仰心。
- 4－許される食べ物。
- 5－軽はずみな(言葉の)誓い。正式な誓いとその賠償(カフファール)。

1－マスィーフ(キリスト、救世主)は使徒であり、(単なる)人間であるにもかかわらず、キリスト教徒はかれを神格化している。(72節～75節)

72節 「アッラーこそは、マルヤムの子マスィーフである。」と言う者は、確かに不信心者である。しかもマスィーフは言ったのである。「イスラエルの子孫よ、わたしの主であり、あなたがたの主であるアッラーに仕えなさい。」凡そアッラーに何ものかを配する者には、アッラーは樂園に入ることを禁じられ、かれの住まいは業火である。不義を行う者には援助者はないのである。

73節 「アッラーは三(位)の一つである。」と言う者は、本当に不信心者で

ある。唯一の神の他に神はないのである。もしかれらがその言葉を止めないなら、かれら不信心者には、必ず痛ましい懲罰が下るであろう。

74節 かれらは何故、悔悟してアッラーに返り、その御赦しを求めようとしないのか。誠にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる。

75節 マルヤムの子マスィーフは、一人の使徒に過ぎない。かれの以前にも使徒たちがあって、逝ったのである。かれの母は誠実な婦人であった。そしてかれら兩人は食べ物食べていた。見よ、われは如何にかれらに印を明示したかを。また見よ、如何にかれら（不信心者）が迷い去るかを。

啓示の背景：アル・シディ他が曰く。「人々がマスィーフと彼の母をアッラーと一緒に神とし、アッラーを三つの神の一つとしたことでこの啓示が下った。」

当時の状況：アッラーはユダヤ教徒の言っていることを聞き、彼らの論拠の誤りを明らかにし、彼らのすべての愚行を示されてから、キリスト教徒の言っていることがらについて述べられた。そして「マスィーフの神格化と神の子」と言う彼らの信仰の墮落を明らかにした。この信仰は元々ヤコブ派の言ったことであり、それがキリスト教徒の間で広まったものである。

解釈：アッラーはキリスト教徒諸派の不信心を非難している。彼らは、神は神の子マスィーフと主張し、大変な間違いを犯した不信仰者である。アッラーは父であり、その息子であり、聖霊であり、アッラーはこの三つの結合したものとした。つまりアッラーは父であり、マスィーフは彼の息子であり、両者が一つとなり聖なる魂を創造し、聖霊としたことである。その本質はいずれも他と異なる。言い換えればアッラーはマスィーフである、と言っていることである。しかしながらマスィーフが幼少時ベッドの中で発した最初の言葉は「私はアッラーの僕である。」であった。そしてマスィーフは自分のメッセージを人々に呼びかけて言った。「イスラエルの子孫よ、わたしの主であり、あなたがたの主であるアッラーに仕えなさい。」（5章72節）イスラエルの民よ、唯一の

神、アッラーの信仰に向かいなさいの意である。

この言葉にはキリスト教徒の言葉は正しくないとの確固たる証拠がある。なぜならばマスィーフが生まれたことも創造されたことも他の人達と同じだったように、マスィーフと他の人達は区別しなかったからである。

アッラーに何ものかを配することに従う者には警告がある。「**凡そアッラーに何ものかを配する者には、アッラーは樂園に入ることを禁じられ、かれの住まいは業火である。**」(5章72節)とは天使、人間、星、偶像等をアッラーと配する全ての者にはアッラーは樂園に入ることを禁じられ、来世での彼の行き着く場所は地獄の業火であるの意。不信心者は「アッラーは天と地を創造され、その間のものを創造された三つの神の一つである。」と言う。それはマスィーフをアッラーの子とし、アッラーは父で、マスィーフの母がマリヤムとする三位一体の神とするキリスト教徒の言葉である。マスィーフは三位一体のひとつであるとか、マスィーフはアッラーの息子であるとか、アッラーはマリヤムの息子のマスィーフであるとか言うキリスト教徒の全ての宗派も不信心者である。後世のキリスト教徒は三つの神が一つになりそれぞれに本質があるとする三位一体を主張する。

アッラーに何ものかを配することに対し、アッラーは「**唯一の神の他に神はないのである。**」(5章73節)と答えられる。崇拝されるのは、何も配されることがない唯一神しかないのである。すべての被造物、すべての存在物はアッラーのものであり、アッラーは唯一のものである。そこには人間の属性はない。そして結合するものもない。その属性を有するものもない。いろいろな種類も部分もない。

「**かれに比べられるものは何もない。かれは全聴にして凡てを見透される方である。**」(42章11節)の意図することは「**またアッラーがこのように仰せられた時を思え。『マルヤムの子イーサーよ、あなたは「アッラーの他に、わたしとわたしの母とを2柱の神とせよ。」と人々に告げたか。』**かれは申し上げた。『**あなたに讃えあれ。わたしに権能がないことを、わたしは言うべきではありません。もしわたしがそれを言ったならば、必ずあなたは知っておられま**

す。』(5章116節)と類似している。つまりこの二つのクルアーンの節は複数の神を否定している。

そしてアッラーはかれらが言ったことに対し警告を与えている。「もしかれらがその言葉を止めないなら、かれら不信心者には、必ず痛ましい懲罰が下るであろう。」(5章73節)

かれらのこのような間違い、虚偽、三位一体に対して、アッラーは悔悟と赦しを乞うように彼らに呼びかける。そして彼らがアッラーに何かを配することを悔悟し、三位一体の信仰を悔悟し、アッラーに赦しを乞うことになれば、アッラーは彼らをお赦しになる。

一方、マスィーフはかれ以前の預言者と同様、ほんとうに単なる預言者でアッラーの僕であった。「かれ(イーサー)は、われが恩恵を施した僕にすぎない。そしてかれを、イスラエルの子孫に対する手本とした。」(43章59節)

アッラーはイーサーに他の預言者にはない特別な奇跡を与えた。「またアッラーについて真実以外を語ってはならない。マルヤムの子マスィーフ・イーサーは、只アッラーの使徒である。マルヤムに授けられたかれの御言葉であり、かれからの霊である。だからアッラーとその使徒たちを信じなさい。『三(位)』などと言ってはならない。止めなさい。それがあなたがたのためになる。誠にアッラーは唯一の神であられる。かれに讃えあれ。かれに、何で子があろう。」(4章171節)

かれの母は実に誠実な人である。アッラーの熱心な信仰者である。彼女は預言者、使徒に次ぐ地位を与えられたが、預言者でも神の資質を持った者でもない。「彼女は主の御言葉とその啓典を実証する、敬虔な(僕の)一人であった。」(66章12節)

マスィーフと彼の母は人間であった。その証拠に二人は生活するために、生きるために食べ物を食べていた。また排泄物等を処理していた。このように飲食したり、生理現象を持ったりすることは神とは言えない。神の資質とは言えない。賢い人々よ、明らかに間違っていることを主張するキリスト教徒の論拠

をいかにして説明できるだろうか。

まとめ：クルアーンのいくつかの節の中で、マスィーフは三つの神の一つであるとか、マスィーフはアッラーの子であるとか、アッラーはマルヤムの息子イーサーでありマスィーフであるとか言う、すべてのキリスト教徒の宗派、学派が不信心であることを示している。

マスィーフには確かに他の使徒に起きたような奇跡があった。もしマスィーフが神であつたらばすべての使徒も神となる。これは彼らの主張に反するものであり、抗議されるものである。

補足論拠として、マスィーフと誠実な彼の母は食べ物を食べていた。すなわちマスィーフは養育された子供であり、婦人が産んだ子供である。そして他の被造物の様に創られた被造物である。いつ養育児が神になることができるのか？このことは二人が人間であることの証拠である。彼らは、マスィーフは神としてではなく、人間として食物を食べていたと言う。彼らの主張からマスィーフは人間性と神性の二つの資質の二面を持つことになる。

2ーキリスト教徒のイーサー（イエス）の神格化についての議論。

啓典の民へアッラーの教えの法を越えないように（要求）。不

信心を捨てないイスラエルの民への呪い。（76節～81節）

76節 言ってやるがいい。「あなたがたはアッラーの外に、あなたがたに害もなく益もなく、役立たないものに仕えるのか。アッラー、かれこそは全聴者にして全知であられる。」

77節 言ってやるがいい。「啓典の民よ、真理を無視してあなたがたの教えの法を越えてはならない。またあなたがたは先に迷い去った者たちの、私見に従ってはならない。かれらは多くの者を迷わせ、自らも正しい道から迷った者たちである。」

78節 イスラエルの子孫の中、不信心な者は、ダーウードやマルヤムの子イーサーの舌で呪われた。それはかれらが従わないで、法を越えたためであ

る。

79節 かれらはその行なった悪事を、互いに戒めなかった。かれらの行なったことのなんと醜悪なことよ。

80節 見なさい、かれらの多くは、不信心な者と親密にしている。何と醜悪なことを自ら進んでするものよ。アッラーはかれらに激怒なされ、かれらは懲罰の中に永遠に住むであろう。

81節 かれらがもし、アッラーと聖預言者を信じ、またかれらに下されたものを信じたならば、かれらを親しい友としなかったであろう。だがかれらの多くは、主の掟に背く者である。

啓示の背景：アッラーはユダヤ人の虚偽について答えられ、それからキリスト教徒の虚偽について答えられた後、その虚偽の無益さ、墮落さに対して、克服する論拠を示された。そして、アッラー以外の偶像など凡てのものを崇拝することを非難、否定し、それらには何の神性もないことを明確にした。そして、ユダヤ人とキリスト教徒の二つの集団に向かって「啓典の民よ、真理を無視してあなたがたの教えの法を越えてはならない。」（5章77節）と啓示を下された。

解釈：ムハンマドよ、啓典の民でも偶像崇拝の多神教徒でもアッラー以外を崇拝する彼らに言え。あなたがたから害を取り除くことができず、あなたがたに益をもたらすことができないアッラー以外のものをあなたがたは崇拝しますか。アッラーはアッラーの信者達の言っていることを聞き、凡てを知っている。どうしてあなたがたは有益な真実であるアッラーへの信仰を避けて、人間や、聞くことも見ることも何も知らない鉱物を崇拝するのか。人間も石もその他のものも、他のものや自分に対する、害も益も所有することはできない。ユダヤ人は彼らに害をもたらすことがなかったマスィーフを敵視し、十字架に架け殺そうとした。そしてマスィーフは彼らの害を自分自身から取り除くことは出来なかった。また、彼は彼の弟子、援助者、友人に対しての現世での益を実

現することもできなかった。そして、ユダヤ人はマスィーフを追い出しや苦しめの危険に晒した。そのマスィーフがどうして神であると言えるだろうか。

それからアッラーは預言者ムハンマドに対し、啓典の民（ユダヤ人とキリスト教徒）に次のように言うように命じられた。「啓典の民よ、真理に従うために真理の法を超えてはならない。ウザイル（ユダヤ人の神の子）を賛美し、誇張してはならない。イーサーを賛美し、誇張してはならない。そして、イーサーを預言者の地位から神格者の地位にしてしまったり、二人のうち一人を神格化してしまったり、ウザイルを神の子にしてはならない。またユダヤ人たちよ、イーサーと彼の母への侮辱を誇張してはならない。彼の母を売春婦と呼んではならない。欲望から生じる人々の意見に従ってはならない。彼らはかつて迷った道を歩き、多くの人々を迷わせ、また正しくて公正な道から間違った道に迷ってしまった年配者達である。」

そして、アッラーはその理由について次のように明らかにされた。アッラーは正しいことを行い、邪悪なことを行なうなという言葉を彼らの意志に任せ、そして言われた。「**不信心な者は…呪われた。**」（5章78節）そして、アッラーはイスラエルの子孫の不信心者に対して長い間呪われた。彼らのアッラーへの不服従、アッラーの創造物に対する敵対行為のためで、その呪いについては預言者ダーウードと預言者イーサー・ビン・マリヤムにも啓示された。ダーウードは、土曜日の安息日を守らずアッラーに背く彼らを呪った。イーサーは、アッラーの命令に背き違反したイスラエルの子孫の不服従者達を呪った。イブン・アッバースが言った。彼らは旧約聖書、新約聖書、クルアーンの中で呪われている。彼らの中の学者達は罪や不法行為を犯した人達を止めなかった。それは悪行として忌まわしいものであり、罪を犯したこととして警告される。なぜならば不信心の流布はウンマをひどく害するが、正しいことを行い邪悪なことを行なわせないことは悪徳から社会を守り、徳を思い出させ、善を勧め、幸福を実現させるからである。

イマーム・アハマドがイブン・マスウードから伝えられたハディースによると「預言者は言われた。『イスラエルの子孫達が罪を犯した。彼らの学者たち

はそれを止めようとしたが彼らは止めなかった。学者達は彼らの集会に同席していた。』』

それからアッラーは啓典の民の不信心のことについて述べられた。「**見なさい、かれらの多くは、不信心な者と親密にしている。**」（5章80節）ムハンマドよ。多数のユダヤ人がマッカの多神教徒を引き受け、彼らと同盟を結び、あなたに対して戦争をするようにかれらに煽り立て、信仰者との友好を捨てるのを見よ。カアブ・ビン・アルアシュラフが彼の仲間とマッカへ行き多神教徒にムハンマドと戦うように扇動したが彼らはその要求に応えなかった。彼らの要求は失敗した。彼らが望んだことは実現しなかった。

彼らへの報奨は彼らの行為による忌まわしいものであり、彼らに対するアッラーの怒りを受けることであり、永遠の懲罰を受けることであった。そしてアッラーは言われた。「**何と醜悪なことを自ら進んでするものよ。**」（5章80節）この意味するところは：来世のために自ら進んで行なう行為はアッラーの怒りを買う何と醜悪なことか。彼らには厳しい罰が降され、永遠の地獄の火が用意される。しかしながら、彼らはアッラー、その使徒、クルアーンを信じたが、秘密に隠れて多神教徒と親しくなった時、彼らの多くは不正を行なう者たちであった。宗教を離れ、アッラーとアッラーの預言者に従うことから離れる者であり、偽善の反逆者であった。

まとめ：これらの節から次のことが導かれる。

アッラー以外への崇拜は頭脳を裂き、考えの愚かさ、思慮の脆弱さ、人間の思慮不足を示すものである。アッラーを無視し、星、天使、偶像、預言者、人類の指導者、戦争での優れた指導者を崇拜するすべての人にも、かれの懲罰は畏れさせるものである。

イーサーはアッラーのお陰で奇跡を起こしたが、彼はアッラーが彼にさせた習慣の異常現象以上のことは出来なかった。もしあなた方がイーサーは母親の中にいた胎児であったことを認めるのであれば、彼は決して聞くことも、見ることも、知ることも、害することもなかったことになる。それなのになぜあな

たがたは彼が神だと言うのだろうか？

彼が生まれる前に誰がそのもとなるものを用意したのだろうか？彼が亡くなった後、誰が彼の行く末の準備をするのだろうか？

啓典の民よ、イーサーを他の預言者達と同じにせよ。そして欲望や部族主義や昔からの盲目的因習に従ってはならない。また魅惑された年配者の意見、誤った意見、物資的利益所有者の意見に騙されてはならない。正しいことを命じ、邪悪を禁じることを義務とすべきイスラエル子孫の学者達の怠慢さから、旧約聖書、新約聖書、クルアーンの中でユダヤ人にアッラーの呪いが下ろされることになった。これ以上の厳しい罪があるか？

ムスリム達は、呪われ、アッラーの慈悲から締め出された人の因習に用心しなければならない。

邪悪を禁ずることができる者は、それを行うことによって自分自身とムスリム達に害を与えない場合、義務行為となり、その実行を恐れる場合は、心でその邪悪を禁じ、そこから遠く離れていることが、学者達によって合意された。

3ーユダヤ人、キリスト教徒と信仰者との関係。ユダヤ人の敵意とキリスト教司祭と修道士の信仰心。(82節～86節)

82節 あなたは、人びとの中信仰する者を敵視することが最も厳しいのは、ユダヤ人と多神教徒であることを知るであろう。またあなたは、信仰する者に一番親愛の情を抱いているのは、「わたしたちはキリスト教徒です。」と言う者であることを知るであろう。これはかれらの間に、司祭と修道士がいて、かれらが高慢でないためである。

83節 あなたはかれらが、使徒に下されたものを聞く時、自分の認めた真理のために、涙を目に溢れさせるのを見るであろう。かれらは言う。「主よ、わたしたちは信仰します。わたしたちを証人の中に書き留めて下さい。

84節 わたしたちは、アッラーとわたしたちに下された真理を、どうして信じないでいられましょうか。また主が、敬虔な民と一緒にわたしたちをも楽園に入れて下さるよう、懇願しないでいられましょうか。』

85節 それでアッラーは、かれらの言葉に報いられ、川が下を流れる樂園を与えられ、永遠にそこに住まわせられる。それは善い行いをなす者への報奨である。

86節 しかし信仰しないで、わが印を偽りであるとする者、これらは火獄の住人である。

啓示の背景：サイード・ビン・アル＝マスイーブ、アブーバクル・ビン・アブドッラハマーン、ウルワ・ビン・アルズベイルから伝えられたイブン・アビー・ハーティムのハディースによると、彼らは曰く：預言者はアムル・ビン・ウツミヤ・アル＝ダムリィにアル＝ナジャーシ宛の書簡を持たせて派遣した。アル＝ナジャーシは預言者からの書簡を読むと、アル＝ジャアファル・ビン・アビー・ターリブと彼と一緒にいったムハージリーン（移住者）を呼び、司祭と修道士達のところへ彼らを送った。アル＝ジャアファルが彼らにクルアーンのマルヤム章を読誦すると、彼らはクルアーンを信じ、彼らの目は涙で溢れた。その彼らは次の啓示の中で示している人たちである。

「またあなたは、信仰する者に一番親愛の情を抱いているのは、『わたしたちはキリスト教徒です。』と言う者であることを知るであろう。これはかれらの間に、司祭と修道士がいて、かれらが高慢でないためである。」（5章82節）

「あなたはかれらが、使徒に下されたものを聞く時、自分の認めた真理のために、涙を目に溢れさせるのを見るであろう。かれらは言う。『主よ、わたしたちは信仰します。わたしたちを証人の中に書き留めて下さい。』」（5章83節）

サイード・ビン・ジュバイルから伝えられたイブン・ハーティムのハディースによると：アル＝ナジャーシが彼の優れた友人30人の男を預言者に派遣した。そこで預言者がクルアーンのヤー・スィーン章（36章）が読誦されると、するとかれらは感動して泣きながら言った。「これはイーサーに下された啓示と何と似ていることよ。」

アブドッラー・イブン・アル＝ズバイルが伝えるアル＝ニサーイーのハディースによると：次の啓示はアル＝ナジャーシと彼の友人たちに下った。「あなた

はかれらが、使徒に下されたものを聞く時、自分の認めた真理のために、涙を目に溢れさせるのを見るであろう。かれらは言う。『主よ、わたしたちは信仰します。わたしたちを証人の中に書き留めて下さい。』（5章83節）

アル・タバリー（有名な歴史、クルアーン解釈、法学のイスラーム学者、923年生まれ）曰く：私の元に、このことについて正しい意見がある。それはアッラーが私達はキリスト教徒であると言う人々のことについて描写していることである。預言者は彼らをアッラーとその使徒への信仰する人々に友好的でもっとも近い人々と見られていた。しかし、預言者は私達に彼らの名前を示さなかった。アル＝ナジャーシの友人達かもしれないし、イーサーの教えに従っていた人達かもしれない。彼らはイスラームを知りクルアーンを聞いた時、それが真実でありことを知り、真実を拒否しないで、ムスリムになった。

当時の状況：アッラーが啓典の民について述べた後、ユダヤ人の侮辱と悪徳を明らかにした。その中でもクルアーンにある特にひどい彼らの言葉は「ユダヤ人は『アッラーの御手は縛られている。』と言う。」（5章64節）（アッラーへの冒瀆の言葉）「本当にアッラーは貧乏であられるが、わたしたちは富んでいる。」（3章181節）である。

アッラーは三位一体とマスィーフの神格化というキリスト教徒の信仰の偽造を明らかにした。ここでは彼らの敵意と信仰者からの愛についても述べられている。

そして、アッラーはユダヤ人がムスリム達に対してひどい敵意を持っていることを知らせた。ユダヤ人はもっとひどい敵意を持つように多神教徒を仲間としたが、クルアーンの中で、ユダヤ人の名前が多神教徒の名前より先に述べられているように、彼らは多神教徒より敵意がひどかった。アブーフライラが伝えるイブン・マルドゥーダのハディースによると：預言者は言われた。「ユダヤ人はムスリムを殺害するもくろみ以外ムスリムに関心がない。」この啓示でもキリスト教徒達はユダヤ教徒達より温和な心を持ち、ムスリム達にもっとも近い人達であると述べられている。

解釈：アッラーに誓って、啓示が下った頃、信仰者に最も敵意を持ったのはユダヤ人であった。彼らの不信心は真理に対して強情で、拒否的で、不当なものだった。彼らの敵意は多神教徒よりひどかった。それゆえ、彼らは預言者達の多数を殺害し、預言者ムハンマドを何度か殺害することをもくろんだ。毒殺や魅惑しようとした。

ユダヤ人は偶像崇拜し、真の宗教を知らない多神教徒を扇動し、信仰者に対する彼らの敵意と憎悪に従わせた。

預言者が最もひどく害を受けたのはヒジャーズのユダヤ人とアラビア半島、特にマッカとターイフのアラブ人多神教徒であった。

ムスリム達に対する愛情と友情でもっとも近かった人々はキリスト教徒であった。『わたしたちはキリスト教徒です。』と言う者（5章82節）かれらはマシーフと新約聖書に従うと言う。彼らにはイスラームとイスラームの人々（ムスリム）への友情があった。彼らの心には次のクルアーンで述べられているようにマシーフの宗教である繊細さと慈悲がある。クルアーン「またかれらに従う者の胸に博愛と慈悲の情をもたせた。」（57章27節）また新約聖書には「右の頬を打たれたら左の頬を向けよ」とある。

預言者はキリスト教徒に善いところを見た。ハバシャのキリスト教徒は多神教徒の迫害から逃れるためにアル・ハバシャへ移住した信仰者たち（ムスリム）を受け入れ、保護し、親切にした。キリスト教徒でローマのヘラクリアヌス王は、ローマの市民にイスラームへの入信を勧めた後、預言者ムハンマドの書簡に良い返事で答えた。エジプトのコプト教大司祭は贈答品と一緒にそれよりもっと良い返事をした。エジプトとシリアにイスラームが入った後、その人々はイスラームの善さを知った、当地の多数のキリスト教徒がイスラームに改宗した。ハバシャの国王アスハマは彼の側近たちと一緒にイスラームに入信した。そして預言者が亡くなられた時、葬儀の礼拝を行い、人々にそれを伝えた。

信仰者（ムスリム）にキリスト教徒が友好的であったのはキリスト教徒の中に祭司（学者）修道士（敬虔な崇拜者）達が存在し、彼らが信仰、美德、謙遜、質素な生活を呼びかけ、真理や正義を聞くことに高慢でなかったからだ。そし

て、それらを人々に導いた。アッラーは彼らに知識、信仰（神への崇拜）、謙遜さを教えた。真実への導きとそれと正義に従うことも教えた。

彼らが預言者ムハンマドに下されたクルアーンの一部を聞いた時、これは神の言葉であり、彼らにも以前に知らされていた預言者ムハンマド到来の吉報が真実であることを知り、感動して激しく泣いた。そして彼らは「**主よ、わたしたちは信仰します。わたしたちを証人の中に書き留めて下さい。**」（5章83節）と言いながら、直ぐにその信仰を受け入れた。この意味は「私達はあなた様を信じ、あなた様の使徒を信じ、使徒ムハンマドを信じます。どうかムハンマドも含めた使徒達への啓示の正しさを証言する人たちと一緒に書き留めてください。またあなた様が唯一であることを証言します。」である。

イブン・アッバースから伝えられたイブン・マルダウィヤ、イブン・アビー・ハーティム、アル・ハーキムのハディースによると：「**わたしたちを証人の中に書き留めてください。**」とは、最後の審判の日にすべての人びとの証人となるムハンマドとその教友と一緒に書き留めて下さいの意味。

そして彼らは「**わたしたちは、アッラーとわたしたちに下された真理を、どうして信じないでいられましょうか。**」（5章84節）と言い、自分たちがアッラーへ信仰と預言者ムハンマドがもたらした真理に従うことから離れることを否定した。また主がこの寛大な預言者に従った敬虔な人たちと一緒に樂園に導いてくれることを熱望した。彼らは私達に彼らの敬虔さと信仰の正しさを証明してくれた。キリスト教徒からムスリムに改宗したこれらの人たちについて、クルアーンに記述されている。

「啓典の民の中にも、アッラーを信仰し、あなたがたに下されたものとかれらに下されたものを信じて、アッラーに謙虚に仕え、僅かな代価でアッラーの啓示を売ったりしない者がいる。」（3章199節）

「われがこれ以前に啓示を授けた者たちはよく信仰している。それがかれらに読誦されると、かれらは言う。『本当にこれは主から下された真理です。わたしたちはこれを信じます。わたしたちはこの下る以前からムスリムであったのです。』これらの者は2倍に報奨を与えられよう。かれらはよく耐え忍び、

善をもって悪を避け、われが与えたものを施すために。また、つまらない談話を耳にする時かれらは身を引いて言う。『わたしたちには、わたしたちの行いがあり、あなたがたにはあなたがたの行いがある。あなたがたの上に平安あれ。わたしたちは無知蒙昧な者を相手にしない。』」（28章52～55節）

アッラーは彼らが真理を信じ、承認し、告白したことに対して、報奨を与えられた。そして、言われた。「それでアッラーは、かれらの言葉に報いられ、川が下を流れる楽園を与えられ、永遠にそこに住まわせられる。」（5章85節）彼らへの報奨は川が下を流れる楽園である。そして、彼らはそこに永遠に住むであろう。これは敬虔な人たちに与えられる褒美である。

一方、アッラーからの啓示を信じず、嘘であると言い、拒否し、違反する者、またアッラーの唯一性、ムハンマドの預言者性を否定する者は地獄へ行き、そこにいつでも留まることになる。

まとめ：ここの啓示は公平、真実、公正について詳細に示している。そして、人々は二つのグループに分けられている。ひとつは信仰者（ムスリム）とその仲間、彼らは快適な楽園の報奨があり、もうひとつは多神教徒とユダヤ人の不信仰者とかれらの仲間、彼らへの報奨は地獄の業火である。

キリスト教徒のある集団は真実の宗教と一神教に従う理由で、自分自身に公平に振舞い、アッラーとその使徒を信じ、預言者ムハンマドを信じていた。そして彼らは一神教、すべての預言者を承認すること、賞賛される美德と道德の布教についての正しい宗教原理（ウスूलディーン）を人々に教えていた。また彼らは天と地の創造者に従順であり、現世での利益や地位について欲望がなかった彼らは修道院や修道士の庵室で熱心に信仰していた。彼らは神、その使徒、神からの啓示を信じることを公にすることを隠さず、自分たちが正しいと信じるアッラーと預言者達への信仰を心にして、明らかにしていた。預言者ムハンマドに下った真理に耳を傾け、熟慮し、公正さを知り、彼らは聖クルアーンで知り、聞いたことが真理に一致することを見出し、彼らの目は涙で溢れた。そして、アッラーに彼らを受け入れてくれることをお願いし、アッラー

とその預言者に対する信仰を新たにした。そして、最後の審判で、預言者の布教を正しく真実とする証人達のグループ、アッラーの言葉を真理とする証人達のグループに入れてくるようにアッラーをお願いした。これが真理に服従し、正しい信仰に應える二つのグループに対する学者達の意見である。彼らの四肢はアッラーを祈ることで従順である。

「アッラーはこの上ない素晴らしい言葉を、互いに似た語句を持って繰り返し啓典で啓示なされた。主を畏れる者は、それによって肌は戦き震える。その時アッラーを讃え、唱念すれば肌も心も和らぐ。」（39章23節）

「信者は、アッラーのことに話が進んだ時、胸が畏敬の念で戦く者たちで、かれらに印が読誦されるのを聞いて信心を深め、主に信頼する者たち」（8章2節）

総まとめ：アッラーがここの啓示で示していることは、最もひどい不信仰者は謀反し、高慢であるユダヤ人はムスリムを敵視している、多神教徒もユダヤ教徒に類似している、その当時、信仰者に最も友好的だったのはキリスト教徒であった。

これらのキリスト教徒は預言者イーサーと復活と審判の日についてクルアーンで述べられていることの正統性を認めないが、イスラームの呼びかけ（ダウア）を信じる彼らは、真理を否定する者たちではない。このことはユダヤ人や多神教徒がしたような高慢で、違反することもなく、彼らは宗教を熟慮し、真理を知り、真理に服従することを示している。

クルアーンで「それでアッラーは、かれらの言葉に報いられ、川が下を流れる楽園を与えられ、永遠にそこに住まわせられる。」（5章85節）と言われたように、アッラーが真理の宗教、真理を完成したイスラームを信じるこれらの信仰者に報奨を与えることは、アッラーからの公平さであった。またこれは彼らの信仰への献身さ、彼らの言葉の真実さを示している。そして、アッラーは彼らの質問に答えられ、彼らの要望を実現された。これは信仰に勤しむ者、真に正しい行いをする者はアッラーに受けいれられ、楽園が与えられるという、

アッラーの公正さと好意からである。このように信仰に勤しむ者、確かな信仰に誠実な者はアッラーから樂園の報奨を得るだろう。

またアッラーの公正さから、ユダヤ人、キリスト教徒、多神教徒のうち神の存在、唯一性、神の預言者たちを嘘だと言う者達は激しく燃焼している地獄の仲間となる。

4－許される食べ物。(87節～88節)

87節 「あなたがた信仰する者よ、アッラーがあなたがたに許される、良いものを禁じてはならない。また法を越えてはならない。アッラーは法を越える者を御愛でになられない。

88節 アッラーがあなたがたに与えられた良い清潔で合法的なものを食べなさい。あなたが信じているアッラーを畏れなさい。」

啓示の背景：イブン・アッバースが伝えるイブン・ジャリール・アル＝タバリー、イブン・イー・ハーティムのハディース：この啓示は教友達の集団のところに下った。その中にはオスマーン・ビン・マズウムもいた。彼らが言った。「割礼をしよう。この世の欲望を捨てよう。修道士がするように地上をさ迷い歩こう。」このことが預言者ムハンマドに届くと、預言者は使者を送って、彼らにそのことを尋ねられた。彼らはその通りだと返事した。すると預言者が述べた。「私はサウム（断食）をするしイフタール（断食後の食事）もする。礼拝もするし睡眠もとる。女性と結婚もする。私のスンナ（預言者の言行）をする者は私の民である。スンナをしない者は私の民ではない。」アル＝セディのハディースによると：彼らは10人でその中にイブン・マズウムとアリー・イブン・アビーターリブがいた。イクラマが伝えたイブン・ジャリール、イブン・マンザル、アブー・アル＝シェイク・イブン・ハッヤーン・アル＝アンサーリィのハディースによると：オスマーン・ビン・マズウーン、アリー・ビン・アビーターリブ・イブン・マスウード、アル＝ミクダード・ビン・アル＝アスワド、サーリマン・マウラー・アビーハズィーフア、クッダーマ・タバッターがいくつ

かの家で滞在していた。そして彼らはイスラエルの子孫の放浪者の人たちがするように食べ、着たし、女性を遠ざけ、粗末な衣服を身につけ、良い食べ物や衣服を禁じていた。また禁欲を重んじ、夜起きて、昼にサウムをしていた。するとこの啓示が下った。

他にもハディースがあるが、この啓示は夜起きて、サウムをし、女性や良い食べ物を避けることを重要視していた教友たちへ下った啓示であった。

当時の状況：食卓章は契約を履行することで始まった。そこにはアッラーの法を守ること、アッラーが許されたもの、アッラーが禁じられたものへの回避が含まれていた。それから「**あなたがた信仰する者よ、アッラーの聖い表徴を冒瀆してはならない。**」（5章2節）とアッラーが禁じたものを許さないことが述べられた。ここでの啓示はアッラーが許したものを禁ずる内容になっている。また前の節と関連している。アッラーが祭司や修道士がいることで信仰者（ムスリム）に最も友好的なキリスト教徒をほめた後、一部の信仰者は禁欲主義の修道士のようになることを望んだ。それは食物、衣服、女性などの良いものを絶つことである。そこでアッラーは彼らがこれらの良いものを避けることを禁じた。

解釈：信仰者よ、自分自身から良いものを禁止したり、排除したりしてはならない。それらは有益であり、あなたたちにとって、喜びとするものである。そしてアッラーが許したもののから禁止したものへとその限度（法）を超えてはならない。またよい食物を無駄にしてはならない。「**そして食べたり飲んだりしなさい。だが度を越してはならない。本当にかれは浪費する者を御好みにならない。**」（7章31節）

禁止する理由はアッラーがアッラーの法を越える者を嫌われるからである。またこれはイスラームの中庸と釣り合いの原則と調和でもある。そして、それは浪費せず、けちにせず、イスラームの生活における物資や楽しみを排除せず、精神的抑制や苦痛や身体を弱らせることに至らせる修道士の生き方や禁欲主義

を望まないことでもある。

アッラーは人々に人生において良いものを避けることを禁じられてから、アッラーが恵んでくださった合法的なもの、良い食べ物等を進んで取るように命じられた。死肉、血、流血、豚肉のように禁じられたもの、利息、賭博、盗み、無駄に他人の財産を食べる等の禁じられたものは別である。このようにアッラーから与えられた恵まれたものにはアッラーから許されたものと禁止されたものがある。

アッラーはアッラーへの崇拜だけではなく、日常生活に関する規則も決められた。それは飲食、衣服、女性等日常生活、人生における様々なことについてアッラーの法を守り、法を越えず、アッラーを畏れることである。

この啓示と同じような内容の啓示がいくつかある。

「信仰する者よ、われがあなたがたに与えた良いものを食べなさい。そしてアッラーに感謝しなさい。もしあなたがたが本当に、かれに仕えるのであるならば。」(2章172節)

「言ってやるがいい。『アッラーがしもべたちに与えられた、かれからの賜物や食料として与えられた清浄なものを、誰が禁じたのか。』」(7章32節)

「あなたがた使徒たちよ、善い清いものを食べ、善い行いをしなさい。」(23章51節)

まとめ：ここの啓示は中庸と均一性を呼びかけるイスラームの基本を示す。そして容易に寛容に行動すること、宗教にのみ没頭したり、人体に悪影響をあたえる厳しい労働を避けること、生活に必要なものを大切にすることなどについて述べている。

ここの啓示には修道院制度を禁止する根拠がある。それは作り出されたものであるとクルアーンは明らかにしている。「だが禁欲の修道院制は、かれらが自分で作ったもので、われがかれらにそれを指示してはいない。」(57章27節)

アル・ダーラミーのハディースによると「わたしは修道院制度を命じなかつ

た。」アハマドのハディースによると「修道院制度は我々に命じられなかった。」アナスが伝えるハディースによると「預言者は言われた。『豊かな生活ができる者は結婚する。結婚しない者はわたしの仲間でない。』」アナスが伝えるムスリムのハディースによると「預言者の教友の中、何人かが言った。「私は結婚しない。」「私は肉を食べない。」「私はベッドに寝ない。」すると預言者が言われた。「私は礼拝し、眠り、断食し、食事をとる。そして結婚もする。私のスナ（言行）を望まない者は私の民でない。」

ここで信仰において厳しかったり、強要したりしてはならないことが明白である。またイスラームは優しい、寛大な宗教であることも明らかである。アナスが伝えるアル・イマーム・アハマドのハディース：預言者は言われた。「この宗教は強固なものである。優しく容易な宗教である。」またアビー・イマーム・アル＝バーハリイが伝えるアル・イマーム・アハマドのハディースによると：預言者は言われた。「私はユダヤ教徒やキリスト教徒として派遣されなかった。寛大なムスリムとして派遣された。」

マーリキ派の学者たち曰く：この啓示や内容においてこの啓示と似たものやハディースは過激な禁欲主義者やスーフィーの人々に反対している。彼らはイスラームの道を逸れ、イスラームの実践を避けている。タバリーが曰く：どのムスリムもアッラーが許されたもの、食物、衣服、結婚等を禁止することができない。

アル＝イマーム・マーリクが曰く：アッラーが許された食物、飲み物等を禁止した者については何もお咎めなしで、カッファール（贖罪、施し）もない。アブー・ハニーファが曰く：それらを禁止した者は不法行為者となり、カッファールをしなければならない。

預言者の食べ物、時には肉等の良いものもあり、時には大麦にパンに塩、油、酢をつけた粗末なものであった。また彼は時には空腹であり、時には満腹であった。そして日常は富裕者と困窮者、金持ちと貧乏人の見本となる生活、また、けちでもなく、浪費でもなく、その時の状況にあった出費の生活をしていった。「裕福な者には、その裕福さに応じて支払わせなさい。また資力の乏し

い者には、アッラーがかれに与えたものの中から支払わせなさい。アッラーは、誰にもかれが与えられた以上のものを課されない。」（65章7節）

預言者は食べ物よりも飲み物に関心があった。預言者の妻アーイシャが曰く：預言者が最もお気に入りの飲み物は冷たいお菓子であった。

5－軽はずみな（言葉の）誓い。正式な誓いとその賠償（カッフアーラ）。（89節）

89節 アッラーはあなたがたの軽はずみな言葉の誓いに対し、あなたがたを非難されない。だがあなたがたが誓って約束したことに対してはその責任を問う。その贖罪には、あなたがたの家族を養う通常の食事で、10名の貧者を養え。またはこれに衣類を支給し、あるいは奴隷1名を解放しなさい。これらのことが出来ない者は、3日間の齋戒をしなさい。それがあなたがたが誓いをした時の賠償である。あなたがたは自分の誓いを守れ。アッラーはこのように、御自分の印をあなたがたのために解明なされる。恐らくあなたがたは、感謝するであろう。

啓示の背景：啓示されたイブン・アッパースが伝えるイブン・ジャリール・アル＝タバリーイのハディースによると：女性と肉食を禁じていた人達に「あなたがた信仰する者よ、アッラーがあなたがたに許される、良いものを禁じてはならない。また法を越えてはならない。アッラーは法を越える者を御愛でにならない。」（5章87節）の啓示が下された時、人々は預言者に尋ねた。「預言者よ、すでに誓約したものについては、どうしたらよいですか？」するとこの啓示が下った。

解釈：軽はずみな言葉の誓いは、例えば「アッラーに誓わないで」のようなものは、意図のない誓約として非難されず、法の裁きはない。一方、締結の誓いとは将来の決心で、意図を持ってする、またはしないと誓約することである。ハナフィー派では故意にした嘘の誓いを三番目の誓いとしている。そしてその

贖罪については学者間で意見が分かれる。ハナフィー派とマーリキ派は贖罪なしで、シャーフィー派等は贖罪ありとしている。

締結の誓いでは「アッラーに誓って」とか、アッラーの属性でもって誓わなければならない。イブン・オマルから伝えられたアハマド達のハディースによると：「アッラーに誓って」または黙認して誓約した者が「預言者に誓って」「後見人に誓って」とは誓約しなかった。アッラー以外の被創造物での宣誓は禁じられている。

生活に余裕がある人への贖罪（カフファール）は次の3種類があり、その中から一つを選ぶ。（一般学者の意見）

- 1－貧者10人、各々に中流家庭の食物（675gの小麦）を与える。
- 2－貧者10人、各々に中流家庭の衣服（外衣、シャツ、ズボン、ターバン等からひとつ）。
- 3－もし奴隷が存在するならば奴隷ひとりの解放。

また、上記のものができない人は3日間の斎戒（断食）。ハナフィー派、ハンバリー派は連続して3日間。マーリキ派、シャーフィー派は連続を条件としない。尚、イスラームではこの他に贖罪の義務が生じるような場合がある。

- 1－過失の殺人：ひとりの奴隷解放と遺族への血の代償。または2ヶ月間の斎戒。
- 2－ラマダーン月に理由もなく斎戒を放棄した場合：ひとりの奴隷解放または2ヶ月間の斎戒または貧民60人の食事。
- 3－ズィハール離婚：ひとりの奴隷解放または2ヶ月間の斎戒または貧民60人の食事。

参考文献：

- 1－タフスィール アル・ムニール（ワハバ アル・ズハイリー著）
ダマスカスのダール アル・フィクル発行（第2版）1991年
- 2－日亜対訳注解 聖クルアーン
（宗）日本ムスリム協会発行（第9版）2007年9月30日
- 3－タフスィール アル・ジャラーライン 第一巻（中田香織 訳、中田 考監訳）
日本サウディアラビア協会発行 2002年

第6回タフスィール研究会報告

クルアーン第5章食卓章 第90節～100節

武藤英臣

日 時 平成22年2月20日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

はじめに

第90節～100節のテーマ一覧

順	節	ワハバ師注釈書	頁数	主 題
1.	90～93	34～48頁	15頁	酒・賭け矢・偶像・占い矢の禁止
2.	94～96	49～71頁	23頁半	マッカ訪問（巡礼、小巡礼、他）時の禁忌状態での狩猟とその報い
3.	97	71～75頁	4頁	在マッカ聖モスクの地位とイスラーム歴の聖月《ズル＝カアダ（11月）、ズル＝ヒッジヤ（12月）、ムハッラム（1月）、ラジャブ（7月）の四ヶ月》、犠牲に捧げる物とその目印となる首飾り
4.	98～100	75～80頁	6頁	アッラーの懲罰は恐ろしいことと、善行の勧め

(5:90) 『あなたがた信仰する者よ、誠に酒と賭矢、偶像と占い矢は、忌み嫌

われる悪魔の業である。これを避けなさい*。恐らくあなたがたは成功するであろう。』

(5:91)『悪魔の望むところは、酒と賭矢によってあなたがたの間に、敵意と憎悪を起こさせ、あなたがたがアッラーを念じ礼拝を捧げるのを妨げようとすることである。それでもあなたがたは憤まないのか。』

(5:92)『アッラーに服従、帰依し、また使徒に従って（悪魔に）用心しなさい。仮令あなたがたが背いても、われの使徒の責務は、ただ明白に（啓示を）宣べ伝えるだけであることを知れ。』

(5:93)『信仰して善行に勤む者は、（既に）食べたものに就いて罪はない。かれらが主を畏れ、信仰して善行に励む時は、それでその上にも、主を畏れ、信仰しなさい。更にその上に、主を畏れ、善行に勤め。アッラーは善行者を愛でられる。』

*アッラーの御言葉《これを避けなさい》は、（禁じられた）よりも禁止の意味においてより強調している。脅えさせ、完全にそれらを遠ざけよと言っている。

言語・語義；

《アル＝ハムル：酒》：理性を覆う酔わせる飲料の全てを指す。

《アル＝マイサル：賭矢》：ギャンブル、賭博。

《アル＝アンサーブ：偶像》：偶像、それらは石柱で造られていた。かつてマッカ聖殿の周囲に置かれていた。無明時代に、それぞれのファミリーがそれらの前で生贄を捧げていた。

《アル＝アズラーム：占矢》：吉凶の神託が判断出来るという矢の軸。矢の軸の部分が神託を表すといわれ、イスラーム以前の無明時代、人々は吉や凶が告げられたとし、物事を判断していた。

《リジュスン：忌まわしい物、悪業、忌み嫌われる行為》：実体的にも感覚的にも不潔・不浄で忌まわしいもの、忌み嫌われる禁忌物や

悪業。実質的であつたり、感覚的であつたりする。イスラーム法的なものに“酒”や“賭博”、或は“死肉”のように法的にも実体的にもまた、吐き気を催すような忌まわしい不潔で不浄なもの。

《ミン アマリッ＝シャイターニ：悪魔の業》：即ち悪魔の装飾物

《ファジュタニブーフ：これを避けなさい》：悪業を避けなさい

《アル＝アダーワタ：敵意》：正義の法を超え害毒を及ぼすこと

《ワ ヤスッダクム：あなたがたが・・・するのを妨げようとする》：その双方を実行することを妨げようとする。

《ワ アニッ＝サラーテ》：特にアッラーへの啓神・崇拜し、アッラーを念じること

《ファハル アントム ムンタフーナ：それでもあなたがたは慎まないのか？》
：それら二つを完全に終了すること。

《ワ アハザルー：用心しなさい。》：不遜な行為を

《アル＝バラグル＝ムビーヌ：明白に（啓示を）宣べ伝える》

啓示理由；

1.

アブー・フライラからの話として、アハマドは次のように伝えている。アブー・フライラは「アッラーの御使いは、マディーナに向かった。その頃（マディーナの）人々は、酒を飲み、賭矢を常日頃行っていた。人々は、アッラーの使徒に、この二件について尋ねた。すると、雌牛章（2章）219節（以後2：219と記す）『かれらは酒と、賭矢に就いてあなたに問うであろう。言つてやるがいい。「それらは大きな罪であるが、人間のために（多少の）益もある。だがその罪は、益よりも大である。」・・・』の節が下された。すると人びとは「（アッラーは）我々にそれらを止めることを命じられたのではない」「それは大きな罪である（と言うに過ぎない）。」、と云つて、人びとは相変わらず大酒を飲み続けた。ある日、マッカから移住した一人が、日没直後の札拝（マグリブ）を

仲間達とするため指導した（イマームとして礼拝を指導した）。礼拝中のクルアーンの聖句を誤ってしまった。するとアッラーは以前より厳しい、婦人章（4章）43節（4：43）『信仰する者よ、あなたがたが酔った時は、自分の言うことが理解出来るようになるまで、礼拝に近づいてはならない。・・・』の啓示を下された。

訳者注：『言ってやるがいい。「おお、不信仰者たちよ、わたしは、あなたがたが崇めるものを**崇め**、あなたがたは、わたしが崇めるものを、**崇める者たちです**・・・』と読んでしまった。

正しくは、『言ってやるがいい。おお不信仰者たちよ、わたしは、あなたがたが崇めるものを**崇めない**。あなたがたは、わたしが崇めるものを、**崇める者たちではない**・・・』（不信者たち章（109章）1節～3節）

その後、本件に関し、もっと厳しい本節『あなたがた信仰する者よ、誠に酒と賭矢、偶像と占い矢は、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。・・・』から『それでもあなたがたは慎まないのか。』（5：90）の啓示がくだった。

その時、人びとは「我々は、完全に飲酒を止めました」と言い合った。人々は「アッラーの使徒よ！（イスラームのために）出征し、殺されてしまった者、自宅のベッドの上で亡くなった者、両者ともに大酒を喰らい、賭矢を行って暮らした人々がいました。アッラーは、酒と賭矢を、忌まわしく不浄で禁忌された悪魔の仕業である、とお教えになった。（これらの人々は、如何なるのでしょうか？）」と述べた。

そこで、アッラーは次の節を下された：

『信仰して、善行に勤しむ者は、（既に）食べたものに就いて罪は無い。かれらが、主を畏れ、信仰して、善行に励む時は、それでその上にも、主を畏れ、信仰しなさい。更にその上に、主を畏れ、善行に勤しめ。**アッラーは善行者を愛でられる。**』（5：93）

2.

ハディース学者（複数）がイブン・アッバースの話として伝えている。イブン・アッバースは話した「飲酒の禁止は、当時飲酒をしていたマディーナの二つの部族に下されたもので、酔っ払ってお互いにナンセンスなことを言い合ったり、行なったりしていた。酔いが醒めた時、ある男が顔や頭や髭に、その痕跡がまざまざと残っているのを見て「これは何某が私にしたものだ」。男がそう言った時、遺恨や妬みがあったわけではなかった。曰く「だが、神に誓って、何某が本当に寛大で親切なら、このようなことを私にする筈はなかったのに」と喋ったことから、何等遺恨や、恨みがあったのではなく、軽い気持ちでその男は述べた。するとその話が一方の部族に伝わって、両部族間に疑心と遺恨と恨みが芽生え、ついには相互に意趣返しや恨みを晴らすようになった。と伝えている。

3.

先人の指導を忠実に墨守する学者の一部は「忌まわしく不浄で禁忌であり、預言者遷都後に起きたマッカ方とのウフド戦役で戦死した者達に『信仰して善行に勤しむ者は、（既に）食べたものに就いて罪はない。かれらが主を畏れ、信仰して善行に励む時は、それでその上にも、主を畏れ、信仰しなさい。更にその上に、主を畏れ、善行に勤め。アッラーは善行者を愛でられる。』（5：93）が啓示されたとしている。

4.

イブン・ジャリールは、預言者の教友が伝えた話として「この節（禁酒）は、サアド・ビン・アブー・ワッカースが原因で啓示された。それというのも、サアドは、酒宴の席である男に暴行を加えた。サアドはラクダの下顎骨で男を叩いた。叩かれた男の鼻が裂け傷ついた。その時、この啓示があった。

5.

イブン・ジャリールとイブン・マルドゥイーヤも、サアドが語ったとして伝えている。「サアドが話すところ、マディーナの男が、ある日食事を準備し、我々（マッカからの移住者たち）を招待してくれた。そこで我々は、へべれけになるまで酒を酌み交わした。マディーナの住人とマッカから移住したクライシ族の者は、互いに家族の自慢を始めた。すると、マディーナ側の人は「我々は、お前たちより優れ、上位者だ。」と言い、さらにマディーナ側の一人が、ラクダの下顎の骨を掴んで、サアドの顔面の鼻を殴打した。鼻は裂け、サアドは重傷を負った。」この時、この聖句『あなたがた信仰する者よ、誠に酒と賭矢、偶像と占い矢は、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。恐らくあなたがたは成功するであろう。』（5：90）が下された。

ハディース学者ブハーリーはアナスの話として伝えている。

アナス曰く「アブー・タルハの家で水撒きを行っていた。その時本節が下された。その際、「皆の衆、酒が禁止となったよ！」と触れまわる声を聞いた。

啓示の契機；

本聖句の前『あなたがた信仰するものよ、**アッラー**があなたがたに許される、良いものを禁じてはならない。また法を越えてはならない。**アッラー**は、法を越える者を御愛でになれない。』（5：87）、『**アッラー**があなたがたに与えられた良い（清潔で）合法的なものを食べなさい。あなたがたが信じている**アッラー**を畏れなさい。』（5：88）の二節で、**アッラー**は、この世の殆どの品々をお許しになり、人が勝手にそれらを禁じてはならない、と信仰者達に教えている。その上で、「酒」と「賭矢」は**アッラー**がお認めになった物のうちから除外されるものであることを知らせ、単に除外されるだけでなく、それらは忌まわしい禁忌物であることを人に教えられた。

何故「酒」が段階的に禁止されたか

イスラーム以前、無明時代のアラブは飲酒を習慣とし、飲酒常用社会であつ

た。あらゆることが飲酒に繋がり、飲酒無しの社会生活は想像出来なかった。従って、一度に飲酒を禁止しても多くの人々は、禁酒を実現することは不可能であった。

アッラーは、従って禁酒のステップを、雌牛章（2章）219節で“飲酒の功罪”について当時のアラブの知性に適った表現で教え、次に婦人章（4章）43節以下で“飲酒して礼拝に近づいてはならない”と啓示があり、人々は昼間の飲酒を止め、夜に飲酒するようになった。

イブン・ジャリールは、アブー・マイサルが語った話を伝えている。オマル（第二代カリフ）が「おお、アッラーよ！　どうか我々に“ハムル（酒）”についてもっと詳しく説明頂けないでしょうか」と語った。暫くして、雌牛章（2章）219節『かれらは酒と、賭矢に就いてあなたに問うであろう。言ってやるがいい。「それらは大きな罪であるが、人間のために（多少の）益もある。』の節の啓示があった。そこで、オマルが呼ばれ、彼にこの聖句が朗読された。するとオマルは「おお、アッラーよ！　どうか我々に“ハムル（酒）”についてもっと詳しく説明頂けないでしょうか」と語った。すると暫くして、婦人章（4章）43節『信仰する者よ、あなたがたが酔った時は、自分の言うことが理解出来るようになるまで、礼拝に近付いてはならない』の節が啓示された。その時、礼拝の時刻がきた。礼拝呼び掛け人への指示を預言者がされた。“酔っ払った者は礼拝に近付くなかれ！”と呼び掛けさせた。しばらくしてオマルが呼ばれ、彼に4章43節が読上げられた。するとオマルは「おお、アッラーよ！　どうか我々に“ハムル（酒）”について、もっと詳しく説明頂けないでしょうか」と語った。しばらくして、この食卓章（5章）90節『あなたがた信仰する者よ、誠に酒と賭矢、偶像と占い矢は、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。恐らくあなたがたは成功するであろう。』と次節『悪魔の望むところは、酒と賭矢によってあなたがたの間に、敵意と憎悪を起こさせ、あなたがたがアッラーを念じ礼拝を捧げるのを妨げようとすることである。それでもあなたがたは慎まないのであるか』が下された。するとオマルは「我々は、止めました！　我々は、止めました！」と語った。

イブン・ムンジルの伝えるハディースは、サイード・ビン・ジュベイルがオマルの話を伝えている。オマルは「賭矢、偶像、占矢もそれ（ハムル：酒）と一緒にですか？」と説明を求めた。すると預言者が「遠ざけなさい。捨て去ってしまいなさい」と語った。すると人々はそれら全てを捨て去った。

注釈と説明；

アッラーは信仰者達に“酒”と“賭矢”に関わることを禁じた。アッラーは、信仰者達よ、酒や如何なる種類の賭事、賭博、生贄を捧げていた石で出来た偶像、吉凶の神託を得る矢の軸による占（うらない）、これらすべてアッラーの不興物であり、忌まわしい不浄な禁忌物である。これらは悪魔の仕業で、悪魔がそれらを身に纏い、自分の飾り物にしているものである。人々よ、これら忌まわしく不浄な禁忌物を、捨て去り関わることを止めなさい。あなた方自身の成功と喜びのため、自身を清廉潔白に、またあなたがたの身体を安全に、そしてあなたがたの間に親愛の友情関係を育みなさい。

Al=Khamr（アル＝ハムル：酒）；

醗酵させ、強力にし、泡立った葡萄の果汁からの飲料。多数派学者の見解は、理性を覆い隠し、分別を失わせしめる酩酊飲料全てをハムル（酒）という。

ハナフィー学派の見解；

“ハムル（酒：khamr）”が禁じられた。アラブは、葡萄果汁以外の“ハムル”を知らなかった。従って、アラブに於ける“ハムル”は、この種の物質に付けられた特有な名称である。

その当時、彼等（アラブ）には、“ハムル”と称されない、この種以外で、理性を覆い隠せしめるものは無かった。《即ち、彼等は、理性を覆い隠すものは、葡萄果汁から出来た飲料のみと考えていた。》

何故なら、彼ら（ハナフィー派）の見解でアラビア語では、類推方式で“ハムル”と同様な他の物を確定することが出来なかったから。

彼等（ハナフィー学派）の見解で“禁止”は酩酊性を超えたものと考えていた。何故なら、禁止は、酩酊作用の結果であって、酩酊とハムルは同一ではないからである。（著者注：ジャッサース著、クルアーンからの規範：2:462 から）これはイブン・オマルの見解でもある。

多数派学者の見解：

「“ハムル (khamr)” は、理性を覆い隠し、又は理性を打砕く、全ての物の名称である」とするものである。（著者注：イブン・アル＝アラビー著、クルアーンからの規範：1：150 から）

従って、『誠に酒と賭失、』（5：90）の聖句に依って、葡萄果汁以外の酩酊飲料も禁じられたとする。これは、オマル（第二代カリフ）の見解でもある。オマル曰く「“ハムル(酒)”は禁じられた。ハムルが出来るのは五つある。葡萄、なつめやし、蜂蜜、大麦、小麦である。」“酒（ハムル）は、理性を覆い隠すもの”。この見解は、イブン・アッバースも同様である。ハディース学者達でナサーイー以外、アハマドとハディース書スナヌの著者達は、アン＝ヌアマン・ビン・バシル経由、預言者の話を伝えている。預言者は「誠に、小麦からも“ハムル”があり、大麦からも“ハムル”はある。干し葡萄からも“ハムル”があり、なつめやしからも“ハムル”はある。蜂蜜からも“ハムル”がある。」と語った。

ハディース学者ブハーリー以外多くの学者が、同様な話をアブー・ホライラ経由、預言者の話を伝えている。預言者は「アル＝ハムルは、この二種の木から、即ちなつめやしの木と葡萄の木」と語った。

アハマドやムスリム、イブン・マージャ以外のアブー・ダウード、ティルミジー、ナサーイー等は、イブン・オマル経由「全ての酩酊物質は、ハムル（酒）であり、全てのハムルはハラーム（忌まわしい禁忌物）である」と伝えている。

武藤注：

ハディース集；初期の代表的なハディース集に、マーリク・ビン・アナスの「ム

ワッタア」と、イブン・ハンバルの「ムスナド」がある。シャーフィイーによる法源論の確立以後、数多くのハディース集が編集された。

そのうち法学者によって特に尊重されたのが、ブハーリーとムスリムの「サヒーフ」、アブー・ダウード、ティルミジー、イブン・マージャ、ナサーイーの「スナン」で、これらは[ハディース六書]ともいわれる。

- 1) アル＝ブハーリー、名を[アブー・アブドッラー・ムハンマド]、西暦870 (AH256) 年死、著書「アル＝ジャーミウ・アッサヒーフ」(ハディース六書のひとつ)
- 2) ムスリム・ビン・アル＝ハッジャージュ、西暦875 (AH261) 年死、著書「アッサヒーフ」(ハディース六書のひとつ)、ブハーリー著の「アル＝ジャーミウ・アッサヒーフ」と共に、二つの“アッサヒーフ”の意味で“アッサヒーハイニ”といわれている。
- 3) イブン・マージャ、名を[ムハンマド]、西暦887年 (AH273) 死、著書「アッスナヌ」(ハディース六書のひとつ)
- 4) アブー・ダウード・アッシジュスターニー、名を[スレイマーン・ビン・アル＝アシュアス]、西暦889 (AH275) 年死、著書「アッスナヌ」(ハディース六書のひとつ)
- 5) アッティルミジー、名を[アブー・イーサー・ムハンマド]、西暦892 (AH279) 年死、アル＝ブハーリーの弟子、著書に「アル＝ジャーミウ・アッサヒーフ」、「アッシャマーイル・アンナバウイーヤ」、「アル＝イラル」
- 6) ナサーイー、名を[アハマド・ビン・アリー]、西暦915 (AH303) 年死、著書に「アッスナヌ・アル＝クブラー」、「アッスナヌ・アッスグラー」

多数派学者は“全ての酩酊物質”は、アッラーの『リジュスン(忌まわしい不浄で不潔な禁忌物)』によって、“不潔で不浄”であるとし、違反者には“強制刑罰”が課されるとしている。

ハナフィー学派は、非加工酩酊飲料、ワインや葡萄ジュース、また半加工酩酊飲料、干し葡萄やなつめやしを水に浸して出来た非加工酩酊飲料は、忌まわ

しい不浄物であり、ハムル（酒）と同様に極め付きの不浄物である。これはアブー・ハニーファ師の有力な見解である。これらの摂取は、少量でも多量であっても禁じられる。其れを飲料したものは刑罰の対象となる。

ハナフィー学派の一人は、酩酊性のある飲料の全てを禁止としている。ジャーベル経由の話を伝えるアハマドやハディース集スナヌ著者達は「多量であっても少量であっても酩酊物は禁忌である」とする。

「ハムル以外の酩酊飲料摂取で、酔わなければ、刑罰を科さない」とハナフィー学派の学者達は述べている。その根拠は、アキーリーが伝える「ハムル（葡萄からの酒）のみが禁じられた。如何なる飲料も酩酊性の無いものは無い」

ナビーズ（乾燥なつめやしと干し葡萄）に酩酊性が生じた場合、禁忌（ハラーム）となる。しかし、食しても理性を覆い隠されたり酩酊したりしない場合、例えば、二～三日間のシロップ漬け等はハラール（合法的な食べ物）である。

賭矢、賭博は禁忌物；

いかなる種類といえども賭博やギャンブルは“アル＝マイサル”（賭矢、即ち賭博、ギャンブル）の範疇になり禁忌物である。仮令子供の遊びでもギャンブル性のあるものは禁忌となる。アリー（四代カリフ）の話として「チェスも賭矢の範疇だ」。金銭が掛った遊び行為全て禁忌される。チェスやバックギャモンで金銭を掛けなくても、学者の多数派は、それら遊戯を禁じている。何故なら其れで、敵愾心や妬みの心を芽生えさせる。更に、アッラーへの感謝や祈念の心を失わせ、礼拝を遠のかせるから。イマーム・シャーフィーは、無駄な時間を過ごすチェスを嫌悪した。

偶像；

イスラーム以前の無明時代、カアバ神殿の周囲に置かれていた石柱は不浄物で禁忌物。かつて人々はそれら石柱の前で犠牲を捧げ石柱を崇めていた。

占い矢（うらないや）も禁忌事案；

かって人々は弓矢の軸で神の神託があり吉凶を判断し、また籤引を行って金銭を配分していた。

『あなたがたに禁じられたものは、①死肉、②（流れる）血、③豚肉、④アッラー以外の名を唱え（殺され）たもの、⑤絞め殺されたもの、⑥打ち殺されたもの、⑦墜死したもの、⑧角で突き殺されたもの、⑨野獣が食い残したものの、（ただしこの種のものでも）あなたがたがその止めを刺したものは別である。また⑩石壇に犠牲とされたもの、⑪籤で分配されたものである。これらは忌まわしいものである。今日、不信心な者たちはあなたがたの教え（を打破すること）を断念した。だからかれらを畏れないでわれを畏れなさい。今日われはあなたがたのために、あなたがたの宗教を完成し、またあなたがたに対するわれの恩恵を全うし、あなたがたのための教えとして、イスラームを選んだのである。しかし罪を犯す意図なく、飢えに迫られた者には、本当にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる。』（5：3）

忌み嫌われる不浄な行為；

アラビア語単語「リジュス」がクルアーンの中で10カ所使われている；

（JMA 訳での和訳）

- ①忌み嫌われる（5：90）、②恥辱（6：125）、③不浄（6：145）、
④懲罰（7：71）、⑤不浄（9：95）、⑥退廃（10：100）、⑦汚れ（22：30）、
⑧不浄（33：33）、⑨汚れ（9：125）、⑩汚れ（9：125）

＊リジュス：には種々の意味がある。

- （1）不浄（9：95）、：よごれ、不純、不浄、墮落、忌まし事物、
- （2）穢れた行い、非道な行為、罪、
- （3）恥辱（6：125）、罪に対する処罰を意味する、
- （4）汚れ（9：125）、疑心、あさましさ、心の不安定、怒り、憤慨、

＊ハラール＆ハラーム [a: Halal & Haram、 b:Haram & Halal] (2カ所)

①「これは合法だ、またこれは禁忌」 a (16 : 116)、

②「非合法とし、また合法とした」 b (10 : 59)、

＊ハラールタイエブ：[必ずハラールが先に来て次いでタイエブが続く] (4カ所)

③「良い合法的」 (2 : 168)、

④「良い (清潔で) 合法的」 (5 : 88)、

⑤「合法でまた清い (もの)」

⑥「合法でまた清いもの」 (8 : 69)、

⑦「合法にして善いもの」 (16 : 114)、

《アッリジュス：忌み嫌われる行為》

感覚的にも実態的にも、理性的にも法的にも不浄、汚れ忌み嫌われるもの：ハムル（酒）がこれに当たる。禁忌物であり、其れを遠ざけよと命じている。

《恐らくあなたがたは成功するであろう》それらを遠ざけることで希望に満ちた成功者となる。

酒と賭博禁止の効用；

シャリーア的にも理性的にも忌み嫌われる悪行である偶像や占い矢は悪魔の業である。もっとも醜悪な人間の行為であり、アッラーはこれらを遠ざけよと命じている。ここの表現は単に否定や、禁止だけでなく、強く止めさせると述べている。更に、それらを遠ざけることが成功者・勝利者への鍵であると述べている。更に、アッラーは、人として、社会的にも酒・賭博の短所・欠点・不具合を述べている。

アッラーは『悪魔の望むところは…』と語っている。預言者の話をオスマーン（第三代カリフ）が語ったとナサーイーが伝えている。預言者は「酒また

は醜惡な業」、アブドッラー・ビン・アムルの話としてバツザルが伝える預言者は「飲酒の常習者は、恰も偶像崇拜者だ」と語ったと伝えている。誠に、悪魔は酒と賭博を友好関係増進に供するのではなく、人々相互間に敵愾心や妬みや恨みを増長させことを目的しているものだ。酒を飲むことが原因で、他者を敵対関係にする。人々の心の中に疑念や妬みや不満を根付かせ、嫌惡を強め、信仰を弱め、イスラーム同胞愛を失わせ、分離主義を演出する。

悪魔は更に、飲酒を常用させようとする。飲酒で理性を麻痺せしめ、アッラーへの祈念を忘れさせる。悪魔は飲酒によって他人に対する尊敬や畏敬を消滅せしめる。人がジクルすることで心の安寧を得、かつ現世と来世で魂の平安と身体の幸せを得ることを悪魔は邪魔している。

酒で理性を失わされると、善惡の判断能力を失い、酒は人の健康阻害の要因ともなり、その害毒は自身の子供や親族にまで及び、多くの場合、家庭崩壊に繋がる。

賭博は、仕事無しで利益を上げても、その反対の人は損失を被っており、人々の間に嫉妬や妬み恨みを惹起せしめ、多くの場合、非難や中傷から、暴力行為へ、更に殺し合いにまで発展する。

第一部まとめ；

飲酒は多くの弊害がある；本人の健康、社会的に妬みや恨みを生じ、宗教的にはアッラーを祈念し賛美することや礼拝を忘れさせ、財政的には益無き害毒・弊害に金銭を浪費する。また同様に、賭博やギャンブルは己に弊害がはね返り、不安と混乱に陥る。このように社会的、宗教的、更に財政的に百害あって一利無きこと飲酒と全く同様である。

その上、啓示に『悪魔の望むところは、・・・』以前説明したように、預言者時代、マディーナの二つの部族は酒を酌み交わし、お互いに冗談を言い合い、戯れふざけあっていた。酒の酔いが醒めた後、或る男の顔や髪に飲酒中の悪ふざけの跡が残っていた。両部族間は友人同士で、妬みや悪意は全くなかった。

酔いが醒めた後、或る男が、もしあの男が寛大で親切ならばこの様な事を、私にしなかつただろうに、と話したことから、相互に非難し合い、嫉妬し、妬みあうように成った。すると、アッラーは『悪魔の望むところはあなたがたの間に敵意と憎悪を起こさせ・・・』(5:91)の啓示を下された。

一般的に言って、聖クルアーンには、シャリーア規範の原因、理由に就いて、詳しく説明はなく、概況のみである。しかし、ここでは、規範の原因や理由について説明がある。酒と賭博禁止の根拠を示し、それらの弊害と危険性について述べている。アッラーは遵守するように強く警告している。アッラーは『アッラーに服従、帰依し、また使徒に従って(悪魔に)用心しなさい。・・・』(5:92部分)と述べている。

***アッラーが何等かの禁止規定を下さない場合、その罰が明確に述べられている事例；**

アッラーは『・・・それで、**かれ**(アッラー)の命令に違犯する者は、試練が下り、または痛ましい懲罰が科せられるから、用心させなさい。』(24:63)

***飲酒禁止の啓示が下る以前に死んだ者達に対する規定：**

アッラーは『信仰して善行に勤しむ者は、(既に)食べたものに就いて罪はない。・・・』(5:93)

***上記同様な事例として、礼拝の方向につき(最初はエルサレムの方向)啓示が下り、マッカの方向に変更された。**

アッラーは『・・・だが、アッラーは、あなたがたの信仰を決して虚しくなされない。本当にアッラーは人間に対し、限りなく優しく慈悲深い方であられる。』(2:143)

(5:94)

あなたがた信仰する者よ、アッラーはあなたがたの手または槍で狩る、ちょっとした獲物によって、あなたがたを試みられる。それはアッラーが、見ることの出来ないかれを恐れる者が、誰であるかを知られるためである。この後でも違犯する者は、痛ましい懲罰を受けるであろう。

(5:95)

信仰する者よ、あなたがたが巡礼者の間は、狩猟して鳥獣を殺してはならない。もし、あなたがたの中、知りながらそれを殺した者の償いは、あなたがたの中公正な2名の者の判定により、その殺したものと等しい（価の）家畜を、カアバに運んで捧げるか、またはその贖罪のために貧者に食を供するか、またはそれに相当する齋戒を行うことである。これらはかれがその行いの結果を味わうためである。アッラーは、過ぎ去ったことは御許しなされる。だがあなたがたがもし繰り返すならば、アッラーは応報を重くされる。アッラーは偉力ならびなき応報の主であられる。

(5:96)

海で漁撈し、また獲物を食べることは、あなたがたにも旅人にも許されている。だが陸上の狩猟は、巡礼者の間は禁じられる。アッラーを畏れなさい。あなたがたはかれの御許に集められるのである。

(5:97)

アッラーは人間の（現世における平安の）ため、聖なる家、カアバを創り、また聖月と捧げ物と（犠牲に供える家畜の）首飾りを定められた。これはあなたがたに、アッラーが天にあり地にある凡てのものを知っておられ、且つアッラーが凡ての事に通曉しておられることを、知らせるためである。

(5 : 98)

アッラーは罰に嚴重であられ、また、アッラーは寛容にして慈悲深くあられることを知れ。

(5 : 99)

使徒には、只（啓示を）宣べ伝えることの外何も課せられない。アッラーは、あなたがたの現わすことも、隠すことも知っておられる。

(5 : 100)

言え、「あなたがたは、たとえばひこっている悪に魅了されようが、悪いことと良いことは同じではない」だからあなたがた思慮ある者よ、アッラーを畏れなさい。恐らくあなたがたは成功するであろう。

第7回タフスィール研究会報告 クルアーン第5章食卓章 第101節～120節

四 戸 潤 弥

日 時 平成20年1月22日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

第5章 食卓の章（101～120節）のテーマ

法判断（フトワ）は具体的事案に対して審理を行うが、その判断の根拠がクルアーンなのに対して、タフスィールにおいては、具体的事案に対して、アッラーの啓示による判断が下され、その判断が法となる過程をたどることができる。食卓の章（101-120節）においては、1）訴訟における証明責任規範が遺言の証人の不正問題から導きだされ、2）ジャーヒリア時代の捧物が寄進財（ハブス）の原型となり、宗教的信託財（ワクフ）の法規範が形成され、3）イーダがアッラーの恩寵と関係して成立したキリスト教の日曜日となったことなど法規範形成の思考と歴史の跡を辿ることができる。

聖霊（啓示）が降りないような事柄に関しての多くの質問をしてはいけないこと

本文： 信仰する者よ、いろいろと尋ねてはならない。もしあなたがたに明白に示されると、かえって悩まされることもある。ただしクルアーンが啓示されている時、それに就いて問えば、あなたがたに明白に示されるであろう。アッラーはそれを許される。アッラーは寛容にして慈悲深い方であられる。(101) あなたがた以前の民も（このことに就いて）尋ねた。そしてそのことのために、不信心者となった。(102)

解釈：

啓示理由質問：その内容の詳細を明らかにしたいからとは限らない。相手を試すためとか、相手を追いこんで困らせるためとか、悪意の衝動に駆られたためとか、相手をからかって嘲笑したいとか、あるいは何の関係もない無意味なものもある。もちろん遺産相続など繰り返し質問がなされるようなものがあり、それは教えてもらいたいからそうするのである。

無意味な質問の例として、ハディース『ブハーリー』には次のようなものが記されている。アニス・ビン・マーリキによれば、預言者が説教すると、ある男が「私の父はどこにいるのか？ 某何々です。」と言った時に、「皆よ、質問をしないように」との啓示が下った。また、イブン・アッバースによれば、アッラーの使者に対し、意味のない、からかうような質問をする人々がいた。「私の父は誰ですか？」とか言うものがいれば、駱駝がいなくなった男が、「私の駱駝はどこにいますか？」のような質問をしたので、「信仰を持った者よ、質問をしないように」との啓示が下った。

（クルアーンの解釈書や、『歴史』の著書などがある学者の）タバリーは、アブー・フライラが語った同じようなハディース（預言者の言行録）を紹介している。

アニスによれば、預言者は「ほんとうにしょうがない。私がここ（説教壇）にいる間は、私が伝えたことについて以外について質問しないように」と言うのと、ある男がずっと立ち上がって、「アッラーの使者よ、私はどこに入りますか？」と質問した。すると、「（煉獄の）火の中だ。」と言った。

すると、次にアブドッラー・ビン・ハッザーフが「アッラーの使者よ、私の父は誰ですか？」と言うと、「お前の父はハッザーフだろうが」と言った。

アブー・フライラによれば、アッラーの使者が私たちに、「皆さん、アッラーは大巡礼の義務を課されたのです。巡礼しなさい」と説教を行うと、ある男が、「アッラーの使者よ、それは毎年ですか？」と三度、同じことを繰り返した。黙ったままでいたアッラーの使者は、「そうだと私が言えば、それが義務となるだろう。しかし、あなたたちは義務となっても実行できない」と言った。

そういう事情で、アッラーはこの啓示を下したとの内容がハディース『アフマド』及び『ティルミーズィー』に次のように記されている。

「ほんとうに、家（注：メッカのカーバ神殿）への巡礼が義務となった・・・」の啓示が下ると、そこにいた者たちは、「アッラーの使者よ、毎年ですか？」と質問した。預言者が黙ったままでいたので、「アッラーの使者よ、毎年ですか？」と繰り返して質問した。すると「違う、そうだとすれば義務となってしまう」と答えたが、その時に、「あなたたちに良くないことになったと思えた時には質問するのではない」との啓示が下った。

タバリーは、同様のアブー・フライファの言葉と、アブー・アマーマ、それにイブン・アッバースの系譜のハディースを伝えている。

ハーフィズ・イブン・ハジャルは、「この二つの件で啓示が下ったのだ」との言葉を伝えているが、イブン・アッバースのハディースのものよりも系譜の信頼性がある。しかし、タバリーは最初の方がより信頼性があるとしている。

アブー・ハッザーフの「父は誰か」と言ったような質問がアッラーの使者に多くなされるようになったために啓示が下った。また、「アッラーが巡礼を義務とされた」と言うのと「毎年ですか？」というような質問が出てくるような状況が生まれて啓示が下った。

啓示の契機：アッラーはここでアッラーの使者の使命が、「伝達」にあるとされた。使者の任務は伝達であるから、使者に伝達事項以外の質問をしてはいけないとされた。そうした質問は、より負担の大きい義務や、新しい別な負担の大きい義務を引き起こす原因となると教えている。

解釈と説明：「アッラーと、アッラーの使者を信じた者たちよ」：不可視の世界や、隠されていること、意味のないこと、宗教的に正確さが要求される事柄、聖霊（ワヒー：啓示）が語っていない義務について必要以上の質問を行うと、質問者以外の他の信徒たちの義務を増大させるか、あるいはより難しいか、あるいはより悪いことや、多くの困難が引き起こされる原因となる。啓示がなされた時に、言及されなかった事柄、難しい事柄、疑念が生まれた事柄、困難な義務について質問すると、アッラーはアッラーの使者を通じて、質問者たちの

ために事の次第を明らかにした。クルアーン解釈書『タフスィール・イブン・カスィール』には次のようなハディースが記されている。

「質問するな、質問するのを待て。信徒たちの質問が激しく、身を狭くすることが原因で啓示が下る。」

アーミル・ビン・サアドが父からの話を伝えている。

「最大の罪を犯す信徒とは、禁止されないことを問う者である。その質問がなされたために禁止されたのである。」(『ハディース・ムスリム』)

啓示の言葉が語義によるものではなく、専門用語として使用されている(ムジュマル)ので、説明がないと分からない場合の質問は必要に迫られたのであるから、許されるもので、その際には啓示がその意味を明らかにすることになる。

(ムジュマル：意図が示されず、言語上の手掛かりや、状況から意味をとることもできない啓示。具体例は、「礼拝、ザカート、断食、巡礼、リバー」などで、語義的意味ではなく、アッラーが特殊な意味を与えている。例えば、アッラーが礼拝を、アッラーの使者の行為と説明によって、礼拝がどのようにするものなのかを明らかにした。：訳註)

質問するなとされる事柄で、その義務の履行が難しいものであるとか、信徒がさらなる説明が必要であるものについては、啓示が下されて明らかにされる。

ムギーラがシャアバから聞いたことを伝えている。

「アッラーは母への不服従、女兒の生き埋め、義務を禁じるのを禁じた。また質問過多と散財をしないように戒めた。」(『ハディース・ムスリム』)。またアブー・フライラが語った同様のハディースがある。

「不要な質問」：法学上の問題を探求するため、あるいは啓示されない義務、意地悪なあら捜し、新しい事柄などについて質問で、こうした質問は好ましくないものとされている。

しかし、啓示の中で正確な意味が語義からも、文脈からも知りえない(ムジュマル)場合の質問は許される。

例えば、牝牛の章のハムル(酒)禁止の啓示後、それについて明確な説明を求めた質問はその例である。

禁止されないこと、信徒の義務とされていないことに関する質問は有益でない。必要のない質問がなされ、啓示としての答えが下されると、信徒の負担は増大し、困難さを増すことになる。つまり禁止事項が増えることになるのである。

「アッラーはそれを許された。アッラーは許しを与え、穏やかな気質のお方である。アッラーが天啓の書に書かれていないのは許しているのである。沈黙は許しなのである。だから信徒もアッラーが沈黙されている事柄については沈黙すべきである。アッラーは間違っただけで質問を行っても許してくれる。穏やかな気質のお方である。過ぎたることも、足りないことも許され、懲罰で対応されることはない。」

アブー・サアラブ・ハシャニー、ジュルサム・ビン・ナーシルがアッラーの使者のことは伝えている。

「アッラーは遺産相続法を定めた。それを無視してはいけない。刑法も定めた。それに敵対してはいけない。禁止されたことをしてはいけない。ある事柄については沈黙したのは忘れたのではなく、信徒たちへの慈悲である。詮索しないように」（『ダール・クトニ』、その他）

過去に質問過多だった人々として、アッラーの使者サーリフの民がいた。そのため、彼らは不要な質問して義務が課された。しかし彼らはその義務を実行しなかった。

そのことを伝えるため、「あなたたちより以前の民がそのことについて質問した」とクルアーンが言及している。彼らは不要な質問をしたため、答えとして啓示が下ったが、その答えを信じなかったため、彼らは不信仰の民となった。つまり質問したことが原因で不信仰者のレッテルが貼られたのである。

アブー・フライラがアブドッラフマーン・ビン・サハルの言葉を伝えている。

私はアッラーの使者が、「否定されたことは避けよ、命じられたことは力を尽くして行え。過去に滅ぼされた人々がいたが、質問しすぎたからだ。預言者たちに異を唱えたからだ」と言うのを聞いた。」（『ブハーリー』、『ムスリム』）

生活の中の法学、あるいは規範：本節（章句）は、啓示が行われた時には、有益か、あるいは明文であるが、その意味が良く分からない（ムジュマル）場

合には質問が許されるが、この二つ以外のあらゆる種類の質問行為を否定し、禁止している。

預言者になされたすべての質問に答える形で啓示がなされたが、その質問は彼を試すためのものもあれば、からかうためのものもあった。

教友(弟子たち)はこの啓示以後、礼儀として、啓示直後の質問を控え、アッラーが預言者に伝えた事柄だけを理解しようとした。

イブン・アッバースは「アッラーの使者の民ほどに最良の民は見たことがなかった。(アッラーの使者が) 召されるまでの間に、彼らが質問した数は13 だけであって、全てクルアーンの中にある。「かれらは聖月について、あなたに問うであろう。(牝牛の章 2:217)」、「彼らは月経に就いて、あなたに問うであろう。(牝牛の章 2:222)」などがその一部である。

現代人の法的問題に関する質問：知識や理解のためになされる法学的質問は今日においては許される。

イブン・アブドル・バッルは「今日、質問することが原因で、禁止や許可の啓示が降りることを恐れる必要はない。知識を求めて質問するのは構わない。しかし有益でなく、学問のためでない、くだらない質問は多少の別なく許されない」と言っている。

必要な質問の例：離婚された女性や夫に死別した女性、妊婦、月経のない女性、妊娠していない女性の待婚期間について質問されたので、「あなたがたの妻の中、月経の望みの無い者に就いてもし疑いを抱くならば、(命じられた) 定め期間は3ヶ月である。(まだ) 月経の無い者に就いても(同様である)。妊娠している者の場合、その期間は彼女が重荷をおろすまでである。本当にアッラーを畏れる者には、かれは事を容易になされる。(離婚の章 65:4)」が啓示された。

このことから、必要ない質問はするなということであることが分かる。

「質問をするな」との句は、「啓示時に質問するなら信徒に明らかにされるだろう」との句が対応している。前者は質問の否定、後者は質問の許可である。後者の後に、どうしても必要なことであるなら質問しても良いとの文が省略さ

れていると考えられる。しかし、省略されているのに、その部分を加えることは正しくない。

ジョルジャーニーの解釈：「(それについて)は(別の事柄)を指す。」と言っている。また「我は人間を粘土から創造した(信者の章23-12)」では、人間はアーダムを指すと述べ、同じ章の「それから凝結として創造した(信者の章23-12)」は、アーダムの息子を指すと述べている。それはアーダムが凝結から創造されたのではないからだが、どうして人間としたのかというのは、人間はアーダムと同じ類だからだ。このように、クルアーンの啓示の許可、禁止、判断について、また解釈や説明が必要な場合には、質問すれば、答えとしての啓示が下る。

質問した人々について：過去に、アッラーが否定したこと、つまり質問をした人々をアッラーは許した。それはアッラーからの恩恵であり、慈悲である。しかし同じことを繰り返してはならない。

質問行為に忌避と否定の関係：「信徒たちが知らないことなら、知っている人々に訊きなさい。(蜜蜂の章51-43)」とあるから質問行為は否定されない。否定されるのは義務となったことが確定した事柄についてである。

ジャーヒリア時代の家畜やラクダなどに関する宗教的慣習

本文：アッラーが、バヒーラまたはサーイバ、フスィーラまたはハーミーを定められたのではない。ただし、不信心者がアッラーに対して虚構したものである。かれらの多くは理解しない。(103) かれらに向かって、「アッラーが下されたもの、ならびに使徒の許に来なさい。」と言え、かれらは「わたしたちには祖先が伝えたもので十分です」と言う。何と、かれらの祖先は全く知識もなく、また(正しく)導かれなかったではないか。(104)

啓示理由：アッラーは信徒に課されていないことについての質問や探求を否定し、禁止した。同様に、信徒に課されていない義務も否定した。そこでアッラーはジャーヒリア時代に、アッラーの信仰を失った人々の状況を明らかにした。彼らは自分たちで禁止の規範を決め、主であるアッラーの許しを得ずに規

範を定めた。それは無効であることはもちろんである。ここで紹介された慣習は無効で、科学的にも、宗教的に否定される。

解釈と説明：アッラーはバヒーラ、サーイバ、ワスィーラ、ハーミーの4についての規定を定めたことはなかった。

バヒーラ：雌ラクダで、その耳を広く切り開いた。そこから5頭の子ラクダが生まれ、最後のラクダが雌であったらなら、その肉を食べ、乳を飲むことが女たちに禁止された。最後のラクダが雄だったなら、男女共に、その肉を食べることが許された。

サーイバ：雌ラクダで、偶像の神々に捧げられてから自由にされた。それからカーバ神殿の管理人に与えられた。自由にされた雌ラクダは行きたいところに行き、荷を担がされることはなかった。その体毛の利用や、乳を飲むことは賓客を接待する場合を除いて禁じられた。

ワスーラ：雌の羊かラクダ。初産の子が雄だったら神々の物とされた。雄と雌2頭の子が同時に生まれたなら、人々は、「雌は兄弟の雄に辿り着いた」と言って、雄ラクダを神々のために屠ることはしなかった。

ハーミー：雄ラクダで、一定の回数叩いてから偶像に捧げられる。荷を担がされることはなかった。

ジャーヒリア時代に人々は前記のような規則を定め、それをアッラーが定めたというような嘘をついた。自分たちがしたいことをしたのに、その理由をアッラーの命令とした。多くの者はアッラーに対する冒涇行為だとは知らなかった。理性を働かせることもなく、考えることもなく、アッラーを否定し、偶像を崇拜し、多神教徒であった。アッラーは不信仰を命じることはない、またそのような信徒に満足することはない。

アムル・ビン・ルハイという人物が人々のイブラーヒーム信仰を変更させ、前記の4つの規則を導入した。この結果、アラブ民族は偶像を崇拜するようになった。

アーイシャは、アッラーの使者のことばを伝えている。

「私はお互いが破滅している煉獄を見た。そこにアムルもいた。彼はサワー

イブを始めた人物だが、自分の腸（はらわた）を引っ張っていた。」『ブハーリー』、イブン・カスィール『タフスィール』第2巻 107頁。

タバリーがアブー・フライラがアッラーの使者がアクスム・ビン・アルジュンに語ったこととして前記と同様のことを述べている。

「こちらへ来いと言われた時」：多神教徒に発せられたことばで「アッラーが啓示され、証明された永遠の規範に従って行動しなさい」と言っている。アッラーの使者はその内容を詳しく説明するアッラーからのメッセージを伝えている。

多神教徒の応答：先祖の教えに従うので不要である。先祖たちは規範に精通し、私たちのために規範を定めてくれた。我々は先祖に従っていく。

アッラーの反語疑問文での対応：それで十分なのか。先祖たちはアッラーの規範をまったく知っていなかった。現世と来世で何一つ有益な導きもなかったし、良い方向へも向かわなかった。

彼らは偶像崇拜と、根拠のない信仰の闇へと叩き込まれた。それから自分勝手に規範を定めた。その中には女兒の生き埋め、飲酒、孤児と婦人への虐待、不倫や非道徳的行為、驕慢さが引き起こした戦争、敵対行為の助長、分不相応な欲望などがあった。

意識することも、理性を働かせることもない伝統への固執や承継された反抗心を非難している啓示は多い。

「かれらに、『アッラーが啓示されたところに従え』と言えば、かれらは、『いや、わたしたちは祖先の道に従う。』と言う。何と、かれらの祖先は全く蒙昧で、（正しく）導かれなかったではないか。（2:170）」

生活の中の法学、あるいは規範：創造者であるアッラーは人々の法規範や、法規則の判断者。アッラーが定めない法規範は拒否される。アッラーはこの節（章句）で、ジャーヒリア時代の人々の先祖たちが定めた法規範制定行為を否定した。

ジャーヒリア時代に人々が理性を働かせれば、不信仰者にも、偶像崇拜者にも、多神教徒にもならなかった。禁止されなかったことを禁止した過ちで道を迷った。益も害もない石を拌み、益のない禁止を行った。

先祖の迷いに固執した。伝統や慣習の中には害のあるものがある。偶像崇

拝、多神教などがそれである。

前記の状況を示す啓示

「またかれらは「これこれの家畜と穀物は禁じられる。わたしたちが許す者の外に、誰も食えることは出来ない。」などとかれらの勝手な決断により、背中が禁忌になっている家畜、また（屠殺に際し）それに、アッラーの御名を唱えない家畜などと（捏造して）言う。（これらは凡て）かれに対する捏造である。かれはこの捏造に照らし、やがて報われるであろう。（138） またかれらは言う。「この家畜の胎内にあるものは、わたしたち男の専用であり、わたしたちの女には禁じられる。だが死産の場合は、誰でも皆それにあずかれる。」かれは、かれらの虚構に対しやがて報われる。本当にかれは英明にして全知であられる。（139）（家畜の章）」

迷いから脱出する方法は、理性を使って思考することである。

家畜に関して禁止事項を自分たちで捏造し、自分たちに課した。アッラーは彼らの禁止規則と何の関係もない。これは悪魔の仕業である。アッラーはそのことを叱責し、禁止されたことは禁止されていない（ハラル）であることを告げた。

イスラーム法学の歴史的事例：アブー・ハニーファは、この節（章句）を、ハブス（寄進財）、ワクフ（宗教的信託財）の否定の法判断の根拠としている。土地とか建物とかを寄進財として人々の利用を妨害するのは何ら益がない。アッラーはアッラーからの法規範に拠らない彼らの考えによる前記の措置をジャーヒリア時代のラクダの捧げものと同じとしている。それは人々の利益を考えていないからだ。

アブー・ハニーファの法的意見に対して、多数の学者たちは寄進財（ハブス、ワクフ）を許された行為としている。

イブン・ウマルはアッラーの使者に、ハイバルの地で寄付の許しを求めると、「元はハブス（保持）して、果実を寄付しろ」と言った。寄進した者に果実の寄付を許した。ハブスが許されていた第1の根拠である。

アッラーの使者の教友たちは一致してワクフ（宗教的信託財）の合法性を認

めていることが多数説の根拠の第2である。

アッラーの使者の教友たちでワクフの合法性を認めていることが分かっているのは、アブー・バクル、ウマル、ウスマーン、アリーの正統4代カリフたち、アーイシャ、ファーティマ、アムル・ビン・アース、イブン・ズバイル、ジャービルである。

多数説の第3の根拠はメッカとメディナでワクフが知られていたことである。

多数説の第4の根拠は、マーリキの言葉である。アブー・ハニーファの弟子であったアブー・ユーセフはアブー・ハニーファの意見を支持しなくなる前に、ラシードが臨席する中で、マーリキに対し、ハブスは許されないとやった。

マーリキは、「これらのハブス制度はハイバルでのアッラーの使者のハブスであり、教友たちのハブスである」と言ったと伝えられている。

「アッラーが定めた遺産相続規定にはハブスはない」との意見に関しては、ワクフ（宗教的信託財）はハブス（寄進）ではないとの主張がなされた。

タバリーの意見：「寄付（サダカ）とは生存中に行うものである」で、アッラーの使者はアッラーの許可を伝えた。そしてアッラーの使者の教友たちも同じように行った。アッラーの定めた遺産相続規範にはハブスはゆるされないと主張には抗弁力がない。それはまたアッラーの使者の教友たちはアッラーの使者のスナ（言行）に誰一人、異なった行動を取らなかった。アッラーの教友たちの行為はその意味で、他の信徒たちの抗弁力となる。

ワクフ（宗教的信託財）制度を認める立場と認めない立場は、信託した人が信託行為によって益を得ることができるかによって判断することができる。理由は所有地から、その一部をアッラーへ信託したからだ。その一部はサダカ（寄付）として戻ってくる。そのような益があることを条件とし、また信託した人が困窮したり、その子孫が困窮したりした場合には益を受けことを条件とすれば、ワクフは許される。また信託した者以外の困窮者がその益を受けることも許される。

ワクフ（宗教的信託財）を信託者や、その他の人々に役立てることについて：シャーフイーと、アブー・ユーセフの意見：信託者に所有権はない。しかし、

寄付を受けることは許され、貧しい人に分かちことも許される。ウマルは生涯それを行った。アリーもファーティマもそれを行った。

マーリキの意見：戦闘馬や武器以外のワクフ（宗教的信託財）は信託者以外がそれを受け取り、牧草などの益を得て、それを貧しい人々に分かちことで完了する。

アッラーへの執り成しと善行を實踐し悪行を避けること

本文： 信仰する者よ、あなたがた自身（を守る責任）は、あなたがたにある。あなたがたが正しい道を踏むならば、迷った者はあなたがたを妨げることは出来ない。あなたがたは挙ってアッラーに帰るのである。その時かれは、あなたがたの行ったことを告げ知らせるであろう。(105)

啓示の契機：イブン・アッパースによれば、アッラーの使者はハジャルの人々にイスラームへの入信を勧め、拒否するなら人頭税を払えとの書簡を送った。この時、アッラーの使者は、アラブ人にはイスラームに入信するか、あるいは、戦うかの選択肢しかなく、人頭税の支払いでは済まないと言った。ユダヤ人や、キリスト教徒などの一神教徒、マギ教徒にはイスラーム入信か、あるいは人頭税を支払うかの選択があると書いた。アッラーの使者がクルアーンの啓示を読み上げると、アラブ人はイスラームへ入信したが、ユダヤ人や、キリスト教徒などの一神教徒、マギ教徒は人頭税を支払った。

アッラーが彼を送ったのは全ての人がイスラームに入信するまで戦うためだ、人頭税を支払って許されるのは一神教徒だけだが、ハジャルの民の多神教徒に対しては、アラブ多神教徒への返答しかないと言っていることにアラブの偽信者は驚いた。

そこで「あなたがたが正しい道を踏むならば、迷った者はあなたがたを妨げることは出来ない」との啓示が下った。

アッラーは信徒の義務、イスラーム法規範、法判断について説明している。「使者は伝達するだけである」と言うと、多神教徒は伝統に固執し、拒否した。

導かれた者たちは迷わないためにアッラーの言葉を実践し、命令に従わなけ

ればいない。

この節は前の節の警告とつながっている。

解説と説明：アッラーは信仰心の強い信徒に対し一生懸命に、そして能力の限り自分自身を改善し、善行を積むように命じ、命令をよく実践する者は腐敗することはないとした。

アッラーとアッラーの使者を信じて反抗しないように自分自身を保つことが命じられている。導かれた後、善行によってアッラーに近づき、懲罰を受けないようすれば、他人に惑わされることはない。

アッラーの許へ戻っていくのだが、行為によって試され、その行為によって報いを受ける。善行を積みめば良くなり、悪行をつめば悪となる。

この節（章句）はアッラーに服従して反抗しないように説いている。

「それぞれの魂は、その行ったことに対し、（アッラーに）担保を提供している。(74-38)」

「各人はその行いに対する以外に、報酬はないのである。重荷を負う者は、外の者の重荷を負わない。(6-164)」

生活の中の法学、あるいは規範：この節（章句）は正しく身を処し、非難されることは行わないと命じているように見えるが、そうではない。この節は、人間が正しいのであれば、それは義務ではなく、誰も他人の罪を背負うことはないと教えている。

次に、信徒の自己確立、善行の実践、自己への信頼、反抗心の否定が求められている。

正しい身の処し方と悪行を避けることを伝える節は多いが、この節はそれらとは矛盾しない。この節は人格と健全な自己の形成を説いている。前者は社会的なものである。

旅行中に死が迫った人の遺言の証人について

本文：信仰する者よ、あなたがたの1人に、臨終が近付いた時は、あなたがたの間で証言を取れ。遺言書の作成の時は、公正な2人の証人をあなたがた

の中から立てなさい。また、もしあなたがたが地上を旅していて、死の苦悩があなたがたに降りかかったならば、あなたがた以外（の民）から2人を、礼拝の後、引き止めて（依頼しなさい）。もしかれらを疑うならば、アッラーにかけて誓わせなさい。「わたしたちは、仮令近親のためでも、どんな値段でも（証言を）売らず、またアッラーの証拠を隠しません。そのようなことをすれば、わたしたちは本当に犯罪者です。」（106）もしかれら2人が（偽証の）罪に値いすることが判明したならば、かれらによって不利益を被った者の中から（死者に）縁の最も近い適切な2人の人物を新たに証言に立たせ、アッラーにかけて誓わせなさい。「わたしたちの証言は、本当に2人の証言よりも真実であります。わたしたちは決して（罪を）犯したことはありません。そうであれば、わたしたちは本当に不義者であります。」（107）こうすることは最も正当である。こうしてかれらはその真実に基づいて、証言をなすことになる。あるいはかれらが証言した後に、立証が反論されることを恐れよう。アッラーへの義務を尽くし、また（かれの勧告を）聞け。アッラーは掟に背く者を御導きになれない。（108）

啓示理由：イブン・アッパースは次のように伝えている。

タミーム・ダーリー、アディ・ビン・バッターはキリスト教徒であった。二人はジャーヒリヤ時代に、マッカに長期滞在して商売をしていた。預言者がマディーナに移住すると、二人もマディーナに移り住み、そこで商売を始めた。

ブダイル・サフミーがマディーナにやってきた。これら3人は一緒にシリアに商売しに行った。途中でブダイルが苦痛を訴え、自筆の遺言書を書き、荷物に滑り込ませ、二人に遺言して死んだ。二人は荷物を開くと、金彫りの銀のポットを抜き取り、元通りにした。二人がマディーナに戻り、ブダイルの家族を訪問し、彼の荷を遺族に届けた。遺族が荷を開くと、遺言書が見つかった。なくなっていたものがあったので二人に問い質すと、ブダイルが預けたのはこれだけだと答えた。

ここに遺言があるがと言っても、二人は何も隠していないと言ったので、遺族は預言者の裁定を仰ぐことにした。

アッラーの使者は二人に、午後の礼拝の後で、誓言を求めた。二人はあくまで否定したが、金彫りの銀のポットが出てきた。遺族がこれはブダイルのものとと言うと、二人は、そうだったが、ブダイルから購入したと言い張った。誓言した際に、金彫りの銀のポットのことは忘れていたと言った。そこで預言者の裁定を仰ぐと、啓示が下った。預言者は二人の誓言を求めた。

それからタミーム・ダーリーがイスラームに入信し、預言者にバイア（忠誠）を誓ってから、ポットを取ったことを自白した。

啓示の契機：死の前の遺言書と証人、そして遺言書の保存と、その確実な実行を促すことである。

解説と説明：死の前に遺言書を作成し、証人としてイスラーム教徒で、公正な男性二人を立てる。イスラーム教徒がいない場合には、二人の男性でも良い。その理由は、啓示が旅行中での死、つまり客死の際の遺言についてであるからだ。そして公正な人間かどうかは推定でよい。遺言書は証人が預かり、遺族に届け、それに基づいて遺産相続が行われる。証人に疑わしい部分があれば、背信行為の訴えを起こす。訴えられた場合には拘束し、礼拝後に判決を下す。午後の礼拝後に証言させる。その理由は裁判審理や、民事訴訟判決は午後の礼拝後に行われていたからである。礼拝後とは、イスラームの礼拝後であって、キリスト教徒ではない。たまたま訴えられた二人がキリスト教徒であったのである。証人が疑われた場合には、誓言させる。証人が親戚の場合には誓言は不要である。理由は財産訴訟であるから。財や、近しい人間関係のために、証人は嘘の誓言をしてはならない。嘘、背信、隠蔽は倫理的罪（イスム）である。証言と誓言が裁判で用いられることになった。

生活の中の法学、あるいは規範：この節は、解釈の違いが生じないほど明らか（ムフカム）で、廃棄されない。タバリーなどは廃棄説を主張する。その理由は、こうした裁判が行われていたのは預言者の啓示が下ってから、初期のイスラーム信徒たちの時期である。真実は、提訴者（原告）の証拠か、あるいは原告に提訴するに足る証拠がない場合には被告の誓言によって明らかにされるからだ。手元にある商品が、原告から購入して、自分のものであると主張する者

は、証言しなければいけない。手元にない場合には提訴するためには証拠が要求される。これらの節から3つのことが明らかになった。1) 旅行中に死が訪れたら遺言を認め、2) それを確定し、実行させるために証人が必要で、3) 証人は原則として公正なイスラーム信徒であるが、いない場合にはイスラーム信徒でなくてもよい。

当時、イスラーム信徒はマディーナにしかいなかったが、現代では至るところにいるので、証人はイスラーム信徒でなければならない。不信仰者はイスラーム信徒の証人にはなれない。アブー・ハニーファは、不信仰者同士の場合にはイスラーム信徒である必要はないとした。婦人の場合の証人の数は4人である。庇護民で、イスラーム信徒と売買、賃貸を営む者と、民事、刑事の事件が起こる可能性がある。その時に証人を得られないとか、満足できる証人がいないことから裁定がくだされなかったりしたなら、庇護民の権利が失われるので、その場合には非イスラーム信徒の証言は採用される。拘束は、財をめぐる訴訟において証拠がない場合や、保証人がいない場合になされるのが原則である。審理が終わるまで牢獄に拘束される。誓言は原則として信仰の問題である。誓言は1) 誓言する時間帯、2) 場所（モスク、モスクの説教壇上）、3) 状態（立ってしても、座ってしてもよい）、4) 誓言文句（アッラーに誓って言いますなど、アッラーに誓う文言）から検討される。証人の伝達内容の受け入れや証人への信頼には誓言は原則として不要である。疑わしい場合に必要なのである。節では自分のための原告の証人や権利の実現のための証言は信仰の有無で判断されてもよいとしているが、これはイスラーム法の規範と違っている。原告には証拠が、否定する被告には誓言が求められる。こうしたことからこの節は廃棄と見るのが多数説である。しかし発言者の答えは明らかで解釈不要であるから廃棄ではない。ここでの原告の証言の承認は被告の背信が明らかになったからである。被告から原告に対する誓言は否定される。誓言の法規範は遺産相続問題から形成された。しかしこれは財に関わる争いでの宣言であるので、証明責任は提訴者にある。

現世終焉の復活の日に人々が召される結果についての使者たちへの質問、多神教の罪の重さについて

本文：アッラーが使徒たちを召集される曰、かれらに、「あなたがたはどんな返答を得たか。」と仰せられよう。かれらは（答えて）申し上げる。「わたしたちには、知識はありません。誠にあなたは、凡ての奥義を熟知なされています。」(109)

啓示の契機：この節（章句）は脅し、恐怖、叱責である。アッラーに畏怖と畏敬を持って命じられた後、遺言を隠した者などに警告が発せられた。こうした行為は復活の日に悪行として計算されると警告している。アッラーの使者たちが集められる復活の日に、アッラーを畏怖畏敬し、念じるように命じている。

クルアーンはたくさんの法規範と法判断を伝えている。神々に従うことの非、預言者たちについての説明、復活の日の説明、その日に召集があることの断定、復活の日の描写による法規範の遵守、復活の日のイーサーの状況などを伝えている。また復活の日について多くの質問がなされた。

解説と説明：アッラーの使者よ、アッラーは復活の日にアッラーの使者たちを集めることを思いなさい。アッラーは彼らを叱責し、彼らの民を非難する。アッラーは使者たちに、彼らの民が答えたことについて質問する。彼らの民の答えはどうだったのか。アッラーへの信仰と信仰肯定の答えなのか、それとも否定と反抗の答えなのか。前記については、高壁の章7章6節、部屋の章15章92～93節に描かれている。

「それからわれは、使徒が遣された者たちを尋問し、また使徒たちをも尋問する。(7-6)」

「それで、あなたの主に誓って、われは必ずかれら凡てを尋問するであろう。(92) かれらが行った凡てのことに就いて。(15-93)」

復活の日に関する質問で、非難や叱責でないものもある。それは先祖の定めた恣意的な法規範によって不信仰者たちの犠牲となった者たちへの質問である。「生き埋められていた(女兒が)(8)どんな罪で殺されたかと問われる時、(81-9)」

質問される者たちは、1) アッラーの使者たち、2) 使者の民、3) 裁判で争っ

た者たち、4) 使者たちの民の証人たち、5) 二人のグループ（善人と悪人たち）など様々である。

質問内容はいろいろであるが、啓示が示された後で、民は何をしたか？あるいは何を始めたか？などある。

質問された者たちの答え方は様々で、1) 私たちは分かりません、あなたは私たちより知っている、とか、2) 私たちには分かりません。あなたはすべてご存知ですとかがある。

答えの種類は、1) アッラーがよりよく知っているというものと、2) 現前の恐怖で、冷静さを失って、分けが分からなり知らないというものの2つで、前者はイブン・アッバースで、後者はハサン・バスリーの説であるが、前者がより正解である。

生活の中の法学、あるいは規範：アッラーが復活の日に、アッラーの使者に質問するのは確定した事である。これはアッラーの使者は伝えている。

「秘密裏に、あるいは公然と、何と答えたか？」の質問は不信仰者に対する非難で、本当の否定の形での質問に、「私たちは知りません」と答えるのは、キリストを神とした者たちに対してである。

イブン・ジュライジュは、「何と答えたか？」の意味は、啓示が伝えられた後、何をしたかということであると言っている。

イーサー（イエス）－彼に平安あれ－が行った奇跡はアッラーの恩恵によるもの

本文：アッラーがこう仰せられた時を思い起せ。「マルヤムの子イーサーよ、あなたとあなたの母が与えられた、われの恩恵を念じなさい。われは聖霊によってあなたを強め、揺り籠の中でも、成人してからも人びとに語らせるようにした。またわれは啓典と英知と律法と福音をあなたに教えた。またあなたはわれの許しの許に、泥で鳥を形作り、われの許しの許に、これに息吹して鳥とした。あなたはまたわれの許しの許に、生まれつきの盲人と癩患者をいやした。またあなたはわれの許しの許に、死者を甦らせた。またわれはあなたが明

証をもってイスラエルの子孫の許に赴いた時、かれらの手を押えて守ってやった。かれらの中の不信心な者は、『これは明らかに魔術に過ぎない。』と言った。(110) その時われは弟子たちに啓示して、『われを信じ、わが使徒を信じなさい。』と言った。かれらは(答えて)言った。『わたしたちは信じます。あなたは、わたしたちがムスリムであることを立証して下さい。』(111)

啓示の契機：復活の日での、叱責と非難の激しい質問がなされるのはイーサー、あるいはイーサーとその母マリヤムを神としたキリスト教徒である。その理由は、他の民族はアッラーの使者を信じなかった罪が問われるが、キリスト教徒の場合には、それに加えて多神教の罪を犯したからである。この節は、イーサーに与えられたアッラーの恩恵と奇跡について語られている。イーサーが行った奇跡はアッラーの力によって実現されたものである。

そしてイーサーの行った奇跡それぞれを見れば、彼が人間であることが分かる。

解説と説明：イーサーに与えられた恩恵と奇跡、常識を覆す奇跡はアッラーの意思によってなされた。それらは1) 父なしで生まれた。処女懐胎、2) 揺りかごのいる赤ん坊の状態で会話ができた、3) 聖霊、より正確には、アッラーが天使ジブリーエールを通じてイーサーを助け、それから預言者にして、幼少期から大人になっても、アッラーへの信仰を呼びかけたこと、4) アッラーはイーサーが読み書きをできるようにした。5) アッラーの意思によって、イーサーは粘土から鳥を創造した。6) アッラーの意思によって、イーサーは口が聞けない人を聞けるようにし、目の見えない人に見えるようにした。また同じようにしてハンセン病患者を治癒し、死者を蘇生したなどである。

イーサー（イエス）の弟子たちが要求した、ヤコブの子孫たちへの天の食卓の降臨

本文：かれら弟子たちが、こう言った時を思い起せ。「マルマムの子イーサーよ、あなたの主は、わたしたちのために、(食べ物を)並べた食卓を、天から御下しになるであろうか。」かれ(イーサー)は言った。「あなたがたが信者なら、アッラーを畏れなさい。」(112) かれらは言った。「わたしたちはそ

の（食卓）で食べて、心を安らげたい。またあなたのわたしたちに語られたことが真実であることを知り、わたしたちが、その証人になることを乞い願います。」(113) マルヤムの子イーサーは（祈って）言った。「アッラー、わたしたちの主よ、わたしたちのために、（食物を並べた）食卓を天から御下しになり、それでわたしたちへの最初の、また最後の機縁となされ、あなたからの印として下さい。わたしたちに食を与えて下さい。本当にあなたは最も優れた養い主です。」(114) アッラーは仰せられた。「本当にわれは、それをあなたがたに下すであろう。それで今後もしあなたがたの中で不信心者となる者があれば、われは世の誰にもまだ加えなかった懲罰で、かれを罰するであろう。」(115)

啓示の契機：キリスト教徒がイーサーの食卓の話イスラームの聖典『クルアーン』からしか知ることがない。天からの食卓は、アッラーがイーサーに与えた9番目の恩恵である。イーサーはアッラーに食卓を頼んだ。天の食卓は、アッラーの力を徴（しるし）であり、それにより人々はイーサーが預言者であることを信じる。

解説と説明：アッラーはムハンマドにイーサーの弟子たち（使徒）の言葉を思い出せる。彼らはイーサーがアッラーにお願いし、天の食卓を下してもらうことができるか試そうとする。イーサーの弟子たちはアッラーが全能であることを知っている。しかしその力を自分たちの目で確認したいと望んだ。それは自分たちの心を安心させたかったからである。

イブラーヒームも同じようにアッラーの全能を知りながら、自分の目で目撃したいと望み、「主よ、死者をどのように蘇らせるか見せてください。(2-260)と頼んだ。イーサーの弟子たちは「私たちの心を安心させる」と言い、イブラーヒームは「しかし、私の心を安心させるために (2-260)」と言った。理論的な知識は疑念には、反論が生まれがちであるが、目で確認すればそのようなことはない。視覚は理論よりも強い証拠を提示できる。イーサーの弟子たちは食べ物が必要だった。そしてアッラーが全能であることを知っている。したがって、心を安んじるとは、信仰心を増すという意味であるという解釈もある。イーサーの頼みをアッラーは受け入れたが、それは啓示の使命を完璧にす

るためである。したがって、その後で信仰心を牛なれば懲罰が下ることになる。イーサーは弟子たちに天から食卓が下されることを目撃させ、それが記念すべき日となるように頼んだ。この日が日曜日であり、キリスト教徒の祝日（休日）となったのである。食事の恵みを頼んだ。それによって身体は滋養で満たされる。

生活の中の法学、あるいは規範：天の食卓はイーサーへのアッラーが与えた9番目の恩恵。誠実な信徒に対するアッラーの答の一例。アッラーへの頼みは願い（ドゥアー）である。

イーサーの弟子たちは伝道の従事しながらも食べなければならない。当時、イーサーと共に移動していた人は5千人超であったと言われている。弟子たちの他に一般人も加わっていた。イーサーの行う奇跡を目撃したいと思って加わった人たちがいれば、イーサーを嘲笑するために加わった人たちもいた。

イーサーはある日、砂漠へと向かった。食物はなかった。弟子たちと一般の人は空腹を感じた。そこで弟子たちはイーサーに、「あなたはアッラーに天の食卓をお願いしますか？」と聞いた。弟子の長であるシモンは、イーサーと一緒に来ている人たちが天の食卓を要求していますと言った。

天の食卓が下れると、皆が満足して食事をし、空腹を満たした。

イーサー（イエス）はキリスト教徒が唱える彼と彼の母の神性に関して罪はないこと。

本文：またアッラーがこのように仰せられた時を思え。「マルヤムの子イーサーよ、あなたは『アッラーの外に、わたしとわたしの母とを2柱の神とせよ。』と人びとに告げたか。」かれは申し上げた。「あなたに讃えあれ。わたしに権能のないことを、わたしは言うべきではありません。もしわたしがそれを言ったならば、必ずあなたは知っておられます。あなたは、わたしの心の中を知っておられます。だがわたしはあなたの御心の中は知りません。本当にあなたは凡ての奥義を熟知なされています。(116) わたしはあなたに命じられたこと以外

は、決してかれらに告げません。『わたしの主であり、あなたがたの主であられるアッラーに仕えなさい。』（と言う以外には）わたしがかれらの中にいた間は、わたしはかれらの証人でありました。あなたがわたしを御呼びになった後は、あなたがかれらの監視者であり、またあなたは、凡てのことの立証者であります。(117) あなたが仮令かれらを罰せられても、誠にかれらはあなたのしもべです。またあなたがかれらを御赦しなされても、本当にあなたこそは、偉力ならびなく英明であります。』(118) アッラーは仰せられよう。「これはかれら正直者が、正直ゆえに得をする日である。かれらには川が下を流れる楽園があり、永遠にその中に住むであろう。」アッラーはかれらを喜ばれ、かれらもまたかれに満悦する。それは大願の成就である。(119) 天と地と、その間の一切の事物は、アッラーの大権に属する。かれは凡てのことに全能であられる。(120)

啓示の契機：アッラー（神）はイーサー（イエス）への恩恵を数え上げた後、復活の日（ヤウムル・キヤーマ）にイーサーに対し、重大な事柄に関する質問をする。

同時に、イーサーの民に対しては、重大な事柄に関わる過ちを叱責し、彼らの捏造した（イーサーと彼の母が神であるという主張）説に関して、その罪を咎（とが）める。さらにアッラー（神）は、過ちを犯したイーサーの民に対して、イーサーが、そのような大嘘の説の過ちと、まったく関係なく、無実であることを教える。

解釈と説明：これらの節の部分は、現世が終わり、死者たちが復活して一同に集められ、アッラー（神）の審判を受けるが、その日に論議されることと、審問について述べられている。具体的には、復活の日におけるキリスト教徒たちへの威嚇と、彼らが行ったことに対しての叱責と咎めである。アッラーがそれについて預言者（ムハンマド）へ伝える。以下の通りである。

ムハンマドよ！（死者が）集められる日（現世の終わりの日）の様子を人々に述べなさい。アッラーはその日にイーサーに次のように言って質問する。

「あなたは皆に言ったのか？「私と、私の母を、アッラーを差し置いて神と

しなさい」と。つまり、イーサーと母のマリヤムの二人は（二人を神とする）多神教の言葉を発したことによって唯一神教の教えの法に反した。多神教とは彼（イーサー）を、あるは二人（イーサーと彼の母）をアッラー（神）と同列に置くことである。

人に害を及ぼし、あるいは御利益をもたらす場合、神々が共同でそれを行うと信じていても、またお互い、まったく関係なく行くと信じていても、どちらも多神教であることに変わりない。また他の神々に対する優位性を認めていても、何かを決する際に協議すること信じていても多神教であることには変わらない。さらにまたアッラーの御許で仲介として影響力と威厳を保持していると信じてても多神教であることには変わらない。

前記の事情がクルアーンには次のように述べられている。

「かれらはアッラーの外に、かれらを害せず、また益のないものに仕えて、『これら（の神々）は、アッラーの御前でわたしたちを執り成すものです。』と言う。言ってやるがいい。『あなたがたは、天地においてアッラーの知らないことを、かれに告げようとするのか。』かれを讃えなさい。かれはかれらが配するものの上に高くおられる。（ユーススの章）（10-18）」

信心の誠を尽して仕えるのは、アッラーに対し当然ではないか。だがかれを差し置いて（他に）保護者を求める者は、「わたしたちがかれら（神々）に仕えるのは只わたしたちがアッラーの御側に近づくためである」（という）。本当にアッラーはかれらの異なる点について、必ずその間を裁決なされる。アッラーは、虚偽で恩を忘れる者を御導きになられない。（39-3）」

アッラーの質問は反語疑問文である。それはイーサーを神と主張する者たちへの叱責と咎めである。こうした主張を一蹴して、それが嘘であると告げている。その意味で、叱責と咎めは質問の形をとることにより強い表現となっている。また民が後で信仰を変形してイーサーが言わなかったことを言ったように主張している。この章句（節）は民がさらに、マリヤムと、彼女の息子のイーサーを神としたことを伝えている。マリヤム信仰である。彼らはマリヤムを崇拜し、神聖化している。こうした人たちの言い分は次のようになる。

マリヤムは人を産んだのではない。神を産んだのだ。産んだが故に同じ地位を獲得するようになった。また三位一体説を主張する人たちの中に、マリヤムを「父、息子、聖霊」三つの一つとする者がいる。イーサーはアッラーからの論駁を受けた後で、「いとも尊きアッラー」と答える。つまり、イーサーはアッラーに相応しくないことは遠ざけていたし、別な神を同列置いたこともなかった。神の存在そのもの、神性に関して他のものを同列に置いたり、加えたりすることはなかった。イーサーはアッラーの力に服従し、その力を恐れていた。それからイーサーとマリヤムを神と根拠なき主張した者たちは罪があるが、イーサー自身は無関与でまったく罪はない。それはイーサーの問題ではない。またイーサーにはそのように主張する権限もない。イーサーははっきりと否定し、自分から出たことはアッラーが教えたことであると言う。なぜならアッラーは全てを知っているからだ。アッラーはイーサーの秘密や、イーサーの心に隠してあることまで全て知っている。しかしイーサーはアッラー御自身について、アッラーそのものについて、明らかにしていないことは知らない。アッラーは不可視の世界と、そこから発生するもの、存在するもの、これから存在するものについて知っている。

イーサーの答え方は、「私は言ったと」か、「言わなかった」という答え方ではない。アッラーが全てを知っていると信頼している。彼が言ったことはアッラーが知っていると答えている。これは修辞法で、強調表現と言える。イーサーは謙虚さを示し、アッラーへ服従していることを明らかにしている。また、イーサーが信仰や宗教的勤行（宗教儀礼）について言ったことは全てアッラーが彼に命じたことだけである。それはイーサーの主で、イーサーの民の主であるアッラーを崇拜することである。イーサーはイーサーの民と同じく、アッラーの僕である。アッラーはイーサーの民を監視していた。イーサーは彼の民がしたことを目撃し、証人となる。イーサーは無意味な言動をやめるように言った。イーサーは彼の民に正しい言動をするように言った。

2010 年 9 月 25 日発行 第 7 号

発 行 所 拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向 3-4-14
電話 03 (3947) 9414 (代)

編集委員 柏原良英

発 行 者 藤渡辰信

印 刷 所 共信印刷(株)